

新たな振興計画（骨子案）に対する 県民意見への県の考え方について

沖 縄 県 企 画 部
令 和 3 年 6 月

【1】 県民意見募集の結果

令和3年1月に公表した「新たな振興計画（骨子案）」について、1月29日から2月28日にかけて県民意見募集を行いました。

その結果、91の個人・団体から579件のご意見をいただきました。

分野別の意見内訳

新たな振興計画（骨子案）の分野別の意見としては、特に、(19)の人権（ジェンダー平等・LGBT等）に多くの意見をいただきました。

また、(4)子どもの貧困・子育て・福祉、(18)人材育成・教育、(5)離島振興など、県民の皆様からは様々な分野に対して幅広くご意見を頂いたところです。

【分野別一覧】

| | | | |
|------------------|-----|-----------------------|------|
| (1)環境 | 29件 | (11)観光産業振興 | 25件 |
| (2)文化 | 39件 | (12)情報通信関連産業振興 | 10件 |
| (3)健康長寿・保健医療 | 10件 | (13)新リーディング産業振興 | 33件 |
| (4)子どもの貧困・子育て・福祉 | 45件 | (14)農林水産業振興 | 15件 |
| (5)離島振興 | 40件 | (15)製造・中小企業等振興・雇用対策 | 8件 |
| (6)生活基盤整備 | 3件 | (16)平和・沖縄戦 | 11件 |
| (7)防災・減災・危機管理 | 9件 | (17)駐留軍用地跡地の有効利用の推進 | 8件 |
| (8)米軍基地問題、戦後処理問題 | 20件 | (18)人材育成・教育 | 42件 |
| (9)社会基盤整備（交通等） | 33件 | (19)人権（ジェンダー平等・LGBT等） | 62件 |
| (10)交流・多文化共生 | 26件 | (20)その他 | 111件 |

【2】 県民意見に対する県の考え方について

県民の皆様から提出いただいた意見については、次の①から③に対応を分類し、それぞれ県の考え方を分類しております（次の頁のとおり）。

【分類】

- ① 素案に反映
新たな振興計画（素案）において反映または一部反映している場合。

- ② 制度・財政措置の対応
関係団体から頂いた意見をもとに、国に対して制度の創設を要望している場合。

- ③ その他
上記①から②に該当しない場合。

県民の皆様からいただいたご意見に対する県の考え方(新たな振興計画(骨子案))

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|--------|--|------|
| 1 | 4 | 4 | ・世界中に大きな影響を及ぼし、かつ国境離島(尖閣諸島)、周辺地域(特に台湾)との関係、経済(対立を要因とする取引規制)、基地問題(中国軍の進出とそれに対抗する米軍・自衛隊の動向)等、本件が直接関わる事項の多い「米中対立」を項目に加えるべきではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 2 | 5 | 9 | ・格差や価値観の相違を要因とする分断・対立も世界中で進行しており、これらは互いに密接な関係にあること、また施策方針の「平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現(P17)」とも関わることから、項目名を「格差、分断及び対立の進行」とし、内容を加筆すべきではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 3 | 8 | 21 | ・近年の温暖化による影響(サンゴの白化、大型台風・集中豪雨の増加など)について記載した方がよいのではないか。 | ①素案に反映 | ご意見内容については、第2章1(2)③に下記の記載を行っております。 「近年、我が国においては大規模豪雨災害等が頻発しており、地球温暖化に伴う気候変動による深刻な影響が指摘されている。気候変動が進むと台風の23強大化や海面上昇等を引き起こすとされており、自然災害リスクの更なる増大が懸念される。」 また、第6章県土のグランドデザインと圏域別展開の中において、サンゴの白化対策など記載しております。 | 環境部 |
| 4 | 10 | 9 | ・「歴史的・文化的特性の維持・継承」との両立を図る必要があるのではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 5 | 14 | 12 | 後段で「アジア太平洋の過去と未来～実践の場である。」と述べるのであれば、前段の事項について「～沖縄戦の経験など」を「～沖縄戦の経験、尖閣諸島を含む、東アジアにおける日中・米中対立など」とするなど、過去の事例だけでなく現在進行形の事項も併記すべきではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 6 | 14 | 30 | ここで挙げられている人材はどれも「外向き」の人材であるが、一方で地域のニーズに即した内向きの人材も不足している状況であり、双方の育成・確保が課題なのではないか。 | ①素案に反映 | 地域のニーズに即した人材育成・確保については、「5-(4)-イ 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保」等の中で取組を記載しております。 | 企画部 |
| 7 | 28 | 33 | ・情報格差を生じさせないことを明確にするため、項目名を「広く県民が情報通信技術を活用できる環境整備」としてはどうか。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、「2-(6)-イ① 情報通信技術を活用できる環境整備」の中で取組を記載しております。 | 企画部 |
| 8 | 30 | 32 | ・本県を取り巻く軍事的・外交的な情勢の変化に伴い、基地派生問題は米軍基地のみならず自衛隊基地を要因とするものも生じていること、また日米中を含む周辺各国の軍事的・政治的活動を要因とする問題が顕在化していることから、①項目名を「米軍基地、自衛隊基地から派生する諸問題及び～」と変更し、自衛隊基地から派生する諸問題についても対象とする②「(9)沖縄県問題及び周辺地域における軍事的・政治的活動から派生する諸問題の解決」の追加が必要でないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、自衛隊の配備について、県としては地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。 | 知事公室 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|--------|---|--------------|
| 9 | 32 | 1 | ウィズ／アフターコロナを見据え、業種によっては社会／経済の変化に対応するため思い切った事業・業態転換が求められることから、「ア 全産業における労働生産性の向上」に次の項目を追加してはどうか。 ④ 新分野展開、業態・事業・業種転換による、県全体における生産性の最適化 | ①素案に反映 | 強い県経済を構築する上で、産業の労働生産性の向上は重要な課題となっています。このため、「3(1)ア 全産業における労働生産性の向上」において、デジタルトランスフォーメーションや先端技術の導入、企業の人材投資等を積極的に促進し、新分野展開、業態・事業・業種変換を含めたビジネスモデルの変革を進め、県全体の生産性を底上げしていく考えです。 | 商工労働部 |
| 10 | 32 | 21 | 観光需要の下支え策として、また観光に対しての意識向上のため「県民自身による旅行(県内・県外)の促進」を施策に盛り込むことはできないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 11 | 35 | 3 | 複数の主要国主導による「世界規模の広域的な経済圏ネットワーク」構築が平行・同時進行的に進んでいるが、沖縄として、これらの経済圏ネットワークのいずれか、あるいは複数に参画することのメリット・デメリットについての検討を施策として組み込む必要があるのではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 12 | 40 | 3 | ここでいう「島々」には無人離島も含まれるのか。含まれるのであれば、施策に「エ 無人離島の積極的な利活用」を追加することはできないか。(施策のア～ウは無人離島にそぐわない内容であるため) | ③その他 | ここでいう「島々」は有人離島を指しております。 | 企画部 |
| 13 | 42 | 14 | 「陸上交通体系」には陸上における物流(トラック等)も含まれるはずだが、施策にはその点に触れられていない。生産者から物流拠点へ、あるいは物流拠点から消費者への最初／最後の部分を担う重要な部分であることから、施策に「陸上物流体制の整備」を追加することはできないか。 | ①素案に反映 | 基本政策3-(12)「自立経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成 ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 14 | 44 | 4 | 特に近年、国と県との間における諸問題に関連して「地方自治」についての議論が高まった背景がある。また国外に目を向けると、このような「自治に関する政府-地方間の問題」を抱えている地域は本県周辺を含め、世界中に存在している。これらの地域で行われている取組の中には、地方自治にとって参考となるものも見られることから、施策及び施策内容を以下のように改めてはどうか。 (3)世界の島しょ地域・自治領地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 15 | 44 | 25 | 地域の活性化にとって、働く場の存在は不可欠ですが、テレワークやワーケーションだけではたして十分なのでしょうか。「離島の立地・環境に即した企業・事業所の誘致」も施策に追加してはどうか。 | ③その他 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「4-(4)-イ ① 離島におけるテレワーク、ワーケーション等の推進」 また、企業誘致につきましては、市町村及び企業のニーズを踏まえながら、施策を検討してまいります。 | 企画部 商工労働部 |
| 16 | 45 | 14 | 多文化共生が求められている中「郷土の文化と自然に愛着と誇りを持つ」だけでなく「他地域の文化や自然を知り、共感を持つ」青少年の育成が必要ではないか。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「5-(1)-ア 地域を知り、学びを深める環境づくり」 | 教育庁 |
| 17 | 50 | 14 | 基地負担については、那覇空港(那覇基地)の運用、米軍基地を自衛隊が共用するケースが増えていること、宮古・八重山地域における自衛隊の配備等、自衛隊由来の負担も顕在化し始めている。そのため、基地負担軽減の対象として米軍に加え自衛隊も対象とすべきではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、自衛隊の配備について、県としては地元理解と協力が得られるよう、政府は丁寧な説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。 | 知事公室 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|------|--|--------|---|-----------------|
| 18 | 52 | 9 | 施策の前提となる「駐留軍用地の早期・即時返還を求める」ことについても盛り込む必要があるのではないか。 | ①素案に反映 | 「第5章 1(1)基地問題の解決」の中で、米軍基地の整理・縮小と在沖米軍人等の削減を求めています。 | 知事公室 |
| 19 | 55 | 15 | 無人離島の保全・活用について、解決の方向性に個別で記載することはできないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 20 | 57 | 12 | 課題の自主的な克服・解決には行財政のみならず、立法・司法を含めた地方自治全体のシステム構築が必要ではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 21 | 64 | 20 | 項目名を「無人離島を含む小・中規模離島」とし、無人離島の保全・活用の取組を追加してはどうか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 22 | 0 | 0 | <p>骨子案のページ、行番号：新たな振興計画の概要(ユイマールの継承、貧困の連鎖を断ち切る社会・経済対策、時代変化に対応できる人材育成)意見：貧困の連鎖を断ち切るために、最も大切なことは、貧困のため進学を諦めざるを得ない子供たちに、自らの目標を実現するための教育資金を一定期間沖縄県等で保証してあげることです。5年ほど前に給付型ではなく新しい貸与型奨学金制度の創設を提案(別紙参照①)しましたが、県の施策は、不十分な給付型奨学金又ランドセル・通学のための交通費の給付に留まっています。財源不足がネックにあると思いますが、今一度、当時の提案概要を確認して欲しいと思います。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮名：「沖縄県ユイマール奨学金制度の創設」(無利子・無担保・保証人不要・貸与型奨学金) 目的：貧困状態にある子供たちの進学又は専門技術の習得を実現する。 制度の概要(案) <ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度は、無利子・無担保・保証人不要・長期間(最大75歳)かけて返済可能な貸与型奨学金とする。 支給対象者は、本人又は両親のいずれかが沖縄県内に9年以上住所を有し、住民税の非課税世帯(又は同程度の事情を有する者)とする。 対象とする進学先等は、国内外の高校・大学・大学院・専門学校・各種資格取得(運転免許等)とする。 支給総額は、勉学に専念するのに必要な額とし、銀行等の調査データを参考にする。 奨学金の返還は、住民税の課税対象者となった翌年から、生活に支障のない範囲で一定額を返還してもらう。ただし、借入者本人が76歳以上又は死亡した場合等は借入残金を全額免除とする。 財源は、沖縄県等による金融機関からの長期借入金により確保し、支払利息は、県予算・一般からの寄付金などで賄う。 貸付残高の一定額を貸倒引当金として設定する。 審査会や財務状況等は沖縄県民がホームページ等で閲覧できるように公表を原則とする。 貸与型奨学金制度の利点 <ul style="list-style-type: none"> 必要な財源が確保できる。 貸与型奨学金は、会計上は長期借入金による現金・預金の増加であり、生活保護受給世帯で問題となる世帯分離の必要がない。 生活が向上したら受給した奨学金を基本的に全額返還してもらう制度により、次の世代への財源が確保でき、沖縄県民からの寄付も増加すると予想される。(ユイマール精神)以上 | ③その他 | <p>貧困の連鎖を解消するために、児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策を行うことが重要と考えています。</p> <p>第4章 2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進において、「教育費負担の軽減」を記載しております。</p> <p>具体的にご提案内容については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 総務部 子ども生活福祉部 |
| 23 | 43 | 1~10 | <p>戦争遺跡の保存及び活用について</p> <p>南北1キロの坑道のみを復元・公開するだけでは、この施設の果たすべき役割と価値の半分も満たされない。百年以上に及ぶ大日本帝国の「戦争史の終結点」として第32軍司令部壕を位置付け、二度と再び戦争を企て、これに加担し、ふるさとを荒廃させ、人々の命を脅かすような時代にならぬように、全国民に訴えるための施設として、「沖縄県立沖縄戦資料館」を県立芸術大学第3キャンパス現敷地に新設すべきである。内容①大日本帝国100年の戦争史、②大本営とは、③第32軍(牛島軍団)の誕生、④不戦(非戦)の武術・空手の心広場、⑤牛島軍団の南部転戦経路と「命のガマ・悲劇のガマ」総覧ジオラマ、⑥観光客・研修生講義室、⑦沖縄戦関連の資料提供・販売。国策によって掘られた人工の壕(天然のガマではない)。地上の平和の城[首里城]と地下の戦争の岩「司令部壕」との組み合わせは世界でも稀な「世界平和を旨とする」観光資源。</p> | ①素案に反映 | <p>壕跡を含めむ戦争遺跡については、遺跡の状態を判断しながら、一般公開が可能なものについては、沖縄戦の記憶継承の空間として利活用していきたいと考えております。</p> <p>これらの取り組みについては、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承 ③ 戦争遺跡の保存及び活用」の中で取組を記載しております。</p> | 子ども生活福祉部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|-------|--|--------|--|-----------------------|
| 24 | 28 | 24 | ① 住宅の計画的な建替等の促進 → ① 公営住宅の建替等の推進 修正理由: 表現が曖昧、29頁20行目との整合を図るため、具体的な整備内容を表現すべき | ①素案に反映 | 当該施策においては、公営住宅の建替の促進に加え、公営住宅以外の住宅について一定条件の下、リフォーム工事への補助事業の取組を想定しております。 「2-(6)-ア① 住宅の計画的な建替等の促進」の中で取組を記載しております。 | 土木建築部 |
| 25 | 28 | 25 | ② 上水道の計画的な整備、水道広域化の推進と水の安定供給 → ② 水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定供給 修正理由: 市町村の水道普及率は、97.3%～100%と高いので、上水道の計画的な整備の表現は馴染まない、29頁18行目との整合を図るべき | ①素案に反映 | 「上水道の計画的な整備」については、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化も含めた記載にしております。 「2-(6)-ア② 上水道の計画的な整備、水道広域化の推進と水の安定供給」の中で具体的な取組を記載しております。 | 企業局 |
| 26 | 28 | 27 | ④ 地域特性や社会環境の変化に応じた陸上交通基盤の整備 → ④人流・物流等を支える陸上交通基盤の整備 修正理由: 道路ネットワークは整備途上なので、具体的な整備の目的等を表現すべき | ①素案に反映 | 本項目は生活基盤の強化・充実の観点から陸上交通基盤の整備を整理したものであり、具体的な整備目的等を表現した道路ネットワークの構築については、「3-(1)-エ-② 体系的な道路ネットワークの構築」の中で記載しております。 | 土木建築部 |
| 27 | 11 | 22～24 | 22(Peace 平和) 23 ⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界 24 平和への貢献・発信 国策として始まった戦争の結果として、76年前の沖縄の住民を巻き込んだ悲惨奇烈な沖縄戦が行われた。その戦没者を慰霊追悼するために、各地に442基もの慰霊塔がつくられている。 沖縄には3か月に及ぶ地上戦が繰り広げられ、敵兵を目の当たりにしながらの白兵戦や老若男女が銃弾砲弾の飛び交う中に放り出され多くの犠牲者が出たことは、広く世界に知られる広島・長崎の悲惨な原爆の被害と並んで、強く世界に発信すべきである。 このような悲惨な経験をした沖縄が、平和を希求するために世界平和への貢献・発信を行うに当たっては、その痕跡＝各地の慰霊塔をしっかりと保存整備しないと、文字だけ言葉だけの発信になることを危惧する。 このため、各地に残る慰霊塔及びびがまなどの中には原野に打ち捨てられ草木に覆われ忘れられつつあり、久しく言われる風化を止めるためにも訪れ、見て、歩いて実感していただくためにもアクセス道路や駐車場など周辺環境を整備し、平和学習や観光で訪れる方々に形として見せて、戦争の悲惨さを追体験してもらうような、施策を打ち出していただきたい。 | ①素案に反映 | 慰霊碑や慰霊塔については管理実態等を踏まえつつ、管理や支援のあり方を検討していきたいと考えております。 これらの取り組みについては、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承 ③戦争遺跡の保存及び活用」の中で取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 28 | 32 | 12 | ウ 地域・産業間連携による「稼ぐ力」の向上 戦後の沖縄観光のはりしとしての戦跡地巡り、慰霊巡拝があり、現在の観光はこれを明るく美しい沖縄観光にとってマイナス要因として捉えているのではないかと。このような慰霊塔戦跡は他府県が活用しようと思っても無い資源として捉え、沖縄の悲惨な歴史として、今一度、沖縄観光の柱の一つに据えても良いと考える。 このため、慰霊塔戦跡を平和だけでなく観光と連携して、「稼ぐ力」の観点からも観光振興の柱として、周辺整備を行い、語り部や現地ガイドを養成することを提言する。 | ①素案に反映 | ご意見については、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承 ③ 戦争遺跡の保存及び活用」の中で、観光誘客につながる取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部 |
| 29 | 23 | 5 | 沖縄文化の「継承・発展・普及」について、「研究・蓄積・普及・継承・発展」が好ましい。普及や発展は積み重ねがなければすぐに限界に達するため、その根拠を記録する必要がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|--------|---|-----------|
| 30 | 23 | 6 | ～しまくとぅばの「保存・普及・継承」を「研究・蓄積・普及・継承」とする。研究者や沖縄県の調査では抑えられない多様な地域のしまくとぅばが存在する。研究者・大学・市町村と連携しつつ研究・蓄積を行いつつ、成果を普及・継承に資する。両輪が必要。 | ①素案に反映 | 1-(4)-ア-①各地域におけるしまくとぅばの保全・普及・継承の促進の中で、「しまくとぅばアーカイブ」の取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 31 | 23 | 7 | 伝統芸能の「継承・発展」を「研究・蓄積・普及・継承・発展」とする。伝統芸能の指導者のみしか蓄積がない状態は今後の安定的な継承や発展に不安が残る。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 32 | 23 | 8 | 伝統文化の「保存・継承・発展」を「研究・蓄積・普及・継承・発展」とする。保存だけでは変化や発展が把握できないため、積極的に現状と本来の状態を「研究・蓄積」を行ったうえで「普及・継承・発展」を行う必要がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 33 | 23 | 9 | 芸術等の「振興」を「振興・継承・発展」とする。「振興」のみでは分かりにくい。芸術も新旧複合する沖縄文化であるため、継承を入れる必要がある。さらに新たな芸術を創出するために「発展」も必要である。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、1-(4)-イ「文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり」として、わかりやすいよう記載内容を整理しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 34 | 23 | 10 | 文化財等の「保存・活用」を「研究・蓄積・普及・活用・地域連携強化」とする。埋蔵文化財については研究・蓄積について人材増員し行う必要がある。また琉球王国関連の文化財は県内に無数にあり、御嶽や井戸等琉球王国時代から伝わるものは沖縄県独自の文化財指定や登録の仕組みを検討する必要がある。全域の字単位の指定文化財制度等、積極的な保存施策を検討する必要がある。それにより普及・活用がより高度な成果となりうる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 35 | 23 | 11 | 歴史資料の「保存・編集・活用」を「研究・蓄積・普及・活用・地域資料保存強化」とする。現代の歴史資料は古文書に限らず、地域資料や口承記録等さまざまな状態の資料があることが明確になっている。それに合わせ、沖縄県の豊富な歴史資料を研究・蓄積・普及・活用が必要であり、それら資料は各地域に存在するため、市町村に人員配置する等の専門職員の配置が効果的である。歴史の証言する人々は年々減少しているため急務と言える | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 36 | 23 | 12 | 文章中にない博物館についての記述が必要。 「7博物館の機能強化と地域施設連携強化」沖縄県立博物館の学芸員が1名で担当範囲が広範過ぎ成果や普及に限界が見える。歴史でも時代ごとに4名が必要である。少なくとも現在の3倍の学芸員配置が機能強化となる。また、沖縄県及び奄美群島には琉球・沖縄に関する博物館が約100施設存在し、施設と連携した組織や活動を強化することが沖縄振興に文化振興や観光振興に資する。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、1-(4)-イ-④に「沖縄県立博物館・美術館」を記載しております。 具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 37 | 23 | 18 | ウの前に、空手以外の沖縄文化について沖縄振興のソフトパワー化(資源化)する施策が必要だと考える。 ウ 沖縄伝統行事の研究・蓄積・活用・継承 1エイサー・綱引き・ハーリー等の研究学習拠点施設整備 2沖縄伝統行事の調査・研究・集約 3指導者・後継者の育成 4沖縄伝統行事の普及・継承 5世界の伝統行事と連携強化・文化による地域交流の促進 6ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組の推進 | ③その他 | 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展は、重要と考えております。 具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 38 | 28 | 11 | イ地域コミュニティの活動支援の項目に、生活・子育て・教育・社会活動・福祉活動等を長年行ってきている地域の自治会等のコミュニティが含まれていない。それらは芸能や伝統行事などの継承団体でもあり、活動支援することが広範に沖縄県の振興に資するため、「5 地域住民コミュニティの推進・活動支援」を追加する必要がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 39 | 68 | 12 | 沖縄市がエイサー会館を設置し普及・振興を図っているが、沖縄県としてその機能強化を振興策が必要と考える。エイサーは県内のみならず県外・海外においても団体が存在する空手と並ぶ沖縄の代表的なソフトパワーであり沖縄振興に欠かせない伝統文化であるため、「沖縄市のエイサー会館に沖縄県全域のエイサー研究を行うための人材配置・組織作りに取り組む。」の文章を追加する。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|------------|--|-----------|
| 40 | 15 | | 15ページ(2)ともに支え合い健康で生き生きと暮らせる社会の実現について 精神疾患を持った方への理解を深められる施策を望む。まずは疾患(病気)であることを理解する。次に適切な医療が必要であることを認識する。そして、家族(支援者)に対して、自分のできそうなことを実践する。最後に、第3者的立場で本人と家族の方向性を話し合える人づくりをしてほしい。当事者意識を持てる人づくりを切望する。 | ①素案 に反映 | 疾患を持った方も含め、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。これらの施策については、「基本施策2-(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実」の中で取組を記載しております。 | 保健医 療部 |
| 41 | 21 | 23 | 水質汚濁対策 有機フッ素化合物(PFAS)対策については、沖縄県が実施している嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における地下水調査では、依然として高濃度のPFASが検出され続けています。 沖縄県は、水質汚濁対策として水道水は、活性炭による浄化を行っていますが、抜本的な対策は汚染源の調査を待つ状況となっていることから、地下水や河川の水質調査による汚染原因の調査及び検討を希望いたします。 | ①素案 に反映 | ご意見に関する取組については、「1-(2)-イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生 ① 水質汚濁対策」の中で記載しております。 | 環境部 |
| 42 | 21 | 24 | 土壌汚染対策 土壌汚染対策についても、PFASが高濃度で検出されている状況は、基地を抱える市町村を始め県民に大きな不安を与えており、さらに地下水汚染による周辺地域への土壌汚染も広がっていることが懸念されるため、早急な改善を図る必要があると考えます。 そこで、土壌汚染対策で暫定指針すら設定されていないPFASについて、土壌汚染対策における管理指針について検討を希望いたします。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 |
| 43 | 36 | 10 | 社会課題解決型プロジェクトの創出支援 米国の大学では「PFASを食べる細菌の研究」が進められており、沖縄県でも早急にPFASを分解する微生物の研究を推進し、バイオテクノロジーを活用した水質・土壌汚染の改善技術の開発を進める必要があると考えます。 そこで、社会課題解決型プロジェクトとして、沖縄科学技術大学院大学等を核とした「PFASを分解する技術開発」の共同研究の支援・推進に関する項目を、骨子に追記していただきたいと希望いたします。 | ③その 他 | 具体的な研究項目については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 44 | 0 | 0 | 基本施策の将来像2と3についてですが、障害のある方も安心して生活できる環境作りの強化、障害のある方も安心して楽しめるリゾート作りにもっと取り組んで頂きたい事と、一年あたり又はワンシーズンあたりの観光客の人数制限をしたほうが良いと思います。人数制限については、将来像1の実現にも繋がります。 高齢化社会であることもありますが、障害のある方が不自由なく楽しめるリゾートが実現することが出来たなら、今後間違いなく強みになると思うのです。 私自身、障害のある親を遊びに連れて行く事があります。その時に、車椅子を使ってでも安心して自然を楽しめないかなあ。とか、車椅子でも楽しめるリゾートやリゾートホテルがもっとあればなあ。と、感じます。しかし、自然を壊してホテルを乱立してしまつては、自然を楽しみに来てくれる観光客の方の希望にも添えないし、将来像1も叶わないので、既存の物を上手く活用していければいいかと、思います。 道作りに関しても、以前よりは歩道も改善されているかと思いますが、雑草が邪魔していたりして生かされてないと感じる場面もあります。また、歩道の幅は車椅子一台分はあるが、途中マンホールや車用のスロープなどで段差が生じてたり、と、残念な場所もあつたりします。色々難しい事もあると思いますが、基本方向1誰一人取り残すことのない優しい社会の実現にもつながる事だと感じたので、書かせて頂きました。 | ①素案 に反映 | 1-(1)-ウ「人と環境に優しいまちづくりの推進」において「⑤公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進」において取組を記載しております。 | 土木建 築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|--|--------|--|-----------|
| 45 | 0 | 0 | 基本施策の将来像2と3についてですが、障害のある方でも安心して生活できる環境作りの強化、障害のある方でも安心して楽しめるリゾート作りにもっと取り組んで頂きたい事と、一年あたり又はワンシーズンあたりの観光客の人数制限をしたほうが良いと思います。人数制限については、将来像1の実現にも繋がります。高齢化社会であることもありますが、障害のある方が不自由なく楽しめるリゾートが実現することが出来たなら、今後間違いなく強みになると思うのです。私自身、障害のある親を遊びに連れて行く事があります。その時に、車椅子を使ってでも安心して自然を楽しめないかなあ。とか、車椅子でも楽しめるリゾートやリゾートホテルがもっとあればなあ。と、感じます。しかし、自然を壊してホテルを乱立してしまつては、自然を楽しみに来てくれる観光客の方の希望にも添えないし、将来像1も叶わないので、既存の物を上手く活用していければいいかと、思います。道作りに関しても、以前よりは歩道も改善されているかと思いますが、雑草が邪魔していたりして生かされてないと感じる場面もあります。また、歩道の幅は車椅子一台分はあるが、途中マンホールや車用のスロープなどで段差が生じてたり、と、残念な場所もあつたりします。色々難しい事もあると思いますが、基本方向1誰一人取り残すことのない優しい社会の実現にもつながる事だと感じたので、書かせて頂きました。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、観光地の環境整備に関する取組については、3-(2)-ア③「多様な受入環境の整備」の中で「誰もが楽しめる、やさしい観光地」のコンセプトや「ユニバーサルツーリズム」の取組取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 46 | 0 | 0 | 基本施策の将来像2と3についてですが、障害のある方でも安心して生活できる環境作りの強化、障害のある方でも安心して楽しめるリゾート作りにもっと取り組んで頂きたい事と、一年あたり又はワンシーズンあたりの観光客の人数制限をしたほうが良いと思います。人数制限については、将来像1の実現にも繋がります。高齢化社会であることもありますが、障害のある方が不自由なく楽しめるリゾートが実現することが出来たなら、今後間違いなく強みになると思うのです。私自身、障害のある親を遊びに連れて行く事があります。その時に、車椅子を使ってでも安心して自然を楽しめないかなあ。とか、車椅子でも楽しめるリゾートやリゾートホテルがもっとあればなあ。と、感じます。しかし、自然を壊してホテルを乱立してしまつては、自然を楽しみに来てくれる観光客の方の希望にも添えないし、将来像1も叶わないので、既存の物を上手く活用していければいいかと、思います。道作りに関しても、以前よりは歩道も改善されているかと思いますが、雑草が邪魔していたりして生かされてないと感じる場面もあります。また、歩道の幅は車椅子一台分はあるが、途中マンホールや車用のスロープなどで段差が生じてたり、と、残念な場所もあつたりします。色々難しい事もあると思いますが、基本方向1誰一人取り残すことのない優しい社会の実現にもつながる事だと感じたので、書かせて頂きました。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨に関しては、持続可能な観光地の形成に向け、「サステナブル・ツーリズムの推進」や、「持続的観光指標の設定と観光地マネジメント」の取組を記載しております。具体的な人数制限については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 47 | 7 | | P7(1).12の5 原案：日本本土 意見：他府県のことを日本本土という表現でいいのか疑問がある | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、「他の都道府県」に修正します。 | 企画部 |
| 48 | 10 | | P10の4 原案：SDGsの優先課題 意見：「5つのP」を12の課題の中に人権尊重、ジェンダー平等、無償のケアワークの視点が入っていないのでは？ 12の課題の他にディーセントワーク、ジェンダーの主流化の文言を入れて欲しい | ③その他 | 沖縄におけるSDGs推進の優先課題については、沖縄SDGs実施指針の中で取りまとめられております。なお、ジェンダーの主流化については、(People 人間)の①、ディーセントワークについては、(Prosperity 繁栄)の④に包含されると考えております。 | 企画部 |
| 49 | 13 | | 原案：希望と活力にあふれる豊かな島を目指して 意見：政策方針決定の場(議会・管理職等)への女性の登用目標とかDXの導入に当たってデジタル社会から取り残される高齢者などへの配慮の文言を入れて欲しい | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、ジェンダー平等については第4章2-(5)-アに、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりは第4章2-(4)-アに記載しております。 | 企画部 |
| 50 | 28 | | 原案：基本施策 ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重 意見：①②は一本化してよいのでは そこに女性の人権が尊重され、活躍できる社会づくりやジェンダーギャップの解消等をいれては？ ③国際的な家庭問題への支援については解りにくい。国際結婚・離婚・養子縁組等の諸問題を抱える家族への支援？ | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、2-(5)-アにおいて、「①家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進」として一本化して記載しております。また、国際的な家庭問題への支援については、「国際結婚・離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、相談・支援体制の強化に取り組む。」と記載しております。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|---|--------|--|-------------------|
| 51 | 41 | | 原案:女性が活躍できる環境づくり 意見:環境づくりだけでは弱い。基本施策として女性のキャリアアップに向け、仕事と家庭の両立支援策(ワークバランス)や育児・介護などのアンパイド・ワークについて触れられないか | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ジェンダー平等については第4章2-(5)-アに、女性が活躍できる環境づくり第4章3-(11)-エに記載しております。 | 子ども生活福祉部 商工労働部 |
| 52 | 70 | | (4)宮古圏域 ・追加項目4番目として 気候変動に耐える地下水の保全、病害虫発生予防の観点を見据え森林面積の適正化を再検討し、地下水、森林、生態系の安定、充に向け、即存の森林保存とさらなる造林事業に取り組む。 | ①素案に反映 | 森林面積の適正化等については、「基本施策3-(7)-カ②自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備」の中で、適正な森林の管理・保全の取り組みを記載しております。 | 農林水産部 |
| 53 | 21 | | (2)ア、生物多様性の保全・継承 ・追加項目④として ④森林面積の適正化、再生、保全の推進 | ①素案に反映 | 森林面積の適正化等については、「基本施策3-(7)-カ②自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備」の中で、適正な森林の管理・保全の取り組みを記載しております。 | 農林水産部 |
| 54 | 21 | | (2)イ、水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生 ・追加項目⑥として ⑥森林面積の保全、拡大対策 | ①素案に反映 | 森林面積の適正化等については、「基本施策3-(7)-カ②自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備」の中で、適正な森林の管理・保全の取り組みを記載しております。 | 農林水産部 |
| 55 | 31 | | イ、残された戦後処理問題の解決 ・追加項目⑤として ⑤乱伐将等に伴う森林拡大の対策 | ③その他 | 森林等を含む緑化対策については、「1-(1)-ウ③花と緑にあふれる環境づくり」の中で取組を記載しております。 | 農林水産部 |
| 56 | | | 市立、市町村立、公立、医科薬科大学設立に関する陳情書 社会のニーズの高い医科薬科分野における総合的、専門的メディカル・ユニバーシティ構想を実現するために医科薬科大学の設立を進めています。 此の大学は、奥深い学問探究(学問の自由および真理の探究をめざす)と医科薬科領域の地域性、国際性を育み、人類の健康長寿・医療等の発展に寄与する高等教育機関の設立を目指しています。 開学時は、薬学部(薬学科・薬科学科)、地域国際医療福祉学部(地域医療学科・医療技術学科・医療福祉学科)2学部設置をめざし、数年後は医学部、看護学部増設、沖縄県独特な魅力溢れる医科薬科大学をめざしています。開学すれば、沖縄県民の教育効果、経済効果、雇用効果を最大限に生み出すことができます。また、本学の医科薬科分野(将来、医療系総て包括していく)の教育、研究の専門的・技術的医療人等の人材育成によって、医師不足の解消や高齢化対策(人材確保)等、また、医科薬科分野における地域貢献及び国際貢献を果たすことができます。同時に沖縄県の地域活性化と自立経済効果も期待されます。世界でステイタスの高い医科薬科の高等教育は、沖縄県全体の知的ワールドを高め、教育、経済、人材等のすべての環境も高度に幸福度豊かに変えていく相乗効果が期待されるのみならず、将来沖縄県の地域資源及び薬草群の研究を深め、薬剤製造研究所等を基盤にアジア、世界へその分野の販路を拡大していくことも可能となります。また、医療機器開発のための教育研究も世界、特に、我が国始め東アジアの地域医療、地域活性化に貢献していけると確信します。医科薬科分野における予防医学始め健康長寿の教育研究の高等教育機関は世界のどこにも設置されていません。沖縄は長寿県として世界の医学情報誌『ブルゾン』に毎年プレゼンされていることもあり、沖縄県に設立する意義は最も大きいです。 私共の医科薬科大学でも揺るぎない沖縄の「命は宝」の理念で医療人を養成していきます。 皆様のご支援、お力添えの下で、市立、市町村立、公立での医科薬科大学の創立実現化を推進していきます。本新設大学(医科系、薬学系等)設立を沖縄県の政策、新たな沖縄振興基本計画に入れていただけるよう、陳謝いたします。 | ③その他 | 厚生労働省の平成30年薬剤師数調査によりますと、人口10万人あたりの薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、全国平均の190人に対し、沖縄県は139人で全国最下位であります。 また、沖縄科学技術大学院大学(OIST)や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の支援、地域包括ケアシステムにおける多剤・重複投与の防止や患者の薬物療法の安全性・有効性の向上、医療費の適正化など、今後薬剤師に求められる役割は大きくなっていきます。 県としましては、県内国公立大学に薬学部を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えており、令和2年度から県内薬剤師需給予測及び薬学部設置可能性等調査事業を実施し、県内国公立大学への薬学部設置の必要性、可能性等に係る調査を進めているところであります。 | 保健医療部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|-------------|--|-------------------|
| 57 | 4 | | 第2章 基本的課題 基本課題 女性の活用及び登用が明記されていないが、もっと力点を置いて記述したほうがよい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、女性登用については第4章2-(5)-ア-①に、女性が活躍できる環境づくり第4章3-(11)-エに記載しております。 | 子ども生活福祉部 商工労働部 |
| 58 | 16 | | 第3章 基本方向 施策展開1つの枠組み追加 人材育成 及び交流共生を4つの枠組みと結ぶ。 (注)教育の充実が沖縄県の発展と取り組む課題である貧困改善につながる。 | ③その他 | 人材育成や教育の充実は今後の沖縄振興の重要課題と認識しております。このため、すべての枠組みの土台や基盤として支えていくものと考えております。 | 企画部 |
| 59 | 17 | | 施策展開の基本動向 各項目まず目標を掲げ、施策を掲げたほうが県民には理解しやすい また、将来象項目と一致させて順序を変えたらどうでしょうか。 4番以降に人材育成を追記し、目標等をコメントしたらどうでしょうか。 また、沖縄県には米国人3万人が在住している人材等を活用する施策も展開すべきだ。 | ③その他 | 第3章の施策展開の基本方向については、社会、経済、環境の3側面の視点から、各施策展開に通底する基軸的な3つの基本方向を示しております。 また、目標設定については、今後策定する実施計画の中で策定してまいります。 | 企画部 |
| 60 | 20 | | 第4章基本施策 将来象 I～5、順序等を記入変更要及び人材育成等追記願う。 | ③その他 | 将来像については、平成22年に県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた県民が望む将来像を用いているところであります。 | 企画部 |
| 61 | 50 | | 第5章 克服すべき沖縄の固有課題 人材育成や貧困等及び一人当たりの所得が全国最下位から脱出も明記したらどうでしょうか。 県民と共有し取組むとを具体的な展開を書くべきだ。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、一人当たり県民所得は、第3章4計画の展望値(2)経済に係る展望値で記載しております。 | 企画部 |
| 62 | 60 | | 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開 圏域別展開の中に「4周辺離島」を明記し、特徴ある方向性も示すべきだ。 | ①素案に反映 | 周辺離島地域における施策展開の基本方向については、「第6章 3 圏域別展開」の中で圏域ごとに周辺離島にも焦点を当てつつ施策の展開内容を示しております。 | 企画部 |
| 63 | 37 | | (7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興 せつかく沖縄の稼ぐ力を向上させても、日々必要とする食を県外からの輸入に依存しては富は流失し続け、沖縄は豊かにはなれない。沖縄が豊かな島になるためには、稼ぐと共に、食の自給率を上げ、県外への富の流出を抑え、富が県内でより循環することが大事である。 農業水産業の振興の目標として、県の食料自給率向上を掲げることを要望します。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 農林水産部 |
| 64 | 52 | 10 | 平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」について、その趣旨として令和3年3月末日を以て、期限を迎えてしまうことについては延長が必要である。まず、県においては、そのスタンスに立って、法律の延長・拡充に向け、積極的に取組まれていることを評価したい。その取組みを理解した上であれば、「解決の方向性」で延長を前提にしたスタンスが示されていると読み解くことができるが、県は制度の単純延長ではなく、拡充を目指して取り組んでいることを強調するため、ここでも内容の拡充について触れることで、地権者をはじめとして、より理解を促しやすくなるのではないか。 例えば、「同法律の延長と拡充は不可欠」で「地権者への安心・安全な土地の引き渡しと合意形成に向けた補償の拡充」「跡地利用が円滑に実施できるよう分割返還へも対応できる十分な措置」が課題解決の鍵である、として追加記述、強調する必要はないか。 | ②制度・財政措置の対応 | 現在、跡地利用推進法に基づき、駐留軍用地跡地の利用を推進しているところであります。 同法は令和3年度末を期限としていることから、国に延長を求めています。 また、法施行後に顕在化した課題に対応するため制度の拡充も国に求めています。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|-------|---|--------|---|-------|
| 65 | 1 | 31~32 | →冒頭1P目から述べるわけで、国からの支援が非常に重要であることを強調したいと要に見える。しかし、国からの補助が全部不要とは言わないまでも、県の課題を県及び県民が主体的に考えなくてはならず、表現を改めるべきと思います。 →また、基地があるから課題が発生しているのでしょうか。改めて考えるべきだと思います。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 66 | 28 | 23 | 『計画的な生活基盤の整備』 当会会員は、塗装専門工事業として、都市部、市長村、離島、県内いたる所で改修、補修、工事を行っています。実感しているのは、小さな公共構造物の事前調査不足と計画性のなさ、未熟な施工と管理体制です。 施工する時点で、既に構造物劣化は止めることができず、表面処理で劣化を遅らせることしかできなく、もっと早いメンテナンス工事していれば、結果的に経費を抑えることができ、構造物を長く活用できると感じていることが多いです。 施工している近くの構造物を見ると、これも早急に施工必要と思うが、確認すると未定と回答が多々あります。 都市部はまだ良い方もありません。市町村の小さな橋はボロボロの状態をよく見かけます。 また、先日も農村部の小さな橋の公共工事に不具合が、発生したとのことで確認したところ、良い資材を使用しているにも関わらず、施工方法がよい加減で、不具合発生と判明しました。 また地元の建設土木会社が、安いとの理由だけで、技術の未熟な施工店も任せて、書類上は問題ないが、施工は手抜きということも判明しました。 県内の隅々まで、地域住民の生活に関わる構造物の現状調査が徹底され、保守メンテナンス計画が作成され、施工と管理体制をしっかりと構築する必要があります。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建築部 |
| 67 | 63 | 21~22 | 「都市内交通については、モノレール延伸やLRT/BRT*8等導入についても並行して検討を進める」との記述について、「次世代型交通環境の形成」(20ページ30行目)を基本施策として掲げているので、建設コストが高く、事業効率性に欠け多額の赤字が想定されている「鉄軌道」は、膨大な事業費を賄う予算措置が不可能と言え、建設の見通しが全くないなど非現実的であること、また、沖縄における陸上交通の現状及び課題を踏まえると、南北骨格軸を含めてLRT/BRTを導入して公共交通の利便性、ネットワークを早期に向上・拡充させた方が沖縄の発展につながり、合理性があると考えられること、加えて、現行計画期間においても「鉄軌道」の導入について何ら見通しがたつておらず、次期計画においても「鉄軌道」の導入にいたずらに拘り過ぎると、足早に10年間が経過していくとともに、年々激化している道路交通の渋滞問題が解消されず、国内外からの観光客の受入体制の整備が遅れ、振興の妨げになることは明白である。こうしたことから、「鉄軌道を含む」との文言を骨子案の段階で全て削除し、また「についても並行」との表現ではなく、様々なメリットを有し、実現可能性が高いLRT/BRTを、南北骨格軸を含めて導入するということを明記すべきであり、それが「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して」いく将来像に合致すると考える。 「沖縄21世紀ビジョンは、将来(概ね2030年)のあるべき沖縄の姿」であり、また、沖縄振興計画は「沖縄21世紀ビジョンで示されている県民が望む将来像を実現するための計画」であること、加えて、県民が望んでいるのは交通渋滞の緩和や観光振興に資する新たな公共交通システムの導入であり、「鉄軌道」に拘泥していない。このような中で、県が「鉄軌道を含む」との文言を挿入し続けるのであれば、「機運醸成を図っていく」、「調整を行っていく」だけの施策ではなく、次期計画期間において「鉄軌道」の完成を見込んだ実現可能性のある線表を公表し取り組んでいくべきである。 | ①素案に反映 | 路面(道路上)を走行するLRTは、乗り降りの容易性や快適性に優れるものの、軌道運転規則により最高速度が時速40キロ以下に制限されているため、速達性はバスレーンを走行する路線バスと同等となっております。一方、沖縄鉄軌道については、広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ圏域構造の構築を図る観点から、最高速度100キロ以上の高速性を備えたシステムの導入が求められており、鉄道やモノレール、HSST、専用軌道走るLRT等を想定したところであります。具体的にどのシステムを選定するかについては、今後、より具体的な検討を行う計画段階において、現場の状況、経済性等を踏まえながら幅広く検討することとしております。 なお、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入と併せて、鉄軌道と地域を結ぶ利便性の高いフィーダー交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところです。フィーダー交通については、地域の課題等を踏まえながら、市町村と協働で公共交通の充実に向けた取組を進めることとしており、その取組の中で、今後、地域に適した公共交通システムやネットワークのあり方について、路線バスの他、LRT・BRT・モノレールなどの様々なシステムを含め幅広く検討していくこととしております。 開業時期等については、今後の具体的な検討を行う計画段階において検討していくこととしております。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|-------|---|-------------|--|-------|
| 68 | 21 | 20 | 「自然環境保全・生物多様性に関する研究及び拠点形成」との記述について、54ページの4～5行目では「国営大規模公園の整備」、また65ページの22行目では「海洋政策センター」(仮称)のように具体的に記述している箇所もみられるので、現行計画に引き続いて国立自然史博物館の誘致・設立を目指すのであれば骨子案の段階で明記すべきであると考え。 | ①素案に反映 | 国立自然史博物館の誘致については、「1-(2)-ア 自然環境・生物多様性の保全・継承 ③アジアの自然史科学の拠点「国立沖縄自然史博物館」の設置促進の中で記載しております。 | 環境部 |
| 69 | 52 | 25 | 「駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編」の「解決の方向性」の中で「国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要」との記述があるが、「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)」の提案状況を整理した表(参考資料227ページ)をみると、「駐留軍用地跡地の有効利用の推進」の「財政特例」の欄は「○」と分類されている中で、「財政措置」とは具体的に何を指しているのか。 | ②制度・財政措置の対応 | 「新たな沖縄振興の制度提言」の中で跡地利用推進法の延長・改正を国に求めることとしており、財政特例としては、土地先行取得基金制度に対する財政支援や給付金・特定給付金の給付上限額撤廃を求めています。 | 企画部 |
| 70 | 52 | 26～30 | 「嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の有効利用」の項目において、「国家プロジェクトとして～最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出する。」(54ページ21～23行目)との記述があることから、52ページ26～30行目に記述されている「最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出」する跡地が嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の6施設を指していることを当該箇所において明瞭化すべきと考える。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 71 | 31 | 18 | 全国的に所有者不明土地問題を抱えている中、全国一律の法制度があり、加えて、新たに土地所有権の国庫への帰属を認める制度が創設される状況にあって、「所有者不明土地問題の抜本的解決」が「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)」における「沖縄戦に起因する所有者不明土地の解消制度」の制度概要に記載されている全ての制度創設を指しているのであれば、実現の可能性が乏しいと思われる制度がみられること、また制度創設がないと「所有者不明土地問題の解決は困難」とは言い難いと考えられることから、現実を踏まえて財政特例(市町村における所有者不明土地の管理に要する経費に係る国の財政支援)に絞った記述とすべきである。 所有者不明土地の解決に向け、まずは関係する県内の行政機関(各省庁、県、市町村)の実務者や専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士、税理士)を構成員とするプラットフォーム(協議会)を県が率先してつくり、法制度を前提とした話し合いを重ねていけば良いと考える。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建築部 |
| 72 | 72 | 8～10 | 「本圏域の拠点都市である石垣市は、(略)、都市機能の一層の向上を図る。」との記述は、主語、述語の整理が必要ではないか。 「旧石垣空港跡地の新たな拠点」とは具体的に何を指しているのかを明確化する必要があると考える。 「役割分担や連携強化」について、「市街地」と「新たな拠点」のそれぞれの「役割」が不明瞭なため、イメージしやすいように記述する工夫が必要と考える。 「都市機能の一層の向上」との記述について、旧石垣空港跡地は今後区画整理によって基盤整備が進んでいくことや「一層の」と表現されていることから、向上を図るのは市街地と理解をして良いか。また、向上を図る「都市機能」とは具体的に何を指しているのかを明確にする必要があると考える。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、該当する文章を以下のとおり記載します。 「本圏域の拠点都市である石垣市においては、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた都市機能の充実・強化とともに、景観にも配慮した快適なまちづくり等を促進し、地域内の都市的利便性を一層高める魅力的な都市圏の形成を図る。 中心市街地における賑わい等の再生に向けて、教養文化施設、社会福祉施設等の中心市街地への再配置、石垣空港跡地の有効利用、空き地や空き店舗等の活用促進、高齢者等に対応した生活充実型サービスの充実等を促進する。また、南ぬ浜町においては、美崎町地区の都市再開発と一体とした観光・リゾート拠点としての整備を推進し、石垣空港跡地においては、土地区画整理事業による新たなまちづくりを促進する。」 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|--------------|---------|--|--------|---|---------------------|
| 73 | 72 | 30 | 「地域特性を生かした海洋資源の開発拠点」について、「八重山圏域」において記述している理由が沖縄21世紀ビジョン実施計画の取組検証票や海洋資源調査・開発支援拠点形成促進事業についての成果報告書をみても判然としないことからその理由（沖縄県の考え方）を確認したい。 | ③その他 | 竹富町や石垣市においては、海洋基本計画を策定していることを踏まえ、八重山圏域に記載しております。 なお、新たな振興計画(素案)の八重山圏域においては、「海洋資源の調査研究・開発や海洋資源を活用した産業振興に取り組む」と記載しております。 | 企画部 商工労働部 |
| 74 | 65 | 22 | 「我が国の海洋政策の拠点となる国の「海洋政策センター」(仮称)を構想」と記述されているが、国においては海上保安大学校に国際海洋政策研究センターが設置されている中で、新たに国が類似する機関を創設する可能性は極めて低いと思われること、また、「海洋政策の推進やブルーエコノミーの振興に重点的に取り組むことが重要である」(15ページ27～28行目)、「本県海洋政策の一環として戦略的に推進する必要がある」(65ページ15行目)、「地域主体のブルーエコノミーの展開を図ることが望まれる」(65ページ21行目)ということであれば、72ページ30行目に記述されている「海洋資源の開発拠点」の機能を含めた「県のセンター」を八重山圏域において設立することを主体的に構想していく方が効率的、効果的に推進していく観点から望ましいと考える。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 75 | 22 | 20 | 「国境離島の振興」と「海洋権益保全への貢献」が「による」で接続されているが、因果関係が不明瞭なため、イメージしやすい記述とする工夫が必要と考える。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ施策体系を見直し、離島の振興の取組については、「基本施策3-10島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興」の中で取組を記載しております。 | 企画部 |
| 76 | 28,3 0,33 | 34,2,18 | 「デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」)」(9ページ、30～31行目)と記述されている中で、当該3か所が「DX」ではなく「デジタルトランスフォーメーション」と記述されているが問題ないか。 | ③その他 | 施策名は正式名称(デジタルトランスフォーメーション)を使用し、本文中の14頁以降の記載は「DX」で統一しております。 | 企画部 |
| 77 | 2 | 4 | 以下の追記を提案する。 また、日本本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置し、那覇から半径2,000km以内には東京、ソウル、北京、上海、マニラ、香港などアジアの中心都市が入り、特に台北市とはわずか約600kmの距離にあるなど、ヒト・モノ・カネ・情報が集積する「アジアの橋頭堡」になり得る発展可能性を有している。 ○理由 ・那覇市との2,000km圏内の主要都市に、「ヒト・モノ・カネ・情報」の集積について語る場合においては、香港、台北の2大都市を加えるべきであるため。特に台北市とは至近にあることを強調すべきであると考えます。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、日本本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置し、那覇から半径2,000km以内には東京、ソウル、北京、上海、マニラ、 <u>香港</u> などアジアの中心都市が入り、特に台北とはわずか約600kmの距離にあるなど、ヒト・モノ・カネ・情報が集積する～」 | 企画部 |
| 78 | 20 | 29 | 以下の追記を提案する。 ①新たなモビリティ技術・サービスの導入とその定着に資する体制構築 ○理由 ・新たなモビリティサービスの導入、推進、普及にあたってはその事業運営にあたっては多額の初期投資を要する。 ・先進的な知見や実績を備えた県外事業者の進出計画を後押しし、定着可能な体制をあらかじめ構築することが必要である。 ・具体的には、車両取得やシステム整備、進出後一定期間の固定費に関する補助制度創設等について検討願いたい。 | ③その他 | ご意見を踏まえ、新たなモビリティ技術・サービスの導入体制の構築の取組については、「基本施策1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進 ①次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 環境部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|--|--------|---|--------------|
| 79 | 21 | 5 | 以下の追記を提案する。 ④沿道、歩道等の環境改善 ○理由 ・春から秋にかけて、特に夏季においては、除草の頻度が少ないため、満足に通行できない歩道が多く存在する。 ・県道や市町村道における外来種を含めた雑草除去を進める必要がある。 ・観光客が自転車等で周遊する際の安全を確保するためにも必要である。 | ①素案に反映 | 沿道、歩道等の環境改善の取組については、「1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進 ④ 歩いて暮らせる環境づくり」の中で取組を記載しております。 | 土木建築部 |
| 80 | 23 | 29 | 以下の追記を提案する。 ④伝統工芸の継続的発展のための普及促進 ○理由 ・沖縄の伝統工芸の中には、後継者不足や販路拡大の限界により、厳しい状況におかれているものがある。 ・これらの伝統工芸は、その島の歴史や伝統を代表するものとして後世に引き継がれ、その島の魅力づくりのために、観光客を含め、多くの方に触れ、活用されることが望まれる。 ・そのためにもその普及と促進が図られるべきである。 | ①素案に反映 | 伝統工芸の普及に関する取組については、「1-(4)-エ 伝統工芸の振興 ① 伝統的な技術・技法の継承」の中で取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 81 | 26 | 12 | 以下の追記を提案する。 ④離島と本島間の患者や医療関係者等の搬送体制及び物品等輸送体制の確立・強化 ○理由 ・離島における医療提供体制の確保と充実を進めることに加え、それでも対処できない場合の本島への患者や医療関係者の搬送、物品等の輸送の体制の確立と強化を図る必要がある。 ・国際クルーズ船ならびに国際航空路線が寄港・就航する石垣、宮古においては、感染症法における一類感染症(エボラ出血熱等)に対処できる医療体制がなく、罹患者発生時には沖縄本島へ航空機による輸送を行うこととなっているが、輸送を担うNPO法人の使用する航空機の関係で輸送が有視界飛行可能な昼間に限られる。 ・上記の制限により、那覇検疫所から国際線就航時間を昼間とするよう要請を受けており、今後の国際線新規就航、ひいては訪日観光客誘致の大きな足かせとなる懸念があることから、一類感染症発生の場合に沖縄本島の指定病院へ24時間輸送できる体制を構築願いたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 保健医療部 |
| 82 | 26 | 21 | 以下の追記を提案する。 ③港湾および空港における感染症対策の体制強化と充実 ○理由 ・今般のコロナ禍において生じた諸々の事柄から、安心、安全な生活衛生環境の維持と観光振興を両立させるため、特に港湾及び空港においては感染症対策の体制強化と充実が必要である。 ・具体的には、離島港湾・空港において一類感染症が発生した場合に沖縄本島の指定病院へ24時間輸送できる体制の構築や、PCR検査に係る財政支援の対象を来県者へも拡大することを検討願いたい。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨に関しては、第4章 基本施策3-(12)の「イ-③空港における高度な危機管理体制の構築」や「ウ-⑤災害に強い海上交通ネットワーク機能の強化と危機管理体制の構築」において記載しております。 なお、具体的な取組・支援内容については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 土木建築部 |
| 83 | 29 | 8 | 以下の追記を提案する。 ■定住促進、子育て支援の充実、また、移住やワーケーションの促進、国内外からの観光客増にも資するインフラ・公共サービスの整備、都市部と同様に業務等が実施できる環境の構築など、離島の不利性克服と持続可能な地域づくり(生活、雇用等)の推進が課題である。 ○理由 ・インフラや公共サービスの整備等については、観光客増への対処としての側面も大きいことから追記されることが望ましい。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり記載します。 「■定住促進、子育て支援の充実、また、移住やワーケーションの促進並びに国内外からの観光客増にも資するインフラ・公共サービスの整備、都市部と同様に業務等が実施できる環境の構築など、離島の不利性克服と持続可能な地域づくり(生活、雇用等)の推進が課題である。」 | 企画部 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|--------|--|--------------------|
| 84 | 29 | 18 | 以下の追記を提案する。 ①水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保、水道事業の安定理由 ・特に離島地位においては観光客の急増による水需要のひっ迫が顕著で、貧弱な水道施設では対応できない状況になりつつあることから、施設整備、広域核の推進、安定確保に加え、水道事業そのもの自体の安定化を掲げる必要がある。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、「2-(7)-イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備 ①水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保」の中で記載しています。 | 保健医療部 |
| 85 | 29 | 22 | 以下の追記を提案する。 ⑤道路交通緩和施策の推進 ○理由 ・全国で唯一鉄道を有しない県特有の事情としての慢性的な交通渋滞を緩和するため、多様な交通手段の導入を含め、さまざまな施策の推進が求められる。 ・具体的には、まちなかの駐輪スペース設置に係る助成拡充やレンタサイクル制度創設時の自転車購入費用に関する助成等を検討願いたい。 | ①素案に反映 | 自転車利用環境の整備については、「1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進 ①次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 なお、具体的な助成の取組のご提案については、今後の参考させていただきます。 | 土木建築部 |
| 86 | 29 | 31 | 以下の追記を提案する。 ③地域特性に応じた島内移動手段の確保、拡充 ○理由 ・県内各地で、国際クルーズ船寄港の際に観光バスやタクシーが大幅に不足し、県民生活に影響がでている。 ・具体施策として、路線バス事業者への損失補填を生活路線に加え観光路線にも拡充することや、新規バス路線の開設にあたっての財政支援を検討願いたい。 | ①素案に反映 | 路線バス事業者への財政支援等については、「2-(7)-エ 離島を結び、支える安全・安定的でシームレスな交通体系の構築 ③地域特性に応じた島内移動手段の確保」の中で取組を記載しております。 なお、具体的な支援の取組のご提案については、今後の参考させていただきます。 | 企画部 |
| 87 | 29 | 32 | 以下の追記を提案する。 ④スマートモビリティなど新たな交通手段の積極的推進 ○理由 ・離島内の交通を支える手段として、その導入について具体に実証実験の検討が進められているスマートモビリティについては、独立した項目として挙げることが適切であると考えられる。 ・具体的には、車両取得やシステム整備、進出後一定期間の固定費に関する補助制度創設等について検討願いたい。 | ①素案に反映 | スマートモビリティなど新たな交通手段の積極的推進については、「1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進 ①次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 なお、具体的な支援の取組のご提案については、今後の参考させていただきます。 | 企画部 土木建築部 |
| 88 | 32 | 32 | 「快適で魅力ある観光まちづくりの推進」にあたり、以下の点を検討願いたい。 ・既存市街地の空き家利用の促進 ・空きビルの速やかな利用促進 (例：行政機能移転により使用されなくなった空きビル等) ・離島地域の中心市街地における「まちなかウォークアブル推進事業」の補助率引上げ ・「沖縄らしい風景づくり制度」において、コンクリートブロック造の街並みを対象に追加 ○理由 ・既成市街地の活性化や「歩きたくなるまちなか」の創出に向けた検討が求められる。 ・戦後沖縄の独特の街並みの保全により、多くの人を呼び込み街に活気を与えられる可能性がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 土木建築部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|------------|---|--------------------------------|
| 89 | 33 | 10 | 以下の追記を提案する。 ④質の高いクルーズ観光の推進、フライ&クルーズの派生 ○理由 ・クルーズ利用者の島内宿泊を増やすことで観光の質が高まると共に域内経済効果の向上に繋がることから。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、3-(2)-ウの「④質の高いクルーズ観光の推進」の取組を記載しております。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 90 | 33 | 12 | 以下の追記を提案する。 ⑥空港・港湾と観光拠点エリアにおける観光二次交通の拡充と利便性向上 ○理由 ・空港、港湾と観光拠点エリアを結ぶ観光二次交通は必ずしも充実しているわけではないことから、利便性向上に至る前段階として、その「拡充」を図る旨追記することが望ましい。 ・県内各地で国際クルーズ船寄港の際に観光バスやタクシーが大幅に不足し、県民生活に影響で出ていることから、具体施策として路線バス事業者に対する損失補てんの観光路線への拡充、並びに新規バス路線の開設に対する財政支援を検討願いたい。 ・観光客による路線バスを含む公共交通機関の利用促進により、脱炭素社会の実現や交通渋滞等の課題解決にも繋がると考えられる。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 91 | 33 | 13 | 以下の追記を提案する。 ⑦多様な宿泊・滞在施設の整備の促進 ○理由 ・空き家の増加が解決すべき重要課題となっている一方、多様な宿泊・滞在施設の存在が旅の魅力のひとつとなり得る。地域の歴史を感じられる既存ストックである空き家を改修し、宿泊・滞在施設として活用することを促進する制度につき検討願いたい。 ・現在、コロナ禍で着工時期の遅延等を余儀なくされている事業者も多いと推察されるが、引き続き宿泊施設開発を促進するため、離島旅館業に係る特例措置(土地取得後1年以内に着工することを条件に不動産取得税の課税免除等が受けられる)につき、「取得後1年以内に着工」の要件を緩和することを検討願いたい。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 92 | 33 | 13 | 以下の追記を提案する。 ⑧富裕層誘客に向けた施設整備の促進及び受入体制の構築 ○理由 ・沖縄県が“質の高い観光”の実現を目指す中、富裕層旅行者のニーズを満たすような世界レベルの宿泊施設の誘致・整備促進、上質な観光コンテンツの造成、上質な旅行環境を一貫して提供するための施策が求められる。 ・具体的には、プライベート機受入施設(乗降施設・格納庫)の整備や柔軟なCIQ対応実現(CIQ指定港化、CIQワンストップ窓口創設)に向けた関係省庁への働きかけ、マリーナ整備を促進するための支援制度創設につき検討願いたい。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポー ツ部 土木建 築部 |
| 93 | 35 | 10 | 以下の追記を提案する。 ■離島空港を活用した宇宙関連産業の展開を推進し、新たな産業の創出と集積を図る。 ○理由 ・下地島空港においては、沖縄県の誘致により、ベンチャー企業が宇宙港事業を行うことが決定し、当該ベンチャー企業が事業をスタートさせており、今後、さらなる発展が期待され、その先に新たな産業の創出、集積が図られることが望ましいため。 ・具体的には、離島であるが故に実験機の輸送コストなどが民間企業による利用促進の障壁となる懸念があるため、財政支援について検討願いたい。 ・宇宙港事業を行うベンチャー企業に加え、航空法における無人航空機による下地島空港の利用についても複数希望企業があることから、無人航空機についても上記と同様の支援を検討願いたい。 | ①素案 に反映 | ご意見を踏まえ、3-(4)-イ-③の中で、「下地島空港等の離島空港を活用した航空・宇宙関連産業の展開を推進し、新たな産業の創出と集積に取り組む」と記載しております。 なお、具体的な支援の取組のご提案については、今後の参考させていただきます。 | 土木建 築部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|---|------------------------|
| 94 | 39 | 6 | 以下の追記を提案する。 ④六次産業化促進のための共同工場整備等の推進 ○理由 ・農山漁村地域における六次産業化促進のため、共同工場整備や商品企画力向上、流通コスト削減など施策の実施が必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 農林水産部 |
| 95 | 39 | 33 | 以下の追記を提案する。 ⑤離島における建設産業の振興・促進 ○理由 ・離島における建設産業は、島外からの資材輸送や島外の建設作業員に頼らざるを得ず、他地域に比べ事業環境は不利となっており、企業進出が進まない一因ともなっているため、より一層の離島地域における建設産業の振興や促進を図る各種施策の展開が求められる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建築部 |
| 96 | 40 | 21 | 以下の追記を提案する。 ③沖縄県産酒類製造業の振興 理由 ・県内、特に離島には中小泡盛醸造所が多く存在しており、島民、観光客に愛飲されているが、更なる振興を図るためのPR施設や体験施設の整備、体験プログラム造成などを促進する。 | ①素案に反映 | 県産酒類製造業の振興については、「3-(8)-イ県産品の売り上げ拡大促進」の中で取組を記載しております。 なお、「沖縄県産酒類製造業の振興」については、新たな沖縄振興のための制度提言で国に要望しているところです。 | 商工労働部 |
| 97 | 40 | 25 | 以下の追記を提案する。 ③観光コンテンツの開発推進と強化 ○理由 ・夏季を中心とする繁忙期と冬季の閑散期の集客力の差が大きいことから、特に閑散期の集客に繋がるコンテンツ開発の推進と強化が必要である。 ・具体施策として、閑散期の観光コンテンツ開発について、自治体・観光関係団体及び民間事業者が支出する企画・調査及びPR等に要する費用の支援制度の拡充を検討願いたい。 | ①素案に反映 | 観光コンテンツ開発については、「3-(10)-ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興 ① 着地型観光プログラム等の定着」の中で取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 98 | 42 | 4 | 以下の加筆修正を提案する。 ②国際路線の拡充のためCIQの体制強化などの取り組み推進 ○理由 ・国際定期便が就航している新石垣空港及び下地島空港は、今後も訪日観光客の継続的な受け入れが見込まれるものの、検疫法に基づく検疫空港に指定されておらず(下地島空港は税関、入管も指定されていない)、CIQ対応人員が常駐していないため、指定化に向けた国への働きかけを実施願いたい。 ・本件については、項目として明示的に記載することが求められる。 ・また、県の観光の重点取組分野となっている富裕層の誘致にあたっては、プライベート機利用者がターゲットとなるが、離島空港においてCIQ対応がなされないことから実現に至らないケースが多数あり、大きな機会損失となっている。 ・加えて、CIQ対応については複数機関との調整が必要であることがプライベート機誘致の障壁となっていることから、CIQのワンストップ窓口の創設についても国への働きかけを実施願いたい。 | ③その他 | CIQの体制強化については、関係機関と調整しているところです。 | 文化観光スポーツ部 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|---|--------|---|--------------|
| 99 | 42 | 6 | 以下の追記を提案する。 ④国際航空物流機能の強化 ○理由 ・世界水準の拠点空港は、旅客輸送のみならず貨物輸送についてもその高い能力が求められることから、那覇空港はもとより離島各空港においても、1次産業従事者の所得向上につながる県外出荷を増やすためにも航空貨物、とりわけ国際航空貨物に係る物流機能の強化を推進する。 ・具体的には、離島における航空貨物輸送能力状況に必要な施設整備への財政支援、貨物低需要期の体制維持への財政支援制度の創設につき検討願いたい。 | ①素案に反映 | 国際航空貨物の物流機能の強化については、「3-(4)-ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コスト低減」の中で取組を記載しております。 具体的な取組については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 100 | 42 | 6 | 以下の追記を提案する。 ⑤各離島空港の機能向上 ⑥プライベート機受け入れ環境の整備 ○理由 ・離島所在の各空港のおかれている環境については、特にコロナ禍においては、就航済国際線の運休が続くなど、厳しい状況が続いているため、アフターコロナ・ウィズコロナを迎える中、その機能向上が求められる。 ・観光目的で訪れるプライベート機の受け入れ環境を整えることは、その離島空港の機能向上に働くことが期待される。 ・具体的には、「離島空港整備制度」においてプライベート機受入施設(乗降施設、格納庫)の民間整備も対象とすることを検討願いたい。 ・また、離島空港においては海外からのプライベート機に対するCIQ対応について、1カ月から2週間前に要請がなされる必要があり、受入にあたっての大きな障壁となっていることから柔軟な受入に向けた国への働きかけを実施願いたい。 | ①素案に反映 | 各離島空港の機能向上、プライベート機受入環境の整備については、「2-(7)-エ 離島を結び、支える安全・安定的でシームレスな交通体系の構築 ① 離島空港の機能強化及び離島航空路の維持・確保」の中で取組を記載しております。 なお、CIQの体制強化については、制度の創設を要望しているところです。 | 土木建築部 |
| 101 | 42 | 6 | 以下の追記を提案する。 ⑦県内各空港の競争力強化 ○理由 ・沖縄観光産業の振興に大きな役割を果たしている沖縄航空路線の航空機に対する航空機燃料税の軽減措置など、既存の優遇措置に加え、必要とされる各種施策を有機的に実施することで、県内各空港の競争力強化につなげる。 ・沖縄県が行う航空運送事業者への航空保安検査費用の補助について、補助率は国管理空港等と同様1/2であるが、財源の関係から実際の補助額は1/2に届いておらず、航空運送事業者の負担が大きくなっている。県内外の航空路ネットワークの維持・拡大のために、国管理空港と同じ負担割合とすべく支援拡充を検討願いたい。 ・また、下地島空港においては、大手航空会社の訓練利用からの撤退後も本邦航空会社3社、海外航空会社1社の離発着訓練が行われており一定の着陸料収入が得られている。さらなる訓練利用を促すためには優遇措置が望まれる。具体的には、航空機燃料税の軽減措置、また国管理空港と比べて大幅に割高な訓練着陸料の軽減(国管理空港:着地回数に関わらずエプロンまで進入して初めて1回あたり着陸料を計上、県管理空港:タッチ&ゴーにおける着地回数分を着陸料として計上)を検討願いたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 企画部 土木建築部 |
| 102 | 45 | 8 | 以下の追記を提案する。 ウ. 離島周遊の促進 ①観光客の県内滞在期間延長に繋がる離島周遊の促進 ○理由 ・県内滞在期間を延ばし観光消費を拡大するため、観光客による本島・離島間の周遊を促進する。 ・本島・離島間の移動コストが高いことから本島への観光集中の構図にある状況から、県内周遊や本島・離島間周遊や、離島間周遊を促進するための移動コスト軽減に関する制度創設を検討願いたい。 | ①素案に反映 | 離島周遊の促進については、「4-(4)-ア 離島と本島・県外との交流の促進 ② 離島訪問の促進」の中で取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|--|--------|--|-------|
| 103 | 47 | 31 | 以下の追記を提案する。 才・航空・宇宙関連産業人材の育成 ①航空関連人事の育成 ②宇宙関連人材の育成 ○理由 ・日本はもとより世界においても、無人航空機など先端的な航空関連産業や宇宙関連産業は今後ますます期待されている。 ・下地島空港においては沖縄県の誘致により、ベンチャー企業が宇宙港事業をスタートしており、これら産業はますます成長が期待される。 ・こうした環境にある本県におけるこれら人材育成を図ることは望ましい取り組みであり、その育成事業の整備が求められるところである。 | ①素案に反映 | 航空関連産業人材の育成については、「3-4-I 臨空・臨港型産業の集積促進 ②航空関連産業クラスターの形成」の中で、記載しております。 宇宙関連人材の育成につきましては、具体的な取組を実施する際の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 104 | 49 | 10 | 以下の追記を提案する。 ⑥離島における国際教育環境の創出と教育機会の提供 ○理由 ・離島においては、中学校もしくは高校までの設置となっており、その後の進学については、島外もしくは県外に出る必要があり、各家庭においては経済的な負担が大きい。そのため、若年層の島外流出の主要因となっており、離島での労働力不足を引き起こしている。 ・近年の県内観光産業の成長により、国内外からそれら人材育成のための高等教育機関の進出意欲が高まっており、そうした教育環境の創出や教育機会の提供が可能となりつつある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 105 | 55 | 19 | 以下の追記を提案する。 ■交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保及び維持、域内公共交通機関の拡充、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実、各種分野におけるICTの活用等により、離島における定住条件の整備と更なる向上を図ると共に域内経済の振興に繋げる。 ○理由 ・環境を意識した持続可能な社会の発展を目指すためには公共交通の拡充が重要であることから。 ・定住促進のみならずそこからの経済振興に繋げるべき内容であり、また、前述対策が直接的にも経済振興に繋がる項目であることから。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり記載します。 「■交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保及び維持、域内公共交通機関の拡充、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実、各種分野におけるICTの活用等により、離島における定住条件の整備と更なる向上を図ると共に域内経済の振興に繋げる。」 | 企画部 |
| 106 | 55 | 28 | 「■輸送コストの低減等による条件不利性の克服」に関して、以下の点を検討願いたい。 ・離島地域の自治体に対するふるさと納税返礼品輸送費用に係る補助制度創設 ○理由 ・2019年6月のふるさと納税制度改正により返礼品や送料・広告費を含めた経費を寄付額の5割以下に制限する仕組みが導入された。離島地域の自治体では送料負担が大きく、送料が高い冷凍・冷蔵品等、特産品の返礼品登録が進まず、地域産品の認知向上に支障が生じる懸念がある。 ・上記負担を軽減し、さらなるふるさと納税返礼品の登録を推進することにつき検討願いたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 107 | 57 | 17 | 「■国の責務を明確にしつつ、県、市町村、民間等の発意や創意を生かした自主的・主体的な政策決定が可能となる行財政システムの構築が必要である。」に関して、以下の点を検討願いたい。 ・離島地域の自治体に対する行政計画策定補助制度の創設 ○理由 ・各種行政計画を策定する際、調査・企画等業務を外部の民間企業等に発注することが一般的であるが、離島地域の自治体においては域内に専門的知見を備えた事業者がなく、沖縄本島もしくは本土の事業者に委託することが一般的である。 ・その際、委託費に交通費相当額が上乗せされるが、陸上交通と比して割高な航空運賃がかかることから、離島地域の自治体において行政計画を策定する上での大きな負担となっているため、交通費相当額を補助することで計画策定を支援することをご検討願いたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|---|--|
| 108 | 59 | 1 | <p>「■多様化する県民ニーズに柔軟に対応し、自主性・主体性の下で政策決定するためには、自主財源の確保や予算の効果的執行等が重要である。」に関して、以下の点を検討願いたい。</p> <p>・離島地域の自治体に対する地方創生促進税制(企業版ふるさと納税)に関する税額控除拡充</p> <p>○理由</p> <p>・離島地域の自治体においては、財源確保に地方創生促進税制(企業版ふるさと納税)の活用が有効と考えられるところ、平成28年度～令和元年度における寄附実績はゼロとなっている。</p> <p>・企業にとっては、寄附を行った場合の税額控除が9割であり、1割分の自己負担が生じることが寄附を行う上での障害となっていると考えられることから、離島地域の自治体に対する寄附を行った事業者に対する税額控除を9割から10割に拡充することをご検討願いたい。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 109 | 71 | 1 | <p>以下の追記を提案する。</p> <p>■宮古圏域では、貴重な自然環境、多様性を有する伝統行事・芸能・工芸の継承を図り、また、豊富な農水産業と他産業との連携、スポーツ適地である特性を活かし、独自の魅力を高めながら、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムを意識した体験・滞在型観光を推進する。また、上記各取組(再生可能エネルギーの導入・資源循環型社会の構築・廃棄物のリサイクル等)とも連動しながら、地域資源を生かした交流スタイルを創出する。</p> <p>○理由</p> <p>・記載の通り</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載しております。</p> <p>自然環境や住民生活とバランスの取れた持続可能な観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの普及等により、持続的な観光地づくりを推進する。</p> <p>世界規模の全日本トライアスロン宮古島大会等のスポーツイベントなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を図り、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けて、本圏域ならではの特色ある取組を促進するとともに、エコツーリズム、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなど体験・滞在型観光を推進する。</p> <p>宮古島市におけるパントウや多良間村の八月踊り等の伝統文化等を生かした地域づくり、宮古上布等の伝統工芸の継承等を図りながら、各々の島独自の魅力を高める。</p> | 文化観光スポーツ部 |
| 110 | 71 | 14 | <p>以下の加筆修正を提案する。</p> <p>■本圏域の海の玄関口である平良港においては大型クルーズ船の受入環境の整備や物流機能の強化を図り、宮古空港と下地島空港とあわせて国内外からの観光客の受入体制の強化を図る。下地島空港においては新規の定期国内路線誘致に加え、定期国際路線誘致、内外のプライベートジェット機等の受入、航空貨物輸送能力増強などを促進する。また、平良港、市街地、両空港を連結する軸を強化することで、本圏域内の広域交流・広域連携を図ると共に地理的特性を活かし国境を越えた地域間交流の促進地区として多元的・多様な交流の実現に取り組み観光振興を図る。</p> <p>■下地島空港においては宇宙飛行機、宇宙港、無人機産業の促進を図ることで、新たな産業クラスターの創出を図る。</p> <p>○理由</p> <p>・記載の通り</p> | ①素案に反映 | <p>下地島空港においては国際線を中心に、宮古空港に就航の無い国内線定期便(LCC/新規参入会社等)、チャーター便、プライベート機等の多様な航空需要を受け入れるものと考えております。つきましては、ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>下地島空港においては、国際線やプライベートジェット機等の受入強化に取り組みとともに、空港や周辺用地を活用した新たな事業展開を促進する。</p> <p>また、下地島空港の宇宙飛行機、宇宙港、無人機産業の促進につきましては、3-(4)-イ③ 離島空港における航空・宇宙関連産業の展開で記載しております。</p> | <p>文化観光スポーツ部</p> <p>土木建築部</p> <p>商工労働部</p> |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|--------------|----|---|----------|------------------------------|-------------------------------|
| 111 | 39,4 0,43 | | <p>沖縄独特の「琉服」の歴史的史料に基づく手縫い縫製員の助成・支援。 組合員の養成には一定期間の訓練を要します。養成講座を設けることで組合員の増員が見込まれ、助成支援は組合全体の発展につながると思われまます。 (本県の染織事業協同組合は、養成講座を長年継続事業として実施されている。)</p> <p>沖縄県職業能力開発協会の主催する「沖縄特有の技能向上のための講習」は、熟練者向けの短時間の講習であり、育成などにつながらない現状があります。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | <p>商工労働部</p> <p>文化観光スポーツ部</p> |
| 112 | 39,4 0,43 | | 琉服の紹介、冠婚葬祭での活用法、琉服の利点をPRできる市場の提供。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | <p>商工労働部</p> <p>文化観光スポーツ部</p> |
| 113 | 39,4 0,43 | | 他の県産品・染織工芸等と同じ市場での共通理解・販売の促進。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 114 | 39,4 0,43 | | 手縫いすることに高付加価値を与えること等、市場の提供。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 115 | 39,4 0,43 | | 国際的・文化的交流・世界のウチナーンチュ大会等の場での琉服の活用・普及の場の助成・支援。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 116 | 46 | 23 | 学校教育の学習カリキュラムの中に手縫い技法の基礎的「うんしん技法・習得の場」を取り入れる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 117 | 46 | 23 | 現場、関係教科の先生方へのうんしん技法習得の場の設定。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 118 | 46 | 23 | 学校現場への手縫いの基礎的・技術指導員の派遣・サポート体制づくり。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 119 | 46 | 23 | 教員採用試験等で手縫いの基本的縫い技法・うんしん習得を課する。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 120 | 46 | 23 | 「衣育」・失われつつある衣から派生するある言葉、節目のある豊かな衣文化への意識づけ「衣教育」の位置づけ。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|------|--|----------------|
| 121 | 46 | 23 | 現在、任意団体「うんしん競技大会実施委員会」の実施する「うんしん競技大会」の運営等へのご指導・ご支援(賞状・賞品等)を賜りたい。(うんしん競技大会の日は、毎年2月11日と定めています) | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 122 | 33 | 30 | <p>① スポーツコンベンションの推進とスポーツ交流拠点の形成</p> <p>⑤ スポーツを通じた交流の促進</p> <p>沖縄県は周囲が海で囲まれて、観光の大きな目玉である。ところが、県民は海に親しむ機会が少ない。釣り、潮干狩り程度で泳げない人も多い。近頃は若者がマリンスポーツを楽しみスポーツ人口も拡大しつつある。組織的にマリンスポーツを指導したり、各種マリンスポーツ大会を全て組織する団体(遠泳、釣り、ヨット、カヌー、各種マリンスポーツ、)はない。沖縄コンベンションビューローの組織を創ったらどうだろうか。現在、マリンスポーツの管軸が警察の「おむすび」にある。取り締まり側と免許交付する機関は別が良いと思う。マリンスポーツ全般の訓練、免許交付、各種大会の開催を組織的に統括して欲しい。</p> <p>近年、沖縄県の近海から砂浜、浅瀬が焼失しつつある。穏やかな海浜は県内東側には泡瀬、金武湾、西側には読谷、恩納、名護(羽地)にあるが、いつでもマリンスポーツが安全で楽しめる箇所が少なくなっている。その中で、うるま市の屋慶名から平安座に至る約4kmのマリン景勝地はマリンスポーツに冲合は上級者のマリンスポーツに適した箇所となっている。沖には深みもあり、あらゆるマリンスポーツに適している。大きな大会も可能である。</p> <p>近くには、平安座島、浜比嘉島、宮城島、伊計島もあり地域の芸能、遺跡もある。地域との交流も深められる。</p> <p>※ 1 マリンスポーツ関連をコンベンションビューローの業務に位置付けること。 2 マリンスポーツの拠点を早めにつくること。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 123 | 39 | 30 | <p>②建設産業における人材の育成及び確保について</p> <p>国勢調査をみると、建設業関係労働者は減少傾向にあり、しかも高齢化が進んでいる。今後県内の産業を振興させるためには、若年者の育成が必要である。県内における人材の育成は、民間でも少しばかり行われているが、殆どが現場経験を積む形態となっている。県内において人材を育成する公共機関としては、事業団の能力開発校、県立具志川・浦添能力開発校、東村の産業開発青年協会が行っているが、これまでも県の力添えは弱い。県立開発校について言えば、施設・機材の老朽化、訓練指導員の体制の弱さ、特に非常勤が多く長く勤務しているために新しい技術の指導に弱点を持っている。</p> <p>15～16年前に具志川・浦添・産業開発青年協会が①訓練の実施と②そこで資格が取得できる「認定訓練施設」を労働局の指導の下で確立し、安価でしかも訓練施設内で資格認定できるように取組み訓練生に大きく便宜を図ってきた。</p> <p>正規指導員を確保し訓練することが、指導の充実に繋がることは勿論のこと、毎年、神奈川県にある訓練大学へ送り出し、新しい訓練技術の習得、指導の仕方等を学ぶことが可能となる。現状では技術者が枯渇してしまう。産業開発青年協会は民間団体であるが、今日まで県の補助や一時期防衛省の補助を受けて施設・整備・機材の整備を行って、県内建設業の発展に寄与してきた。</p> <p>宮崎県の同様な施設は、企業が訓練費用を支援して訓練を行い、企業で雇用する形態をとり、1～2年の訓練期間で訓練内容も充実しており、測量技術も指導している。企業からの訓練支援の負担もある。</p> <p>※1 人材育成は短期間では困難である。正規指導員の充実を希望する 2 計画的に設備整備と時代にマッチした器材器具の充実を 3 現在、若年の建設労働者が不足しており、(特に配筋、型枠工・左官)工事が停滞していると聞いている。宮崎県の産業開発青年協会のように企業からの支援を受けたい。</p> <p>※建設業労働者の人材育英のと確保は、建設業団体との協力が不可欠。例えば、訓練施設への講師の派遣、企業採用後に資金援助して訓練を受けさせる等(施設内訓練みたいな)</p> | ③その他 | 建設産業における人材の育成及び確保については、基本施策5-(5)-イ-(4)に記載しております。具体的な支援等の提案については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建築部 商工労働部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|---|--------|---|-------|
| 124 | 41 | 8 | <p>④障害者の雇用の場の創出と働きやすい環境づくり</p> <p>障害者の雇用の場の確保は、障害の程度による訓練と終了後の就職とがセットでなければうまくいかない。現在、障害者の訓練施設は接客やパソコン等「軽い職業訓練」となっている。県の能力開発校でも15年ほど前から2科目程度の訓練を行っているが、就職や雇用等厳しい。県立能力開発校で訓練を準備する際に九州にある「太陽の街」を視察したことがある。一人の医者アイデアと私財を投げうった弛まぬ努力により、この施設は完成した。今では障害者の生活の場と雇用の場が一つとなっている。民間の大手企業から業務を受託し、この施設で障害者と健全者が真剣になって業務をこなしていた。成果品にも厳しい審査があるが、その厳しさにもめげずに頑張っているよと責任者の説明があった。それだけ、働くことの大事さが身に染みているんだと自分の能力に応じた単純作業から少し高度な作業と黙々とこなしている。勤務時間外には地域の住民も「太陽の街」の施設を利用することもでき地域住民との交流もうまくいっている。訓練をしても雇用の場がなければ生きていく生活の実感がわかない。障害者の生きがいも作れない。人間は働く場が是非とも必要だ。</p> <p>※1 国・事業団・県一体となった障害者訓練施設をつくる 2 雇用の場をつくること。そのために企業誘致か企業の業務を受託する 当時から電化会社とオンラインで会議をしていた。 3 障害者雇用率を達成するためにも障害の程度、能力に応じた訓練施設は必要(私たちは障害者＝何もできないと考えてしまう)</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 125 | 41 | 8 | <p>障害者の....働くことに障がいのある方の雇用の創出と....</p> <p>ここの章だけに当てはまることではないと思いますが、誰一人とりのこさない。と考えたときに、グレーゾーンと呼ばれる方や障がい手帳取得に至らない方の中には十分なサポートを受けられず就職活動に苦しむ方々もたくさんいます。その方々の雇用の創出や働く環境づくりも含めて考えると上記のような表現がよいのではと思いました。</p> | ①素案に反映 | 求職者に対する支援については、「3-(11)-ア-①総合的な就業支援」の中で、記載しており、グッジョブセンターおきなわにおける生活から就職までのワンストップ支援により、求職者のニーズに沿ったきめ細かな支援に取り組んでおります。 | 商工労働部 |
| 126 | 1 | | <p>【意見1】計画策定の意義の土台に個人の尊重を 県民一人ひとりの生活の向上、個性の尊重、平和な社会の構築等を意義の第一としてとらえられるべきだと思います。一人ひとりの県民が個人として大切にされてこそ沖縄の振興や我が国の発展への貢献がその延長線上に実現するものと考えます。</p> | ①素案に反映 | 第1章 計画の目標において、「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とする。」と記載しております。 | 企画部 |
| 127 | 0 | | <p>【意見2】全体的に 個人の尊厳、多様性、基本的人権の尊重、人権、平和等のキーワードをより一層重視して「新たな振興計画」の基本理念として位置付けてほしいと思います。 「骨子案」では、「平和」に対する位置づけは重要視されていることが分かります。SDGsを取り入れることにも大賛成です。沖縄が世界的・人類的な課題に正面から向かい合い広い視野で自らの将来を描いていることに敬意を抱かれます。 ところが、「基本的人権」「人権」の語句が少なく考え方が重視されているようにはあまり感じません。SDGsの基礎に「人権」があることを当然視するのではなく、何度も何度も個人の尊厳、多様性、基本的人権の尊重、人権等の言葉を大切にすることが沖縄だからこそ重要ではないかと考えます。沖縄県が現在重要視している子どもの貧困の問題や基地の過重負担の問題は基本的には「人権」の問題です。なぜ沖縄が差別され続けているのか。これも「人権」の問題です。玉城知事が大切にされている「多様性」の基礎には「個人の人権」「人権」があるはず。沖縄を象徴するキーワードに「平和」、「多様性」等に加えて「人権」「個人の尊厳」を加えてほしいと思います。</p> | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、第1章の計画の目標において、「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とする。」と記載しております。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---|---|----------|---|------------------------|
| 128 | 17 | | 【意見3】P17 施策展開の基本方向について 標語の前段に下記のような文言を加筆します。 (1)一人ひとりの人権が尊重され平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことない優しい社会」の実現 ⇒ 理由は意見1, 意見2に (2)循環型地域経済の推進を土台として、世界とつながり、時代を切り開く「強くなやかな自立型経済」の構築 ⇒ 理由は意見8参照 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 129 | 4 | | 【意見4】P4 P9～P10 新型コロナ対策について 第一は「コロナ危機によって顕在化した課題」は提起されていますが何が顕在化したのか解明されていません。ここを明確にしてこそ、P9とP10に記された「顕在化した課題」が共有されるのではないのでしょうか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 130 | | | 第二は5つの課題に対する意見です。P9～P10に記された5つの課題はよく整理されていると思います。特に、「検疫・防疫体制の強化」「医療体制の拡充」「危機管理体制の構築」の必要性を強調している点や「いわゆる『新しい生活様式』への対応へは医療・健康・デジタル・グリーン(環境保全)を重視した取組の強化が必要」としていること、「セーフティーネットの拡充を含む社会的包摂の追求、SDGsの貢献が必要」との指摘に賛同します。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 131 | | | 1点目は「コロナ対策と経済の両立」の考えが基礎にあるとしたら疑問があります。まずはコロナ感染を封じ込めること、その上で経済活動を再開させること、これを繰り返し実行していくことが基本方針に据えられるべきだと考えます。コロナ下で経済を発展させているニュージーランドや台湾、ベトナムなどはこの方針を揺らぐことなく採用しています。もし、両立の立場で進めるのであれば、検査体制や医療体制、追跡の体制を飛躍的な拡充しない限り命も経済も守れないと思います。 | ③その他 | 県民が安全に安心して生活し、及び経済活動を行うことは重要と考えております。「安全と経済の両立」は、そのどちらか一方でだけはなく、両方が必要であること記載しております。 | 企画部 |
| 132 | | | 2点目は「中小企業の体力強化等」の捉え方です。中小企業を経済の主役として重視することは大変重要ですが生産性をあげるとの議論では持続可能な地域経済の発展には役立ちません。循環型地域経済の主役として中小企業を育成していく観点こそ重要だと考えます。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 133 | | | 3点目は、零細な自営業者やフリーランス、非正規労働者やひとり親世帯、高齢者、障がい者等の社会的弱者を救済する制度の脆弱性です。このような人々は日常から一定の支援を必要としている存在ですが、コロナ禍のような「危機管理」を考える上では最重要事項として支援内容を整備しておく必要があります。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 子ども生活福祉部 |
| 134 | | | 4点目は「危機管理体制の構築」として観光立県の沖縄県ではクルーズ船寄港時の感染流行を見据えた医療体制の拡充や、巨大地震や台風被害などの複合災害を予測した危機管理の在り方をこの機会に明確にしておく必要があると考えます。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨に関しては、第4章 2-(3)一エ、2-(8)ア①、3-(12)ウ⑤などにおいて、記載しております。 | 知事公室 保健医療部 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当局 |
|------|---|---|--|------|---|-------|
| 135 | | | 第三は「基本施策」(P20～P49)の中に新型コロナウイルス感染症対策が独立した項目として位置付けられていないことです。P10の「…新しい生活様式に求められる新しい視点」の6点が具体化される方向なのでしょうか？5つの基本施策にも内包されている部分が数多く見受けられますが、これだけの重要事項ですから独立した項目にすると県民の関心度も高い時期でもあり分かり易い振興計画になるのではないかと思います。 | ③その他 | 新型コロナウイルス感染症対策を含めた感染症対策については、それぞれの分野の施策に織り込まれているほか、「2-(3)-エ 感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化」の中で医療体制の強化を記載しております。 | 保健医療部 |
| 136 | 9 | | 【意見5】P9 コロナ危機で顕在化したものは何か この命題に対する私なりの考えを述べます。コロナ危機で顕在化したのは第一に新自由主義的な施策の根本的な間違いが明確になったことです。まず、新型コロナ禍は医療体制が脆弱であることを明らかにしました。1990年代から保健所数と人員が大幅に削減されてきました。病院数やベッド数、医師数、看護師数も削減されてきました。その上日本では世界で広がっている感染症に対する危機感が希薄で備えができていませんでした。非正規労働者やフリーランスで働く人々が多数を占めること、それらの人々に女性の割合が高いこと、大学生や専門学校生の多くが非正規労働者として学業と両立していること等の実態も浮き彫りになりました。そして、それらの労働者やフリーランス、学生がコロナ下で簡単に雇用から排除されるだけではなく社会的な支援からも排除され続けていることも浮き彫りになりました。 第二に正しい情報の提供と科学的知見が軽視されてきたことです。感染症対策では広範囲な人の移動を減少させなければならないのに真逆の政策が堂々と行われました。Go-Toトラベル事業の強行はその最たるものです。学校の全国一斉休校やアベノマスクに対する説明も十分になされることはありませんでした。感染症対策の基本は検査・保護・追跡の体制確立です。しかし、政府が採用した方針は検査件数の飛躍的な拡充とはならず、日本の検査数は世界のなかで150位前後のままです。無症状者の大規模な面的な検査は一部地域(沖縄では松山地域や米軍基地従業員への検査)でしか行われず、多数のクラスターが発生している高齢者施設等の社会的な検査を定期的に行ったのも一部地域(沖縄では2月以降に実施)でした。追跡徹底のための大規模な人員増加も軽視されました。日本は財政事情の方が命を守る科学的知見よりも優先されました。 第三は、営業や労働の制限を要請しておきながら合理的な補償制度が制定されないことです。憲法で保障された労働基本権や財産権を侵害しているとの自覚が希薄です。それにもかかわらず、要請に従わなければ私権を制限する法律まで制定してしまいました。 「自粛と補償はセット」との国民の声こそ正論です。財政事情を優先して私権制限など許されません。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 保健医療部 |
| 137 | | | 【意見6】P4 P20～ 気候危機・地球温暖化政策について P4で世界の動向として①新型コロナ②SDGs③格差の進行等が強調されています。現在の世界的・人類的主要課題を絞り込むとしたら①新型コロナ②気候危機・地球温暖化③格差と貧困④核兵器の廃絶といえるのではないのでしょうか。SDGsにも同様の切実な課題が提起されていますが、P5に③格差の進行が特別に取り上げられていることからしても、「気候変動・地球温暖化」と「核兵器廃絶」の実情を重要事項として取り上げるべきではないのでしょうか。「気候危機・地球温暖化」については以下に意見を述べますが、「核兵器廃絶」については「意見9」で意見を述べます。 今世界でも日本でも地球温暖化が原因とみられる大規模長期間の山火事、超大型の台風、大雨・大洪水、凍土の崩壊や氷河の氷解等が発生しています。環境省の2100年8月21日の最高気温予測では、札幌40.5度、東京43.3度、名古屋44.1度、那覇38.5度となっています。中心気圧870ヘクトパスカル、瞬間最大風速90メートルの巨大台風が何度も襲ってくることも予測されています。これほどまでに気候危機・温暖化対策は人類の最重要課題の一つであり、今すぐに取組を強化しなければならない切実な重要課題です。だから今から2030年までの10年間で決定的に重要であることが世界中で確認されて必死で取組が強化されているほどです。バイデン政権も最重要課題としてこの問題を位置づけ、4月には主要国の目標設定を引き上げるサミットを開催することにしています。日本は京都議定書で世界をリードしたにもかかわらず今では数十年遅れの実態です。政府が昨年10月ようやく2050年までの脱炭素社会実現を目指すことを表明しましたが、2030年までが決定的に重要であるとの認識が希薄です。世界は2050年ではなく2030年を意識して行動しています。日本も沖縄もそれに追いつくために全力をあげるべき時です。第4章基本施策の第1では「世界に誇れる環境モデル地域の形成」として大変広い視野で環境問題の推進方針を提起されていることは喜ばしいことですが、「気候危機・地球温暖化」問題の重要性から見て独立した項目を起して方針提起するべきだと考えます。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 環境部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|---|----------|
| 138 | | | <p>【意見7】P1 P5 P11 P17 格差と貧困問題の解決に向けて 沖縄県が真摯に取り組んでいる子どもの貧困問題の解決は大人の貧困問題の解決(P12)がなければ実現しません。P1は沖縄県の実態として全国最下位の県民所得、非正規雇用者割合や子どもの貧困率の高さを紹介しています。「新たな振興計画」では、格差と貧困問題の解決に向けて本格的に乗り出すときだと考えます。 P5では世界的な「格差の進行」の要因をグローバル化の進展に挙げるとともに、賃金水準の二分化や富める者への所得の集中があることを指摘しています。その通りだと思います。P4ではSDGsが「パラダイムシフト」をもたらすと強調しています。格差と貧困を拡大した新自由主義からの脱却を目指すことが切実に求められています。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 企画部 |
| 139 | | | <p>第一に、労働者の働く環境を抜本的に改善しなければなりません。①非正規労働者の人数を段階的に削減して正規採用が当たり前の社会を築くことです。自治体で働く労働者の非正規就労率を計画的に削減することや中小企業者に対する特別な支援と両建てで正規採用が当たり前の社会を構築する施策が期待されます。 ②労働者の最低賃金を1000円まで引き上げ段階的に1500円まで引き上げていく必要があります。この場合も中小企業者への特別な支援が必要となります。アメリカのバイデン政権は5年間で2倍化する計画を本格化させようとしています。自民党の中にも最低賃金の全国一律を法制化するグループも形成され活動しています。③労働組合加入者を増加させることです。労働組合の結成や加入は日本国憲法が定める国民の権利です。大企業は多額の内部留保を蓄えているにも拘らず人類的な危機とも言われるコロナ禍においても雇用する労働者を守る姿勢を示しません。アメリカではアマゾンで労働組合結成の準備が行われておりバイデン大統領もこれを支持しています。沖縄県も労働者の団結の促進を支援して健全な資本主義社会を築く必要があります。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨のうち、正規雇用の促進については、3-(11)-イ④「正規雇用の促進」の中で取組を記載しております。 | 商工労働部 |
| 140 | | | <p>第二は中小企業者を地域経済の主役とした街づくりや産業政策を推進することです。その際に重視する視点は循環型の地域経済を構築することです。地産地消だけではなく地産地商も推進することです。グローバルに「稼ぐ力」(P31)を備えることができる中小企業はごくわずかです。圧倒的多数は、利益ではなく生活費を稼ぐ生業であったり、自社の利益に従業員や取引先、地域経済の振興に役立てたりしている地元根づいた企業です。その実態を無視して生産性を向上させることを目標とした施策では街づくりや地域経済の主役である中小企業者を減少させる道につながるものです。特に心しておく必要があるのは、第1次産業も第2次産業、第3次産業も家族経営が多数を占めていることです。この層が多数を占めることは経済が活性化しているバロメーターでもあります。戦後初期の日本や現在の東南アジア地域にその姿があります。これらの人々は主には自力で道を切り開いていきます。立ち上がりの時、事業拡大の時、経営危機の時など状況に応じた支援を組むことは経済政策だけではなく地域社会の担い手育成や文化の継承などの社会的価値を創造する力となるものでもあります。</p> | ③その他 | ご意見の趣意のうち、中小企業振興等の支援を通じたまちづくりの取組については3-(1)-ウ④「魅力あるまちづくり・地域商業活性化に向けた環境整備」に記載しております。 その他のご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 141 | | | <p>第三は公的なセーフティネットを拡充することです。沖縄が歴史的に培ってきた「共助」や「ユイマール(相互扶助)」は貴重な取組ですが、健康で文化的な生活が難しい事態に直面した時には当たり前のように生活保護制度を利用できるようにしなければなりません。コロナ禍でこの制度の敷居の高さが問題になり、運動団体等からの働きかけもあって政府は「生活保護が権利」であることを広く知らせていくことにしました。親族への照会も法的な要件ではないと表明しました。「共助」の精神が申請の妨げになるようなことがあってはなりません。沖縄県が就学援助制度をテレビで積極的に広報しているように、困窮して健康で文化的な生活ができない局面にあるときは誰もが気軽に生活保護を受給申請できるような広報が必要です。国民健康保険料の減免、医療費の補助、住居費の補助、借入金制度の拡充など経済的自立を促進できる制度の整備も求められています。</p> | ①素案に反映 | 基本施策において、「2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」や、「2-(4)高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実」を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 142 | | | <p>【意見8】 P31～ 循環型地域経済、自立型経済の構築に向けて まず明確にしておかなければならないのは新自由主義経済政策を推進する限り循環型地域経済を構築することはできないということです。グローバル化はヒト、モノ、カネ、情報の世界的な移動を容易にしましたが、そのことが「格差と貧困」を拡大させました。歯止めのない利益優先が世界各地の自然を破壊して地球温暖化を促進させ幾つもの新型の感染症を発生させてきました。成果主義の横行は学問における基礎研究を疎かにし、長期的な視点で環境や人間社会を観察・創造する機会も奪いました。それ等のことを反省して新自由主義政策から脱却しながら施策を展開していくことが重要です。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|---|--------|--|----------------|
| 143 | | | 循環型地域経済、自立型経済の構築に向けて、第一に観光業の持続的な発展が重要です。沖縄県の魅力は美しい自然に囲まれていること、自然が育む美味しい食べ物があること、そして、質の高い文化が地域ごとに根づいていることです。その魅力が内外に発信されて観光業が着実に発展しました。観光業は現在も未来も循環型の沖縄経済の要となるものです。最近、コロナ禍の経験を経て、量的な拡大から質的な拡大に目を向けることが県から表明されました。その視点を促進するとともに従来型の庶民的な観光との両建てになることを期待しています。同時に、コロナ禍は県民自身が郷土の観光に触れることも促進されました。観光は地域を知る取組でもあり、コロナ禍に関わらず、県民による郷土観光を根づかせる取り組みも重要です。 | ①素案に反映 | 持続可能な観光は重要と考えております。具体的な取組のご提案については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 144 | | | 第二は、農業や漁業を基幹産業として位置付け、厳しい環境下にある林業の将来を育成する施策を推進することです。食料自給率を高めるとともに衣類や住居の自然素材の受給率も高めることです。農林漁業を重視することは、そのまま美しく豊かな県土と海を守ることでもあります。また、自立した家族農業や漁業を強化・育成することでもあります。沖縄の林業が産業として成り立つかどうかは研究が必要ですが、少なくとも長期的な視点をもって、山守のような役割をもつ職員を配置して県土をまもる事業を自治体が起こすことの意義は大きいと考えます。もし、山間地を利用した太陽光発電や間伐材等を使用したバイオマス発電ができるならばうれしい限りです。 | ③その他 | 農業、水産業、林業の振興は重要と考えております。具体的な取組のご提案については、今後の参考とさせていただきます。 | 農林水産部 商工労働部 |
| 145 | | | 第三は、中小企業を地域経済の主役として支援し育成することです。この点については「意見7」で考えをのべました。具体的な施策の推進に当たっては、理念条例を制定して法的な後押しを行い、産業振興会議等の協議体を制定して、その上で全事業所実態調査を行い、その地域歴史や産業の特徴、ハブとなる企業とその連携の実態等を把握することを経て有効な施策を展開していくことが重要です。なんでもそうですが、この分野でも重要なのが担い手づくりです。民間は勿論ですが産業振興や中小企業の振興に熱意をもつ自治体職員の育成そのものが産業政策であり、中小企業政策であるとの視点も重要です。 | ③その他 | 沖縄県中小企業の振興に関する条例において、地域の活性化に努めることとされており、各種施策の展開を実施しているところです。また、具体的な取組のご提案については、今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 146 | | | 第四は、県内資金が県外に還流される仕組みそのものをなくすことに力を尽くすことです。公共工事は本土企業をいれるような大規模なものを行わず県内企業だけで実施できるものに極力転換します。公共事業は病院や高齢者施設等の建設、道路や河川の改修工事など身近な県民生活に必要なものを推進して県外企業と連携しなければならないような大型の事業は極力削減していく必要があります。一定規模の本土企業や外資が進出してくるときは、企業の社会的な責務として循環型地域経済への貢献をお願いして沖縄本店を設置してもらったり、地元職員の採用や地元金融機関や地元企業との連携を強力に働きかけたりすることも重要です。このような視点を有する条例の制定も必要です。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建築部 |
| 147 | | | 再生可能エネルギーの普及が沖縄経済に与えるインパクトは絶大だと予想できます。政府がようやく2050年までの脱炭素社会実現を表明しました。その上、沖縄電力が日本の電力会社として初めて政府の方針に並ぶ表明をおこないました。また、2030年代半ばまでにはガソリン販売車をゼロにすることも国の方針となっています。再生可能エネルギーの普及に対する機運が急速に高まっています。車社会の沖縄県がガソリンから脱却することは、今まで流出していた県内の資金がそのまま県内で還流することを意味します。そして、再生可能エネルギーが普及されると雇用を大幅に拡大させることにつながるなど循環型地域経済を築くことも可能となります。沖縄県はP8で記されているように、「太陽熱、風力、波力等のエネルギー源は…利活用が期待される」「海洋分野の学術研究など…技術開発の宝庫といえる」との特性を有しています。その可能性に挑むべきです。その際、留意してほしいのは、株式会社のように利益追求を目的とした事業体だけではなく、非営利の協同組合的な自治的組織体を数多く育成することがエネルギーの安定供給や地域経済への貢献の観点からも重要だということです。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 148 | 42 | | 【意見9】 P42 平和の取組に核兵器禁止条約の賛同を 沖縄が世界平和に貢献しようとする姿勢に賛同するとともに沖縄戦の実際を記録して継承する努力や教科書問題などの間違った対応に対して県民ぐるみで抗議と是正を求める姿勢に感銘を受けます。また、辺野古新基地建設の問題においても沖縄県が住民の意思を尊重して「新基地は造らせない」との姿勢を貫いて日米両政府に粘り強く説得を繰り返している姿勢にも尊敬の念を抱きます。P42～P43に記された平和の取組に賛同します。 アジア太平洋戦争における日本側の象徴ともいえる被害は沖縄戦とヒロシマ、ナガサキの原爆被害であろうと思います。昨年、玉城知事はこの両県の原爆慰霊祭に出席される予定でした。残念ながらコロナ禍で実現しなかったものの私は知事の参列表明に感動しました。年が明けた1月22日に核兵器禁止条約が発効して、人類史上初めて核兵器が違法な兵器であることが国際的に認められました。日本政府は賛同していませんが、ベルギーやスペイン、ドイツなどでも賛同の動きが活発化しています。いずれ近いうちに世界の多数派になることは確実です。日本でも各地の議会が賛同して参加の世論が高まっています。沖縄県も核兵器禁止条約に賛同して具体的な取組を行うべきだと思います。 | ①素案に反映 | 沖縄県では、「非核・平和沖縄宣言」を行っております。第4章の4-(1)-ア-①「国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信」を記載しております。具体的な取組のご提案については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|--|--------|--|----------|
| 149 | 50 | | <p>【意見10】 P50～ 基地負担の軽減について</p> <p>米軍基地の存在は沖縄の平穏な住民生活を侵害し沖縄経済の豊かな発展を阻害しています。玉城知事は最近米軍基地の面積を全国の50%以下にする方針を打ち出しました。この数値目標は本土の人々に沖縄の実態を広く知っていただき賛同を得るための方向としては分かり易いものだと思います。玉城知事を先頭に沖縄の基地負担の実態を本土の人々に知らせる取り組みを地道に行っておられることに感謝します。沖縄がアメリカに占領されてからあと24年で100年となります。自立した独立国で100年もの間外国の正規軍が駐留するなど異常です。太田県政時代に作成されたように米軍基地廃棄のロードマップについても検討するべき時期であると思います。</p> <p>また、沖縄は米軍基地だけではなく、自衛隊基地の進出も近年増加しています。災害時には県民生活の安全・安心に貢献していただいている自衛隊ですが、他国との戦闘となるとアメリカ軍の指揮下で行動する存在でもあります。米軍基地が沖縄に返還されても自衛隊が使用し、その基地を米軍と共同しようとなつては困ります。自衛隊基地の拡充にも歯止めをかけて削減の方向性を示すべきです。第一列島線死守の戦略は米国のための戦略であり日本防衛の戦略ではありません。沖縄へのミサイル配備や水陸起動回りの配備計画は沖縄の平和努力に逆行するものです。さらに、日米安保条約の是非についてもタブー視せずに自由に県民的な議論を行うべきときではないでしょうか。日米地位協定の異常さは沖縄県の海外視察等の努力で全国知事会もその改定を政府に迫るところまで到達しました。それでも米軍の演習姿勢はエスカレートし、米軍人による犯罪は減りません。日米安保条約下であっても欧州各国やフィリッピンのように独立国としての矜持に基づいて交渉できる政府でなければなりません。それができないのであれば安保条約のそのものを疑問視する姿勢でしか米軍の横暴を止めることはできないのではないのでしょうか。翁長前知事もその晩年そのような趣旨の発言をされていたことを思い出します。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、自衛隊の配備について、県としては地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧な説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。 | 知事公室 |
| 150 | 51 | | <p>【意見11】P51 駐留軍用地跡地の有効利用について</p> <p>なによりも重視されなければならないのは地元住民との時間をかけた粘り強い話し合いです。構想段階から自治体と地域住民が話し合うこと、共に合意を形成していく姿勢こそ重要です。それが、その後の街づくりに役立つものです。</p> <p>企業誘致を行う場合は地域経済の循環に資することができるかどうかを基軸にした計画が立案されるべきです。そのための条例を制定して準備するべきです。その内容については「意見8」において記しました。</p> <p>5年後、10年後等の節目に沿って実態調査を踏まえた検証を行ってその地域の是正に活かすことは勿論のこと、順次返還される跡地計画の進め方の参考にする必要があります。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 151 | 27 | | <p>【意見12】 P27～P29 ジェンダー平等の位置づけをもっと大きく</p> <p>五輪組織委員会前会長による女性蔑視発言とそれを問題視しないIOCに対する反論は、短期間に日本中を、そして世界中を駆け巡りました。日本における夫婦別姓に対する世論も大きく高まり政治を揺さぶるところまで来ています。ジェンダー平等は人類的な課題として発展しています。多様性を大切にす沖縄はこの点での先進県を目指して変革を示さなければなりません。</p> | ①素案に反映 | 2-(5)-アにおいて、「ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重」を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 152 | 45 | | <p>第一にジェンダー平等を実現するためには女性の経済的地位を高めなければなりません。女性の多くは低賃金労働者として雇用されています。ひとり親が自力で子育てしようとしても非正規で低賃金です。ダブルワークして必死で働き子育ての時間的な余裕さえ確保出来ないのが実態です。社会保障制度も不十分です。働く環境や社会保障の制度的な不十分さがジェンダー平等の進まない要因として横たわっていることを自覚する必要があります。その点では格差と貧困問題の解決とともに取り組むべき課題だと思います。P27のように「互いに支え合い」との視点は大切です。しかし、それとともに生活できる賃金と社会保障の充実がなければ「共創の社会」は実現できないのではないのでしょうか。</p> | ①素案に反映 | ご意見の中の女性の働く環境整備等については、3-(1)-エ「女性が活躍できる環境づくり」を記載しております。また、ご意見の中の非正規雇用労働者に係る部分につきましては、3-(1)-イ③「非正規雇用労働者の待遇改善」の中で取組を記載しております。 | 商工労働部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|-------|---|---|--------|--|----------|
| 153 | 45 | | 第二に、実質的平等を実現するための制度を創設することで女性の社会的地位を高める必要があります。沖縄県がSDGsを真剣に取り組んでいることで、それに賛同する個人や企業・団体が増加しています。行政だけではなく県民的な運動として取り組んでこられていることが素晴らしいと思います。琉球新報では今年に入りジェンダー平等を主要テーマに掲げて特集が組まれており、沖縄における女性政治家の割合や実態、沖縄県内における自治体幹部職員の女性割合などが紹介されています。どちらも女性の割合は低いまま推移しています。これは自覚の問題では解決できないものであることを示しています。まずは「クオーター制」を導入したり、女性職員の採用割合や女性幹部職員の登用を促すための条例を制定したりして変革を推進していく必要があると考えます。 学校教育や社会教育が経済的・社会的平等の実質的実現を後押しすることが、ジェンダー平等や格差と貧困問題、ひいては子どもの貧困問題を解決する道筋を明確に示すことになると思います。 | ③その他 | 具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 154 | 45 | | 【意見13】 P45～P46 教育について ① 日本史や世界史だけではなく、沖縄県民の多くが郷土の歴史や文化を誇り高く語るくらいに沖縄の歴史と文化を学ぶ機会を重視してほしいと思います。日本各地どこでも同じ歴史と文化を語る姿は多様性を大切にされた社会ではなく歪です。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、地域の自然環境や歴史、伝統文化等を学ぶ機会については、「5-(1)-ア 地域を知り、学びを深める環境づくり」の中で取組を記載しております。 | 教育庁 |
| 155 | 45 | | ② 学力テスト重視、学力テスト偏重を戒め、学力テストの廃止に向けて取り組んでください。他県や他国との比較ではなく、一人ひとりを高めるための教育に尽くしてほしいと思います。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。 なお、学力向上への取組のみならず、「豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進」や「個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進」などについても、記載しております。 | 教育庁 |
| 156 | 45 | | ③ 全国に先駆けて35人学級や30人学級を推進されていることに感謝します。引き続き、20人程度の少人数学級の実現に向けて計画的に取り組んでください。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、少人数学級の推進については、「5-(2)-ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実」に取組を記載しております。 | 教育庁 |
| 157 | 45 | | ④ 子どもたちの学力の向上、健やかな成長や豊かな人格の形成に教職員の待遇改善は欠かせない課題です。教師が子どもたちに向き合うことができる時間や教材研究に取り組むことができる時間を十分に保障する必要があります。賃金や労働時間、休日などの待遇改善、人員の大幅な増員も重要です。臨時教員制度を計画的に廃止して正規職員で対応する必要があります。特に定数内教員の臨時化は避けられるべきです。現行採用試験制度とは別枠で、実績のある臨時教員を計画的に正規採用化する制度を創設する必要があります。同一労働同一賃金の原則に沿った待遇改善や待機中の生活不安をなくすための雇用保険への加入を含めた生活保障も真剣に検討するべきだと考えます。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、教職員の職場環境や待遇改善に関する取組については「5-(2)-エ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進 ③ 安心して学べる教育環境の整備」に記載しております。 | 教育庁 |
| 158 | 42、56 | | 【意見14】 P42 P56 鉄軌道の整備について 那覇と名護を結ぶ鉄軌道の導入に賛成します。同時に、車中心の社会から脱するためにも各地域で路面電車を導入することも推進してほしいものです。進めるに当たっては自然環境を壊すことのない方法を導入し、もし、それが困難であれば計画を断念する前提をもつことが重要です。 | ③その他 | 県では、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入と併せて、鉄軌道と地域を結ぶ利便性の高いフィーダー交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところです。フィーダー交通については、地域の課題等を踏まえながら、市町村と協働で公共交通の充実に向けた取組を進めることとしており、その取組の中で、今後、地域に適した公共交通システムやネットワークのあり方について、路線バスの他、LRT・BRT・モノレールなどの様々なシステムを含め幅広く検討していくこととしております。 また、自然・生活環境への影響低減については、今後、より具体的な検討を行う計画段階や、概略設計、環境影響評価法に基づく法手続き(事業アセスメント)、工事段階等、各段階ごとに、適切な措置を講じていくこととなります。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---------------------------|---|--|--------|---|--------------------|
| 159 | 5、9、28 | | <p>【意見15】P5 P9 P28 情報通信技術の活用、デジタル化について</p> <p>資本主義下における技術革新は、生産力を向上させたり豊かな生活を実現させてきた側面もあるものの、人員削減に利用されたり人々の個性を一律化したりする弱点も有しています。今日急速に進化する情報通信技術がP5に記されているように「人間の尊厳が尊重される社会」、「多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会」、「持続性のある社会」を理念として尊重されて活用されるならば幸福な未来を描くことができます。この理念が施策のすべてで実践されることを願います。</p> <p>その点で心配なのが、現在強力で推進されているデジタル化構想です。マイナンバーカードの普及に重点が置かれて個人情報の一元管理を行おうとしているように見えます。行政機関も一元管理される可能性もあり分権化ではなく中央集権化されるのではないかと危惧もあります。情報漏洩が頻繁に繰り返されており、一元管理されると漏洩後の影響は今とは比較にならないものとなることが予測されます。</p> <p>行政のデジタル化の道は新たな際限のない公共事業にもなるとの指摘もあります。住民生活の幸福のために活用される税金がこのような形で使用されることも問題です。</p> <p>沖縄県が個人の尊重、団体自治の姿勢を貫いていただくことを期待します。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 160 | 23 | 6 | <p>ハワイの言語復興の事例に倣い、まずは琉球諸語に対する島人の意識を向上させなくてはいけないので、いろんな肩書のある方々がまずかしまった場で綺麗なヤマトウグチを話すことを選ぶのではなくしまくとぅばを話す頻度を増やすこと、地名をしまくとぅば表記にすること(那覇→naafa/なふぁ、西原→nishibaru/にしばる、など)、方言という名称を止め言語であることをトップダウンで島人に認知してもらうこと、などを県の方針に求めたいと思います。</p> <p>琉球のソフトパワーである伝統文化を残すためには、先祖(ふぁーふじ)がその地域のしまくとぅばで代々受け継いできたものであり、継承の言語がヤマトウグチになれば大事な琉球うちなーの精神または価値観とは変わってきてしまいます。</p> <p>全ての言語には独特な世界観があり、別言語にすべての意味とニュアンスを完璧に訳すことはできないと言われていています。なので琉球諸語がなくなれば残るのは形だけの伝統文化となります。</p> <p>世界中に広がる移民のしんかぬちゃーの為に、全ての伝統文化の中心部分である言語を残す取り組みにもっと力を入れていただけますよう、良き如(ゆたさるぐとぅ)御願(うにげー)さびら。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 161 | 32頁9～10行、36頁33行、68頁10～11行 | | 単に起業家を増やすだけでは、県民への波及効果は限定的になってしまう。また、スタートアップに求められる能力と、その後の企業成長に必要な能力は異なるので、スタートアップ後も見据えた支援や、円滑に事業譲渡できるような環境(PTSの創設等)を1つのパッケージとして制度設計していただきたい。 | ①素案に反映 | 起業後の支援について、短期間で成長を促す支援体制の強化等が重要と考えており、3-(6)-アに記載しております。PTSの創設に関する意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 162 | 43頁32行、44頁14～18行 | | 世界の人口予測によれば、21世紀末にかけて南アジアやアフリカにおける人口増加が見込まれている。ここに列举された社会的課題は、今後このような国々において重要になると考えられる一方、現時点では沖縄とのつながりは強いとは言えないことから、まずはこの10年間で関係強化に取り組むことが必要ではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 文化観光スポーツ部 |
| 163 | 23頁7～8行、28頁7～10行 | | 沖縄における伝統芸能や伝統文化は地域の自治会等によって支えられている。まずは、自治会加入率を向上させて足元の組織強化を図るとともに、地域行事参加への休暇取得(旧盆休暇など)を自治体から率先して導入してはどうか。この点は地域コミュニティによる共助社会の実現にも資すると思われる。 | ③その他 | 県においては、一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業」や公益社団法人沖縄県地域振興協会の「地域活性化助成事業」などを通じて、自治会の自主的・自発的な活動等を支援しております。また、沖縄県では旧盆休暇を設けております。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|-----------------|--|-------------|---|---------------------|
| 164 | 36頁 17～ 20 行、 69頁 2～3 行 | | 沖縄健康医療拠点の形成については、単にハード面の整備だけでなく、産学連携によるバイオ産業の発展につながるようなソフト面での取り組みが必要ではないか。 | ①素案に反映 | バイオ産業の発展につながるソフト面での取組については、「3-(5)-イ バイオテクノロジーを活用した産業化の促進」において、「①企業等による研究開発、販路開拓、人材育成等の促進」、「②先端医療分野における実用化の促進」の取組を記載しております。 | 商工労働部 |
| 165 | 39頁 28～ 32 行、 41頁 13～ 15行 | | 県内における建設業の労働現場は待遇が低い現状があるが、塩害対策等の高付加価値による生産性向上を図るとともに、多重の下請け構造を解消するような取り組みを、特に県や市町村の公共事業から実施してはどうか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建築部 |
| 166 | 47 | 19 | 現在、県内企業における初任給は大卒でも大学院卒でもあまり変わらないという実態がある。キャリア教育の推進には企業における院卒者への処遇を高めることが不可欠であるが、他方で社会人の大学院進学に対する補助制度(休業や奨学金等)を設けるなど、リカレント教育による高付加価値社会を実現すべきではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 総務部 企画部 |
| 167 | 59 | 5～7行目 | 沖縄の発展のためには、ザル経済を脱し、県外からの資金流入が必要。資金調達の多様化について、SDGs等を全面に押し出し、県外だけでなく海外ネットワークも駆使してPRすることが重要ではないか。また、クラウドファンディングや市民債のような小口化も必要ではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。 | 総務部 企画部 |
| 168 | 1頁 31～ 32 行、 3頁 16～ 17行 | | 半世紀にわたる国による振興策により、社会基盤の整備が進んできた一方、地方自治の面からは半永久的に支援を受け続けるのは適切ではないと考えられる。2021年度ですべての優遇措置等が廃止されることは相当の混乱を招くおそれがあるが、21世紀ビジョンが想定する2030年までの間に優遇措置等の段階的廃止に向けた道筋を検討し、実施計画等に反映すべきではないか。 | ②制度・財政措置の対応 | 高率補助制度や沖縄振興交付金制度等の特別措置は、沖縄振興を推進する上で有効に機能していることから、本県の自主性・主体性の下、地域特性に応じた政策決定が可能となる沖縄振興の枠組みが必要であると考えております。 | 企画部 |
| 169 | 19 | 11～ 16 行目 | 経済に係る展望値について、県内総生産や一人当たり県民所得は平均値的な考え方であるが、貧困や格差等の問題(誰一人取り残さない社会)を考える場合には分散も重要であることから、ジニ係数等も取り入れるべきではないか。 | ③その他 | 所得や資産の格差を測る上で、ジニ係数等の重要性は理解しております。これらの数値も踏まえながら施策推進につなげてまいります。 | 企画部 |
| 170 | 34 | 28～ 31 行目 | 「情報系人材」には、プログラミング等に長けた人材と、データ処理等に長けた人材の2種類がある。いずれも今後の社会においては必要な人材であることから、高校や大学等において育てていくべきではないか。さらには、ビジネス環境への理解やマネジメント等の能力も兼ね合わせる必要が不可欠であることから、社会人向けのリカレント教育にも力を注ぐべきではないか。 | ①素案に反映 | ご意見の内容については、「5-(3)-イ① ICT教育の充実」の中で取組を記載しております。また、社会人向けの教育については、「5-(5)-ア① 即戦力となる情報系人材の育成及び国内外からの確保」の中で取組を記載しております。県としてもマネジメント力の向上は重要と考えており、社会人向けの講座等の実施を通して人材育成に取り組んで参ります。 | 教育庁 商工労働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---------------|---|----------|--|--------------------|
| 171 | 47 | 20 | 「官民連携による地域連携プラットフォーム(仮称)への協力・連携」とあるが、振興計画で位置づけられる各種施策を実施する人材や、産業や地域社会を支える人材の育成は非常に重要なテーマであるため、これらを議論し具体化に向けて取組むプラットフォームに対して、県は「協力・連携」にとどまらず、主体的に推進する必要があるのではないかと。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「官民連携による地域連携プラットフォーム(仮称)の構築と展開」 | 企画部 |
| 172 | 35 | 20 | 航空業界においては世界的なパイロット不足が問題となっているが、本土等のほかの地域と比較しても島しょ県である沖縄県の特長事情として航空の重要性は非常に大きい。沖縄県が自律的に離島振興や産業振興を推進することができるよう、離島航路の維持や、航空関連産業クラスターに航空産業を担う人材の確保・育成を位置付け、特にパイロットをはじめとする人材育成について県内の企業や高等教育機関と連携して取組むべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 173 | 49 | 4 | 航空業界においては世界的なパイロット不足が問題となっているが、本土等のほかの地域と比較しても島しょ県である沖縄県の特長事情として航空の重要性は非常に大きい。沖縄県が自律的に離島振興や産業振興を推進することができるよう、離島航路の維持や、航空関連産業クラスターに航空産業を担う人材の確保・育成を位置付け、特にパイロットをはじめとする人材育成について県内の企業や高等教育機関と連携して取組むべきである。 | ①素案に反映 | 航空産業を担う人材の確保・育成については、「3-(4)-イ 臨空・臨港型産業の集積 ② 航空関連産業クラスターの形成」の中で取組を記載しております。 | 商工労働部 |
| 174 | 27 | 29 ～ 31 | 在住外国人の意見を反映出来るよう、多文化共生の政策を行う際には是非外国人が参加出来るようにし、キーパーソンとなる人と繋がり、すべての外国人に情報が届くようにして欲しいです。そのためには多言語の通訳・翻訳及びやさしい日本語での対応が不可欠だと考えられます。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。なお、沖縄県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 175 | 41 | 9 | 外国人材の受入環境の整備、とありますが、具体的な生活のサポートと言語の支援が必要だと思います。文化や習慣が違う環境では精神的なストレスも大きくなるので、精神的なサポートも必要です。地域准民とお互いの文化や習慣を知る機会も必要で、誰もが住みやすい地域づくりにも繋がると思います。 | ①素案に反映 | 県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-(1)-ア-④外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-(2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。 なお、県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 | 文化観光スポーツ部 商工労働部 |
| 176 | 28 | 4 | 国際的な家庭問題への支援の推進とありますが、沖縄に住む外国人が、日本語教育を受ける機会が少なく、子供たちは学校で日本語を学ぶのに反して、親子間でのコミュニケーション不足に繋がることもあります。学校現場では、子供を通して日本語の話せない親に進路相談をすることが難しいという現実もあり、多言語での支援が必要です。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 教育庁 |
| 177 | 44 | 21 | 国際的な災害支援体制の構築、とありますが平時からの地域の繋がりが必須で、防災訓練等に外国人を参加させるだけでなく、訓練の主催者側としての参入が必要です。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---------------|---|------------|--|--------------|
| 178 | 43 | 24 ～ 29 | 国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流としては、海外にある県人会だけではなく、県外にある日系人コミュニティとも繋がるべきだと思います。市町村が受け入れしている市町村研修生が市の財源だけでは厳しく受け入れが困難になった場合は、沖縄県からの支援も必要だと思います。また、市町村研修生及び県費留学生の県民との交流をもっと増やすべきで、そこから絶え間ない交流が生まれ、県民の異文化理解にも繋がります。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、「4-(2)-ア 交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展」の中で記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 179 | 42 | 14 | シームレスな交通体系に「自転車利用環境の整備」を追加願いたい。 国内で進められている自転車活用推進法などもある中で、沖縄県としてもSDGs、健康、自家用車からの脱却＝交通渋滞の解消 に向けて自転車利用環境の整備を進めていただきたい。 | ①素案 に反映 | 自転車利用環境の整備については、「1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進 ①次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 180 | 24 | 25 | 【心豊かで暮らせる島】について 一人一人の道德心の欠如が暮らしにくい社会を生んでいると考える。その原因は、正しく道德教育を受けてこなかったことによる。従って、支援と共に力強く取り組んでいかなければならないのは道德教育である。 【どのように道德教育を実践するか】 ・歴史の成功者が学んでいた学問を学ぶ(徳川家康＝四書五経/仏教) 渋沢栄一＝論語 など) ・加地伸行大阪大学名誉教授の「論語指導士養成講座」を活用する ★これらを真っ先に学ぶべき人★ →為政者、教育者 ∴リーダーの改革が必要 | ①素案 に反映 | 5-(2)-イ-①「豊かな心を育む教育の充実」の中において、「人権・道德教育の充実」について記載しております。 具体的な内容については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 181 | 27 | 29 | 【暮らしにくい社会を是正するために】 暮らしにくいのは人々の文句/罵倒/偏見/身勝手/不誠実さ等が問題。従って、これらを正さねばならない ★真っ先に正すべき対象:メディア(報道機関、全てのSNSユーザー) ★第一課題:バッシング まず大手メディアがバッシングをすると、読む人がそれに同調する。結果、暮らしにくい社会になる。 (例:那覇の孔子廟への対応へのバッシング:(意見)問題は土地を無償提供していた不平等さであって、違憲はその次である。道理的に考えて指摘すべきは「不平等さ」であるが、違う面を指摘している。結果、政治離れが進む) 【どう正すか】 1. 世界の多くの宗教でなぜ道理を問うのか、経済的な観点で考える(例:浮気→ひとり親家庭の増加→貧困→万引き) ∴先人たちの道德知識を持って経済活動を行える人が必要 | ③その 他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 182 | 25 | 13 | 居場所支援は目的が曖昧な場合反対である。 以前、子供食堂のボランティアに行ったが、支援に名前を挙げている約50名のうち、実際ボランティアに来ている人は1、2名だけであった。蓋をあけてみれば、ただ助成金目的なだけであった。その心の無さを指摘すると、糾弾され、逆に私が生きづらくなってしまった。 屋間が生きづらくて、夜が助かるはずがない。 自殺、犯罪、ひきこもり等の原因は屋間の生きづらさ | ③その 他 | 「子供の居場所」は、子どもの過ごせる場所を確保したうえで、管理者の監督の下、学習支援、キャリア支援、食事支援などのうち、全部又は一部を実施するものであり、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の整備は、重要と考えております。 ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 183 | 0 | 0 | 自転車活用推進法に基づき沖縄県における自転車活用の推進について。 世界的に自転車の活用が盛んになっている現在、本県の公共的乗り物に自転車を活用するよう基本計画に入れるべきと思う。 環境問題、健康問題、観光視観点からも今後は自転車を活用する都市計画を立てる必要があると言う考えます。 | ①素案 に反映 | 自転車活用の推進に関する取組については、「1-(1)-ウ ①次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 | 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|--|-------------|---|-----------------|
| 184 | 42 | 14 | 自転車も公共交通システムの一つとしてバスやゆいレールと連携させたラスト1マイルに必要です。安心安全に走行出来るよう環境整備をお願いします。 自転車走行環境の整備を追加頂けませんでしょうか。 そこからスタート頂き、県民の健康、SDGs視点での環境への配慮、サイクルツーリズムによる観光振興など、自転車はあらゆる事に繋がりが沖縄振興に寄与すると思います。 ご検討宜しくお願いします。 | ①素案に反映 | 自転車活用の推進に関する取組については、「1-(1)-ウ① 次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 | 土木建築部 |
| 185 | 0 | 0 | 現振興計画にも新たな振興計画(骨子案)にも、自衛隊の基地負担についての記載が一切見られない。 特に、2016年の与那国島への陸上自衛隊基地建設に始まり、2019年の宮古島への陸上自衛隊基地建設、現在も続く石垣島の陸上自衛隊基地建設など、ここ数年で宮古・八重山諸島への陸上自衛隊配備の動きが加速している。 | ③その他 | 187のご意見と一括してお示します。 | 知事公室 |
| 186 | 0 | 0 | 島嶼部への自衛隊基地配備は県外のそれとは違い、有事の際に敵国の標的となった場合に島内住民の避難が非常に困難で、戦闘に巻き込まれる可能性が高い。12年頃に防衛省内で検討された自衛隊の「機動展開構想概案」では、石垣島での戦闘を想定しているが、この中では「国民保護のための輸送は自衛隊が主担任ではなく、所要も見積もることができないため、評価には含めない」とし、住民への影響にはほとんど触れられていない。 | ③その他 | 187のご意見と一括してお示します。 | 知事公室 |
| 187 | 0 | 0 | この事を18年11月の衆議院安全保障委員会で赤嶺政賢議員が指摘しながら「軍隊と住民が混然一体となり、苛烈な地上戦が行われた沖縄戦の再来だ。軍事対軍事で脅威をあおるより、平和外交を求めると批判している。 よって、これら自衛隊基地配備に対する地元住民の不安及び負担は大きく、「克服すべき沖縄の固有課題」として、解決の意義及び解決の方向性を含めて記載すべきである。 | ③その他 | 県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |
| 188 | 0 | 0 | 現振興計画のP121-122で述べられていた基地問題の背景である沖縄戦や米軍統治下などの歴史に関する記述が、本章から削除されている。「本県は、歴史的・地理的・自然的・社会的に他の都道府県にはない特殊事情を抱えている。」という表現のみでその詳細に触れないのでは、「沖縄の固有課題」の本質は覆い隠されると危惧する。これらの詳細も現振興計画からしっかりと引き継いで記載すべきである。 | ①素案に反映 | ご意見のとおり、基地問題の背景や米軍統治下などの記述を加えた表記とします。 | 知事公室 |
| 189 | 20 | 22 | 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進 23 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進について。 家庭でも取り組める再生可能エネルギー導入を進めてほしいと思います。 風力、水力発電設備の初期投資への助成金や蓄電池購入への助成金を出すなど、各家庭から排出される二酸化炭素を削減しながら自治体では壮大的な取り組みをし地域全体で環境に関する意識を高めていけたらと思います。 | ②制度・財政措置の対応 | 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、現在新たな振興計画において再生可能エネルギー発電設備導入等に係る税制優遇や補助等の制度を要望しているところです。 | 商工労働部 |
| 190 | 25 | 4 | 子どもの貧困の背景には養育費を受け取れないことも大きな原因があり沖縄県は養育費に対し当事者や社会の問題意識も低く、そのしわ寄せが子どもにいきます。養育は両親の責務として離婚した相手から当たり前養育費を受け取れる仕組みが必要。 併せ子どもの自己肯定感を高められる教育や仕組みを構築してほしい。親も自己肯定感が低いので養育費を諦めるという事にも繋がりますので親の自己肯定感を高める事も同時に必要。 | ①素案に反映 | 子どもの自己肯定感を高める教育については、第4章 5-(2)-ウにおいて、「目標や意欲、関心をもち、粘り強く仲間と協調して取り組む力や姿勢等の非認知能力を育成」と記載しております。 また、貧困状態にある子どもへの支援に加え、第4章 2-(1)-ウにおいて、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援の取組を記載しております。 | 教育庁 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|------------|--|----------|
| 191 | 0 | 0 | (新たな振興計画(骨子案)の概要) 計画策定の意義がどのように21世紀ビジョンに掲げる概ね2030年の将来像と繋がるのか相関図等を持ってわかりやすく体系的に説明してほしい。 県民全員が全ての文章を読むわけではなく、まずは概要を持って理解するため、これではまいち伝わらない。 | ①素案 に反映 | 計画素案において、将来像との関係については、第1章の計画目標において、記載しております。 また、ご意見を踏まえ、新たな計画(素案)の概要を作成しております。 | 企画部 |
| 192 | 1~ | | 現計画の進捗の記載がない。現計画ではどこまでできているのか(5つの将来像までの達成度等)不明。計画を立てる前提の記載がないため、0からの出発に見える。 加えて現計画と新計画がどのように繋がるのか説明不足。 | ①素案 に反映 | 県では令和2年3月に現行計画の総点検を行っており、その中でこれまでの施策の検証と今後の課題及び対策を示したところであります。この総点検の結果を踏まえ、新たな振興計画の骨子案を策定したところです。 第1章の計画策定の意義において、序文として、これまで経緯や「沖縄21世紀ビジョン基本計画」について、追加しております。 | 企画部 |
| 193 | 19 | | 展望値の定義が不明。加えて、なぜその3つの枠組みとなったのか説明が不足している。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨に関しましては、素案において、展望値の定義等について、記載しております。 | 企画部 |
| 194 | 73 | 22 | 施策等の検証も必要だとは思いますが、その前に基本的課題に対するPDCAをするべきではないか？この施策を検証しても実際に基本的課題という大きい枠組みでどこまで解決に向かっている、何が足りない等の検証を行うべきではないか？ | ③その 他 | 本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する「実施計画」を策定することとしております。この実施計画では施策効果等を検証するための成果指標等を設定し、成果指標の達成状況等に基づき、PDCAサイクルを用いた検証等も活用しながら毎年度の施策等の検証を行ってまいります。 | 企画部 |
| 195 | 17 | | (1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現 沖縄の黄金言葉に「イチャリバチョーデー」があります。しかし現在の社会には様々な差別があり社会的少数者の方々にとって息苦しい世の中になっています。沖縄でも日常的にヘイトスピーチや右翼街宣などで言葉による暴力が行われています。「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現の為に差別をなくす努力が不可欠です。沖縄から世界に向けて発信し世の中の差別をなくしていく仕組みづくりや教育システムの構築を求めます。 | ①素案 に反映 | 格差が生まれにくい社会の構築については、「2-(5)多様性を尊重する共助・共創社会の実現」の中で施策を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 196 | 22 | 2 | 今後の沖縄県が今一度、海の富を再発見し沖縄独自の海洋島しょモデルを再構築する決意を読み取ることができます。ただ、サンゴ礁、藻場、干潟の保全・再生・利活用を記すだけで復帰以降繰り返されてきた埋め立てへの言及がないことは残念です。どれだけ、沖縄県民・その他の人々が海洋環境の保全に取り組もうとも、埋め立て事業であつという間にサンゴ礁、藻場、干潟はコンクリートの下に消えてしまいます | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、第6章の県土のグランドデザインの中において、「県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかなければならない。」 「無秩序な開発が広がることで、本来守るべき自然資源や歴史資源が失われることがないよう、自然環境の保全や伝統・文化の継承と経済振興の均衡のとれた県土づくりに取り組む。」と記載しております。 | 環境部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|------|---|--------|--|----------------|
| 197 | 8 | 17 | 「価値観」とは何なのかを深く県民で議論を続ける必要性を強く感じます。例えば沖縄民謡「谷茶前」には「谷茶前ぬ浜にスルル小が寄っていんどーへー」とあります。民謡を習う私たちは上手に歌うことはできるかもしれませんが、「スルルはどれくらいの大きさの魚」と言われても答えることができないかもしれません。新しい価値観に頼りすぎずに「受け継がれた価値観」を更新する取り組みを新たな沖縄振興計画には希望します。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 198 | 2 | 8~11 | 地理的な優位性に加えて、独自の歴史・風土の中で育まれてきた、人々を惹きつける魅力「ソフトパワー」 沖縄県の地理的な優位性は、プラス面とマイナス面を併せ持っている。過去の歴史を振り返ると、住民を置き去りにした政策に翻弄されてきた。平和を希求する心こそが人々を惹きつける魅力になると考える。その具体的方法として下記の3つを挙げる。 1. 玉城デニー知事の県政の根本理念「誰一人取り残さない社会」の具体的内容をわかりやすい言葉で県民に浸透させる。言葉は国、社会、個人の運命を左右する。旧約聖書創世記は、地球は神の言葉で創られたこと、明治憲法(第日本帝国憲法)は、「第日本帝国ハ万世一系ノ天皇之を統治ス」と定めた。この言葉を受けて教育勅語が生まれ、「教育は生徒個人のためにするのではなくて、国に尽くす国民を育成する」との教育を徹底させた。 軍国主義の教育が国民に浸透し、真珠湾への奇襲攻撃で日米戦争、沖縄地上戦、広島、長崎への原爆投下の遠因になった。先手で戦争を始めると無残な結末になることを歴史に学んで、戦後制定された日本国憲法は、「天皇は日本国の象徴」と定め、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される」ことを定めている。「誰一人取り残さない社会」は、憲法第13条をわかりやすく説明した言葉で、県民に浸透させるべきである | ③その他 | ご意見の具体的な取組については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 199 | 2 | 8~11 | 2. ルーズベルト以降の米大統領はアリゾナ記念館を訪れ、同船と共に海底に沈んだ1102名の戦没者を追悼している。玉城デニー知事がバイデン米大統領と共にこの記念館で戦没者を追悼し「Remember Pearl Harbor, Remember Shuri-jo Castle, too」「戦争に先手なし、空手に先手なし」を世界に発する。首里城を世界の観光地にする具体案を策定する。 | ③その他 | ご意見の具体的な取組については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建設部 |
| 200 | 2 | 8~11 | 3. 第32軍司令部壕を沖縄戦の負の戦争遺跡として保存公開する。 第5坑口周辺の土地を県が取得し、第32軍司令部壕に関する資料館なども設置し、同壕を平和教育、観光資源として活用する県政を推進する。 | ③その他 | ご意見の具体的な取組については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 201 | 11 | 12 | 衣食住の自給体制の構築。 換金作物への依存から食用作物への転換を。 今後気候変動による食糧危機を想定して米や大豆等主要食物の地産地消を目指す。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 農林水産部 |
| 202 | 31 | 26 | 産業のあり方が偏りすぎているように思う。 特に沖縄は土木建設関連の雇用が経済的に弱い立場にいる男性の受け皿になっているように思う。 土木建設は鉱山業はじめ、環境に大きな負担になってしまっている。この受け皿を第一次産業へと変えていければ、環境への負担の面からも良いと考える。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建設部 農林水産部 |
| 203 | 42 | 14 | 地球温暖化対策として自家用車や運輸による二酸化炭素排出の削減は喫緊の問題です。その事についての具体的対策を示すべきです。公共交通機関で言えば、バスの本数が少ない(特に北部など)運賃が高すぎる。 | ①素案に反映 | 運輸部門における地球温暖化対策として、「1-(1)-ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進 ③ 低炭素化及び省エネルギー化の促進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|------------|---|-------------------|
| 204 | 12 | 12 | 環境について。 沖縄県内でのグリホサートを含む除草剤の使用、販売を禁止、または制限付きの使用にしてください。 世界的にグリホサートを含む除草剤は発癌性が指摘されています。 どうしてもグリホサートでないと除草できない時以外は使わない方向にして欲しいです。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 農林水 産部 |
| 205 | 25 | | 子どもたちへの切れ目のない支援。熊本県のとある町には保育士さんが園を卒業した子がこぼれ落ちそうなときに、そのライフステージの際の ケース会議に参加することがあるそうです。保育士が高校退学か否かの会議に参加したと聴きました。細く長く見守り続けるシステムが必要だと思 います。保育士でなくてもその地域でその子を知っている方に都度手を貸してもらようなシステムは時に有効かと。 | ③その 他 | 地域の子育て支援体制の充実を図るとともに、支援 を必要とする子ども、若者、要保護児童等へのきめ細 かな支援には多様な分野の関係者の連携が重要と 考えております。 ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生 活福祉 部 |
| 206 | 25 | | 障害児分野の取り組みでは、「えいぶる」という成長記録を未就学から就学までずっと記録する冊子を作成していると聴きます。あれをただ持つで はなく、それを使い続けることが必要です。 | ③その 他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生 活福祉 部 |
| 207 | 25 | | こどもの居場所には何が必要でしょうか。子どもたちは居場所に何を求めているのでしょうか？ 地域にいくつ必要なのでしょう。丁寧なマーケティングなくして実行するのは効果が薄いと思います。この6年間の貧困対策の反省を細かく実施 し、子どもたちからもフィードバックをもらった上で、居場所の在り方を模索したいです。 | ③その 他 | 「子供の居場所」は、子どもの過ごせる場所を確保し たうえで、管理者の監督の下、学習支援、キャリア支 援、食事支援などのうち、全部又は一部を実施するも のであり、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の整 備は、重要と考えております。 ご意見の趣旨については、今後の参考にさせてい たきます。 | 子ども生 活福祉 部 |
| 208 | 33 | 12 | 「観光二次交通の利便性向上」とありますが、「二次交通」という括りにはレンタカーが含まれるものとも思われます。 本県のレンタカー台数は、都道府県別に見ても全国最多の水準です。主要観光施設の駐車場はレンタカーで占拠され、貸渡に時間がかかるから と那覇空港での違法貸渡を行う事業者がいるとの報道もありました。一昨年開港したみやこ下地島空港では、ついにバスやタクシー乗り場が敷地 の隅に追いやられ、到着口・出発口のすぐ近くにレンタカー駐車場が設けられました。 適正な規模のレンタカーは、交通手段の一翼を担う存在ですが、現在のレンタカーは明らかにその範囲を逸脱しています。 レンタカーの利便性向上は県が取り組むべき課題ではない、ということに留意いただきたいと考えます。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていた だきます。 | 文化観 光スポ ーツ部 |
| 209 | 42 | 14 | シームレスな陸上交通体系の整備として、この行以下に挙げられている取り組みのいくつかには違和感を覚えます。 | ①素案 に反映 | ご意見を踏まえ、第4章「3-(12)-エ シームレスな交通 体系の整備」の中で具体的な取組を記載しておりま す。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|-------|--|--------|--|--------------|
| 210 | 42 | 15 | <p>これ以上、なぜ道路ネットワークが必要なのでしょうか。交通需要の増大に対し、道路を増やして対処するという手法は、すでに過去のものです。道路を増やす限り、自動車交通は増え、インフラの維持管理コストも際限なく増加していきます。すでに沖縄県は、「県土1平方km当たりの道路延長」は都道府県別に見ると第13位と、他県に引けを取りません(参考:環境省「観光統計集」(平成30年度))。</p> <p>また、同出典記載の人口当たり道路延長を見ると沖縄県は全国39位にとどまっていますが、本県を含むワースト10の都道府県は、都道府県別の人口密度のトップ10でもあります。人口密度の高い、東京、大阪、神奈川、埼玉…等の地域は、いずれも発達した公共交通ネットワークを有しています。本県も、そこを目指すべきではないでしょうか。</p> <p>これからの10年間、そしてその先の未来は、道路交通に依存しない交通体系を目指しませんか。</p> | ③その他 | <p>本県は鉄軌道を有しない唯一の県であり、陸上交通を道路に依存しています。鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを実施していますが、整備までは相当の時間を要することが想定されることから、特に全国ワーストの那覇都市圏の渋滞緩和に向けてはTDM等のソフト対策と道路ネットワーク構築等のハード対策の両輪で対応する必要があると考えています。</p> <p>なお、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入と合わせて、鉄軌道と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワーク構築に向けて取り組んでいるところであり、新たな振興計画(素案)においては「3-(12)-エ-④ 鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」の中で取組を記載しております。</p> | 企画部 土木建築部 |
| 211 | 42 | 17~18 | <p>ここを含め、本骨子案の本文には「鉄軌道を含む新たな公共交通システム」との表現が10か所出てきます。一方で、「バス」という単語は、唯一、ここにしか出てきません。しかも、バスの「利用環境の整備」とされており、バスそのものの利便性を向上させることではないような印象を受けます。沖縄県は、本県の今後10年の振興を考えるうえで、「バス」は除外されているということでしょうか。</p> <p>また、課題解決のために、なぜ「『新たな』公共交通システム」が必要なのでしょうか。</p> <p>今後10年スパンで行うべきは、「過度にクルマ(自家用車)に依存した交通体系からの脱却」です。そのためには、現在のクルマに過度に依存した個人個人の交通行動を変容させるとともに、彼らの受け皿となる移動手段をきちんと確保することが重要です。クルマ利用へのアクセスの容易さを野放しにしたままでは、どのような公共交通システムでも望むような結果は得られないでしょう。</p> <p>意識啓発などのソフト策、クルマの保有や使用に制限を課すようなハード策とともに、今あるバスやモノレール、自転車、徒歩の利便性、利用環境を改善していくこと、この組み合わせが最適なアプローチと考えます。</p> <p>(鉄軌道は大量輸送が可能で定時性も高く、基幹的な輸送手段として優れた特性を持っていますが、中南部都市圏の交通渋滞を解消することを目的とするのであれば広域なネットワークの構築も必要であり、時間がかかります。一方、バス交通は既に全県的に路線網が張り巡らされていますが、長年にわたるモータリゼーションをはじめとする多くの要因により利用者も少なく、輸送機関別の分担率ではわずか数パーセントにとどまっています。このような現状を考慮すると、まず取り組むべきは、バスのサービスや運用を最適化し、ポテンシャルを高めることであると考えます。)</p> | ①素案に反映 | <p>車依存社会からの脱却及び慢性的な交通渋滞を緩和するためには、公共交通への利用転換に向けた取組、バスやモノレールの利用環境改善、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、様々な施策を効果的に推進することが必要であると考えております。</p> <p>短期・中期的な観点から、定時・速達性の高い基幹バスシステムの導入などに取り組み、長期的な観点からは、那覇と名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入と併せて、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、取組を進めているところです。</p> <p>バス利用環境の整備については「3-(12)-エ-①シームレスな乗り継ぎ環境の構築」、鉄軌道については「3-(12)-エ-④鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」に取組を記載しております。</p> | 企画部 |
| 212 | 56 | 11 | <p>本骨子案では、この部分を除き、「交通渋滞を解消する」ことに主眼が置かれているような印象を受けますが、交通渋滞は、クルマに過度に依存した交通体系がもたらす弊害の一つにすぎません。交通渋滞が解決できても、事故、環境負荷、土地の適正利用など、過度のクルマ依存がもたらす弊害はそのまま残ります。</p> <p>渋滞を解消すればよいのではなく、本骨子案ではその背景にある「『クルマ依存』からの脱却」に言及すべきと考えます。</p> | ①素案に反映 | <p>過度な自動車依存からの脱却についての取組は、「1-(1)-ウ① 次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。</p> | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|----------|---|-------------------|
| 213 | 56 | 32 | 高速道路経路のパスが、すでに那覇～名護間を約1時間で結んでいます。所要時間で見ると、「新たな公共交通システム」を導入する効果はわずかです。むしろ「軌道」では1時間で結ぶのは無理でしょう。他の視点(環境負荷、定時制、輸送力等)に重きを置くべきではないでしょうか。 | ③その 他 | 鉄軌道を含む新たな公共交通システムについては、沖縄21世紀ビジョン等に基づき、沖縄本島を縦断し、骨格性、速達性、定時性等の機能を備えたシステムを想定しており、広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ圏域構造の構築を図る観点から、最高速度100キロ以上の高速性が求められ、輸送力については小型鉄道程度が必要となることから、今後の技術開発の動向にもよりますが、小型鉄道やモノレール、AGT、HSST、専用軌道を走るLRTを想定したところです。具体的にどのシステムを選定するかについては、今後、より具体的な検討を行う計画段階において、現場の状況、自然・生活環境への影響、経済性等も踏まえながら幅広く検討していくこととしております。 | 企画部 |
| 214 | 63 | 10 | 42ページ15行目への意見にも書いたように、「交通容量の増大」は行うべきではありません。13行目に書かれているTDMとは完全に対立する考え方です。 | ③その 他 | 本県は鉄軌道を有しない唯一の県であり、陸上交通を道路に依存しています。鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを実施していますが、整備までは相当の時間を要することが想定されることから、特に全国ワーストの那覇都市圏の渋滞緩和に向けてはTDM等のソフト対策と道路ネットワーク構築等のハード対策の両輪で対応する必要があると考えています。 | 土木建 築部 |
| 215 | 69 | 16 | 33ページ12行目への意見にも書いたように、本県におけるレンタカーは異常です。レンタカーの数を抑えるような取り組みをすべきで、「レンタカーの増加に伴い、交通需要も増加していること」を前提とする、という考え方は承服できません。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポ ーツ部 |
| 216 | | | 何十年も、政権の対立の中で、基地反対、推進が県民投票を無視しての現状。与野党が一貫になってそこは起点を変えて、辺野古唯一の根拠を追求(説明)、現野党の方(推進)に国に申し立てを、一丸となって実行する。国の国益、防衛の為なら永久に基地はなくなる。日米協定も現政権は、変えることもないなら、それを国が国民に説明するべきなのでは？そのかわり、基地の負担割合で「基地負担税」という枠で、基地のない県から徴収し、負担県に割合で支給する流れを作る。そうすれば、基地問題を県外の方にも考えるのでは？(身近に感じる)その支給の部分で骨子案の課題をいくつか、解決できればなと思っています。 推進派の方に聞きたい、なぜ毎日辺野古に通う人がいるのか、そこに阻止する警官の方の費用をもっと別に使えないか？基地を作る費用をコロナの中そこに使えないかとか話をした事がありますか？政治家の方は国民の(県民)為何をしたのですか？もっとお互い建設的な話し合いをして欲しいと思います。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公 室 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|-------------|--|-------------------|
| 217 | | | 国内・海外からの観光客が空港に到着した時からおもてなしの意味として道路の整備。何年も前から気になるのが、道路の雑草、中央分離帯の雑草等景観の面です。 提案ですが県ないし、各自治体の中で、シルバーの人材登録を60歳～65歳でしてもらい(職務一律)仕事の種類で、草刈り作業等を提供。年金も支給が遅れる中、定期的に、整備をする流れはどうか？(例えば、教員は放課後の児童の無料塾、子育ての支援等) | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 土木建築部 |
| 218 | | | 災害時(台風等)の観光客への対応を県全体で考え、離島まで、受入れ体制を統一して対応できるシステム。(宿泊無料提供・食材・交通費)等。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 219 | | | 観光立県を目指すのであれば参考にハワイ・シンガポール視察等、良い所はどんどん取り入れる姿勢を作ってほしい。(具体的に)同時に、アジアに向けての環境も含め県独自のアジアとの経済・流通・観光を密に交流をし、前向きな考えを示し、実行に移して欲しい。長期滞在・気候を生かして誘致する方法等様々な提案実現で県民所得の向上にもつながるのでは？ | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 220 | | | コロナの中、私達の生活が一変しました。子供達の教育の流れは考え直す時期だと思えます。 コロナの自粛期間小・中・高・大学とカリキュラム・授業時間等様々な変更・時短等が行われました。元に戻す以前と同じようにする考えではなく本当に必要性のある内容だったのか見直すチャンスかもしれません。学校の先生の負担イコール残業の多さ、格差が増え、本当に私達大人が子供達に学ぶことの喜びや大切さを教えていく事の内容はこれでいいのか？諸問題を現時点のコロナ自粛期間と以前の授業日数・内容を比較してみても？統計をとることで、問題点、解決策が具体的に話せる機会の資料として実行してほしいと思えます。海外の勉学の取組み(教育)の良い点等を参考に取り入れる等。現政策はコロナ対策にしても、各都道府県自治体に丸投げしすぎだと思ふ次第であります。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 221 | | | 保育園から義務教育を取り入れ、認可保育園の条件を緩和し無許可を認可へ移行できる体制を作る。箱物ばかりを新たに作っても先々少子化をたどる現状があるのに、そこに税金を使うのか？無認可がなぜそうなのか調査する。保育園として同じ子供達を受入れる立場なのに、大人の都合では良くない。保護者にもいえる。第5希望まで受入れ先を選ぶのではなく、学校といっしょで区域を作り、兄弟組がバラバラにならない工夫等今身近で起きている、障害児の受入れ等、保育士不足根本的に子が生まれ保育園という最初の社会との団体生活の環境こそ共働きの推進少子化対策を考える国が、税金の使い道を見直しそこに投入して解決できるようお願いします。 | ③その他 | 認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上など、乳幼児期の子育て環境の充実は、重要と考えております。 ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 222 | 20 | 23 | 他県に先駆けて、純ガソリン車の販売規制を行ってはどうか。ディーラー側に販売税を課して得た財源で、環境負荷の低い車の購入を促すような補助金制度があれば良いと考える。 | ②制度・財政措置の対応 | EV、FCV普及の後押しを図るべく、新たな振興計画における制度提言にEV充電器、水素供給設備等の導入に係る財政支援等を要望しております。 | 環境部 |

| 意見 番号 | 頁 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|--|------------|---|------------------------------|
| 223 | 18 22 | 浦添西海岸の埋め立ては辺野古埋め立てと同様、生態系の破壊につながる。那覇軍港が遊休化しているという県の認識に基づけば、浦添に移転する必要もないと考えるのが当然ではないか。 | ③その他 | 県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、「那覇港湾施設移設に関する協議会」の枠組みの中で取組を進めることが現実的と考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 知事公 室 |
| 224 | 23 6 | しまくとぅばを学校教育の場で触れる機会があると良い。また、学術的には琉球諸語は「日本語が崩れた方言」というより「れっきとした言語」であるとの認識を広め、話者の自信に繋げなければいけない。さらに、公務員もしまくとぅばを話せる必要が生じると思うが、いっそのこと県として琉球諸語を公用語として定めてはどうか。 | ③その他 | 小・中学校や高等学校でのしまくとぅば教材を活用した学習活動への支援など、しまくとぅばの普及に取り組んでおります。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポ ーツ部 |
| 225 | 60頁 の24 行、 68頁 の30 行 | 現在、県の条例によって海岸に自由に立ち入りできる権利が保障されているはずだが、宮古や八重山含めいわゆる「半グレ」や悪質な「管理業者」によって一般市民が利用しづらい状況になっている。さらに、恩納村などの海岸線をリゾートホテルが囲い込んで、半ば私有化している状況が散見される。観光客だけのビーチとならぬよう、観光客には駐車場を無料開放するなどの規制が必要なのではないか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 土木建 築部 |
| 226 | 15頁 の9 行、 56頁 の3 行、 63頁 の13 行 | 渋滞緩和や定時運行性の観点から鉄道の導入は当然支持するが、坂やカタビの多い沖縄では door to door で移動できる車はやはり重宝される。人口密集地域では鉄道の地中化とともに、地下街・地下通路もセットで考えなければ利用者が増えないと考える。また、沖縄島のように細長い島では Uber などのライドシェアを解禁すれば渋滞は緩和されると思う。 | ③その他 | 鉄軌道の導入における、市街地部の構造については、高架橋と地下トンネルを想定しているところですが、具体的な検討については、今後の、具体的な検討を行う計画段階以降に、現場の状況等を詳細に把握した上で、経済性や環境面、他交通への影響等踏まえ、様々な観点から詳細に、地下や高架橋などの構造について検討していくこととしております。また、交通渋滞の緩和に向けては、今後様々なモビリティが実現した将来においても、公共交通との使い分けが必要であり、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入と併せて、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところです。 | 企画部 |
| 227 | 43 27 | 外国人を地域の住人として、ともに多様性を認め合う文化づくりが必要になると思います。沖縄県に県独自の国際交流センターがあるとよいです。名護国際交流センターはよいと感じていました。また広域にまたがる沖縄県内の各地区に、国際センターの支部が必要だと思います。それぞれの自治体でもつととなるとサービスに違いが出たり、遠方までサービスが届かない可能性もあると思います。ボランティアや有志のみでは限界があります。 | ①素案 に反映 | 県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、多言語による生活相談等を実施しております。ご意見の趣旨については、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。 | 文化観 光スポ ーツ部 |
| 228 | 1 | 市町村ごとに、無料の外国語講座が定期的に多く開催されてほしいです。所得が低いため、外国語を習いたくても、経済的な負担などの理由により、受講を躊躇する人々が少なくありません。外国語を習うことにより、在住外国人への理解が深まるため、多文化共生への実現にもつながり、また、観光人材の育成の土台にもなると思います。沖縄の基幹産業の観光業を盛り上げるためにも、外国語教育に力を入れてほしいです。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、「5-(3)-ア① 外国語教育の充実」の中で取組を記載しております。 | 文化観 光スポ ーツ部 教育庁 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|---|------------------|
| 229 | 2 | | 県内の高校において、第2外国語の教科目を取り入れてほしいです。ITの発達などにより、外国語や外国に興味を持つ若者が増えていますが、外国語を習うには、経済的かつ時間的負担がかかります。観光人材の育成など、外国語能力を習得することは、就職にも有利です。しかしながら、貧困層家庭の子供には、外国語教育の機会に恵まれていません。公教育において、それをまかなうことに、公平に夢を持たせる社会になると思います。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |
| 230 | 3 | | 市町村において、住民票などの書類を発行する時に、英語など、外国語でも申請できるようにしてほしいです。また、日本語の漢字に苦手な外国人も多いため、やさしい日本語の表記が増えてほしいです。 | ①素案に反映 | 住民票の交付申請手続では、各市町村とも氏名については在留カードと同様の記載としており、住所についてはローマ字での記載を認めている団体があるほか、交付申請書に英語表記を加え負担軽減を図る取組を行っている団体もあります。いただいたご意見については、今後、各市町村の窓口における外国人等の方のための環境整備を考える上での参考とさせていただきます。 また県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。ご意見の趣旨については、「4-2-イ 多文化共生社会の構築」の中で取組を記載しております。 | 企画部 文化観光スポーツ部 |
| 231 | 9 | 3 | 9ページ、3行目に追加 (5)地質的特性 ■本県においては、復帰前の昭和35年度から44年度にかけ実施された日本政府（通産省工業技術院地質調査所）による沖縄における天然ガス資源調査（1次～6次調査）により、沖縄本島中南部及び宮古島における島尻層群を鉱床とした水溶性天然ガス資源の存在が明らかになった。 ■昭和56年に沖縄県を中心とした第3セクターによる「沖縄天然ガス開発株」を設立したが、生産量の見込みや石油価格の大幅な値下がりによる天然ガス価値の下落等により昭和61年に解散したが、その後、同鉱床域での温泉掘削が沖縄本島及び宮古島で行われ、近年、沖縄においても「温泉」が増えてきた。コロナ禍において、オーシャンビューを楽しめる沖縄の温泉として九州で3位となるなど、今後本県の「温泉」は新たな観光資源として期待できる。 ■沖縄県は平成23年度に沖縄本島中南部及び宮古島において地震探査を実施し、翌年平成24年～26年度において、沖縄本島2ヶ所（那覇市、南城市）、宮古島市1ヶ所において基盤岩を目的とした試掘調査を実施し、基盤岩が新たな水溶性天然ガス賦存層として確認されたことで、更に資源埋蔵量幅が広がり、同資源活用（事業化）の可能性が高まった。 ■平成29年～同31年度にかけ、民間企業により西原町で2本の試掘調査が実施された。島尻層群と基盤岩から水溶性天然ガス資源の賦存が確認され、事業化に向け様々な検証が行われ、かん水から沖縄初の県産ヨウ素（純度99.9%）が製造されたことで新たな産業創出の期待が高まった。 ■宮古島市は、平成27年度から平成31年度において沖縄県試掘井を活用し①温泉利用（足湯）、②温泉熱による冬場のオクラ栽培、③温泉熱を利用したマンゴーの温湯試験、④温泉を活用した陸上養殖、⑤地産天然ガスによる発電事業等、水溶性天然ガス資源を活用した実証により様々な分野への可能性を示したことで、新たな地域振興への期待が高まった。 ■地産地下資源の水溶性天然ガスは、クリーンエネルギーとして、沖縄県エネルギービジョン2020（素案）でも位置づけられており、環境負荷軽減やエネルギー自給率の向上のみならず、新たな農水産業や観光資源として期待できる。 ■復帰前の国の調査から2度の振興計画において調査がなされ、長い年月をかけた地質特性を踏まえた地下資源エビデンスが整ったことで、次のステージ（産業振興）が期待できる状況となった。 ■水溶性天然ガス資源（温泉）の戦略的活用により、医療ツーリズムやスポーツツーリズムに向けた観光の重層化や質の高い観光へのシフトに向け、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな観光への効果、また県民の健康増進に向けた効果が期待できる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|------------|--|-----------|
| 232 | 71 | 24 | 71ページ、24行目に追加 ■本圏域に広く分布する水溶性天然ガス資源利活用による地域振興に向け、調査・開発・施設整備に取り組む。 | ①素案 に反映 | 水溶性天然ガス資源の利活用については、「施策展 開2-(6)-ア-⑥安定的なエネルギー供給体制の確保」 の中で取組を記載しております。 | 商工労 働部 |
| 233 | 62 | 24 | 62ページ、24行目 地下資源(水溶性天然ガス資源)の追記をお願いします。 下記参考(赤文字ヶ所) 24 ■東海岸地域に有する歴史・文化資源や地下資源(水溶性天然ガス資源)、自然環境、経済発展の潜在力に注目し、……。 | ①素案 に反映 | 水溶性天然ガス資源の利活用については、「施策展 開2-(6)-ア-⑥安定的なエネルギー供給体制の確保」 の中で取組を記載しております。 なお、第6章2-(2)東海岸サンライズベルト構想の展 開については、令和3年3月に策定した東海岸サンラ イズベルト構想を踏まえ記載しております。 | 商工労 働部 |
| 234 | 32 | 4 | ア 全産業における労働生産性の向上 ③人材育成による生産性の向上 【意見】 労働生産性を向上させるためには、消費者の視点・生活者の視点を経営に取り入れることが重要であることから、女性の活躍など多様な人材を活 用(ダイバーシティ&インクルージョン)する必要がある。 このため、③に「女性の活躍など多様な」を追記し、下記内容に修正して記述いただきたい。 ***** ③女性の活躍など多様な人材育成による生産性の向上 ***** | ①素案 に反映 | ご意見の①職場における意識改革の推進、②ライフ ステージに応じた働き方の促進、③キャリア形成の推 進に関する取組については、「3-(11)-イ多様な働き方 の促進と働きやすい環境づくり」に記載しております。 「③女性の活躍など多様な人材育成による生産性 の向上」に関しまして、本県の発展に、女性の活躍が 必要不可欠であることに異論はなく、同様に、男性や LGBTQ、高齢者や若年者の活躍など、性別や年齢等 や問わない、社会で活躍する主体の多様性が必須で あると考えております。 一方で、生産性の向上に性別や年齢等が直接的に 関連するものではないため、この施策に関しては、2 -(5)において、性別や年齢に関わらず活躍ができ る、多様性を認める社会の実現の取組の一環として 整理する必要があると考えております。 | 商工労 働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---|--|------------|---|----------|
| 235 | 41 | 4 | <p>ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進 ②女性が活躍できる環境づくり</p> <p>【意見】 「女性が活躍できる環境づくり」については、雇用機会の確保と同時に職場の風土づくりや制度の見直し等、様々な取り組みが必要である。企業はもちろんのこと県や市町村をはじめとする公的機関等、県全体で環境を整備していくための「女性の活躍促進」を施策展開のレベルに位置づけていただきたい。 そこで取組む内容として、ア～ウに加えて以下の項目を追加していただきたい。 ***** エ 女性が活躍できる環境づくり ①職場における意識改革の推進 ②ライフステージに応じた働き方の促進 ③キャリア形成の推進 ④女性登用の促進 ***** 具体的内容として</p> <p>①職場における意識改革の推進 ・職場トップや管理職を中心とした意識改革 ・性別による役割意識の見直し ・長時間労働の是正および有給休暇取得の促進 ・男性の育児／介護休暇取得促進 ・各種政府支援施策の周知・利用促進(ファミリーサポート等) ・女性が使いやすい設備の整備(例:棚を低くして届きやすくする) ・成功事例の共有(女性活躍先進企業表彰制度等) ・女性活躍推進法に基づく行動計画策定、並びに取組情報の公表の促進</p> | ①素案 に反映 | <p>施策「女性が活躍できる環境づくり」については、3-(11)の施策展開の項目に位置づけ、下記のとおり施策を展開してまいります。</p> <p>3-(11)-エ 女性が活躍できる環境づくり ①女性が働きやすい環境づくり ②男女の機会均等と待遇改善 ③女性が働き続けられるための意識啓発等の推進</p> | 商工労働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|-------|----------|
| | | | <p>→女性活躍に対する理解は未だ不十分ことから、職場トップに改善意欲はあっても組織的な取り組みに至らない等、女性が望む改善に繋がらない現状がある。また、性別による役割意識が常態化している職場も多く、根本からの意識改革(組織風土改革)に取り組むことが優先課題と考える。</p> <p>女性が働きやすい環境とは、女性ばかりでなく誰にとっても働きやすい環境であり、長時間労働の是正や有給休暇取得の促進を図るとともに、各種支援施策の周知・利用促進(ファミリーサポート等)を進めて行く必要があり、男性の育児・介護休業取得促進にも繋がっていくと考える。また、「女性活躍先進企業表彰制度」等を創設し、成功事例の共有をすることが環境改善を大きく進めるものとなる。</p> <p>②ライフステージに応じた働き方の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、フレックス制度、在宅勤務、時短勤務等の推進 ・質重視の評価制度や柔軟な働き方ができる就業規則等の見直し ・育児休業や介護休業等の制度が利用しやすい環境づくり。支援制度の拡充。 <p>→育児や介護で最も影響を受けやすい女性の労働力率にはM字カーブが存在している。沖縄県においては比較的カーブの起伏が少ないと言われているものの、結婚や出産による退職は、大きな損失であり、生産性低下に繋がる。これらを回避し、沖縄県の生産性を向上させていくためにもライフステージに応じて、テレワークやフレックス制度、在宅勤務、時短勤務等の働き方を選択することができ、例えば場所や時間を限定したものではなく、仕事の質重視の評価制度や、これに伴う就業規則等の見直しが不可欠である。</p> <p>③ キャリア形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ研修制度(管理職・マネジメント育成プログラム) ・キャリアアップを意識した人事配置、OJT ・学ぶための環境整備(オンライン研修環境等) ・メンター制度の導入及びネットワークづくりへの支援、各種相談への対応 <p>→現状では、従事する業務分野が固定化されている等、男女で職務分担に差があることで、経験できる分野が限られ、女性がキャリアアップを望めない現状がある。</p> <p>キャリアアップ研修等に加え、キャリアアップを意識した人事配置やOJTを中長期的なスパンで行い、学ぶための環境を整備することで女性のキャリア形成につなげたい。さらにはメンター制度の導入や、ネットワークづくりを支援し、精神的なフォローアップ環境を整えていくことが必要だと考える。</p> <p>④女性登用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職の割合を定める ・各種委員会や重要会議において女性幹部の参画を必須とする ・人事担当(或いは管理部門)への女性責任者の配置 <p>→現在日本はジェンダーギャップ指数が153か国中121位、G7の中で最下位という現状である。SDGsのジェンダー平等を達成するためにも、具体的な目標をもち、取り組むことが目標達成に向けて不可欠である。</p> <p>女性管理職の割合目標を具体的に定めることから始め、各種委員会や重要会議において女性幹部の参画を必須とすることで、OJT的な環境づくりも行いつつ、女性登用促進を図ることが重要である。さらに、人事担当(或いは管理部門)に女性責任者を配置することで、きめ細かな対応でフォローしていくことが重要である。</p> <p>女性が働きやすく、活躍できる環境とは、女性ばかりでなく誰にとっても働きやすい、そしてその能力を思う存分発揮できる環境であると言えるでしょう。これを実現することが、生産性の高い、生き生きと暮らせる、誰一人取り残すことのない、世界に誇れる沖縄県を実現するものだと考えます。</p> <p>今般、女性のチカラを応援する宣言“Womanちゅ応援宣言”が募集されています。上記の各施策への取組みを含め、ぜひとも沖縄県・市町村等も積極的に参加し、女性が活躍できる環境づくりに向けて、沖縄県がその牽引役となっていただく事を期待します。</p> | | | |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|--------------------------------------|---|--|-------------------------|---|------------------|
| 236 | 30 P2 3 行、 17 P9 行 | | <p>■犯罪被害者等への支援の推進につきまして 私は2005年に、当時の夫であった故川満正則を路上強盗の被害で殺害された被害者遺族です。2006年から県内において、被害者支援自助グループの代表として活動しています。近年被害者支援基本計画に伴う制度として、各自治体における「犯罪被害者支援条例」の制定が大きな課題として様々な都道府県の被害者支援団体の中で話し合われています。 本県においても、各自治体への条例制定、そしてその運用など今後しっかりとした仕組み作りや人材育成等が必要だと考えます。 どのような内容なのかを簡単にまとめましたので、添付ファイルにてお送りさせていただきます。ぜひ一度お目通しいたきまして今後の被害者支援条例制定に向けて、県内でもその動きが活性化できるように、新たな沖縄振興策のなかで提言いただきたく存じます。今後県と各自治体とが連携協力できる体制づくりをぜひご検討いただきたく、重ねてお願いいたします。</p> <p>添付資料 ① 新たな沖縄振興策に対する意見書【～犯罪被害者支援～ひだまりの会okinawa 河井由美】 ② 自治体における犯罪被害者支援条例の必要性 ③ 犯罪被害者支援条例施策窓口の役割(イメージ)警視庁HPより</p> | ①素案 に反映 | <p>犯罪被害者等への支援の推進については、「2-(8)-ウ-②」の中で取組を記載しております。 なお、犯罪被害者等への支援については、より効果的な支援施策を実施するため、犯罪被害者支援条例制定に向けて、現在、取り組んでいるところであります。</p> | 子ども生 活福祉 部 |
| 237 | 0 | 0 | <p>○沖縄の経済特区のあり方について 現行の沖縄振興特別措置法等に基づく経済特区制度の活用、特に優遇税制の活用を通して感じたことを述べさせていただきます。</p> <p>【制度の使命・目的・目標から考える】 現在、沖縄には6つの特区・地域(経金特区、物流特区、情報特区・情報地域、観光地域、産業イノベ地域)と離島地域の制度があり、全国版の優遇税制より優位な内容になっています。にもかかわらず、優遇税制の認知度や活用事例は、周知広報活動やワンストップサービスの設置などの努力にもかかわらず、全県的に浸透し活発に活用されているとはいえない実態があります。 それはなぜか？ その問題点と目標に向かうための必要な要素について考えました。</p> <p>そもそも、沖縄で活動する事業者が、自由な発想で個性や独創性を大切に、持続的な発展を遂げることができるのであれば、企業は潤い、当然税収は増え、企業を支える労働者の安定雇用も実現し、生活が安定すれば社会も落ち着きます。その結果、更に新たな事業を生み社会は更に発展していきます。行政は何をするべきなのか？ 一言で言えば、事業者が働きやすい環境を作ることに尽きます。新たに創設される特区についても同課題を共有していただきたい。</p> | ②制度・ 財政措 置の対 応 | <p>ご意見の趣旨については、要望する制度において参考とさせていただきます。</p> | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|-------------------------|--|----------|
| 238 | 0 | 0 | <p>○働きやすい環境づくり1 サプライチェーンの充実とそれを支える制度 独創的で力のある企業が1社だけでも、ビジネスは成り立ちません。協力できる力のあるサプライチェーンの層の厚い地域は、国内外を問わず進出企業にとっても、その地域で活動する企業にとっても、とても魅力的であるはずで、必要と高い質の高い人材・サービスを潤沢に選択でき、それも、スピーディーに調達できるのですから。サプライチェーンとなる企業にとっても、より優れた取引先から得る経験により、更にパワーアップしていくはずで。</p> <p>■現行の産業イノベ地域制度はサプライチェーンを支える一助となっています。 (メリット)県内全市町村で設備投資をする企業に対する優遇税制(国税、県税、市町村税) (課題)①対象事業及び対象資産の範囲の拡大(サプライチェーンの圧倒的な充実を図るのであれば、関連事業及び対象資産の範囲を可能な限り広げる必要があります)②県の事前認定手続の撤廃又は緩和(認定撤廃あるいは届け出制にすると、残すとしても基準や提出書類を明確にし、かつ、情報公開を徹底し、企業が適用の有無や手続の準備を的確に判断し、速やかにできるようにする必要があります。また、電子申請など、書類作成や提出業務の負担を可能な限り軽減する努力が必要です)</p> <p>■現行の物流特区制度はサプライチェーンを支える一助となっています。 (メリット)ビジネスに物流業は不可欠であり、現在5市と2地域のみですが、設備投資をする等一定の要件を満たした場合の優遇税制(国税、県税、市町村税)があります。 (課題)①地区が限定されている(5市2地区)(サプライチェーンの強化、かつ、県全体の格差をなくすという観点からすると、地区限定はしない方がよい) ②対象事業及び対象資産の範囲の拡大(産業イノベ地域の課題①参照)③関税優遇及び国税(所得控除)の要件となる事前認定手続の見直し(産業イノベ地域の事前認定よりもはるかにハードルの高い認定要件と手続を改善が必要)</p> <p>■現行の情報特区・地域制度は日本で唯一本土と陸路でつながっていない沖縄のサプライチェーンを支える一助となっています。 (メリット)ビジネスには業種を問わずデジタル化は不可欠であり、現在24市町村のみですが、設備投資をする等一定の要件を満たした場合の優遇税制(国税、県税、市町村税)があります。 (課題)①地区が限定されている(24市町村のみ)(サプライチェーンの強化、かつ、県全体の格差をなくすという観点からすると、地区限定はしない方がよい。特に離島や過疎地域ほど促進する必要があり、県全体がデジタル化や通信環境の格差がないことがビジネス環境として大きなインセンティブになります) ②対象事業及び対象資産の範囲の拡大(IT・通信関係の技術革新のスピードはすさまじく、既存の対象事業や対象資産に限定してしまうと、陳腐化した制度になってしまいます)</p> | ②制度・ 財政措 置の対 応 | ご意見等も踏まえ、「産業イノベーション制度」や「国際物流拠点産業地域集積制度」の拡充や要件緩和について要望しております。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|-------------|---|-------|
| 239 | 0 | 0 | <p>○動きやすい環境づくり2 デジタル化と通信環境の整備は業種を問わずビジネスに不可欠です</p> <p>■現行の情報特区・地域は、デジタル化と通信環境の整備の一助となっています。 (メリット)ビジネスには業種を問わずデジタル化は不可欠であり、現在24市町村のみですが、設備投資をする等一定の要件を満たした場合の優遇税制(国税、県税、市町村税)があり環境整備の促進に役立っています。 (課題)①地区が限定されている(24市町村のみ)(県全体の格差をなくすという観点からすると、地区限定はしない方がよい。特に離島や過疎地域ほど促進する必要があり、県全体がデジタル化や通信環境の格差がないことがビジネス環境として大きなインセンティブになります) ②対象資産の範囲の拡大(IT・通信関係の技術革新のスピードはさまざま、既存の対象事業や対象資産に限定してしまうと、陳腐化した制度になってしまい先端的な環境づくりに役立たなくなります) ③対象事業の拡大(現行法では先端的なIT企業の集約を目的としているため、情報関係以外のその他の一般企業はこの制度の対象となっておりません。県全体のデジタル化や通信環境の整備の促進をするためには、全ての事業者も環境整備をする必要であるため、対象とする必要があります) ④全ての事業者がデジタルプラットフォームを持つように促進すること 現状では、インターネットやメール環境がなく、FAXもない県内事業者が多く存在します。県内の全ての事業者が経済的・技術的な負担なくその環境を整え、ホームページなどの自社のプラットフォームを持つことができるようになると、ビジネス相手やサプライチェーンの情報を探しやすくなり、ビジネス環境として沖縄県はとて魅力的な地域となります。</p> <p>■現行の経金特区は、デジタル化と通信環境の整備の一助となっています。 (メリット)ビジネスには業種を問わずデジタル化は不可欠であり、設備投資をする等一定の要件を満たした場合の優遇税制(国税、県税、市町村税)があり環境整備の促進に役立っています。 (課題)①地区が限定されている(名護市のみ)(県全体の格差をなくすという観点からすると、地区限定はしない方がよい。特に離島や過疎地域ほど促進する必要があり、県全体がデジタル化や通信環境の格差がないことがビジネス環境として大きなインセンティブになります)</p> | ②制度・財政措置の対応 | <p>■情報特区・地域</p> <p>①情報通信産業振興地域の対象地域については、沖縄の均衡ある発展を図るため、現行の24市町村から全市町村に拡充する旨を要望することとしています。</p> <p>②対象資産については、情報通信関連産業の高度化・高付加価値化及びデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進するために、新たにソフトウェアを追加する旨を要望することとしています。</p> <p>③本制度は、情報通信関連産業の集積を進めることで沖縄における情報通信関連産業の高度化・高付加価値化による移ぐ力と生産性の向上を図り、もって沖縄の自立型経済の発展に資することを目的としています。このため、本制度の対象業種を全業種へ拡充することは制度の趣旨から厳しと考えています。</p> <p>④本情報特区・地域制度の対象業種は情報通信関連産業であることから、県内全事業者のデジタルプラットフォーム整備促進は困難であると考えていますが、今後、他の産業においてもDXの取組を促進することとしていますので、ICT導入支援等の施策を展開し、企業や各産業のデジタル化や競争力強化を促進してまいります。</p> | 企画部 |
| 240 | 0 | 0 | <p>○動きやすい環境づくり3 人材確保と教育</p> <p>事業をするためには人材確保と教育が不可欠です。高度な知識や、専門知識や技術及びサービスのノウハウなど幅広い業種の人材が県内に存在することは、企業立地や地元企業にとっても大きな力となり、ビジネスの環境として魅力的な場所となります。現行の特区制度には、これらの人材確保や教育を後押しする優遇制度はありません。コロナ禍以前から、県内企業は人材確保ができない状況が続いていました。人材を輩出する教育機関と研究機関や事業者との連携できる環境づくりや、仕事をしながらも学べる環境を促進させることが必要です。残念ながら、県内企業はほぼ中小零細事業者であり、有利な条件で有能な人材を確保することも困難であり、大企業のように充実した研修カリキュラムを組むことは経済的にも物理的に困難です。</p> <p>教育機関の充実には単に労働者の教育だけでなく、働く人の家族の教育にとっても不可欠であるため、企業立地やサプライチェーンの充実のためにも欠かせない要素です。</p> <p>■現行の情報特区・地域制度の拡大による環境整備の強化 中小零細企業こそ、デジタル化の普及と教育プログラムの充実による教育環境整備を必要としています。立地企業のみならず、全てのサプライチェーンの強化のためにも特区制度の中に人材確保や教育に関する優遇制度を組み込んでいただきたい。</p> | ②制度・財政措置の対応 | <p>ご意見については、「人材投資促進税制」として、制度の創設を要望しているところです。</p> | 商工労働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|--|--------------|
| 241 | 0 | 0 | <p>○働きやすい環境づくり4 研究機関との有機的な連携</p> <p>行政と研究機関と、質の高い人材と事業者の共同で先端的な企業の創出をはかることは重要です。従来からも産官学協力体制については強化されているとは思いますが、実務の現場で現実的な例に遭遇した経験がないので、広く浸透しているかどうか評価できません。</p> <p>■現行の情報特区・地域制度の拡大による環境整備の強化 行政の情報、研究機関の情報、事業者の情報を簡単に収集するだけでなく、連携の相談などができる仕組み、例えば、ワンストップサービスで積極的にコーディネーターの存在が必要であるとともに、大前提として、前記「事業活性化要素2情報特区・地域」(課題④)の環境が整備されていることが交流の活性化を飛躍的に促進させることとなると思われます。</p> | ③その他 | <p>3-(5)において、先端的な科学技術研究を行う大学等や公的研究機関との研究ネットワークの充実・強化について、記載しております。</p> <p>また、デジタル社会を実現していくには行政機関、事業者、研究機関等のデータ共有が重要になると認識しています。行政機関については、今年度設置されるデジタル庁を中心とした自治体データのオープン化などが進展していくと考えており、また、民間の様々なデータについても将来的にはビッグデータとして共有する仕組みが必要になると考えられますので、ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> | 企画部 商工労働部 |
| 242 | 0 | 0 | <p>○働きやすい環境づくり5 働く人の生活環境の整備</p> <p>企業は働く人によって機能しています。よいビジネス環境を作るということは、働く人にとってもよい環境であることが不可欠です。</p> <p>■現行の観光地域制度は、実は働く人の生活環境の整備の一助にもなっています。 (メリット)①現行法では特定民間観光関連施設の設備投資をする等一定の要件を満たした場合の優遇税制(国税、県税、市町村税)があります。 ②沖縄県が観光立県であることは、働く人にとっても魅力的な場所であるはずで、その魅力を磨き、より充実させていくことは、単に観光産業の助けになるだけでなく、ビジネス環境としての沖縄の魅力も増すという相乗効果を得ることになります。労働の合間に、パリエーションのある楽しみを体験し、リフレッシュして仕事に専念できることは、労働する人にとってはかけがえのない重要な要素です。 ③観光地域は全市町村が対象となっています。 (課題)①現行の優遇税制は、特定民間観光関連施設の設備投資に限定されているため、観光目的だけではなく、仕事で来県する人や、長期滞在労働者も念頭に置き対象資産の範囲の見直しをする必要があります。現在、経金特区の名護市を除き、観光地域制度は対象設備から宿泊施設が除外されていますが、宿泊施設の数とパリエーションの幅広さは沖縄の特徴であり、受入の懐の深さは強みとなっています。少なくとも宿泊施設は優遇税制の対象資産に加える必要があります。 ②現行の優遇税制は、会議場施設が対象となっています。しかし、現状は立地のよい規模の大きな会議場の数は圧倒的に少なく、沖縄での会議開催の需要はあるものの、場所取りに苦勞している現状があります。観光兼ビジネスの両側面があるため、会議場までのアクセスの改善と空港近くの会議場及び、会議場周辺の宿泊施設や飲食等の連携も必要です。</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨については、要望する制度において参考とさせていただきます。</p> | 企画部 |
| 243 | 0 | 0 | <p>○働きやすい環境づくり6 ワンストップサービスの充実</p> <p>国内外で経済特区制度が成功しているところは、ワンストップサービスが充実しています。沖縄県では、現在、沖縄県産業振興公社や指定管理施設などで類するサービスを行っていますが、経済特区については、地元企業のみならず国内外からの事業者の幅広い疑問や悩みについての相談窓口が必要とされています。専用サイトによるきめ細かで実務的な問題を解決できる情報提供、事業や生活をめぐるすべての情報や手続の一元化や代行など改善をしていくことが、特区の認知度を高め、沖縄で働くことに関して安心と魅力を与える重要な役割があると思われます。</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---|--|-------------------------|---|----------|
| 244 | 0 | 0 | ※最後に、「事業者が働きやすい特区制度」という観点から見ると、現行の特区制度は重複する部分や、不足する部分があり、「新たな振興計画」 の中の優先度を決め、スクラップ＆ビルトの必要があると考えられます。 ※優遇税制(国税、県税、市町村税)についても、現行法の課題を整理し、振興計画の策定と同時並行作業を行っていただくことを強く望みます。 | ②制度・ 財政措 置の対 応 | ご意見の趣旨については、要望する制度において 参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 245 | 36 | 6 | 1 制度概要について ・世界最高水準の研究機関であるOISTを技術のインキュベータ(企業支援者・研究機関)の核にするという発想は素晴らしいので、実現するための 課題を整理し、ハードルとなるものをひとつずつ丁寧に排除クリアしていく必要があります。税制を含む優遇制度は、従来の特区制度の問題点を 反省材料として十分検討していただきたいと思ひます。高い技術力を持つスタートアップ企業や起業家は、沖縄だけでなく、国内外でよりよい条件 を準備したうえで誘致が図られており、これらの競争相手を制するのは容易ではありません。沖縄のすべてを生かした政策にしていだきたいと思 ひます。 ・従来の沖縄特区制度の弱点と改善 ①特に強くしたい産業分野や具体的に集約したい技術が明確でなかったため、他の地域に比して突出してこれは強い！という沖縄ならではの産業 が育っているわけではありません。特区制度は漠然と、IT産業、物流、製造業と掲げられていましたが、何かを特に強くしたいという目的よりも雇用 確保・拡大が潜在的な目標であったように見受けられます。→ イノベーションパーク特別地区を制定するのであれば、具体的な産業や社会に影 響を与えるような目標を絞る必要があるのではないのでしょうか？例えば、過去の例でいえば韓国や台湾の半導体産業。沖縄の特徴を生かすので あれば、SDGsとも関係のある環境に優しく工業化に耐えうる低いエネルギーやエコシステムの開発、海洋資源の開発、島しょ県全域の高度な通 信環境とデジタル化を全市町村標準化。将来の水や食糧問題に対する解決策。環境汚染対策。感染症をはじめとする医療資源の充実。高度かつ 幅広い人材育成システム。自然災害激甚化への解決策。等等 ②誘致企業にとって事業に専念できる働きやすい環境づくり ・誘致企業に対するワンストップサービスが充実している国や地域は誘致に成功し、持続しているだけでなく、次のステージに発展しています。現 在、沖縄特区内にもサポート事業所や公社のワンストップサービスはありますが、1つの窓口で様々な問題や事務処理が完結できるところまでは できていません。日本は総じて何事も手続が煩雑で、企業の事務処理に費やされる時間とエネルギーは企業活動を消耗しています。常に、企業が 何を必要とし、困っているかということを知り、解決するためのサービスの提供が不可欠です。 (例)投資誘致、研究開発奨励事業、産学連携支援、人材育成、労務管理・福利厚生手続、財務会計サービス、金融サービス、税務・登記・等行政 サービス、貿易関係業務、防災管理、不動産関連業務、法律関係業務、環境美化、インフォメーションサービス、治安警備、その他生活や事業に 関わる支援 ・インフラ整備 地域限定のインフラ整備から県全体の高水準のインフラ整備が必要です。情報特区や経金特区、物流特区では入居企業に対するインフラ整備は ある程度整備が進んでいますが、企業活動やそこで働く労働者は、企業の所在地を離れて自由に活動しなければならないことが多いため、例えば 通信インフラや物流インフラなどは切れ目なく整備していく必要があります。 ・産官学協力体制 現行でも産官学協力は行われているようですが、1つの目標に対して県全体の官民すべての関連機関が一致団結して優先的かつ集中的に協力 する体制までは構築されていません。国内外の成功事例を参考にし、協力した場合のインセンティブも含め研究する必要があります。 ・サプライチェーンの構築 誘致企業が活動をスピーディに切れ目なく行うためには、多くの関連事業者との協力関係が必要です。そのためには、サプライチェーンとなる事業 者を集結し、サプライチェーンに対する支援を行うことが必要です。特に資材の現地調達するため製造業や工場の集積、貿易関係、物流、金融 サービス、事務管理サービス業、情報システム、通信関係業者、税関、税理士・会計事務所、法律事務所、国際取引コンサルタント等が想定されま す。 | ②制度・ 財政措 置の対 応 | ご意見の趣旨については、要望する制度において 参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---|--|-------------------------|-------------------------------------|----------|
| 246 | 36 | 6 | <p>2 税制優遇について</p> <p>1の制度概要がどのようなものを重視するかによって必要な税制優遇も変化しますが、ディープテックを対象にするのであれば次の点を考慮された税制優遇が望ましいと思われるます。</p> <p>①基礎研究期間が長期にわたり、収益獲得まで数年あるいは十数年単位かかるため、資金調達の支援、支出の軽減が必要</p> <p>②研究のための設備投資が必要</p> <p>③研究のための人材確保及び人件費が必要</p> <p>○現在県が提案されている税制を上記に照らし合わせてみると</p> <p>4(1)所得控除、同(2)税額控除、同(3)軽減税率は、早期に大きな利益が出ることを想定されたものであり、①の支出の軽減につながらない</p> <p>5(1)所得税免除は③人材確保に有効</p> <p>6(1)(2)(3)(4)は①の資金調達の支援になるかもしれないが、出資者も、企業側も手続きが煩雑でもっと簡単な税の仕組みを活用できないか。例えば寄附金控除や法人であれば指定寄附金扱いにする等の複数の選択肢も</p> <p>※上記①の資金支出軽減及び②の設備投資に対する提案がない</p> <p>○提案</p> <p>・既存の沖縄特区税制で活用されている優遇税制の仕組みを改善してすべて網羅することを最低ラインとして提案します。</p> <p>①(国税)所得控除(事前認定等の手続の合理化とスピード審査、10年以上の期間延長、税額計算の簡素化)</p> <p>②(国税)設備投資に対する税額控除と特別償却の選択適用(改善点)</p> <p>・未来の新技术開発に係る設備であるため、対象事業は撤廃し、対象資産の範囲を現行法のように狭く限定しない</p> <p>・中古資産、一定のリース資産にも適用</p> <p>・繰越税額控除の年数を10年以上とする</p> <p>③(県税)研究施設に対する不動産取得税の課税免除</p> <p>④(県税)事業税の課税免除(現行の5年間～10年以上にし、従事人数割りを撤廃し法人事業税100%あるいは一定割合を定める)</p> <p>⑤(市町村税)固定資産税</p> <p>(対象資産の範囲を現行法のように狭く限定しない。現行5年間→10年以上にする)</p> <p>・現行法にない優遇税制の提案</p> <p>①(国税)研究設備や資材に対する関税や輸入時の消費税の非課税</p> <p>②(国税)一定の高技術人材経費に対する税額控除</p> <p>③(国税)研究活動に伴う営業契約関係や融資契約の印紙税、登録免許税の非課税</p> <p>④(国税・県税)欠損金の繰越控除期間を無期限とする。</p> <p>⑤知財保護のための手続に係る課税免除</p> | ②制度・ 財政措 置の対 応 | ご意見の趣旨については、要望する制度において参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 247 | | | <p>1. (全体)</p> <p>■ 具体的な施策は、経済的側面が強調され、ソフトコンポーネント(文化、環境、人権等)については、基本方針として謳われてはいるものの、抽象的なコンセプトの表現に終始し、実現に向けての具体的な施策が不十分であると思います。</p> <p>■ 地方行政の力の活用、市民の視点と参加の推進についての具体的提示が不十分で、現場主義的視点が欠けている、と思います。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|-----------|-----|---|------------|--|---------------------------|
| 248 | 42~4 5 | | <p>2. (第4章「世界に開かれた交流と共生の島を目指して」(p.42-45) 「世界に開かれた交流と共生の島を目指す」ことについては、全く異論はありません。 この目標設定の背景として、沖縄の歴史や文化が誇るべきソフトパワーを表す表現が本振興計画(骨子案)の中で、繰り返し指摘されており、最適な目標だと思います。 (例)▶「ちむぐくる」(p.7、14行) ▶「いちやりばちよーでー」(p.7、16行)、 ▶SDGの「誰ひとり取り残さない社会」 ▶パートナーシップ(p.11、28~31行) ▶「ユイマール」精神 ▶本県/沖縄の「ソフトパワー」(21ヶ所)</p> <p>しかしながら、4章においては、この目標の実現のための具体的な施策が十分ではないと思います。特に県内に住む外国人に対して「いちやりばちよーでー」や「ちむぐくる」をもって共生するための施策が骨子の中に書き込まれていません。</p> <p>沖縄は古くから多様なルーツを持つ人々を受け入れ、彼らが沖縄の人々とともに暮らし、働き、学びあうことで豊かな文化を作り上げてきています。それならば、現在もそしてこれからも、沖縄に住み・学び・働く外国人を社会の一員として、安心・安全に暮らし、その人権が保障されるような施策が必要です。</p> <p>具体的には、4章に以下の点が追記されることを提案します。 ①沖縄県在住の外国人の人権の尊重と保障について言及する。 ②言語保障について言及すること。 ③外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育プログラム、イベントを計画・実施する。 (世界のウチナンチュ大会という巨大なプログラムに資金とエネルギーが集中し、他のプログラムを執行する力が残されていないという批判があります。バランスがよく、幅広いプログラムが実施されることを期待しています。)</p> | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。 | 子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部 |
| 249 | 7 | 5~8 | <p>~「ニライカナイ」が存在すると人々が信じた古の時代から」 ▶では現在では「信じて」いないのかということになる。現在でも海の向こう側からユ-（いわゆる何か良いモノ・コト）がもたらされるという観念に基づいて行われている祭祀は数多くある。そもそもこのような民俗文化について記述する際、「信じる」という語彙を使用すべきでない。現在でも実際に「信じて」いるかどうかに関わらず、祭祀は行われる。</p> <p>「訪問者を歓迎する文化を持ち、平和・共生を志向してきた。」 ▶文化について断言的に記述すべきでない。その「文化」自体を検証、調査研究することも下位計画のなかで行われるのであるから。 そもそも「ニライカナイ」の観念と「訪問者を歓迎する」ことに論理的な整合性がない。つまり、ニライカナイと、現実の訪問者は全く結びつけられるものではない。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|-------------------------------------|-------|--|----------|--|-----------|
| 250 | 7 | 11~13 | <p>■ここでも「ニライカナイ」「美カサ」が、後の「やさしい」「素朴」「明るい」「平和」に結びつく根拠がない。とくに「美カサ」という言葉には、「受け入れたくないが、現実的に受け入れなければならないものに対し、肯定的な名付けをすることによって、どうにかやりすごすという考え方が象徴されている」というような解釈もあるはずで、この浪花節的キーワードに簡単に集約されるべきではない。</p> <p>さらにいえば、前の段落で使用したニライカナイという言葉も、特に必要もないのにもう一度登場させることからして、この文章を作成した者には、沖縄の歴史的・文化的特性を記述するだけの能力(引き出し)を持ち合わせていないことが明らかである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 251 | 7 | 14~17 | <p>■「人間主義の「チムグクル」の文化がある」の意味が不明。なぜ「人間主義」の文化があるといえるのか、そもそも「人間主義」という言葉の意味が完全に不明。「自然への畏敬、先祖への敬意」という点は良いが「イチャリパチョーデー」というステレオタイプのワードを使用すべきでない。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 252 | 7 | | <p>「(1)歴史的・文化的特性」全体に対し</p> <p>そもそも全体的に文章が下手すぎで、さらにここでいう歴史的・文化的特性とその後のSDGsの概念との整合性がない。計画として結びつけたいのは解るが、SDGsの概念に帰結させたいのが前提にありすぎて、歴史的・文化的特性自体の記述が浅薄であり、こじつけの論理になっている。歴史学者、民俗学者などの専門的見地を必要とする。</p> <p>沖縄の「優しさ」や「平和」、「人々を結びつけるモノ」について説明し、さらにSDGsの概念に結びつけたいのであれば、冒頭でニライカナイから導入することを辞めるべき。その代わりに「御嶽」を中心的な概念に据えるほうが良いのではないか。御嶽には、それこそ先祖を敬い、自然への畏敬を持つ沖縄の文化を象徴するものとして据えても違和感はないだろう。</p> <p>ステレオタイプなキーワード使い(美カサ、ちむぐくる、いちゃりばちョーデー)は絶対にやめるべき。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 253 | 22 頁、 29行 ~24 頁、 22行 | | <p>基本施策1のタイトルは「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して」だが、指摘するページの間、その「歴史」に対して、我々沖縄県民が「まずどういう姿勢をとるのか」という記述がない。</p> <p>つまり、この施策の趣旨は、「沖縄っぽい歴史文化っぽいもの」を「活用」して、盛り上げましょうということに終始している。ここでの「歴史」は首里城などの「沖縄っぽいもの」にのみ当てはめられており、消費されるものとしてしか登場していない。</p> <p>我々が取るべき姿勢はまず「活用」の前に、第一に沖縄の「歴史・文化」を「知る」という作業であるはずだが、ここではその意思が見えてこない。</p> <p>さらに、この基本施策1には、沖縄の「歴史」のなかでも最重要事項であるはずの「沖縄戦」に関することがないことからして、消費できる「沖縄っぽい歴史文化」が「歴史文化」とされていることを示している。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 254 | 23 | 5 | <p>「ア 沖縄文化の継承・発展・普及」とあるが、なぜ施策のタイトルからして、歴史がぬけているのか。ここでは、上記のことから、「ア 琉球・沖縄の歴史・文化の調査(または探究)・継承」という作業が来るべきだろう。</p> <p>さらに10行目「⑤文化財等の保存・活用」は「文化財等の調査研究・保存・活用」にすべき。</p> <p>11行目「⑥歴史資料の調査研究・保存・編集・活用」とすべき。さらにここでは「文化財等」と「歴史資料」から抜け落ちる、地域の歴史が考慮されていない。「⑦地域の歴史・文化の調査研究・保存・継承」が加えられるべき。</p> | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、1(4)-ア-④「文化財の保存・活用」や1(4)-ア-⑤「歴史資料の保存・編集・活用」において、調査等の取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|-------|--|----------|---|----------|
| 255 | 43 | 7~10 | <p>沖縄戦に関することであるが、これだけの重要事項の占める割合が計画全体に対し小さい。 基本施策4において、平和構築への貢献と関連させ、沖縄戦の継承についての記述があり、それに関して異論はないが、「沖縄戦の実相」については、沖縄の歴史に関する施策のなかで捕捉すべきである。基本施策4の記述のみでは、前に述べたように、まず「知る」という作業が想定されておらず不十分な内容である。微妙なニュアンスではあるが、上位計画である以上、ここでしっかりと沖縄戦について県民は「知る」という作業をしようという姿勢を示してほしい。とくに戦争体験者は徐々に少なくなり、本計画が完了する2030年度にはほとんどの方が亡くなっている可能性が高い。つまり、この先10年間は戦争体験者の証言等を収集できる最後のチャンスであり、沖縄県として確実に注力すべきであるはず。しかし、この骨子案にはこの確かな未来の課題についての記述がなく、それに対する解決の意思がみえない。</p> <p>必要な文言は、 「沖縄戦の実相についての調査研究・次世代への継承」など ①沖縄戦体験者の証言の調査・収集 ◀ ②戦争遺跡の調査・保存及び活用 ◀これらが先に来るべき。 ③平和学習の推進及び次世代への継承 ④平和に関する社会貢献活動の推進とすべき。</p> | ①素案に反映 | <p>平和を希求する重要性を鑑み、新たな振興計画(素案)において、「4-(1)アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交」について、現行計画により、位置づけを高め、基本施策として設定しております。</p> <p>ご意見の趣旨については、4-(1)-I「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」において、取組を記載しております。</p> <p>なお、沖縄戦の記述については、第5章においても追記しております。</p> | 子ども生活福祉部 |
| 256 | 45 | 13 | <p>「地域を尊び、郷土への愛着と誇りを持つ健全な青少年の育成」 ▶なぜ地域を「尊び」、郷土へ「愛着と誇り」を持つ必要があるのか。さらにこれらを備えていなければ「健全な青少年」ではないのか。完全に不適切なタイトル。戦前の国民学校のスローガンのようである。</p> <p>「子どもが地域について知り、学びを深めることのできる環境の構築」などにすべき。そこから地域を「尊ぶ」か「愛着と誇りを持つ」かどうかは、こどもの自由であり、尊ぶことや愛着と誇りをもつことを求めるべきではない。確実に削除すべき。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>多様な学びの享受に向けた環境づくり</u>」</p> | 教育庁 |
| 257 | 45 | 14~15 | <p>前述と同じ。愛着と誇りを持たなければ「心豊かな青少年」ではないと読み取れる。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>～生まれ育った地域や社会のつながりを大切にする豊かな心を持った人づくり</u>」</p> | 教育庁 |
| 258 | 45 | 17~18 | <p>「～地域及び沖縄の歴史、文化、自然等を学ぶ機会の充実を図る」とすべき。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「～地域及び沖縄の自然、<u>歴史</u>、文化等を」</p> | 教育庁 |
| 259 | 45 | 22 | <p>「②地域及び沖縄の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実」とすべき。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「5-(1)-ア-② <u>地域の歴史</u>、文化、芸術に触れる機会の充実」</p> | 教育庁 |
| 260 | 0 | 0 | <p>○骨子案全体 他の都道府県の総合計画にみられるように、最終的な計画は表やグラフを駆使し、視覚に訴えるようなものとすべきである。文章だけでは県民の生活や活動の指針として県が何を考えているのかが伝わりにくくなっている。 また、県内のさまざまなバックグラウンドを持つ県民や、沖縄振興の世界的な意義を考えれば、少なくとも英語、中国語、韓国語などの多言語版やWeb版も作るべきである。</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|-------------------------|----|--|--------|---|-------|
| 261 | 1 | 2 | <p>計画策定の意義において、「世界への貢献」の項目を入れるべきである。</p> <p>骨子案では、「1計画策定の意義」において、「(1)海洋島しょ国沖縄の振興」と「(2)我が国の発展への貢献」の2つの項目を記載している。「(1)海洋島しょ国沖縄の振興」では、沖縄の4つの特殊事情や経済・基地等の現状を踏まえて沖縄振興が必要であることが述べられている。「(2)我が国の発展への貢献」では、沖縄振興が我が国全体の発展につながり、国家戦略としても重要な意義を持つことが述べられている。</p> <p>これに加えて、沖縄における課題解決が、世界の課題解決につながることにしても明記し、沖縄振興の意義づけの幅を広げるべきだと考える。たとえば、骨子案に多く取り入れられているSDGsは国連の定めた目標である。沖縄におけるSDGs推進、社会課題解決が世界中の課題解決につながることは十分に考えられる。沖縄科学技術大学院大学(OIST)についても、ベストインザワールドとして世界に貢献する科学技術を研究している。具体的には、島しょ地域における水の確保、ごみ処理、エネルギー問題を、東南アジアなど世界の島しょ国への技術支援・協力につながることを考えられる。</p> <p>また、世界への波及効果を最大限にするために、沖縄版ダボス会議のように、世界のうちなんちゅを活用した世界中からキーマンが集まる定例的な会議体を作るべきではないか。</p> <p>沖縄という地域の課題解決を、国内だけでなく海外にも展開することで、沖縄振興の意義がより深いものとなる。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見の趣旨に関しては、計画の目標において、「アジア・太平洋地域の平和に貢献し、アジアをはじめ世界との経済の架け橋となる」ことを記載しております。</p> <p>また、基本施策4(3)世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献などについても、記載しております。</p> | 企画部 |
| 262 | 1 | 24 | <p>「自立型経済の構築」を定量的に示すべきである。</p> <p>骨子案では、沖縄振興について複数の必要性を示している。その中の一つとして「一人当たりの県民所得は依然として全国最下位の水準にあるなど、自立型経済の構築はなお道半ばにある」と記載されている。この表現は、現行の沖縄振興計画においても「一人当たり県民所得の向上、失業率の改善、島しょ経済の不利性の克服はまだまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ば」と記載されており、踏襲されている。</p> <p>しかしながら、どのような状態になれば「自立型経済の構築」が達成されたのか、はっきりしない。「一人当たり県民所得」を例に出しているのであれば、その数値がどうなれば自立型経済と言えるのかを示すべきではないか。何かひとつの指標をもって「自立型経済の構築」がなされたと言えるとは考えないが、そうした指標がまったくなければ、どのような状態になっても「道半ば」と言ってしまうと考える(全国最下位を抜ければ、全国の中でも低水準であることをもって「道半ば」ということもできる)。</p> <p>したがって、複数指標の目標値を定め、その達成を持って「自立型経済の構築」を目指すことを明記すべきである。その際、一人当たり県民所得といった相対的に低い指標を高めることのみならず、毎年の上場スタートアップ企業数など、未来の発展につながる前向きな指標についてもとりいれるべきである。目標値を定めることによって、その目標を達成するためにどういった施策を実行すべきかを検討することができるのではないかと。</p> | ③その他 | <p>本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する「実施計画」を策定することとしております。この実施計画では施策効果等を検証するための成果指標等を設定し、成果指標の達成状況等に基づき、PDCAサイクルを用いた検証等も活用しながら毎年度の施策等の検証を行ってまいります。</p> | 企画部 |
| 263 | 4頁 19行、 37頁 2行 | | <p>SDGsをただ掲げるだけでなく、高い市場性を持つソーシャルビジネスを沖縄の主要産業として育てるべき。そのために社会起業家やソーシャルスタートアップを増やす施策を打つべきである。</p> <p>たとえば、病児保育問題、待機児童問題、乳幼児虐待問題の解決に取り組むNPO法人フローレンスの売上は30億円を越えており、問題解決が高い市場性を持っているということを明示している。</p> <p>課題先進地沖縄において、社会起業家やソーシャルスタートアップを計画的・戦略的に育成していくために、中学校や高校の総合的探求の時間において、SDGsやソーシャルスタートアップの方法論を学ぶ機会、実践の機会をつくる。また、沖縄県がファンドを組成し、ソーシャルスタートアップがベンチャーキャピタルから出資を受ける際に、ベンチャーキャピタルにいくらかの補助を行う。または共同出資する。またはソーシャルインパクトボンドなどのスキームを用いてソーシャルスタートアップが取り組む課題解決プロジェクトについて事業効果を元に補助を出すなどといった仕組みが必要である。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、3-(6)-イ②「ソーシャル・イノベーションの促進」に記載しました。</p> | 商工労働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|------------------|----|---|------------|--|----------|
| 264 | 7頁5 行、 11行 | | <p>「ニライカナイ」及び「チュラカサ」の活用は控えるべきである。 「ニライカナイ」という言葉は、「あの世(グソー)」といった意味合いも含まれている。個々人の宗教観に立ち入るような表現であり、行政計画において用いるべきではない。</p> <p>また、行政計画に文化論を持ち込むこと、特に「チュラカサ」という言葉を「やさしい」「素朴」「明るい」「平和」といった言葉に結び付けることは行政として慎重に検討すべきと考える。岡本太郎著「沖縄文化論—忘れられた日本」では、「美ら瘡」という言葉について天然痘を指すものであるとしたうえで、「強烈に反発し、対決して打ち勝つという危険な方法よりも、うやまい、奉り、巧みに価値を転換して敬遠していく。無防備な生活者の知恵」であり、「災いをいんぎんに扱って送り出してしまうという、辛抱強い護身術」であり、「防禦本能がなまなましく働いている」精神であると評されている。このような論評がなされている言葉を、「やさしい」「素朴」「明るい」「平和」等の特徴が指摘される文化」と結び付けることは適切ではないと思われる。むしろ岡本太郎氏はこの言葉を通じて、米軍支配により不条理な境遇に追いやられ、さらに琉米親善を強いられる「沖縄人」の悲哀を感じ取っている。</p> <p>「やさしい」「素朴」「明るい」「平和」等の特徴が指摘される文化」を沖縄の特性として掲げること自体には異論ないが、その背景を論じることは行政の役割ではない。ニライカナイにせよチュラカサにせよ、文化論としてどう捉えるかは諸説あるものと思われ、安易に行政が引用すべきではない。特にチュラカサについては、本骨子案が想定するような人間主義の文化に根差した言葉とは考えにくい論考もなされており、読み手によっては、沖縄県の考える平和とは米軍統治下の時代のような不条理にも耐えることだ、といった誤解を招きかねないと考ええる。</p> | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、「チュラカサ」の活用した記載は控えていただきました。 | 企画部 |
| 265 | 10 | 1 | <p>本項目は、現状の産業構造を所与のものとした記述となっているが、そもそも、「インバウンドに過度に依存しない経済産業構造の在り方の模索」をする必要がある。</p> <p>今般のコロナ危機は、改めて(県外を含む)インバウンド頼みの経済構造がいかに脆弱であるかを白日の下に示したものと考える。また、コロナ危機ほどの衝撃ではないが、過去にも沖縄の観光業は、アメリカ同時多発テロやSARS、リーマンショックなどの影響で大きな打撃を被っており、今後も同様の事態が生じる可能性を想定すべきである。</p> <p>観光業が沖縄のリーディング産業であり、また、既存の産業構造の強靱化が必要であることには異存ないが、その一方で、インバウンドの影響を受けにくい産業を育てることの重要性が、今回のコロナ危機を通して改めて課題となり、また強靱で持続可能な社会・経済に必要なのではないかと考える。なお、第4章3において、観光業に限らず様々な産業分野の振興について記載があるが、現行計画の継承・発展したものであるという印象が強く、コロナ危機を通して沖縄の産業構造はどうあるべきかを考え、反映させた形跡が読み取れない。本骨子案が沖縄県の今後10年間の産業振興の在り方の大枠を定めるものであるならば、このコロナ危機を踏まえた課題として、現状への処方箋のみならず、将来を見据えた骨太の課題設定があってもよいのではないかと。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 266 | 18 | 10 | <p>「自立型経済」を「技術的進歩など経済の筋力・体力やソフトパワーによって、持続的に発展する強靱な経済」と位置付けるのであれば、第4章以降において、個別の施策がどのように「経済の筋力・体力やソフトパワー」につながるのか関連付けるべきである。</p> <p>当該箇所において、自立型経済とは何かについて定性的に記載がされているが、以降の骨子案では、「経済の筋力・体力」という文言は出てこない。自立型経済を定性的なものととらえて、その実現を目指すのであれば、第4章「基本施策」において、どういった戦略・施策によって「経済の筋力・体力やソフトパワー」をつけ、持続的に発展する強靱な経済を実現するのか、関連付けた計画とすべきではないか。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 267 | 19 | 2 | <p>計画展望値に規定されている項目に加え、県民の幸福度や心の豊かさなどを現す沖縄らしい「沖縄指標」についても盛り込むべきである。</p> <p>「経済に係る展望値」に盛り込まれている内容が多く、「経済振興」にやや重さが置かれているように見受けられるが、必ずしもすべての圏域で「経済振興」が望まれているわけではない。県民の幸福度の向上という観点を入れたほうが、より沖縄らしい発展を志向できると考える。</p> <p>京都府においても、「心の豊かさ」や「満足度」といった主観的な側面を持つ指標「京都指標」を定めており、同様に沖縄らしい「沖縄指標」を掲げることも考えるべきではないか。</p> | ③その 他 | 本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する「実施計画」を策定することとしております。この実施計画では施策効果等を検証するための成果指標等を設定し、成果指標の達成状況等に基づき、PDCAサイクルを用いた検証等も活用しながら毎年度の施策等の検証を行ってまいります。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当局 |
|------|---------------------------|----|--|-------------|---|-------|
| 268 | 34頁 20行、 36頁 31行 | | <p>スタートアップの促進という表現が明記されているが、スタートアップを輩出するには、起業家の育成に加えて、ヒト・モノ・カネ・情報を支援する投資家なども含めたエコシステムが必要であり、税制や規制緩和などの施策を総動員して県内への投資家の集積を図るべきである。</p> <p>例えば、税制優遇措置の変更もしくは、エンジェル税制の枠を広げる。自治体と連携し、特区を活用した規制緩和による実証事業を行うスタートアップに出資する場合にエンジェル税制の要件を緩和する。</p> <p>また、外国人スタートアップ起業家へのビザ要件緩和により福岡市が、海外スタートアップの集積に成功しているが、アジアのハブを目指す沖縄県も福岡市を参考に外国人スタートアップ起業家の集積を目指すべきである。</p> <p>ここで表現しているスタートアップは、上場やバイアウトを目指しエクイティ(株式資金調達)を行う企業のことを指している。資金調達額は、シード期だと数百万円～数千万円規模だが、シリーズA以降だと数億円～数百億円の調達もありえる。</p> <p>スタートアップ企業の株式会社調達により出資金という外貨を獲得し、それによってスタートアップが県内で雇用創出、事業創出していくことにより、沖縄県内に高い経済効果が生まれる。</p> <p>スタートアップ企業は、最先端領域をスピード感を持って取り組むことから、そこに所属する人材は急激にスキルや経験を得ることができ、県内の産業人材育成の観点からも、スタートアップ育成や投資家を増やすなどエコシステムの強化を重点的に取り組むべきだと考える。</p> | ①素案に反映 | <p>スタートアップエコシステム構築の必要性については、素案3-(6)-アに記載しております。</p> <p>税制や規制緩和に関するご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> | 商工労働部 |
| 269 | 36頁 31行、 37頁 2行 | | <p>今後、沖縄県として他地域との差別化を図り「スタートアップ企業の創出」環境を生み出すために、起業を目指す若年層に対し、「ベーシックインカム」制度に係る実証・事業化を行うべきと考える。</p> <p>スタートアップにあたって最大のリスクは、失敗した場合の経済的困窮である。現状では、「事業家給与保証制度」として、最大一年間の給与を負担する取り組みが民間レベルで試行されているところであり、大きな可能性を有しているものと考えている。今後、さらに活発なスタートアップ企業創出を目指すのであれば、起業を後押しするベーシックインカムの創設を視野にいれた取組を進めるべきである。</p> | ③その他 | <p>若い優秀な人材が失敗を恐れず挑戦できるようなビジネス環境を整備することは大変重要と認識しております。県では、スタートアップ企業等の成長を後押しするための仕組みとして、各種支援機関と連携した「スタートアップエコシステム」を構築することにより、起業家の支援を推進してまいります。</p> <p>なお、ご提案のベーシックインカム制度については、スタートアップエコシステムを具体的に検討する際の参考とさせていただきます。</p> | 商工労働部 |
| 270 | 57 | 12 | <p>財政支出による効果を最大限に高めるために、従来どおりの行財政システムでは成し得なかった予算活用のスキームを設計・運用できるような表現を明記すべきである。具体的には、年度単位の予算をもとに、公募を行い委託事業者を選定し、1事業者に委託事業を実施してもらうという従来の方法に加えて、X Prizeのような懸賞金をかけた課題解決キャンペーンを行うと、世界中から解決策が集まり、課題解決やイノベーションが飛躍的に増えていくと考えられる。</p> <p>X Prizeは、日本企業のHakutoも参加した民間による最初の月面無人探査を競うコンテスト「Google Lunar X Prize」(賞金2000万ドル)や、遠隔操作で視覚・聴覚・触覚を通じて周りの環境や人々と対応可能な「アバター」ロボットの開発コンテスト「ANA AVATAR XPRIZE(賞金1000万ドル)」などを開催。現在も新たなマスクの開発を目指すNEXT-GEN MASK CHALLENGE(賞金100万ドル)などを開催中。</p> <p>参加チームは、懸賞金や優勝することによる権威付けを目的各国でスポンサーを集め、ソリューションの開発を行う。XPrize側からは優勝チームへの賞金の支給以外はチームへの補助金などは一切支出しない。</p> <p>沖縄の課題解決をテーマとしたXPRIZEを開催するだけで、各チームが問題解決を行い、それだけで課題解決になる。賞金授与の条件に、XPRIZEによって生まれたソリューションの今後の営業成果の一部を沖縄県が所有するなどを入れると、沖縄県によってはベネフィットがさらに生まれる。</p> <p>参考:X prize 財団ホームページ https://www.xprize.org/</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 企画部 |
| 271 | 57 | 12 | <p>現在の骨子案では特別措置法の延長を前提とした既存制度の活用のみが記載されているが、道州制や自治権の拡大など沖縄県の特殊事情に即した柔軟な制度設計を求めるべき。</p> <p>具体的には、為替変動リスクを排して世界から投資を呼び込むために、米ドルによる直接投資を可能とする通貨特区を設けることも記載すべきである。</p> | ②制度・財政措置の対応 | <p>高率補助制度や沖縄振興交付金制度等の特別措置は、沖縄振興を推進する上で有効に機能していることから、本県の自主性・主体性の下、地域特性に応じた政策決定が可能となる沖縄振興の枠組みが必要であると考えております。</p> | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|--|---|----------|---|---------------------------|
| 272 | P.5 ③ P.34 I.19 | グローバル経済とデジタル産業が格差を生むとの分析がありながら、本計画は、グローバル社会に頼る観光に力を入れるとともに、企業の海外競争力の強化、デジタル化の促進を掲げています。SDGsをどのように進めるのか、見えない。 観光産業に依存する本県経済はコロナパンデミックによって大打撃を受けました。 本県のコロナ感染率が全国1になったのはGOTOキャンペーン後です。 次期振興計画も前期に引き続いて観光をリード産業とし、海外・県外にむけた臨空臨港都市構想を描いているが、外部との交流によって拡散する感染症の流入をどのように防止するのか。 コロナパンデミック以前、観光産業にけん引された本県経済は順調な伸びではありましたが、子どもの貧困率は全国1。また、パンデミック後はあつけなく職を失う人々、食に窮する人が急増しました。 日本経済をけん引する意気込みよりも、あらゆるリスクに対応し、何よりも命を守り一人も取り残さないための経済基盤として、換金作物のみならず地産地消のための第1次産業、第6次産業を重要産業とし力を入れ、農地の再生・確保、人材の育成を図ってほしい。 本県が離島県であることに鑑みても食糧自給率の低さの改善は真の「自立」を目指すうえで重要と考えます | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 農林水産部 企画部 文化観光スポーツ部 |
| 273 | P.45 -51 P46.I .11 P.47. I.12 | 先端的知識、理数科・金融・経済に重きを置いた教育が子どもたちの心を豊かにするのか、本当に一人も取り残さない、生きる力をつけることにつながるのか極めて疑問。 | ①素案に反映 | ご意見も踏まえ、将来像5の人材育成の記載内容を見直しおります。 5-(2)-ウ「個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進」などの取組を記載しております。 | 教育庁 |
| 274 | P.36 I.10. 34 | 宜野湾市大山の田芋は 湧水という地域の特性を生かした宜野湾の伝統ある作物です。基地による湧水のPFAS汚染はこの畑地の存続を危うくしています。PAFSの除去は大変困難とされていますが米国ではバイオによる研究が進んでいるとの報告もあります。(一般財団法人生物化学安全研究所 新動薬情報2019年度第2号) 本県においては世界トップクラスの研究者を集めたOISTがあります。是非OISTと連携しPFAS汚染除去の研究を進めていただきたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 環境部 企画部 |
| 275 | P.60 I.11 P.20 -1 | 東京1局集中を避け、また、ワーケーション、移住受け入れを推進するとして、他県とは異なる沖縄の歴史・文化等のアイデンティティーへの理解をどのよう深めていくか。 | ③その他 | ご意見のとおり、他県と異なる沖縄の魅力を生かすことが重要と考えております。 観光分野における世界のビジネスパーソン等が訪れるワーケーション拠点の形成、離島におけるテレワーク、ワーケーション等の推進などを記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|---|----------|
| 276 | 62 | 4 | トンネルを掘り進める名護東道路に加え、次期振興策では東海岸サンライズベルト構想、鉄軌道、高速道路等々大規模な工事が構想されています。さんご礁である沖縄島をこのように削り、開発していいものか、これが観光客の利便性のためということならなお疑問です。スマートシティ、スーパーシティの構想も含め、地域性を大事にし、自然環境を守るという方針との整合性はあるのか。子どもたちの心が育つのか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 なお、第6章の県土のグランドデザインにおいては、「県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかなければならない。」「無秩序な開発が広がることで、本来守るべき自然資源や歴史資源が失われることがないよう、自然環境の保全や伝統・文化の継承と経済振興の均衡のとれた県土づくりに取り組む。」などと記載しております。 | 土木建築部 |
| 277 | 0 | 0 | 全体的に、発展・経成長が優先で、自然環境の保護・地域性・沖縄らしさへの配慮が具体的に見えない。一人も取り残さないSDGsの中身がわからない。 骨子案自体、注釈をつけるようなカタカナの連発、しかも注釈の説明が英語だったり、言葉は華やかだがわかりにくく、「一人も取り残さない」視点からほど遠い。 | ③その他 | 新たな振興計画(素案)においては、各施策展開に通底する基軸的な基本方向として、これまでの「社会」と「経済」に加え、「環境」を新たに追加するなど、環境を重視しております。 また、わかりやすい文言に努めてまいります。 | 企画部 |
| 278 | 50 | 3 | 現振興計画のP121～122「第4章 克服すべき沖縄の固有課題」の「概況」で述べられていた基地問題の背景である沖縄戦や米軍統治下などの歴史に関する記述が、骨子案「第5章 克服すべき沖縄の固有課題」から丸々削除されている。「本県は、歴史的・地理的・自然的・社会的に他の都道府県にはない特殊事情を抱えている。」という表現のみでその詳細に触れないのでは、「沖縄の固有課題」の本質は覆い隠されると危惧する。これらの詳細も現振興計画からしっかりと引き継いで記載すべきである | ①素案に反映 | ご意見のとおり、基地問題の背景や米軍統治下などの記述を加えた表記とします。 | 知事公室 |
| 279 | 50 | 16 | 「(1)解決の意義」として「本県の米軍基地負担は、日本の外交・安全保障の重要事項として国民全体にかかわる課題であり、国全体で基地の負担を分かち合うという原点に立ち返り、全国的な視点から解決を図る必要がある」とあるが、次項の「(2)解決の方向性」では、「本県の過重な基地負担の軽減に向けた効果的な方策等について調査・研究及び多角的検討を行い、積極的な問題提起を図る。」(51ページ、10行目)に留まり、その具体的な解決策はならん明記されていない。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、「本県における米軍基地問題や日米地位協定の課題などについて全国知事会等と連携し、積極的な問題提起を行い、国民的理解を促すことにより、本県の過重な基地負担の軽減につなげる。」などを記載しております。また、第4章においても、国民的議論を喚起するための取組の推進について記述しております。 | 知事公室 |
| 280 | 50 | 19 | 「本県の米軍基地の機能や必要性、負担のあり方などについては、これまで国民的議論が十分になされてきたとはいえず」(P50 19行)と指摘されているが、その原因の一つとして、国内の米軍基地建設についてその候補地選定や各自治体の負担割合の基準などを含めた民主的な手続き方法が、国会で法整備されていない事が挙げられる。 これは国家の安全保障事項であるので、憲法41条「国会の地位」に則って国権の最高機関である国会において法律制定がなされるべきで、それを早急に求める事を解決策の一つとして「(2)解決の方向性」に明記すべきである。また、国会における法律制定の際は、憲法92条「地方自治の本旨の確保」及び憲法95条「一の地方公共団体のみに適用される特別法」に則って進められる必要がある事にも触れておきたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|--|----------|
| 281 | 50 | 32 | 「日米両政府に対し、沖縄に関する特別行動委員会(SACO) 最終報告、再編実施のための日米ロードマップ、再編に基づく統合計画の確実な実施等」とある。これは現振興計画ではなく、今回新たに記載された内容であるが、問題点が2つある。1つはこれらの合意はほとんどが県内移設が条件となっているため、例えば基地の返還が実施されたとしても、在日米軍専用施設面積の沖縄の負担割合は69%に留まり、現在の70%とほとんど変わらないという事。もう1つは、これらの合意に関して国会で法律制定がなされておらず、国内の法的根拠が存在しないという事。よって、この内容は「(1)解決の意義」の「沖縄の基地負担軽減の必要性についてより広い国民的理解を促すとともに、広大な米軍基地の整理・縮小を推進し、基地に起因する様々な問題を解決することで、県民が望む、平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現することができる」(50ページ、25行目)を満たすのに十分な方向性とは言えず、削除すべきである。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、素案の「イ 解決の方向性」においては「更なる本県基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場の設置が必要である」旨を記述しております。 | 知事公 室 |
| 282 | 50 | 32 | 玉城デニー知事が2021年2月16日沖縄県議会2月定例会において、来年2022年に沖縄県が日本復帰50年の節目を迎えるのに向けて、全国の米軍専用施設面積の70・3%が沖縄に集中する状況について「『当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す』とする具体的な数値目標を設定し、実現するよう日米両政府に対し求めていく」と述べた。この数値目標も沖縄における基地負担の軽減において大変重要な指針であるため「(2)解決の方向性」に明記すべきである。 | ③その 他 | 新たな振興計画は、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現及び固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標とするものであり、この計画は、国、市町村等においても尊重されるものであります。 一方、県民の目に見える形で米軍基地の整理・縮小を図るためには、日米間で具体的な数値目標を設定し、積極的に協議する必要があると考えていることから、「当面は50%以下を目指す」という数値目標の設定を求めるものであり、この要請を受けて日米両政府において、具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。 このため、県としては、新たな振興計画に基地面積の数値目標を盛り込むことは予定しておりません。 | 知事公 室 |
| 283 | 51 | 1 | 「嘉手納及び普天間飛行場所属航空機の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転や更なる本県基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO)の設置等を強く求める」とある。こちらも現振興計画ではなく、今回新たに記載された内容であるが、「日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO)の設置」は2019年2月24日に実施された「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」の結果を受けて玉城デニー知事が提案したものである。その本質は「嘉手納及び普天間飛行場所属航空機の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転」の検討などではなく「沖縄に関する特別行動委員会(SACO) 最終報告、再編実施のための日米ロードマップ、再編に基づく統合計画」(50ページ、32行目)の見直しそのものである。その旨もしっかりと明記すべきである。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公 室 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|---|----------|
| 284 | 43 | 28 | <p>① 現在私は小学校で、言語支援ボランティアをしています。この学校には約10名の日本語を母語としない子供たちが在住しています。沖縄県には、ハーフの子供、また大学で研究をしている海外大学院生の子供、近年は親の仕事などでも沖縄県に住んで生活している家族、子供たちが多くいます。</p> <p>私自身、大学の時に海外留学を通して学んで習得した言語を活用して、ボランティアをしておりますが、20代の私にとって生活のことも考えると限界があります。また、この学校で言語支援をしているのは1人しかおらず、全員を対応するのは難しい状況です。</p> <p>しかし、子供たちは、日本語を全く話せない状況で、クラスの中で友達もできず、わかったふりをして授業を受けている子も少なくありません。先生とのコミュニケーションもままならない状況で、日本語を話せない子供たちは、周りの子供たちと比べて確実に学力の差も生まれてくると感じています。</p> <p>確かに、学級内での一般の支援の先生の拡充は大切ではありますが、外国語を母語とする子供たちに対する支援も必要ではないかと感じています。</p> <p>そのため、学校内に1名でも日本語を母語としない子供がいれば、取り出し「日本語クラス」が必要だと考えています。もちろん固定の先生をおくのは、予算的にも難しいと思いますので、週2日でもいいと思います。国語の授業の際に取り出して、「生きていく日本語」「生活していく日本語」を彼らのために提供してあげてほしいと感じています。</p> <p>彼らが、卒業して母国に帰った際に、沖縄を伝える人材、つなぐ人材になる可能性は大いになるとしており、沖縄県が目指す「世界に開かれた交流と共生の島を目指して」には、必要な視点だと感じております。よろしく申し上げます。</p> | ③その他 | 令和元年5月の文部科学省の調査によると、沖縄県の在留外国人児童・生徒は583名となっております。県教育委員会では、在留外国人児童・生徒に対する教育の支援のため、公立小中学校に日本語指導教員を配置しております。また、那覇市など5市については、独自に日本語指導員を配置していると聞いております。今後も学校及び市町村教育委員会と連携し、在留外国人児童・生徒への支援に努めてまいります。 | 教育庁 |
| 285 | 43 | 3 | <p>②「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」について、学校教育での平和教育活動や授業が形骸化、イベント化しているように思われます。</p> <p>沖縄県教育委員会が発行している「平和教育指導の手引き」も何年も前に作成されており、中身や方向性はとても素晴らしく世界に発信できるような沖縄独自の取り組み・財産だと感じておりますが、時代に合わせた更新がない、現場の教員でさえも知らない、結局先生たちもどのように平和教育をしていいかわからず、平和教育が負担、という状況は非常にもったいないと感じております。</p> <p>「平和のこころ」を伝える人材の育成の面から考えますと、「平和教育指導の手引き」を新しく見直して活用していった方がいいかでしょうか。現場には、素晴らしい平和教育を行っている先生もたくさんいます。それを沖縄県、世界で共有して「平和のこころ」を沖縄から発信していくことは大切だと感じています。</p> <p>一度、国際協力の業務で平和教育に携わったことがあります。コロンビアは、今でも内戦が続いておりますが、沖縄県の平和の手引きを参考にコロンビアの教育関係者がコロンビア版の平和の手引きを作り、学校から平和教育を、そして平和をと頑張っている姿も見られます。現在の沖縄でのヘイトスピーチなども加味すると、この平和教育はやはり、とても大切なことだと感じております。</p> <p>主な作成の意図は変えずに、指導要領や指導案の更新をして、教員への研修・配布、また例えば世界の国々と沖縄の教員の事例紹介などを行っていただければ、素晴らしいと考えます。</p> | ①素案に反映 | 戦後75年余が過ぎ、戦争を知らない世代が大半を占めるなど沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代へ継承し、平和学習の推進は重要と考えております。 <p>平和学習の推進については、「4-1」イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承 ① 平和学習の推進及び次世代の継承」の中で取組を記載しております。</p> | 教育庁 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|--|------|
| 286 | | | <p>①人権の尊重についての言及を増やすこと</p> <p>SDGsは、国際的な基準で人権や環境の基準を守って達成していく世界共通の目標であり、その前文において「誰一人取り残さず」、「すべての人々の人権を実現」することが示されている。これは世界人権宣言および日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重の理念に通底するものである。「21世紀ビジョン」の基本理念の前提である「21世紀に求められる人権尊重と共生」を実現していく上で、沖縄県として国際基準にのっとったSDGsの169の指標を計画展望値として取り入れ、積極的に活用すべきである。</p> <p>しかし一方で、現状の骨子案については、「人権」についての言及が乏しく、人権を保障するという積極的な文言が不足している上に、その対象が限定的である。</p> <p>ジェンダー、貧困、暴力、障害／障／がい、出自／ルーツの問題など、これまで社会的弱者のものとして捉えられてきた課題は、すべての人の人権の問題である。</p> <p>例えば「性の多様性はみんなが当事者」という言葉に表されるように、すべての人が当事者たりうる性質をもっており、決して一部の人のみだけを切り離して取り組みの対象として扱うべきものではない。</p> <p>本振興計画の実施にあたっては、支援を行う側、支援を受ける側に区別することなく、すべての人々の人権の尊重が求められる。「誰一人取り残さない社会」とあるように、人権を社会的弱者にだけ適用するものではなく、一人ひとりに関係するものだという見方を骨子案に反映することにより、この振興計画の実現によって得られる利益は、すべての県民が享受するものにもなる。</p> | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、本計画の目標として、「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に『時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ』の創造を基本理念とする『沖縄21世紀ビジョン』において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とする。」と記載しております。 | 企画部 |
| 287 | | | <p>②環境と社会的な側面に配慮して記述すること</p> <p>人口減少による課題が労働力の不足であるという記述や、労働力が不足するため、高齢者や女性の社会進出を推進するというニュアンスを持つ記述(p.14)や、人々を惹きつけるソフトパワーの材料になるという理由で海洋環境保護を行うという文脈(p.15、18など)、自然環境や社会的平等性・多様性の確保について、経済的な価値に返還しなければその価値を見いだせないような理由づけを行っている記述が多く見られる。</p> <p>これは、気候危機を始めとする、経済を優先した人間活動への反省をおさげりにするものであり、また、本計画で実現すべき「環境、社会、経済のバランス」を崩すものである。課題の設定や、その文脈は、その価値観を如実に表すものであるため、どのようなレンズで課題設定を行っているのかを、見直す必要がある。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 288 | | | <p>③持続可能な社会を目指すのが目標であり、持続可能な「発展」を目指すものではないこと</p> <p>②の指摘と関連し、文中には「持続可能な発展」という表現が多く見られる。しかし、本来は、「発展」することの「持続」を望むのではなく、限りある地球環境の中で、人間が社会的にも豊かな生活(健康で文化的な生活)を「持続」させるという目的であるべきであるため、「持続可能な発展」という言葉は適切ではないと考える。このため、「持続可能な社会」などの言葉に訂正すべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 289 | | | <p>世界で温暖化対策が求められる中、日本や沖縄県では中期目標として2030年までに温室効果ガスの26%削減(2013年度比)、長期目標として2050年度排出ゼロを目指すとしている。</p> <p>IPCCでは2030年までに世界で45%減が必要とされており、日本や県の目標値はこれより低い。それでも、かなり革新的な対策を打ち出さなければ、26%減の達成も厳しい現状にある。</p> <p>温暖化対策は、全ての施策、経済活動、社会生活に関係することであり、これから立案・実施される事業においては、基本として温暖化対策を確実に含むことが必要となる。</p> <p>1. まずは保全すること</p> <p>沖縄県では、すでに開発が続いており、必ずしもすでに豊かな環境が存在しているとはいえない状態にある。活用の前に保全や現状維持を行うことが必要であり、継承とともに、人工的に変えてしまった自然環境を取り戻すような取り組みも重要である。</p> <p>保全に関しては、開発を制限する地域を設けるなど、どこを保全するのかをはっきりさせることも必要であり、ゾーニング(人と自然の生きる場所のゆるやかなゾーニング)の考え方をきちんと入れることが求められる。また、その際には、地域の指定だけではなく、実質を持った保護・保全の手法がなければいけない。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 環境部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|------------|---|-----------------|
| 290 | | | <p>2. 経済的指標に囚われない「振興」を 本骨子案には、自然環境には「観光資源」といった商品価値があるため、保全や振興を行うべきであると捉えられる表現が多々存在する。しかし、骨子案8ページには、目指すべき将来像の一番目に「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」とあることは、「県民が一番に望む将来像であり、近代化一辺倒の合理主義ではなく、累々と受け継がれた沖縄の文化に基づく価値観で『豊かさ』を追求すべきとする県民の期待でもある。」という記述がある。ここに表されるように、自然環境の豊かさは、その存在そのものが「豊かさ」として評価されるべきものであり、人々を惹き付ける「ソフトパワー」や「観光資源」といった経済的価値に還元するのではなく、経済的指標に囚われない「豊かさ」を強調すべきである。また、観光においては、サステナブルでレスポンスな観光が「スタンダード」であり、それを当たり前のもので積極的に打ち出す姿勢が求められる。自然環境を責任を持って守ることで生まれる経済的需要もあり、そこに経済的合理性を見出すことも可能である。</p> | ①素案 に反映 | 基本施策3(2)世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革において、「旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル(持続可能)／レスポンス(責任ある)／ユニバーサル(誰もが楽しめる)ツーリズムの推進に取り組む。」などを記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 291 | | | <p>3. 脆弱な環境の上で活動している自覚を 本骨子案には、県内のさまざまな場所で土地や海域、森を含む様々な開発や事業の実施が言及されている。しかし、これらの事業を行う際には、その過程を含み、自然環境へのさらなる負担が強いられることは明らかである。すでに県内の自然環境は危機的状態であるという認識のもと、これ以上の環境負担を増やすような事業については、その妥当性が十分に検討されるべきである。18ページに地球の「ホメオスタシス」という表現があるが、これは本来体温調整などを通して動物が「正常な状態に戻ろうとする機能」を意味している。しかし、地球自体には自分の環境をキープする機能はもっていない。開発を行う際にも、ゼロベースでの開発ではなく、そこにすでにある自然環境を活かし、守るような配慮が必要不可欠である。また、その際には生物多様性や、沖縄に本来息づいている生態系への配慮は必要である。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 企画部 |
| 292 | | | <p>【インクルーシブな社会の実現に向けて】 本骨子案において、SDGsの基本理念にも通じるダイバーシティとインクルージョンを各所に明記すべきである。本骨子案にも沖縄県の共生社会条例の基本的考え方を活用すべきである。合わせてSDGs対応の観点から国際的人権法の基本的考え方も盛り込むべきである。障がいを「障害」とする表記は関連法においても統一されているが、SDGsにおいては「障がい」として翻訳されるなど、当事者からの「障がい」表記への要望もあることから、改めて「障がい」表記を提起したい。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 293 | | | <p>【子どもや若年者に関連するインクルーシブ施策について】 「困難を有する子ども・若者への支援」はぜひ推進するべきであるが、児童福祉法に関連した支援との連携も必要であるため、「社会的養護児童の自立支援」も付記すべきである。教育は、生産性の拡大や能力の伸長だけでなく、障がいの有無、性の多様性、ルーツなど互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くための基礎となるものであるため、明確に人権教育やインクルーシブ教育の推進を謳うべきである。また、インクルーシブ教育と特別支援教育は分けて考えるべきものである。また「質の高い教育をみんなに」という観点から、学校環境における学びの保障についてもはっきりと謳うべきであり、子どもの人権を保障する学校環境づくりを明記すべきである。</p> | ③その 他 | 取組については5-(2)-イ「豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進」5-(2)-エ「時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」に記載しました。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|--|-----------------|
| 294 | | | <p>【高齢者や障がい者等の社会参画について】</p> <p>厚生労働省が示すように、高齢者や障がい者は単なるサービスの受け手としてみならず、全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地社会」を掲げるべきである。</p> <p>「障がいのある人が活動できる地域づくり」は重要であるが、「活動」という文言ではなく、自分らしく「活躍」できる社会づくりと改めるべきである。</p> <p>また、福祉サービスの対象としては高齢者、障がい者に加えて難病の患者を加えるべきである。</p> <p>共助・共創社会の実現は重要であるが、行政が主体となる計画においては格差の解消を共助に委ねることなく、格差解消の仕組みづくりにこそ注力すべきである。</p> <p>インクルーシブな社会の実現に「地域コミュニティの活動支援」は肝要であるが、支援対象としてボランティアやNPOに加え、地域自治組織を明記すべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 295 | | | <p>【その他項目について】</p> <p>デジタルツールに不慣れな障がい者や高齢者はデジタルデバイドの不利益を強く被っている実態があるため、デジタルトランスフォーメーションの推進にあたっては、誰もが恩恵を最大限に享受できる社会を目指すべきである。</p> <p>地域に暮らす障がい者や高齢者の観点からも、個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などの協力のみでは解決困難な生活課題を抱える家庭・家族を支えるために、ファミリーソーシャルワークの推進やアウトリーチ型のソーシャルワークが必要である。</p> | ③その他 | デジタルトランスフォーメーションの推進にあたって、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 企画部 |
| 296 | | | <p>・問題解決の本質は車依存社会からの脱却であり、交通渋滞の解決ではない</p> <p>本骨子案においては、さまざまな要因による沖縄の交通問題についての言及があるものの、すべて「交通渋滞」が最終的な問題となっている。沖縄の交通問題の根源は車に依存した移動手段自体であって、渋滞の解消によって解決することではない。本来ならば、車依存社会からの脱却を目指し、各種施策が実行されるべきである。</p> | ①素案に反映 | 過度な自動車依存からの脱却についての取組は、「1-(1)-ウ-① 次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 297 | | | <p>・人を重視した移動の快適性を担保すること</p> <p>本骨子案においては、交通渋滞が主軸の問題として捉えられていることから明らかなように、車両交通の快適性を確保することが重視されている。しかし、本来は歩行者、自転車なども含む総合的な移動手段における快適性が重視されるべきである。そのため、人間を中心として移動の快適性を担保する視点での施策展開が望まれる。これには、歩きやすいまちづくりや、人の目線に立ったのまちづくりなども含まれる。</p> <p>現行の21世紀ビジョン基本計画には、「人間優先のまちづくり」という項目のもと、「まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進」、「歩いて暮らせる環境づくりの推進」、「人に優しい交通手段の確保」などの項目が記載されている。これらの理念は次の10年にも継続するべき考え方であるため、これらの記述は次期計画にも引き継がれるべきである。</p> | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、「1-(1)-ウ-① 次世代型交通環境の形成」及び「1-(1)-ウ-④ 歩いて暮らせる環境づくり」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 298 | | | <p>・交通体系整備における広域連携の強調と県のリーダーシップの必要性</p> <p>交通体系の整備においては、市町村境にとらわれず、広域的な視点を欠かすことができない。その中で、沖縄県における広域的な計画を策定できる主体は沖縄県だけであり、振興計画において県が広域連携の必要性について強調することは不可欠である。また、沖縄県には、市町村にまたがる交通体系の再整備について、その調整役となり、より効率的で利便性の高い交通体系の構築への貢献を期待する。</p> <p>また、その上で公共交通の「公共性」を再定義し、移動する権利を担保するための行政の適切な介入やリーダーシップが発揮されることを期待する。</p> | ③その他 | 県では、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしており、沖縄本島の北・中・南部の各圏域毎に議論の場を設け、市町村と協働で公共交通の充実にむけた取組を進めております。その取組の中において、地域にふさわしい公共交通ネットワークのあり方について、検討を行っております。 | 企画部 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|--------|--|------------------|
| 299 | | | <p>本県の特事情について</p> <p>沖縄は、産業構造に占める第一次産業・製造業の割合低く観光業などのサービス業が中心となっている。この背景には、戦後数回にわたり通貨が代わり、物価が変動したこと、そして高度経済成長を沖縄は経験していない。これはつまり、本土では製造業を中心としてブルーカラーの人びとが生活水準を上げることができたが、沖縄はそうではなく、現在も経済構造の中に取り残されている人々がいることが指摘される。また、同時に教育・福祉政策への遅れが生じている。これらは、現在の沖縄の経済・産業構造に大きく影響しており、特事情のひとつと言える。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 300 | | | <p>経済的に「取り残されている」層に関するサポートのあり方について</p> <p>経済的に困窮している世帯への支援に関しては骨子の中で記述のある通り、経済的な支援によって所得の再分配を促すことは必要である。同時に経済的に困窮している世帯並びに子どもが低所得という状態に止まらず、学習機会の喪失、居場所の欠如、不適切な養育といった複合的な困難を抱えていることも指摘される。(こちらデータなどあれば注釈入れたいです。)したがって、学習支援や居場所作り、相談支援やアウトリーチなど包括的で切れ目のないサービスが長期にわたって安定して提供される必要があり、制度から漏れる人が出ないためのワンストップの相談機関の設置が求められる。またそうした取り組みには多くの人的リソースが必要となるため、民間の支援団体との連携も重要であるが、経済的困窮への施策はあくまで社会保障・権利保障であることを踏まえ、民間の支援団体への財政支援も求められる。</p> | ①素案に反映 | <p>子どもの貧困の抜本的な解消に向けては、子どもの年齢に応じて適切な支援機関へつなげる総合的な支援と併せて、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策や児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策を行うことが重要と考えています。</p> <p>ご意見の趣旨については、第4章 2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進において、反映しています。</p> | 子ども生活福祉部 |
| 301 | | | <p>サポートする主体とその体制について</p> <p>本骨子案においては、共同体における共助の重要性が強調されているが、現在の施策はボランティアベースによる市民同士の支え合いとなっております。他方で、共同体からも排除される存在があり、彼らにも手を差し伸べられる仕組みが必要とされている。公的な支援の体制が必要不可欠であり、公的な責任についても言及していただきたい。また、既存の公的支援についても、各部門や医療機関、教育機関との連携がスムーズでないことも多いため、福祉や教育と連携したサポート体制の構築が求められる。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 302 | | | <p>格差を埋めるためのテクノロジーの活用</p> <p>格差解消のために、テクノロジーを活用することは有用であると考えます。島しょ地域における学習支援やICT環境の整備を始め、公民館や図書館などの社会資源を情報へのアクセス拠点、ITリテラシーを育てる拠点としての活動も推進いただきたい。</p> | ①素案に反映 | 公民館や図書館を含め、ICT等の活用による多様な学習機会の創出等については、「5-(1)-ウ 公平な教育機会の確保と学習環境の充実」に、その取組等を記載しております。 | 教育庁 企画部 |
| 303 | | | <p>学校教育の意義について</p> <p>本骨子案においては、「生きる力」を伸ばし、強い個人を育てるために一元的な能力感のもとに教育があるようなニュアンスとなっているが、学校には、子どもがケアされる場所としての機能もある。競争の中に放り出され、その中で生き残るための方法を教える、という方針だけではなく、基本的人権としての教育を受ける権利を基盤に、多様な子どもが共に生き、関わりを持てる場であることも忘れてはならない。そのためにも、個々の子どもの能力開発への投資だけではなく、子どもを見守る教員の増員などの負担軽減策も重要である。</p> <p>以上の指摘は、新しい振興計画/21世紀ビジョン基本計画の上位計画である「21世紀ビジョン」の実現に不可欠な視点であり、かつ、SDGsの達成にも寄与するものであるため、早急で適切な対応を求める。</p> | ①素案に反映 | ご意見を参考に、教職員の職場環境や待遇改善に関する取組については5-(2)-エ ③「安心して学べる教育環境の整備」に記載しました。 | 教育庁 |
| 304 | | | <p>①歴史・文化を学ぶことの意義</p> <p>歴史とは過去に生きていた人々の営みの記録である。それを絶えず検証しながら正確に振り返ることによって、今を生きる私たちの現状を確認し、現在直面する課題を解決する道しるべとすることができる。また、県内のそれぞれの地域の歴史や文化の多様性を学ぶことによって、私たちのアイデンティティを確立し、お互いの多様な文化を認め合うことができる。</p> <p>しかし、現在の骨子案では歴史や文化を学ぶことの根源的な意識に触れることなく、歴史資源として活用することに重きが置かれていると感じる。これまでの研究蓄積に基づいた歴史や文化に対する知見を県民が共有することで、今後10年の沖縄県の課題の解決に寄与できると考える。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|---|----------------------------|
| 305 | | | ②調査研究の重要性 歴史や文化は本来私たちの生活の営みである。本骨子案では、沖縄文化を保存・継承・普及・活用することが述べられている。しかし、価値あるものを見つけるためには調査及び研究が不可欠であるにも関わらずそれに関する言及が少ない。調査及び研究を行うことでのみ、私たちの足下にある歴史や文化の価値を知ることができる。そしてその価値を多くの県民が学び、理解すれば、物心両面の豊かさに繋がると考える。さらに県民自身が自分たちの歴史及び文化に愛着を持つことで、県内で生産されているものを積極的に利用することにも繋がるのではないだろうか。そのためには、現代で文化の担い手として活躍している工芸作家や芸術者と、歴史及び文化の研究者が協力できる仕組み作りも必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 306 | | | ③世界平和への寄与 沖縄において平和の構築を目指すとき、沖縄戦から得た学びが不可欠になる。しかし、骨子案では、沖縄戦から何を学びその教訓をどのように平和の構築に活かすのか述べられていない。今後10年は沖縄戦体験者から直接お話を伺える最後の時代になるであろう。この10年で、沖縄戦をはじめとしたアジア・太平洋戦争の実相解明のための取り組み(沖縄戦およびアジア・太平洋戦争全般における加害・被害に関する調査研究)を行うことが平和の構築に繋がる重要なアクションであると考えられる。さらに、沖縄戦で得た教訓を全世界に発信し、他地域で平和の構築に向けて活動している人々と連帯していくことが、世界平和への寄与に繋がると考える。 | ①素案に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-ア アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」の中で取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 307 | | | ①県を超えた広域の災害時連携・医療連携の検討 島嶼地域である本県は、災害時に他府県からの支援を受けることに距離的なハードルがある。しかし、一方で、島全体にかかるような災害が発生すると、県内だけでは対処することができない事態になることも想定される。このため、災害時の救助や医療について、九州各県等他府県との連携の検討も必要である。他県と同じ体勢では、災害時の対応に遅れが出ることは明らかであり、沖縄に特化した対処方法を検討することは重要である。また、救助や医療に加え、電力や水道といったインフラの支援体制についても、県外からのサポート体制の構築が求められる。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、2-(3)-ウ「離島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実」や、2-(8)-ア「危機管理体制の強化」において記載しております。 なお、九州各県や全国の都道府県と連携については、災害時応援協定等を締結をはじめ、緊急事態や災害時において連携して取り組んでおります。 | 知事公室 保健医療部 |
| 308 | | | ②情報から取り残されがちな人の目線にあわせた対策を 緊急時には、高齢者や外国人、観光客などを含む、情報から取り残される可能性が高い人々への配慮が必要である。その中では、いかに分かりやすく適切な情報を提供できるかが重要になる。例えば、避難所の種類もたくさんあり、行政用語に詳しくない限り、各避難所の役割分担について即時にわかる人は多くない。やさしいにほんごを使うように、普段から行政用語を改めてわかりやすくする取り組みが必要である。 また、情報は発信するだけでなく、きちんと受け取るべき主体に届き、次の行動に繋がっているかどうかの効果測定、検証が必要である。このため、普段から情報の発信と避難訓練、また民間の営業継続計画(BCP)と連動させるなど、企業におけるBCPや防災・減災への呼びかけも危機管理体制の一部であり、協働体制の構築も必要である。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、「2-(8)-ア 危機管理体制の強化」や「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で取組を記載しております。 | 知事公室 商工労働部 文化観光スポーツ部 |
| 309 | | | ③災害時の迅速で柔軟な判断・対応ができる体制の構築 災害時には、防災計画等によって想定されていない事態が起こることも十分に考えられる。 予期しない事態になった際に、県として、また市町村に柔軟な判断を呼びかけられるような体制を整えておくことは重要である。このために、迅速な決定・判断を行うことができるような組織体制や意思決定手段の構築、及び、予備費の確保や災害時の決済の簡素化・簡略化が求められる。これらは、行政内部の意思決定に限らず、住民サービスの一部として申請手続きなどの簡略化・効率化も同時に求められる。 また、災害時の柔軟にインフラを活用するため、物流の根幹になると考えられる沖縄自動車専用道路の防災道路としての位置付けや、災害被害想定を行った上での物流・人流の手段や動線の確保が求められる。 | ①素案に反映 | 災害時の対応については、「2-(8)-ア 危機管理体制の強化」や「2-(8)-イ 大規模災害等に備えた強しなやかな県土づくりの推進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 知事公室 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|--------|--|-----------------|
| 310 | | | <p>①沖縄戦学習の充実</p> <p>現在公立学校にて実施されている平和教育は、沖縄戦における地上戦の学習が中心である。アジア・太平洋戦争の中における沖縄戦の位置づけ及び沖縄戦の戦後の影響まで学習する機会が少ない。尚且つ、地域によって沖縄戦の体験は多様であるが、それを子どもたちが理解できるようなカリキュラムが整備されていない。また沖縄戦から得た教訓を活かし、平和構築に向けどのように行動すべきか子どもたちが学ぶ機会が不十分である。</p> <p>沖縄の子どもたちが沖縄戦の実相を理解し、その教訓を踏まえた上で主体的に平和構築に参画できる学びを目指すべきである。これを実現するために沖縄戦について系統的・体系的に学ぶことができる教科を創設することも提案する。</p> | ①素案に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」の中で取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |
| 311 | | | <p>②平和教育を提供する教員への支援と様々な教育主体の参画</p> <p>現在の平和教育の主な担い手は学校の教員となっている。しかし教員は、多様化する学習ニーズへの対応のため日々負担は増加し、平和教育の準備に費やす時間の確保が難しくなっている。教員が教育活動に専念できる環境を整備することは不可欠だが、平和教育を支援する体制作りも重要である。例えば、歴史研究者・市町村史編さん専門員・平和ガイドなど学校現場以外に存在する平和教育の担い手と教員をつなぐ窓口を設置し、専門的な領域においては分担し、教員の負担軽減を図る方法も考えられる。さらに、「平和教育指導のてびき」の更新などを含む、行政主導による指導案や教材の開発も求められる。また今後の平和教育には、教員以外にも多様な教育主体が参画し、県民ひとりひとりが次世代へ沖縄戦を継承する役割を担うことが重要である。そのために、生涯学習や社会教育の場で大人が学び、アウトプットする機会を提供することが求められる。</p> | ①素案に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」の中で取組を記載しております。生涯学習の推進については「5-(1)-エ 生涯学習推進体制の充実」に記載しております。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |
| 312 | | | <p>③世界に向けた沖縄戦の経験と教訓の共有を</p> <p>沖縄の人々は、地上戦を体験したのみならず、中国大陸や旧南洋群島への植民など、加害者としての立場も含む様々な形で太平洋戦争に関わった。この歴史の教訓を世界中の人々へ発信し、共有することは世界平和への寄与に繋がると考える。特にアジア・太平洋地域においては歴史的な関係も深く、これまでも市民レベルで平和に向け連帯する取り組みをつくりあげてきた。この連帯を維持し、発展させることが沖縄のもつソフトパワーとなり得る。</p> <p>以上の指摘は、新しい振興計画／21世紀ビジョン基本計画の上位計画である「21世紀ビジョン」の実現に不可欠な視点であり、かつ、SDGsの達成にも寄与するものであるため、早急で適切な対応を求める。</p> | ①素案に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-ア アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」の中で取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 313 | | | <p>①物流のトレンドはシステム部分に変わりつつあり、これから10年の変化を見据えた対応及び人材育成が急務</p> <p>荷物のトラックや配車のシステム、在庫管理などが人ではなくデータで管理できるようになっていたり、荷物を自動で振り分け、最適・推奨ルートをAIで計算するなどテクノロジーによる効率化が急速に進んでいると同時に、物流に関わる人の働き方も変化している。これらの変化はもう目の前にあるものであり、早急な対応が求められる。個人がギグワーカーとして配達員になるようなビジネスモデルもすでにあり、物流に関わる人材の種類や働き方の変化も見据える必要がある。</p> <p>長期スパンで考えた際に効果的なのは、人材育成である。今起きている変化に対応できるような人材が求められている。テクノロジーを活用できるだけでなく、包括的に物流に関する知識を持った人材の育成も望まれる。荷主側に全体の流れやロジスティックについて判断できる人材がいなければ、短期的なコストカットができたとしても、それを支える物流のコストや管理コストがかかることがわかりにくくなる。意思決定者のレベルでの理解が必要である。</p> <p>単純に、荷物が手元に届く直前の最後の部分の物流だけをコストダウンすることは難しい。全体コストを下げるには全体の物流をみれるような仕組みにし、サプライ面における材料調達の部分や事務作業、在庫のフローなどから見直す必要もある。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|-------------|---|----------------------------------|
| 314 | | | <p>②沖縄の優位性の再考</p> <p>県内の多くの県産品を県内外・海外へ輸出する事業に関しては、補助金があるから可能になっているものがほとんどであり、価格面等において、補助金がいずれなくなるを見越して行動すべきである。</p> <p>物流のトレンドは地産地消と分散である。できるだけ近いところで生産し、運輸する距離を短くするというのがコロナ後のトレンドとなっている。豚コレラ等、県内で何かトラブルがあった際には、すぐに県外の類似品や代替品にシェアを取られる結果になるため、リスクマネジメントも必要であるが、基本的に近場で生産し、近場で消費することを推奨する。</p> <p>振り返ると、沖縄が中間貿易で栄えていた理由は、当時の日本が持っていなかった中国との関係性や情報があったからである。しかし、日本が直接中国やアジア諸国とやりとりできる現在の状況とはかなり異なる。沖縄が物流の中継地点となるには、関係性や情報といったことこそが優位性となる。その際には、中東などのニッチなマーケットへのアプローチや、世界のウチナーンチュネットワークが存在する各地との連携が想定できる。また、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の動きもあり、アジア地域における輸出入が容易になる見込みであるため、これらの仕組みをうまく使うべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> |
| 315 | | | <p>③市場参入時における支援とそのジレンマ</p> <p>特定の県産品の品目に関して補助のある不利性解消事業については継続しなければ、県内企業が県外の市場で不利となることは明らかである。一方で、補助金に頼り続けるビジネスモデルは流コストは持続可能性に疑問がある。これらの懸念も踏まえ、地域に合った物流のありかたを再考することが必要となっている。</p> | ②制度・財政措置の対応 | <p>農林水産物流通条件不利性解消事業については、新たな沖縄振興のための制度提言において、「農林水産物条件不利性解消制度」として、県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借上げなど、県産農林水産物の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた財政支援などについて制度の創設を要望しているところです。</p> | 農林水産部 |
| 316 | | | <p>・多文化共生社会の意義</p> <p>「労働力」が必要だから外国人を受け入れるのではなく、沖縄の先人たちがそうであったように、多様なルーツを持つ人々が沖縄で暮らし、様々な文化が混在することで沖縄の新たな魅力が生まれ、豊かな沖縄に繋がると考える。外国人を人的資源として捉えるのではなく、ともに地域に生きる一員として考えることが肝要である。そして外国人も含めたすべての人びとが沖縄で生き生きと生活し活躍するために、人権の尊重は不可欠であると考えます。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部</p> <p>文化観光スポーツ部</p> |
| 317 | | | <p>・外国人の人権の尊重について言及すること</p> <p>日本政府が批准している国際人権条約には「外国人の地位・権利」について、「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている」と謳っている。現在の沖縄県ではアパートの賃貸契約や携帯電話の契約など、日常生活の何気ないところにも、言語のみならず制度の壁が存在している。制度の変更を国に働きかけていくことと同時に、今現在沖縄で暮らしている外国人の人たちの安心・安全な生活のために、困りごとに対応するワンストップ支援センターの設置など、細やかな支援が必要であると考えます。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、平成31年4月から、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が主体となって相談窓口を設け、「外国人のための法律生活相談」を実施しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部</p> <p>文化観光スポーツ部</p> |
| 318 | | | <p>・言語保障について言及すること</p> <p>骨子案では「在住外国人等が住みやすい地域づくり」が入っているが、具体的な施策については一切述べられていない。現在の沖縄県では交通標識、公的文書や申請書類等、日本語でしか提供されていないことはもちろん、その内容が複雑であること、日常生活の至るところに、言語の壁が存在している。日本語教育(日本語を学ぶ機会)の提供＝言語保障事業(本来は手話なども入るべき)が住みやすい地域づくりという観点でも重要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|------------|---|---------------------------------|
| 319 | | | <p>・外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育を 骨子案では「外国人材の受入環境の整備」があげられているが、具体的な施策については一切述べられていない。多文化共生社会の実現のためには、外国人と県民の相互理解が肝要であり、宗教、行事、食事や慣習などを含む、お互いの様々な文化や価値観などについて学ぶ機会の提供や、県民に対して多文化共生社会の意識を知る取り組みを進めることが必要である。</p> | ①素案 に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-(11)-ア-④ 外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-(2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。</p> | <p>商工労働部 文化観光スポーツ部</p> |
| 320 | | | <p>①食も文化の一部として位置付け、伝統的な食や自然と共生する食こそブランド化と保護を 本骨子案では、沖縄の食材や作物を、商業的利用価値という基準で判断し過ぎているような記述となっている。食材には、それがその地で食されるようになった背景、食される時期や場面、食される方法など様々な側面があり、それを含めて文化であるという視点が欠けている。 沖縄県は日本の中でも固有の文化を持つ地域として知られているが、その浸透や教育は十分に行われていない。沖縄の在来種や固有種は非常に多様に存在し、それぞれが持つ食文化も実に多様である。これらの品種を大切に守り育てることが重要であり、学校給食や食育の機会を通して次世代に正しく伝え、その豊かな食文化こそを沖縄の食農のブランドとすべきである。 また、沖縄は日本有数のミツバチの輸出県であることを踏まえ、ミツバチ保護特区などを設け、農薬を使わず生物の多様性や生態系を守る取り組みの検討を求める。こうした、自然環境との共生を意識した食農の取り組みが県全体に浸透させ、環境に配慮した農業のあり方こそが、沖縄の農と食のブランドとしての価値を高めるものとなると思われる。</p> | ①素案 に反映 | <p>ご意見を参考に、食文化の保存等に関する取組については、1-(4)-ア③「伝統文化の保存・継承・発展」に記載しております。 また、化学合成農薬を減らす等の環境保全型農業や総合的病害虫・雑草管理(IPM)防除技術については、3-(7)-イ⑤「環境に配慮した病害虫防除対策と鳥獣被害防止対策の推進」に記載しております。</p> | <p>文化観光スポーツ部 農林水産部</p> |
| 321 | | | <p>②商業作物だけでなく、域内消費用の作物生産を上げることで、さらにレジリエンスある持続可能な農業を 本骨子案においては、沖縄県の農業について、地理的特性を活かした日本における産地リレーの中での優位性ある作物や、ブランド作物になりうる品目における産業化に主眼が置かれている。しかし、これらは、沖縄県を訪れる観光客や県外の消費者に販売されることが主目的となっている。 戦略品目として特定の作物のみの生産振興を行えば、その生産過程での生物多様性への影響、環境への悪影響などが懸念される。また、ブランド作物などは豊作時の価格の下落や観光業の衰退時のレジリエンスが低くなるため、環境・経済両視点から持続可能な農業とは言い難い。 島嶼地域である本県の特徴から鑑みるに、移入過多の状況は、天災や感染症などの有事の際には物流や産地の状況により、物量・価格の面で食の安定供給が難しくなることから、域内消費を支えるための環境に配慮した農業を振興していくべきである。</p> | ③その 他 | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | <p>農林水産部</p> |
| 322 | | | <p>③新規農業就業者のハードルを下げること 農業従事者の育成についても記載があるが、現在新規就農者への支援の乏しさやその条件の厳しさが課題となっている。 新規就農者への間口を広げるだけでなく、この先の農業に求められる環境保全型農業の指導や実施支援についても充実させるべきである。 以上の指摘は、新しい振興計画/21世紀ビジョン基本計画の上位計画である「21世紀ビジョン」の実現に不可欠な視点であり、かつ、SDGsの達成にも寄与するものであるため、早急で適切な対応を求める。</p> | ①素案 に反映 | <p>ご意見の趣旨については、3-(7)-エ「担い手の経営力強化」や3-(7)-キ①「環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進」、5-(5)-イ②「農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保」に記載しております。</p> | <p>農林水産部</p> |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|------------|---|-------------------------|
| 323 | | | ①開発を伴わずともできる、均衡ある「発展」を 特に第6章においては、何らかの開発を行うことがその地域が「発展」することであるというような計画になっているが、沖縄独自の「豊かさ」を追い求める上では、必ずしも自然環境を切り拓くような開発を続けることが地域の発展につながるものではないと考える。 また、全ての地域が「発展」すべきというわけでもない。例えば、超高齢社会を迎え、限界に近い集落などは、現住している人たちの生活を守りながら、徐々に縮小していくことも検討する必要があると考える。よって、北部地域においては、「発展」よりはより良い地域のあり方を見直し、かつ利便性を高めていくという展開が望ましい。 また、すでに存在する産業関連施設等については、その内実の高度化を図るとともに、その効果についての検証が必要である。 | ①素案 に反映 | 第6章 県土のグランドデザインにおいて、「県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかなければならない。」「各地域は、その特性に応じて固有の課題や発展可能性を有しており、その価値や活力が増大するような地域ぐるみの取組とともに、各地域が相互に連携・交流し、補完しあいながら、多彩かつ多様な地域特性が調和する魅力的な県土づくりを進めること」が、本県の更なる発展を図る上で重要となる。」などを記載しております。 | 企画部 土木建 築部 |
| 324 | | | ②北部圏域の多様な環境の評価及び産業創出と消費者教育を 地域の自然環境や、コミュニティなどの価値をそのまま認め、まもり育てることにより、その資源を活かしたビジネスや持続可能な経済のありかたが生まれてくるものであると考え。また、そこに本質的な価値があることにより、それぞれのビジネスの価値が上がっていくものとする。このような意識は、圏域内の高等学校などの教育機関との連携等を通じ、さまざまな環境と共存して暮らす住民及び来訪者とも共有されるべきものである。 特に、自然環境については、「北部圏域」と括られる中にも、やんばるの森や本部のカルスト地形や島々の海など、様々な自然のあり方がある。これらの多様性を活かし、守ることが重要である。また、開発を行うにせよ、その部分の開発だけでなく、そこにアクセスするための道路の整備など、付随して行われる事業に対しても、自然や生活の環境に配慮した計画が必要である。 | ①素案 に反映 | 北部圏域も含め、沖縄県の豊かな自然環境の保全については、「1-(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」の中で取組を記載しております。 | 企画部 環境部 土木建 築部 |
| 325 | | | ③地域の選択肢についての情報提供を 都市部から離れている地域においては、情報や教育の格差が生まれやすい。また、地域のとるべき将来についても、類似した地域の情報などが入ってきにくい状況にある。これらを踏まえて、さまざまな地域の事例を紹介するとともに、その地域の人々と、地域の単位での未来を考えることが重要である。 また、教育についても、進学先の情報提供はもとより、北部圏域にある沖縄科学技術大学院大学や、沖縄工業専門学校と連携し、幅広い教育機会を北部圏域の住民に向けて発信することが望まれる。 | ③その 他 | 県では、沖縄科学技術大学院大学や沖縄工業高等専門学校等と連携し、北部圏域を含む中高生に向け、科学技術に対する子供達の興味・関心を高めることを目指した科学講座を実施しております。 | 企画部 |
| 326 | | | ①ジェンダー格差があることを前提に課題解決に取り組むこと ジェンダーにもとづく雇用・賃金格差といった経済的な不平等が存在することは種々の調査で明らかになっている。加えて、男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査でも明らかになっている通り、沖縄にはトートメー(位牌)継承において、長男及び男系継承を望む文化から派生する女性差別が依然としてある。骨子案には「格差が生まれにくい共助・共創社会の実現」とあるが、まずは、ジェンダーによる格差・不平等があることを認知する必要がある。その上で格差を解消するための施策、そして格差の再生産をさせないための施策という多角的アプローチが必要と考える。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ジェンダー格差を解消する施策は2-(5)-ア-①家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進に記載しております。 | 子ども生 活福祉 部 |
| 327 | | | ②女性に関する記述を増やし、「男女共同参画」を「ジェンダー平等」に言い換えること 骨子案では「女性」のキーワードは2か所しかなく、雇用に関する部分のみである。総合的な女性のエンパワーメントのためにより多角的な視点から記述を増やすべきである。例えば、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての言及を増やすべきである。「性別にとらわれず、いつ、何人子どもを産むか・産まないか」を選択・決定する自由と権利は、女性に保障された基本的人権である。また、「男女」という言葉はすべての性の当事者を言い表すことも、女性の多様性を表すこともできないことから、「男女共同参画」に代わり「ジェンダー平等」を使用することを求める。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生 活福祉 部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|--|-------------------|
| 328 | | | ③複数アクターによる子育てのシェア、男女で偏りのない働き方の実現をめざすこと 「子育て支援＝母親支援」という考え方がしばしば見受けられるが、実際には母親だけではなく、父親そして複数アクターが子育てに関わり子どもに関するケア労働、家族に関わる家事労働をシェアすることこそが「誰もが安心して子育てができる環境づくり」への一歩であるといえる。したがって、父親に対する育児休業の取得支援、利用しやすいファミサポの確立・拡充など、母親・女性以外を対象に、母親に依存しない子育て環境の整備、周囲が子育てに参画できるようにするための支援施策の整備が強く望まれる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 329 | | | ④女性のライフステージに沿った学習機会、就労機会を担保する支援体制を構築すること 女性は妊娠出産などを通して学習や仕事の機会を失うことが多い。そして女性の現役世代の貧困は高齢世代の貧困につながっている。そもそも、現代の働き方が「健康で障がない、ケア労働や家事労働を免除される男性」を基準に考えられていることが問題ではないかと考える。厚生労働省が進める「働き方改革」の実現のためにも、働く全ての人々がワークライフバランスを実現を目指すとともに、現在ケア労働や家事労働を主に担わされている女性に対して、就労、育児等、ライフステージに合わせた支援が必要とされる。また、相談業務や児童福祉士、社会福祉士など、支援の現場の働き方は非常勤(会計年度任用職員)という形態が多く、支援する側が安心して働ける体制の構築が不可欠であり、それがひいては支援される側の自立につながる。 | ①素案に反映 | 女性の就労に関する取組については、「3-(11)-エ女性の活躍できる環境づくり」に記載しております。 | 商工労働部 子ども生活福祉部 |
| 330 | | | ⑤より弱い立場の女性、複合差別に直面する女性へのきめ細やかな支援を行うこと 経済的に困窮している女性、障害を抱える女性、トランスジェンダーの女性、移住者・外国ルーツの女性など、「女性」とは一括りにできない多様な存在であり、複合的差別を受けやすい側面を持ち合わせている。女性の中でもより弱い立場にある人々を取り残さないため、当事者に合わせたきめ細やかな支援の実施を望む。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 331 | | | ⑥行政・政治へのクォータ制導入の検討 経済・社会・教育の面で格差・不平等があり、ジェンダーバイアスが根強い社会においては、女性の自立的努力だけではそれらを解消することは困難である。女性差別撤廃条約にもあるように、それらの解消のためには一定期間、特別措置を講ずることが求められる。まずは政治、そして行政において女性の参画を推進するためにクォータ制の導入の検討を要請する。 | ③その他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 332 | | | 【インクルーシブな社会の実現に向けて】 ・本骨子案において、SDGsの基本理念にも通じるダイバーシティとインクルージョンを各所に明記すべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 333 | | | ・本骨子案にも沖縄県の共生社会条例の基本的考え方を活用すべきである。合わせてSDGs対応の観点から国際的人権法の基本的考え方も盛り込むべきである。 | ①素案に反映 | 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の考え方については、「2-(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実」や「2-(5) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現」の中で盛り込まれていると考えております。 | 企画部 子ども生活福祉部 |
| 334 | | | ・障がいを「障害」とする表記は関連法においても統一されているが、SDGsにおいては「障がい」として翻訳されるなど、当事者からの「障がい」表記への要望もあることから、改めて「障がい」表記を提起したい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|---|-----------------|
| 335 | | | 【子どもや若年者に関連するインクルーシブ施策について】 ・「質の高い教育をみんなに」という観点から、学校環境における学びの保障についてもはっきりと謳うべきであり、子どもの人権を保障する学校環境づくりを明記すべきである。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、取組については5-(2)-エ「時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」に記載しました。 | 教育庁 |
| 336 | | | ・教育は、生産性の拡大や能力の伸長だけでなく、障がいの有無、性の多様性、ルーツなど互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くための基礎となるものであるため、明確に人権教育やインクルーシブ教育の推進を謳うべきである。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、取組については5-(2)-エ「時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」に記載しました。 | 教育庁 |
| 337 | | | ・「困難を有する子ども・若者への支援」はぜひ推進するべきであるが、児童福祉法に関連した支援との連携も必要であるため、「社会的養護児童の自立支援」も付記すべきである。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、2-(3)-イ ③ 要保護児童や児童虐待に対する取組の強化」において記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 338 | | | 【高齢者や障がい者等の社会参画について】 ・厚生労働省が示すように、高齢者や障がい者は単なるサービスの受け手としてみなすべきではなく、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域会」を掲げるべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 339 | | | ・「障がいのある人が活動できる地域づくり」は重要であるが、「活動」という文言ではなく、自分らしく「活躍」できる社会づくりと改めるべきである。また、福祉サービスの対象としては高齢者、障がい者に加えて難病の患者を加えるべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 340 | | | ・共助・共創社会の実現は重要であるが、行政が主体となる計画においては格差の解消を共助に委ねることなく、格差解消の仕組みづくりにこそ注力すべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 341 | | | ・インクルーシブな社会の実現に「地域コミュニティの活動支援」は肝要であるが、支援対象としてボランティアやNPOに加え、地域自治組織を明記すべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 342 | | | ・デジタルツールに不慣れな障がい者や高齢者はデジタルデバイドの不利益を強く被っている実態があるため、デジタルトランスフォーメーションの推進にあたっては、誰もが恩恵を最大限に享受できる社会を目指すべきである。 | ③その他 | デジタルトランスフォーメーションの推進にあたって、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 企画部 |
| 343 | | | ・地域に暮らす障がい者や高齢者の観点からも、個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などの協力のみでは解決困難な生活課題を抱える家庭・家族を支えるために、ファミリーソーシャルワークの推進やアウトリーチ型のソーシャルワークが必要である。 | ③その他 | 基本施策2-(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実において、取組を記載しております。 ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|------------|--|------------------|
| 344 | | | ①「沖縄モデルのDX」の明文化 「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」は目的ではなく手段であるため、どのような業界のどのような課題を解決するのかを明確化することが先決である。沖縄県内における様々な地域および産業の課題を解決する手段として普遍的にICTなどの技術を積極的に活用するという姿勢や、その情報交換の場の提供、また実証実験等が行いやすい環境を作ることこそが沖縄モデルとして提案できると考える。そのためには、行政がつなぎ役としての役割を果たすことが期待される。 | ①素案 に反映 | 現在、県では、産業全体のDXを推進していくこととしており、県内各業界とIT事業者との連携や共創により、個別企業等のDXの取組を強く後押ししていきたいと考えています。そのための県の役割としては、全県でDXを推進する機運の醸成や人材育成も含めた環境整備が重要になってきますので、新たな振興計画(素案)の「3-(3)-ア 産業のデジタルトランスフォーメーションを牽引する情報通信関連産業の高度化」において、ご意見の趣旨を反映した内容にしているところです。 | 商工労働部 |
| 345 | | | ②人材育成とスキルアップへのサポート 現行の沖縄県のICT産業は県外企業の下請けが主な事業収入になっている。この構造のままでは長期的な技術の発展や人材の成長が見込まれないため、この構造からの脱却を図ることは非常に困難である。したがって、既存企業と新規情報技術人材の協働が求められている他、県内で展開されている人材育成事業についてより高いレベルで人材を輩出できるような仕組みが不可欠である。 しかし、公的な人材育成事業から輩出されるICT人材の技術レベルは、実務レベルに達しておらず、その先の人材育成のほとんどが民間に委ねられている現状がある。また、賃金の差により、県外企業への人材流出も起きており、賃金や業界レベル底上げに至っていない状況がある。したがって、初心者から中級レベルに至るまでの人材育成のサポートが不可欠である。 また、産業の高度化のためには、現行の「受注型」ビジネスではなく、プロダクトデザインをしながら事業を進められる、つまりビジネスデザインができる県内事業者を増やす取り組みも行い、国内のICT産業を牽引するような各種人材の育成が求められる。 | ①素案 に反映 | ご指摘のとおり、情報系人材の育成については課題があると認識しておりますので、これからは、マネジメントやプロデュース力の高いビジネスデザインができる人材育成にも力を入れていきたいと考えています。 またIT業界全体が付加価値を提供する提案型ビジネスモデルへの転換していくことも重要な課題となっていることから、民間企業と連携した人材育成やDXの取組支援などにより、生産性向上やビジネス転換を促進し、業界全体の賃金水準の底上げにもつなげてまいります。なお、ご意見の趣旨については、新たな振興計画(素案)の「3-(3) ResorTech Okinawaの推進による情報通信関連産業の高度化・高付加価値化」及び「5-(5)-ア-① 即戦力となる情報系人材及び国内外からの確保」に反映しております。 | 商工労働部 |
| 346 | | | ③行政内部のリテラシーを高めること 県内におけるICTの活用、そしてICT関連産業の振興を図るためには、これらの業界に通じた行政職員の存在、そして行政自体がDXにおける変化を実感・体現することが不可欠である。 カウンターパートである県内企業に対して、より高い視点でICT産業、もしくは各業界におけるICT活用・DXの推進ができるよう、各種セミナーなどを通して情報共有を行うことは必須である。 DXによって生まれる可能性のある新たな市場による沖縄振興や、国内におけるDXにまつわる市場において沖縄県の事業者が有利な状況をつくるためには、沖縄県がリーダーシップを発揮することが必要である。そのためには、市町村を超えたデータの様式の整備といった具体的な施策から、行政内部へのDXの適用を行うことが先決であろう。 これらの経験を経て、導入事例の少ない事業者への優遇処置、もしくは導入におけるリスクへの補助といった具体的なサポートが求められている。 | ①素案 に反映 | 本県における経済・産業分野の課題である労働生産性の向上や産業の高度化を図るためには、県内の全産業分野においてDXを推進していくことが重要な課題として認識しています。 このため、新たな沖縄振興計画において、県内産業のDX推進を施策の一つに位置づけ、企業によるDXの取組を促進するための各種セミナーやDX推進人材の育成を図るとともに、県内IT企業と他産業との連携・共創によるDXの具体的な取組への補助など、DXの投資リスクを軽減していく支援を展開していく方針としております。 計画素案においては、「2-(6)-イ デジタル化・オンライン化の促進」、「3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上」、「3-(3)-ア 産業のデジタルトランスフォーメーションを牽引する情報通信関連産業の高度化」で ご意見の趣旨を反映しているところです。 | 企画部 商工労働部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|--|-----------|
| 347 | | | ①地元の良さがあるから観光産業がなりたつ 観光のスタイルはすでに多様化しており、旅行代理店を介さずとも気軽に旅行ができる状況である。インバウンド、ワーケーションなど様々な形態はあるものの、それら全ての根底にあるのは「なぜ沖縄に来るのか？」という理由である。 沖縄本来の魅力を伸ばすことがその「理由」となる部分であるが、それは地元の生活に深くむすびついてこそ魅力あるものである。「需要に対応する」という表現があるが、需要に対応すべきものはサービス提供の部分であり、商品化・コンテンツ化していない根底の生活文化自体に沖縄らしさのあり方をきちんと見直す必要がある。 観光産業は県のリーディング産業であり、外から人を呼ぶエンジンかつ他産業へのシャワー効果があるが、来訪者が多ければ「稼ぐ」ことができるわけではないことは、これまでの経験から明らかであり、また「稼ぐ」ことにより、沖縄ならではの豊かさを体現できるとは限らない。沖縄独自の「豊かさ」のあり方を「振興」の定義の一部として再確認する必要がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 348 | | | ②観光だけでなく多角的に活躍できる人材の育成を マスツーリズムの時代は終わり、これからは観光人材にとっても個性を発揮できるセルフプロデュース力が大事になってくる。多分野・業種に関わるトレーニングの場や機会を通じ、観光+αの専門領域を持った人材を育成することが重要である。 例えば、島嶼地域においても、島の学生が地元のポテンシャルに気づいて起業家になってしまうような、希望がもてるような研修ができてこそ、地域で生きていく人材育成である。観光は食い扶持のひとつとし、他分野に渡る広い専門性を持つことは持続可能な生き方に繋がると考える。このような取り組みができると、自ずと多角的な産業にも、その効果が波及していくことができる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 349 | | | ③適切なDXの推進とデータの取得 「DXを軸にする」という表現が見られるが、DXは目的ではなく手段である。本来は、DXを通じて沖縄県民の生活が豊かになると同時に、来訪者にもその利益が享受されるものである。ICTを活用すること自体を目的化するのではなく、適切にDXを行うことが重要である。 また、DXに伴い、来訪者の出身地や国籍、消費行動など、確度の高いデータを取ることが可能になると期待できる。これらの確度の高いデータを取得・分析することにより、より良いマーケティングに活用することが期待される。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり記載します。 「・・・観光ブランド力の強化、DXを取り入れた観光の高度化・多様化を促進することで、・・・」 | 文化観光スポーツ部 |
| 350 | | | ①オープンデータ化の推進 データは、社会課題解決のための基礎となる情報である。公共データは、基本的に県民のためになるものであれば、「オープンデータ基本指針」に記載される「オープンデータに関する基本的ルール*」に基づいて、公開することを求める。また、自分たちのデータにアクセスできることは、県民の権利として扱うことが望ましい。データを独占することは、データを保持する主体を権威化することに繋がる。オープンに公平な社会のためには、公共データをオープンにすべきである。まずは、SDGsや本計画における達成評価に係る指標に関連する公的データからオープンにすることを提案する。 *「オープンデータ基本指針」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 https://cio.go.jp/node/2357 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/data_shishin.pdf | ①素案に反映 | オープンデータ化の推進については、「2-6-イ②自治体デジタルトランスフォーメーション」の推進の中で取組を記載しております。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|--|----------|
| 351 | | | <p>②データ活用と行政DXの連携 公共データのオープンデータ化とともに、その活用法や市民との連携について、行政内部においても、これらについて学ぶ機会を提供・また人材の育成を同時に推進することも必要である。自治体のDXは、ただ単純に情報技術を活用・導入するだけでなく、それを使う行政職員、そして何より県民のトータルのユーザー経験の向上を見据えて実施される必要がある。データ活用と平行して、行政内に分野横断型のデザインやディレクションのできる人材育成・採用も求められる。また、神戸市におけるUrban Innocation Japanの例のように、行政内の課題解決を民間の技術力や発想を活用するような取り組みも推奨される。</p> <p>https://urban-innovation-japan.com/</p> | ①素案に反映 | 自治体DXの推進等については、「2-(6)-イ②自治体デジタルトランスフォーメーションの推進」の中で取組を記載しております。 神戸市の事例等につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 352 | | | <p>③情報系人材育成から活用フェーズに至るサポートも 近年では、プログラミングスクールやその他事業による情報系人材育成が盛んであるが、研修プログラム等修了直後に企業で実践的な仕事を行うまでのスキルが担保されている事例は多くなく、実際にはスキルアップのための支援も必要となっている。また、未経験で転職を目指す事例の採用はことさら厳しくなっている。このため、情報系人材の育成と定着を戦略的に行うためには、継続したスキルアップのための支援及び就職に向け、民間教育事業者を含む多様な主体によるサポートが求められる。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、付加価値提案型ビジネスモデルへの転換に向けて民間教育事業者をはじめ産学官連携のもと、データサイエンティストを含む高度ICT人材の育成や、技術とビジネスをつなぐコンサルティングやマネジメントができる人材育成に取り組むこととしています。</p> <p>一方で、ご指摘の継続的なスキルアップのための支援も重要と認識しており、企業の採用人材の育成については、企業ニーズの高い人材育成カリキュラムの実施に加え、企業自らが行う人材育成投資を税制面から支援する新たな制度の検討など、県内IT人材のキャリアアップを戦略的に支援できないか多方面から検討を進めているところです。</p> <p>なお、ご意見の趣旨については新たな振興計画(素案)の「5(5)ア① 即戦力となる情報系人材の育成及び国内外からの確保」に反映してまいります。</p> | 商工労働部 |
| 353 | | | <p>■自衛隊基地配備による軍事的負担拡大についての言及の必要性 現振興計画にも新たな振興計画(骨子案)にも、自衛隊の基地負担についての記載が一切見られない。 特に、2016年の与那国島への陸上自衛隊基地建設に始まり、2019年の宮古島への陸上自衛隊基地建設、現在も続く石垣島の陸上自衛隊基地建設など、ここ数年で宮古・八重山諸島への陸上自衛隊配備の動きが加速している。 こういった島嶼部への自衛隊基地配備は県外のそれとは違い、有事の際に敵国の標的となった場合に島内住民の避難が非常に困難で、戦闘に巻き込まれる可能性が高い。2012年頃に防衛省内で検討された自衛隊の「機動展開構想概要」において、石垣島が実際に侵攻された場合を想定して島嶼奪回のための戦い方を分析しているが、この中では「国民保護のための輸送は自衛隊が主担任ではなく、所要も見積もることができないため、評価には含めない」とし、住民への影響にはほとんど触れられていない。この事を2018年11月29日の衆議院安全保障委員会で赤嶺政賢議員が指摘しながら「軍隊と住民が混然一体となり、苛烈な地上戦が行われた沖縄戦の再来だ。軍事対軍事で脅威をあおるより、平和外交を求め」と批判している。 よって、これら自衛隊基地配備に対する地元住民の不安及び負担は大きく、「克服すべき沖縄の固有課題」として、解決の意義及び解決の方向性を含めて記載すべきである。</p> | ③その他 | 県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|---|------|
| 354 | | | <p>■「第5章 克服すべき沖縄の固有課題 1 基地負担の軽減」の記述に関する各指摘・現振興計画のP121～122「第4章 克服すべき沖縄の固有課題」の「概況」で述べられていた基地問題の背景である沖縄戦や米軍統治下などの歴史に関する記述が、本章から削除されている。</p> <p>「本県は、歴史的・地理的・自然的・社会的に他の都道府県にはない特殊事情を抱えている。」という表現のみでその詳細に触れないのでは、「沖縄の固有課題」の本質は覆い隠されると危惧する。これらの詳細も現振興計画からしっかりと引き継いで記載すべきである。</p> | ①素案に反映 | ご意見のとおり、基地問題の背景や米軍統治下などの記述を加えた表記とします。 | 知事公室 |
| 355 | | | <p>・「(1)解決の意義」として「本県の米軍基地負担は、日本の外交・安全保障の重要事項として国民全体にかかわる課題であり、国全体で基地の負担を分かち合うという原点に立ち返り、全国的な視点から解決を図る必要がある」(P50 16行)とあるが、次項の「(2)解決の方向性」では、「本県の過重な基地負担の軽減に向けた効果的な方策等について調査・研究及び多角的検討を行い、積極的な問題提起を図る。」(P51 10行)に留まり、その具体的な解決策はなんら明記されていない。</p> <p>また、「本県の米軍基地の機能や必要性、負担のあり方などについては、これまで国民的議論が十分になされてきたとはいえず」(P50 19行)とも指摘されているが、その原因の一つとして、国内の米軍基地建設についてその候補地選定や各自治体の負担割合の基準などを含めた民主的な手続き方法が、国会で法整備されていない事が挙げられる。</p> <p>これは国家の安全保障事項であるので、憲法41条「国会の地位」に則って国権の最高機関である国会において法律制定がなされるべきで、それを早急に求める事を解決策の一つとして「(2)解決の方向性」に明記すべきである。また、国会における法律制定の際は、憲法92条「地方自治の本旨の確保」及び憲法95条「一の地方公共団体のみに適用される特別法」に則って進められる必要がある事にも触れておきたい。</p> | ③その他 | 一段落目については、ご意見の趣旨を踏まえ、「本県における米軍基地問題や日米地位協定の課題などについて全国知事会等と連携し、積極的な問題提起を行い、国民的理解を促すことにより、本県の過重な基地負担の軽減につなげる。」などを記載しております。また、第4章においても、国民的議論を喚起するための取組の推進について記述しております。二段落目以降のご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |
| 356 | | | <p>・「(2)解決の方向性」として「日米両政府に対し、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告、再編実施のための日米ロードマップ再編に基づく統合計画の確実な実施等」(P50 32行)とある。これは現振興計画にはなく、今回新たに記載された内容であるが、問題点が2つある。1つはこれらの合意はほとんどが県内移設が条件となっているため、例えば基地の返還が実施されたとしても、在日米軍専用施設面積の沖縄の負担割合は69%に留まり、現在の70%とほとんど変わらないという事。もう1つは、これらの合意に関して国会で法律制定がなされておらず、国内の法的根拠が存在しないという事。よって、この内容は「(1)解決の意義」の「沖縄の基地負担軽減の必要性についてより広い国民的理解を促すとともに、広大な米軍基地の整理・縮小を推進し、基地に起因する様々な問題を解決することで、県民が望む、平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現することかできる」(P50 25行)を満たすのに十分な方向性とは言えず、削除すべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、素案の「イ 解決の方向性」においては「更なる本県基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場の設置が必要である」旨を記述しております。 | 知事公室 |
| 357 | | | <p>・「(2)解決の方向性」として「嘉手納及び普天間飛行場所属航空機の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転や更なる本県基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO)の設置等を強く求める」(P511行)とある。こちらも現振興計画にはなく、今回新たに記載された内容であるが、「日米両政府に沖縄県を加えた協議の場(SACWO)の設置」は2019年2月24日に実施された「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」の結果を受けて玉城デニー知事が提案したものである。その本質は「嘉手納及び普天間飛行場所属航空機の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転の検討」などではなく「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告、再編実施のための日米ロードマップ、再編に基づく統合計画」(P50 32行)の見直しそのものである。その旨もしっかりと明記すべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|---|----------------------------------|
| 358 | | | ・玉城デニー知事が2021年2月16日沖縄県議会2月定例会において、来年2022年に沖縄県が日本復帰50年の節目を迎えるのに向けて、全国の米軍専用施設面積の70・3%が沖縄に集中する状況について「『当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す』とする具体的な数値目標を設定し、実現するよう日米両政府に対し求めていく」と述べた。この数値目標も沖縄における基地負担の軽減において大変重要な指針であるため「(2)解決の方向性」に明記すべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 |
| 359 | | | ■平和を希求する『沖縄のこころ』と人間の安全保障の視点からの基地負担軽減 「本県が発信する平和を希求する『沖縄のこころ』には、国内外の人々が安全に、また、安心して豊かに暮らせる社会の実現に向けた多角的な地域間協力、国際平和を求める地域外交と人間の安全保障の視点もある」(P17 11行) 「本県が焦土とした凄惨な地上戦の歴史から得た平和への思い、基地と隣り合わせの日常の中で生じたより強く平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア・太平洋地域における独自の地域協力外交や多国間会議等の開催拠点としての役割を担い、新時代の平和構築に貢献することを目指す」(P42 25行) これらの視点が「第5章 克服すべき沖縄の固有課題 1 基地負担の軽減」に反映されておらず、ここでは軍事的安全保障による負担軽減の問題に矮小化されている。 平和や安全保障は軍事のみで達成されるのではなく、外交関係や経済的結びつきが果たす役割が非常に大きい。この点にも触れながら沖縄の基地負担の軽減の必要性について言及すべきである。 | ③その他 | 第5章においては、広大な米軍基地や訓練水域・空域の存在が本県の振興を進める上で大きな障害となっていることや、米軍人等による様々な事件・事故や深刻な環境問題等が県民生活に多大な負の影響を与えていること等から、克服すべき固有課題としての基地問題について記述しております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 子ども生活福祉部 |
| 360 | | | ①宮古圏域にある文化や暮らしに主眼を置いた振興計画を 本骨子案における宮古圏域の振興計画では、観光設備の強化や観光客に向けた農産物のブランド化、イベント等に対応できる公園整備などが謳われ、次の10年についても観光産業を主軸として検討されているが、これらはつまり、宮古圏域外部の人の為の振興計画となっている。宮古圏域の固有で多様な文化の保全継承などについては、一文も触れられていないことに懸念を示す。 高齢化や集落からの人口流出が最大の課題と挙げられている今、小さな拠点作りや各地に残る固有で多様な文化の保全継承、住民の生活に紐づいた交通・住宅・スポーツ施設等の強化や整備が優先課題であり、この先重点的に取り組むべきことである。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、宮古圏域においては「若年層の流出」の課題や、「伝統文化の継承及び国内外の交流促進」「生活環境基盤の整備」「まちづくりの推進」「離島を結び、支える交通体系の整備」などについて、記載しております。 | 企画部 文化観光スポーツ部 土木建築部 |
| 361 | | | ②住民主権型社会を目指し、住民へのノウハウの蓄積や教育の機会を充実させるべき 観光への関わりや医療・教育に関するICTの活用、気候変動等の地球規模の課題や島嶼地域が抱える脆弱性等の理解、これら課題に住民が主体的に関わることの重要性など、持続可能な社会づくりを牽引できる住民を育成する機会を充実させる必要がある。 例えば、観光においては、外部資本や観光客のニーズに合わせることを優先させるのではなく、住民が観光にどう主体的に関わり幸福度を高めていくかの観点で、住民の権利の明確化や、開発や観光地利用に係るルールの明確化、また多言語対応や観光産業従事者の充実など、住民に対する様々な面での人材育成が必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 保健医療部 教育庁 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|--|---------------------------|
| 362 | | | <p>③宮古圏域全体の持続可能性を追求すべきであって、宮古圏域の観光や発展を持続可能にすることが目的であってはならない 持続可能な発展や観光についての記述が多々見受けられるが、宮古圏域では既に観光公害が顕著になり住民の暮らしや環境に悪影響が出ていることが明らかになっている。また感染症発生時には観光産業やブランド作物のレジリエンスが低いことも露呈した今、注力すべきは宮古圏域における「持続可能な社会」である。</p> <p>天候不良や台風発生時には物流も止まってしまうことに加え、身近に迫る世界的な食糧危機等のリスクを踏まえ、県外の消費者や宮古圏域に訪れる観光客に向けたブランド作物ではなく、域内の住民の暮らしを支えるための食づくりが重要で、域内の食料自給率を向上させることを重点的に捉えるべきである。また、医療体制の充実なども記載があるが、予防のための検診体制の強化や健康増進の取り組みについても取り組む必要がある。そして何より、海に囲まれる島嶼地域である特徴を捉え、環境保全が最優先課題であることを認識し、全ての施策において、「その環境への影響を正しく分析し、環境への負荷を限りなく0とする」を前提に掲げ推進していくべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 文化観光スポーツ部 農林水産部 |
| 363 | | | <p>①八重山圏域における多様性を意識した記述を 八重山圏域に関しての記述は、多くが石垣島を中心にしたものであるが、八重山圏域は石垣市、与那国町、竹富町といった、それぞれ固有の文化や歴史、コミュニティを持つ島々で構成されている。このため、石垣島が八重山圏域の中心と捉えられているような記述は避けることが望ましい共通。</p> | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、八重山圏域において、各地域特性等に応じた記載をしております。 | 企画部 |
| 364 | | | <p>②医療体制へのサポート強化を 慢性的な医師の人材不足以外にも、例えば、がん患者など、特定の治療を受ける高度医療機器が不足しているなど、人材不足以外の課題も存在する。石垣島内、八重山郡内での医療提供体制のインフラを充実させることは中長期的な目標である。 同時に喫緊の取り組みとして、沖縄島など島外(都市部)での医療が受けやすくなる制度も確立させることが望ましい。これにより、必要な時に患者が望む適切な治療が受けられる体制構築が求められる。</p> | ①素案に反映 | 離島の医療提供体制については、「施策展開2(7)ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保」の中で取組を記載しております。 | 企画部 保健医療部 |
| 365 | | | <p>③地域で生活できる多角的な人材育成・定住条件の整備を 地域で持続可能に生活するためには、複合的な産業に関わる人材の育成が重要である。それぞれの島や地域の生活や、生活に根ざした文化や産業を守りつつ、これらが盤石であるからこそ成り立つ観光産業などを育成していく必要がある。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 文化観光スポーツ部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|--|------|------------------------------|--|
| 366 | 10 | 12 | <p>(1) 新たな社会・経済の再構築 観光を中心とした経済に加えて、有事の際に県内で助け合う経済の仕組みが重要になると考えられます。</p> <p>(2) コロナ危機によって顕在化した課題 観光業への大きなダメージに加え、飲食業の営業時間短縮により卸売業者の売り上げ低下を招き、その影響は、農業、漁業等の生産者にまで及びます。</p> <p>② 強靱で持続可能な社会・経済の構築</p> <p>(3) ウイズ・コロナ、アフター・コロナの新しい生活様式に求められる新たな視点 ウィズ・コロナの際には、室内による飲食は感染の危険性が高くなります。また、アフターコロナであっても、油断することは出来ない状況下にあります。その中で、沖縄の優位性を考えると「通年して、屋外の利用が可能である」ということがあげられます。キッチンカーや屋台を利用することにより、ソーシャルディスタンスを維持しながら飲食の販売をすることが可能になります。</p> <p>以上を踏まえ、沖縄の場所の候補を考えると、公園や港、浜辺等の公共施設も有効活用できると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首里城公園の「首里夜市」 ・沖縄市八重島公園の「コザキッチンカーフェスティバル」 ・南条市役所の「南城市でちよい旅しませんか」等のイベント営業から <p>民間の商業施設、波の上のビーチ等1台単位の通常営業まで、様々な活用方法が考えられます。 出店情報や出店料の管理は、GPSとアプリにて行い、SNSと連動し告知することでスムーズに運営できると考えられます。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>文化・観光スポーツ部</p> <p>知事公室</p> <p>企画部</p> |
| 367 | 4 | 5 | <p>(1) 世界の動向；ここに、「世界的に気候変動への対応の強化が求められている」ことを入れてほしい。世界中で災害が増加し、急速に自然環境が失われており、国連でも気候危機への対応がいま最も重要な課題になっている。</p> <p>気候変動の影響により生活を脅かされる人が増えており、世界で最も懸念が高まっている問題である。</p> <p>それに伴い、世界全体が再生可能エネルギーへの転換・温室効果ガスを減らす仕組みの開発へと投資がシフトしており、あらゆる事業が「持続可能か」という点で評価されるように変化してきている。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | <p>企画部</p> <p>環境部</p> |
| 368 | 全体 | | <p>「地球温暖化」「気候危機」に対する配慮・言及が少ない。世界的に「新型コロナ」以上に深刻で対応を急がれている課題である。国連でも、ダボス会議においても話題の中心は気候変動への対応である。2030年までに社会の仕組みを持続可能なものに大きく転換することが求められている。</p> <p>全体に「気候変動へ対応する」言及を増やすべき。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | <p>企画部</p> <p>環境部</p> |
| 369 | 16 | | <p>基本方向 1. 施策展開の3つの枠組み；社会・経済・環境が同じバランスで扱われているが、人は自然の資源なしには生きられず、自然環境が土台として重視されなければならない。</p> <p>人の命を保障する「環境」をベースに、そこで誰もが安心して暮らせる「社会」をその次に、その社会の指標の一つとして「経済」があるべき。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|-------|---|----------|---|----------|
| 370 | | | 基本方向 2.施策展開の基本方向：(1)「誰一人取り残すことのない優しい社会」(2)強しなやかな自立型経済(3) 持続可能な海洋島しょ圏 これら施策展開の基本方向は大変良いと感じた。世界の一人として、まず自分たちの地域を持続可能な仕組みにすること、誰一人取り残さない社会の仕組みを作ること。 そして自立型であることが持続可能であることにもつながる。 さらに自立型経済には、持続可能な発展につながるグリーン経済かどうかという視点が重要である。 | ③その他 | ご意見にあるとおりグリーン経済の視点も重要だと考えております。 特に、ポストコロナを踏まえた「新しい生活様式」への対応については、医療・健康、デジタル、グリーン(環境保全)を重視した取組の強化が必要であると考えております。 | 企画部 |
| 371 | 8 | 15~19 | 県民が一番に望む将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」とあり、これを振興策の軸として扱ってほしい。ここからは、経済的な発展を求めるよりも、豊かな自然環境が保たれ、日々の暮らしが安全であることを県民はまず望んでいることがわかる。 振興計画を、新しい集客設備をつくる事業や、人や物が集まる港湾地域をつくる事業など、外からの投資を呼び込むことをメインにするのではなく、将来にわたって「沖縄らしい自然と文化が大切にされる島」を目指して、持続可能な沖縄の仕組みづくりにまず投資することが求められているのではないかと？ | ③その他 | 県民が望む将来像「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」を目指して施策を講じてまいります。 | 企画部 |
| 372 | 8 | 25~27 | 「健康食品」とは定義が曖昧で主観的なものであり、その価値を測ることは難しいにも関わらず、「良さそうなイメージ」によって高価な商品も存在している。また、「海洋深層水」「海洋療法」「イルカを使った精神療法」これらもその価値を科学的に評価することができない。このような曖昧な「健康」イメージを沖縄県の特性として打ち出していくことには不安を覚える。 ここの記述はない方が良いのでは？ | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 373 | 18 | 23 | 「地球のホメオスタシス」これは、地球環境を一つの生命体と見做し、それ自身で環境を一定に保とうとしており、変化があれば自分で元に戻す働きがある、ということだが、そのような働きがあるかどうかについてはまだ評価が定まっていない。 多様な地形や気候に、多様な生物が分布し、それらはお互いに密接に影響を及ぼしあって地球環境を作っているが、人間による急速な資源の消費・環境の破壊の影響が大きくなり、このままでは今いる生物の多くに適さない地球環境に不可逆的に変化してしまうことが懸念されている。 「地球のホメオスタシス」という言葉は、人間が地球環境に及ぼしている影響を過小評価し、いま直面している気候危機の問題への対応を遅らせる恐れがある。削除してほしい。 | ③その他 | 「ホメオスタシス」については、わかりにくいというご意見等を踏まえ、記述を控えさせていただきます。 | 企画部 |
| 374 | 20 | 26 | 「④地球温暖化対策および気候変動適応策の推進」は計画の最上位に来るべきもので、環境モデル地域を形成するために行う施策、という位置付けはおかしい。 2030アジェンダにおいても、パリ協定においても、世界全体で地球温暖化・気候変動への対応が求められている。これは、貧困・食糧・水・紛争などあらゆる問題と気候変動が直につながっているからである。 国際社会の一員として、また持続可能な社会を次世代に残すためにも、「地球温暖化対策および気候変動適応策の推進」は最優先しなければならない課題である。 この振興計画の「計画の目標」に入れるのが良いのではないだろうか？ | ①素案に反映 | 地球温暖化対策及び気候変動対策を推し進め、目指すべき社会が実現した結果として、世界に誇れる環境モデル地域が形成されるというものであり、地球温暖化対策等が下位にくるものではありません。ここに示すようにエネルギー対策とも連携しながら対策を推進してまいります。 なお、「④地球温暖化対策および気候変動適応策の推進」を「③低炭素化及び省エネルギーの促進」に修正します。 | 環境部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|-------|------|--|----------|---|------------|
| 375 | 51~54 | | 2.駐留軍用地跡地の有効利用；沖縄戦により失われた景観の復元・自然環境の保全、緑地帯の確保などが挙げられており、地球温暖化対策としても非常に重要な政策だが、軍用地内には都市開発されなかったことで残された、大きな樹木や琉球石灰岩などから成る天然の地形が見られる。これらを伐採し、削岩して均一な造成地にするのではなく、出来るだけ元にあった地形を生かして再開発を行なってほしい。さらに、沖縄在来種での緑地造成をしてほしい。 | ①素案に反映 | ご意見の内容については、以下のとおり記載しております。 第6章 2 県土の広域的な方向性 (6)駐留軍用地跡地利用に伴う県土構造の再編と持続可能な県土づくり 「跡地利用を通じた新しいまちづくりは、望ましい緑地環境や公共空間の創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生など、次代に引き継ぐ資産形成の意義も有している。今後の駐留軍用地跡地利用の推進に当たっては、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインを導く「価値創造型のまちづくり」を推進する。」 | 企画部 環境部 |
| 376 | 61 | 9~12 | 西海岸地域を世界水準の都市型オーシャンフロントリゾート地に、とあるが、西海岸のサンゴ礁の貴重な生態系が健全に保たれてこそ、その価値が高まるだろう。都市からすぐアクセスできる場所に貴重な自然資源(非日常)があることこそが西海岸の観光の魅力になる。さらに那覇空港から道路が伸び、沖縄の玄関口とも言える地域である。世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すのであればなおさら、昨今の世界的な流れに沿った、最新の環境保全の知識と技術が反映されたリゾート地でなければならない。開発計画の構想段階から専門家の意見を反映させ、世界に誇る最新の環境配慮型リゾート地を実現してほしい。 | ③その他 | 事業者は、事業を実施する場合、ご意見のとおり環境に十分配慮する必要があります。 県環境部としては、環境影響評価の手続が行われた際には、厳正に審査し、環境保全の見地から知事意見を述べていきます。 | 環境部 |
| 377 | 65 | 16 | 「海底資源の利活用」とは何を指すか？ガス等の化石燃料の探掘を指すのか？2050年に脱炭素社会の実現を目指す中でそれほどのような位置付けにあるのか？ 「海底資源の利活用」について説明してほしい。 | ③その他 | 沖縄周辺海域の海底資源については、国の調査によると、伊是名島や久米島の近海において、亜鉛等の鉱物を含む海底熱水鉱床が確認されております。海底熱水鉱床の利活用については、国や関係機関等と連携しながら、将来の産業化を見据え取り組んでまいります。 また、県の新たなエネルギー計画となる沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、2030年度の基本目標として、エネルギーの低炭素化・自立分散化・地産地消化の3つを掲げております。県内に相当量が賦存すると言われている水溶性天然ガスについては、石炭や石油に比べて環境負荷が少ないことも踏まえ、地産地消化を推進する観点から導入拡大に向けて取り組むこととしております。 | 商工労働部 |
| 378 | 12 | | 「令和2年10月、我が国は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した」の箇所には令和2年12月25日日本政府発表の「グリーン成長戦略」か、令和3年1月18日第204回通常国会の菅首相施政方針演説の「グリーン社会実現」などの最新の動きの記述を期待します。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 環境部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|--|------|------------------------------|----------------|
| 379 | 20 | | <p>「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して(1)世界に誇れる環境モデル地域の形成」には上記の関連で、「グリーン成長戦略」や「グリーン社会実現」の中から、キーワードを入れることを期待します。 例えば、再生可能エネルギー、水素エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進</p> <p>イ脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進 ① 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進</p> <p>にも同様に再生可能エネルギー、水素エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進。将来のグリーン成長戦略が目指す水素エネルギー、洋上風力、バイオマスエネルギーは何らかな記述を期待します。今後、振興計画(本論)への水素エネルギー、洋上風力、バイオマスエネルギーなどの施策展開になってほしいための提案です。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 商工労働部 |
| 380 | | | <p>①物流のトレンドはシステム部分に変わりつつあり、これから10年の変化を見据えた対応及び人材育成が急務 荷物のトラックや配車のシステム、在庫管理などが人ではなくデータで管理できるようになっていたり、荷物を自動で振り分け、最適・推奨ルートでAIで計算するなどテクノロジーによる効率化が急速に進んでいると同時に、物流に関わる人の働き方も変化している。これらの変化はもう目の前にあるものであり、早急な対応が求められる。個人がギグワーカーとして配達員になるようなビジネスモデルもすでにあり、物流に関わる人材の種類や働き方の変化も見据える必要がある。 長期スパンで考えた際に効果的なのは、人材育成である。今起きている変化に対応できるような人材が求められている。テクノロジーを活用できるだけでなく、包括的に物流に関する知識を持った人材の育成も望まれる。荷主側に全体の流れやロジスティックについて判断できる人材がいなければ、短期的なコストカットができたとしても、それを支える物流のコストや管理コストがかかることがわかりにくくなる。意思決定者のレベルでの理解が必要である。 単純に、荷物が手元に届く直前の最後の部分の物流だけをコストダウンすることは難しい。全体コストを下げるには全体の物流をみれるような仕組みにし、サプライ面における材料調達の部分や事務作業、在庫のフローなどから見直す必要もある。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 381 | | | <p>②沖縄の優位性の再考 県内の多くの県産品を県内外・海外へ輸出する事業に関しては、補助金があるから可能になっているものがほとんどであり、価格面等において、補助金がいずれなくなるを見越して行動すべきである。 物流のトレンドは地産地消と分散である。できるだけ近いところで生産し、運輸する距離を短くするというのがコロナ後のトレンドとなっている。豚コレラ等、県内で何かトラブルがあった際には、すぐに県外の類似品や代替品にシェアを取られる結果になるため、リスクマネジメントも必要であるが、基本的に近場で生産し、近場で消費することを推奨する。 振り返ると、沖縄が中間貿易で栄えていた理由は、当時の日本が持っていなかった中国との関係性や情報があったからである。しかし、日本が直接中国やアジア諸国とやりとりできる現在の状況とはかなり異なる。沖縄が物流の中継地点となるには、関係性や情報といったことこそが優位性となる。その際には、中東などのニッチなマーケットへのアプローチや、世界のウチナンチュネットワークが存在する各地との連携が想定できる。また、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の動きもあり、アジア地域における輸出入が容易になる見込みであるため、これらの仕組みをうまく使うべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 農林水産部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|---|--|-------------------------|--|-------------------|
| 382 | | | <p>③市場参入時における支援とそのジレンマ 特定の県産品の品目に関して補助のある不利性解消事業については継続しなければ、県内企業が県外の市場で不利となることは明らかである。一方で、補助金に頼り続けるビジネスモデルは流コストは持続可能性に疑問がある。これらの懸念も踏まえ、地域に合った物流のありかたを再考することが必要となっている。</p> <p>以上の指摘は、新しい振興計画／21世紀ビジョン基本計画の上位計画である「21世紀ビジョン」の実現に不可欠な視点であり、かつ、SDGsの達成にも寄与するものであるため、早急で適切な対応を求める。</p> | ②制度・ 財政措 置の対 応 | 農林水産物流通条件不利性解消事業については、新たな沖縄振興のための制度提言において、「農林水産物条件不利性解消制度」として、県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借上げなど、県産農林水産物の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた財政支援などについて制度の創設を要望しているところ。 | 農林水 産部 |
| 383 | 43 | | <p>イ 多文化共生社会の構築 28 ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり 29 ② 県民の異文化理解・国際理解の促進 について、意見させていただきます。 世界的に、また日本において多文化共生社会の重要性がクローズアップされる中、在住外国人の居住にあたっては、住宅、仕事、福祉・医療、教育へのアクセスに障害があり、住みやすいとは言えない現状があると思います。 またコロナ感染症拡大により、外国人への偏見や雇用機会、学習機会の減少や、ひいては本国へ往来する機会の減少など、在住外国人の住みやすさは確実に増していると思われま。</p> <p>私が特に危惧しているのは以下数点です。 ・在住外国人の子弟の教育が適切に実施されているか ・勤め先等を解雇された等の際にそれが適法なのか等を相談できる先がないのではないか ・失業等により生活困窮している在住外国人に対し、福祉施策が活用できるようになっているか ・留学生等が卒業後、県内また国内で活用できるような支援策があるか などです。そこで、骨子案の具体化に際して、 ①調査等を通じた在住外国人の生活実態・課題の把握 ②在住外国人が相談できる窓口の開設 ③住宅・雇用確保、教育・福祉・医療等へのアクセスの改善 ④県民との交流機会の拡大 を提案したいと思います</p> | ①素案 に反映 | 県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 384 | | | <p>本県の特殊事情について 沖縄は、産業構造に占める第一次産業・製造業の割合低く観光業などのサービス業が中心 この背景には、戦後数回にわたり通貨が代わり、物価が変動したこと、そして高度経済成長を沖縄は経験していない。これはつまり、本土では製造業を中心としてブルーカラーの人びとが生活水準を上げることができたが、沖縄はそうではなく、現在も経済構造の中に取り残されている人々がいることが指摘される。また、同時に教育・福祉政策への遅れが生じている。これらは、現在の沖縄の経済・産業構造に大きく影響しており、特殊事情のひとつと言える。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|--------|--|---------------------------|
| 385 | | | <p>経済的に「取り残されている」層に関するサポートのあり方について 貧困状態にある人々に対して、経済的な支援が必要なのはもちろん、困難な状況を孤立無援で打破することは難しく、より多くのマンパワーが必要である。部下的な暮らしを確立させるための社会保障の充実と、生活相談窓口やワンストップセンターへの人員配置などセーフティネットの拡充が求められる。</p> <p>経済的に困窮している世帯への支援に関しては骨子の中で記述のある通り、経済的な支援によって所得の再分配を促すことは必要である。同時に経済的に困窮している世帯並びに子どもが低所得という状態に止まらず、学習機会の喪失、居場所の欠如、不適切な養育といった複合的な困難を抱えていることも指摘される。したがって、学習支援や居場所作り、相談支援やアウトリーチなど包括的で切れ目のないサービスが長期にわたって安定して提供される必要があり、制度から漏れる人が出ないためのワンストップの相談機関の設置が求められる。またそうした取り組みには多くの人的リソースが必要となるため、民間の支援団体との連携も重要であるが、経済的困窮への施策はあくまで社会保障・権利保障であることを踏まえ、民間の支援団体への財政支援も求められる。</p> | ①素案に反映 | <p>子どもの貧困の抜本的な解消に向けては、子どもの年齢に応じて適切な支援機関へつなげる総合的な支援と併せて、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策や児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策を行うことが重要と考えています。</p> <p>ご意見の趣旨については、第4章 2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進において、反映しています。</p> | 子ども生活福祉部 |
| 386 | | | <p>サポートする主体とその体制について 本骨子案においては、共同体における共助の重要性が強調されているが、現在の施策はボランティアベースによる市民同士の支え合いとなっており限界がある。他方で、共同体からも排除される存在があり、彼らにも手を差し伸べられる仕組みが必要とされている。公的な支援の体制が必要不可欠であり、公的な責任についても言及していただきたい。また、既存の公的支援についても、各部門や医療機関、教育機関との連携がスムーズでないことも多いため、福祉や教育と連携したサポート体制の構築が求められる。</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 子ども生活福祉部 |
| 387 | | | <p>格差を埋めるためのテクノロジーの活用 格差解消のために、テクノロジーを活用することは有用であると考え。島しょ地域における学習支援やICT環境の整備を始め、公民館や図書館などの社会資源を情報へのアクセス拠点、ITリテラシーを育てる拠点としての活動も推進いただきたい。</p> | ①素案に反映 | <p>公民館や図書館を含め、ICT等の活用による多様な学習機会の創出等については、「5-(1)-ウ 公平な教育機会の確保と学習環境の充実」に、その取組等を記載しております。</p> | 企画部 教育庁 |
| 388 | | | <p>学校教育の意義について 本骨子案においては、「生きる力」を伸ばし、強い個人を育てるために一元的な能力感のもとに教育があるようなニュアンスとなっているが、学校には、子どもがケアされる場所としての機能もある。競争の中に放り出され、その中で生き残るための方法を教える、という方針だけではなく、基本的な人権としての教育を受ける権利を基盤に、多様な子どもが共に生き、関わりを持てる場であることも忘れてはならない。そのためにも、個々の子どもの能力開発への投資だけでなく、子どもを見守る教員の増員などの負担軽減策も重要である。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見を参考に、教職員の職場環境や待遇改善に関する取組については「5-(2)-エ ③ 安心して学べる教育環境の整備」に記載しました。</p> | 教育庁 |
| 389 | | | <p>①宮古圏域にある文化や暮らしに主眼を置いた振興計画を 本骨子案における宮古圏域の振興計画では、観光設備の強化や観光客に向けた農産物のブランド化、イベント等に対応できる公園整備などが謳われ、次の10年についても観光産業を主軸として検討されているが、これらはつまり、宮古圏域外部の人の為の振興計画となっている。宮古圏域の固有で多様な文化の保全継承などについては、一文も触れられていないことに懸念を示す。 高齢化や集落からの人口流出が最大の課題と挙げられている今、小さな拠点作りや各地に残る固有で多様な文化の保全継承、住民の生活に紐づいた交通・住宅・スポーツ施設等の強化や整備が優先課題であり、この先重点的に取り組むべきことである。</p> | ①素案に反映 | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、宮古圏域においては「若年層の流出」の課題や、「伝統文化の継承及び国内外の交流促進」「生活環境基盤の整備」「まちづくりの推進」「離島を結び、支える交通体系の整備」などについて、記載しております。</p> | 企画部 文化観光スポーツ部 土木建築部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|----|---|----------|------------------------------|----------------------------------|
| 390 | | | ②住民主権型社会を目指し、住民へのノウハウの蓄積や教育の機会を充実させるべき 観光への関わりや医療・教育に関するICTの活用、気候変動等の地球規模の課題や島嶼地域が抱える脆弱性等の理解、これら課題に住民が主体的に関わることの重要性など、持続可能な社会づくりを牽引できる住民を育成する機会を充実させる必要がある。 例えば、観光においては、外部資本や観光客のニーズに合わせることを優先させるのではなく、住民が観光にどう主体的に関わり幸福度を高めていくかの観点で、住民の権利の明確化や、開発や観光地利用に係るルールの明確化、また多言語対応や観光産業従事者の充実など、住民に対する様々な面での人材育成が必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 保健医療部 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 391 | | | ③宮古圏域全体の持続可能性を追求すべきであって、宮古圏域の観光や発展を持続可能にすることが目的であってはならない 持続可能な発展や観光についての記述が多々見受けられるが、宮古圏域では既に観光公害が顕著になり住民の暮らしや環境に悪影響が出ていることが明らかになっている。また感染症発生時には観光産業やブランド作物のレジリエンスが低いことも露呈した今、注力すべきは宮古圏域における「持続可能な社会」である。 天候不良や台風発生時には物流も止まってしまうことに加え、身近に迫る世界的な食糧危機等のリスクを踏まえ、県外の消費者や宮古圏域に訪れる観光客に向けたブランド作物ではなく、域内の住民の暮らしを支えるための食づくりが重要で、域内の食料自給率を向上させることを重点的に捉えるべきである。また、医療体制の充実なども記載があるが、予防のための検診体制の強化や健康増進の取り組みについても取り組む必要がある。そして何より、海に囲まれる島嶼地域である特徴を捉え、環境保全が最優先課題であることを認識し、全ての施策において、「その環境への影響を正しく分析し、環境への負荷を限りなく0とする」を前提に掲げ推進していくべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 文化観光スポーツ部 農林水産部 |
| 392 | 1 | 20 | 復帰後、沖縄の社会を形作ってきたのは沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興体制である。その計画は、県が最上位計画の策定権を持たず、国が計画の「基本方針」を策定する。その基本方針の下に県が振興計画を策定するプロセスが取られ、県議会が公式に何らかの権限をもって関与できない。他府県と異なり、県議会が計画策定に全く無関係な仕組みとなっている。つまり沖縄の自己決定が、資源の配分を決定する政府側が行うパターンリズムの上に成り立っているのが現実である。 沖縄県子どもの貧困対策計画の基本理念にあるように「生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持てる社会の実現」とは、市民的権利、政治的権利、社会的権利が実質化されているということであるが、本土・沖縄の関係における政治的権利の不均衡は、市民的権利および社会的権利の欠如を招来している。 憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。沖縄振興特別措置法は、沖縄の復帰直前に成立した法律であり、沖縄選出の国会議員はこの法律の成立に関与していない。しかし、1949年から1951年にかけて、広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法をはじめ、〇〇都市建設法として18都市15件に達する特別法の制定にあたっては憲法95条に基づき住民投票が行われている。政府は、沖縄振興特別措置法は、地方公共団体の組織、運営、権能にほかの団体とは違う差別的な取り扱いをするものではないとして、憲法95条のいう地方特別法ではないとの見解を示すが、沖縄振興策は予算の分配機能ではあるが、自由の分配機能にはなっておらず、上述したように、むしろ自由を統制するための機能となっている。この権力構造から脱するために、少なくとも今回の振興計画の10年の間に、沖縄振興特別措置法をいつまで継続するのか、県民で議論を深める機会をつくることを明記すべきであり、最終的には憲法95条の趣旨に基づいて県民投票で延長・廃止について県民自身が自己決定を行うことも視野に入れるべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|-------------------------|---|--|--------|---|------|
| 393 | 46頁 5行、 46頁 9行 | | <p>46ページ5行目「確かな学力を身につける学校教育の充実」 46ページ9行目「教員の指導力向上」 上記に関わる事項として意見を以下にまとめる。</p> <p>確かな学力を身に付けさせるためにも、教職員が教育活動に専念できるような環境整備と教員のワークライフバランスの実現のための負担軽減の抜本的な取り組みが必要である。</p> <p>意見①授業及び授業作りと生徒理解に注ぐ時間確保のための部活指導軽減について →外部指導員の増員と部顧問の授業時数軽減のための人材と予算の確保を要する。平日の放課後と休日の部活指導及び大会引率が教職員の通常業務を大きく圧迫している。部活指導の他にも大会前となると専門部にも所属している職員は大会の呼びかけ、申し込み受付、対戦表作成など書き切れないほどこまごまとした準備と調整のために時間と労力を費やすこととなる。このような負担を抱え、通常業務(授業及び授業作りと生徒理解に係る業務)が後回しになっている教職員は非常に多い。授業こそ一番の生徒指導であり生徒理解の場である。もちろん学力向上の基盤であり、生徒に信頼してもらえる関係づくりの場であるにも関わらず、授業準備を疎かにしては生徒の自己肯定感を育むなどできないに等しい。学力向上のためにも、どの生徒も参加できる、やってみようと思える授業構想の段階こそ大事にしなければならない。</p> <p>また、私のような復帰直後の子育て世代にある教職員に部活を担当させることも、苦しい状況を強いていると言えるだろう。幼児期に築きたい愛着関係にも影響を及ぼすであろうことは明らかである。このような子育て(介護またはその他事情を抱えている状態も同様)などにある教職員への部顧問委嘱は優先的に配慮できる環境であることが望ましい。部顧問を引き受けたくないという選択も尊重されるべきであると強く訴えたい。</p> <p>部活動が高い教育的効果を生んでいることも理解している。部活指導を自身のやりがいとする教職員もいる。そのため、主顧問を担当する職員の授業時数を1日につき1時間から2時間程度軽減できるような仕組みづくりが必要ではないだろうか。外部指導員の増員により、多くの教職員の業務圧迫を軽減し、主顧問の授業時数軽減により、当該教諭の授業と部活指導の両立を可能にする、二本立てで部活に心を燃やす生徒たちとそれを支える指導者を支援していただきたい(持ち帰り仕事、休日出勤など本来あってはならない)。</p> | ①素案に反映 | ご意見を参考に、取組については「5-(2)-エ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」に記載しました。 | 教育庁 |
| 394 | 46頁 5行、 46頁 9行 | | <p>意見②法定研修(特に中堅研修)の内容の精選 →ミドルリーダーとしての役割を自覚することとスキルアップのために研修があることは非常にありがたい。しかし、私自身が今年度中堅研を経て現在の研修内容では研修の目的を達成できないことと、ただただ通常業務(授業及び授業作りと生徒理解に係る業務)を圧迫するだけだと実感した。</p> <p>研修内容としては校内研修(約20項目)と校外研修(約15項目)、そして特定課題研究(A4の6枚)の三本柱だったが、他校の中堅教諭との交流と研修内容(県や事務所の最新の方針と重点課題の把握など)をふりかえると、校外研修はスキルアップに非常に有効だと感じた。しかし、残りの二つは不要ではないか。校内の研修はおよそ20項目にのぼる(記録簿も20枚)が、授業作りのスキルアップとして研究授業の実施はそのまま残したとしても、その他の研修は校内で実際に研修が行われておらず形骸化している(各校務分掌担当教諭に1時間程度の講話など研修をしてもらって記録簿をまとめる、ということがきちんと行われていない)。中堅研を終えた先生方から、「教育計画」や他の資料を参考にして記録簿を書いた、実際に研修の時間を作ってもらうなんてできない、という話を聞き、私自身もそのようにしたのが実際である。「できない」理由は、怠惰なものではない。授業の組み立てられない時間に研修の約束を取り付けること、研修の準備をしてもらうこと、が現状困難だからだ。県内の多くの教諭が同様に形だけの研修をしていると考えられる(今年度中堅研にある教諭、中堅研を終えた教諭のほとんどが同様の回答をしている)。校内の研修は授業外にその研修時間を設けなければならないが、授業作り、生徒指導、毎日の家庭学習の点検を含め緊急性の高い業務を優先し、その時間の確保は現実的に大変難しい。ここに特定課題研究の報告も求められているが、業務時間内で書籍や資料を探して読むなどいかにも非現実的である。新たなことを学び、指導力を研鑽することは重要だが、この特定課題研究に期待される成果を生むためには、中堅研対象教諭の授業時数の軽減、校務分掌の配慮など他の業務が軽減されない限り、研修という名の業務圧迫、精神的負担でしかない。優先されるべきは研修か、その他業務か。今年度私が経験した、校内での業務に中堅研が要求する研修内容の両立は過酷極まるものであった。そのため、上記の内容精選などの必要性を感じる(繰り返しですが、持ち帰り仕事、休日出勤など本来あってはならない)。</p> <p>さらに今年度は、育休から復帰した年でもあった。1歳と3歳の娘の保育所送迎もありその日にすべき業務も終わられないまま慌ただしく帰宅する毎日である。校内での通常業務に法定研修もあわせて業務時間内に終わられる教員が現実的にいるだろうかと繰り返し考え、悩んだ日々だった。このような環境では学力向上に力を注ぐことはおろか、過重負担で教職員は疲弊するばかりであると考えます。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|------------|--|----------|
| 395 | | | <p>①人権の尊重についての言及を増やすこと</p> <p>SDGsは、国際的な基準で人権や環境の基準を守って達成していく世界共通の目標であり、その前文において「誰一人取り残さず」、「すべての人々の人権を実現」することが示されている。これは世界人権宣言および日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重の理念に通底するものである。「21世紀ビジョン」の基本理念の前提である「21世紀に求められる人権尊重と共生」を実現していく上で、沖縄県として国際基準にのっとったSDGsの169の指標を計画展望値として取り入れ、積極的に活用すべきである。しかし一方で、現状の骨子案については、「人権」についての言及が乏しく、人権を保障するという積極的な文言が不足している上に、その対象が限定的である。</p> <p>ジェンダー、貧困、暴力、障害／碍／がい、出自／ルーツの問題など、これまで社会的弱者のものとして捉えられてきた課題は、すべての人の人権の問題である。例えば「性の多様性はみんなが当事者」という言葉に表されるように、すべての人が当事者たりうる性質をもっており、決して一部のの人たちだけを切り離して取り組みの対象として扱うべきものではない。</p> <p>本振興計画の実施にあたっては、支援を行う側、支援を受ける側に区別することなく、すべての人々の人権の尊重が求められる。「誰一人取り残さない社会」とあるように、人権を社会的弱者にだけ適用するものではなく、一人ひとりに関係するものだという見方を骨子案に反映することにより、この振興計画の実現によって得られる利益は、すべての県民が享受するものにもなる。</p> | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、本計画の目標として、「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に『時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ』の創造を基本理念とする『沖縄21世紀ビジョン』において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とする。」と記載しております。 | 企画部 |
| 396 | | | <p>②環境と社会的な側面に配慮して記述すること</p> <p>人口減少による課題が労働力の不足であるという記述や、労働力が不足するため、高齢者や女性の社会進出を推進するというニュアンスを持つ記述(p.14)や、人々を惹きつけるソフトパワーの材料になるという理由で海洋環境保護を行うという文脈(p.15、18など)、自然環境や社会的平等性・多様性の確保について、経済的な価値に返還しなければその価値を見いだせないような理由づけを行っている記述が多く見られる。これは、気候危機を始めとする、経済を優先した人間活動への反省をおざなりにするものであり、また、本計画で実現すべき「環境、社会、経済のバランス」を崩すものである。課題の設定や、その文脈は、その価値観を如実に表すものであるため、どのようなレンズで課題設定を行っているのかを、見直す必要がある。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 397 | | | <p>③持続可能な社会を目指すのが目標であり、持続可能な「発展」を目指すものではないこと</p> <p>②の指摘と関連し、文中には「持続可能な発展」という表現が多く見られる。しかし、本来は、「発展」することの「持続」を望むのではなく、限りある地球環境の中で、人間が社会的にも豊かな生活(健康で文化的な生活)を「持続」させるという目的であるべきであるため、「持続可能な発展」という言葉は適切ではないと考える。このため、「持続可能な社会」などの言葉に訂正すべきである。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 398 | | | <p>【インクルーシブな社会の実現に向けて】</p> <p>本骨子案において、SDGsの基本理念にも通じるダイバーシティとインクルージョンを各所に明記すべきである。</p> <p>本骨子案にも沖縄県の共生社会条例の基本的考え方を活用すべきである。合わせてSDGs対応の観点から国際的人権法の基本的考え方も盛り込むべきである。</p> <p>障がいを「障害」とする表記は関連法においても統一されているが、SDGsにおいては「障がい」として翻訳されるなど、当事者からの「障がい」表記への要望もあることから、改めて「障がい」表記を提起したい。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|---|-----------------|
| 399 | | | <p>【子どもや若年者に関連するインクルーシブ施策について】</p> <p>「困難を有する子ども・若者への支援」はぜひ推進するべきであるが、児童福祉法に関連した支援との連携も必要であるため、「社会的養護児童の自立支援」も付記すべきである。</p> <p>教育は、生産性の拡大や能力の伸長だけでなく、障がいの有無、性の多様性、ルーツなど互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くための基礎となるものであるため、明確に人権教育やインクルーシブ教育の推進を謳うべきである。また、インクルーシブ教育と特別支援教育は分けて考えるべきものである。</p> <p>また「質の高い教育をみんなに」という観点から、学校環境における学びの保障についてもはっきりと謳うべきであり、子どもの人権を保障する学校環境づくりを明記すべきである。</p> | ③その他 | 取組については5-(2)-イ「豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進」5-(2)-エ「時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」に記載しました。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |
| 400 | | | <p>【高齢者や障がい者等の社会参画について】</p> <p>厚生労働省が示すように、高齢者や障がい者は単なるサービスの受け手としてみなすべきではなく、全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を掲げるべきである。</p> <p>「障がいのある人が活動できる地域づくり」は重要であるが、「活動」という文言ではなく、自分らしく「活躍」できる社会づくりと改めるべきである。また、福祉サービスの対象としては高齢者、障がい者に加えて難病の患者を加えるべきである。</p> <p>共助・共創社会の実現は重要であるが、行政が主体となる計画においては格差の解消を共助に委ねることなく、格差解消の仕組みづくりにこそ注力すべきである。</p> <p>インクルーシブな社会の実現に「地域コミュニティの活動支援」は肝要であるが、支援対象としてボランティアやNPOに加え、地域自治組織を明記すべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 401 | | | <p>【その他項目について】</p> <p>デジタルツールに不慣れな障がい者や高齢者はデジタルデバイドの不利益を強く被っている実態があるため、デジタルトランスフォーメーションの推進</p> | ③その他 | デジタルトランスフォーメーションの推進にあたって、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 402 | | | <p>・問題解決の本質は車依存社会からの脱却であり、交通渋滞の解決ではない</p> <p>本骨子案においては、さまざまな要因による沖縄の交通問題についての言及があるものの、すべて「交通渋滞」が最終的な問題となっている。沖縄の交通問題の根源は車に依存した移動手段自体であって、渋滞の解消によって解決することではない。本来ならば、車依存社会からの脱却を目指し、各種施策が実行されるべきである。</p> | ①素案に反映 | 過度な自動車依存からの脱却についての取組は、「1-(1)-ウ① 次世代型交通環境の形成」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 403 | | | <p>・人を重視した移動の快適性を担保すること</p> <p>本骨子案においては、交通渋滞が主軸の問題として捉えられていることから明らかなように、車両交通の快適性を確保することが重視されている。しかし、本来は歩行者、自転車なども含む総合的な移動手段における快適性が重視されるべきである。そのため、人間を中心として移動の快適性を担保する視点での施策展開が望まれる。これには、歩きやすいまちづくりや、人の目線に立ったのまちづくりなども含まれる。</p> <p>現行の21世紀ビジョン基本計画には、「人間優先のまちづくり」という項目のもと、「まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進」、「歩いて暮らせる環境づくりの推進」、「人に優しい交通手段の確保」などの項目が記載されている。これらの理念は次の10年にも継続するべき考え方であるため、これらの記述は次期計画にも引き継がれるべきである。</p> | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、「1-(1)-ウ① 次世代型交通環境の形成」及び「1-(1)-ウ④ 歩いて暮らせる環境づくり」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|---|--------------|
| 404 | | | <p>・交通体系整備における広域連携の強調と県のリーダーシップの必要性 交通体系の整備においては、市町村境にとらわれず、広域的な視点を欠かすことができない。その中で、沖縄県における広域的な計画を策定できる主体は沖縄県だけであり、振興計画において県が広域連携の必要性について強調することは不可欠である。また、沖縄県には、市町村にまたがる交通体系の再整備について、その調整役となり、より効率的で利便性の高い交通体系の構築への貢献を期待する。 また、その上で公共交通の「公共性」を再定義し、移動する権利を担保するための行政の適切な介入やリーダーシップが発揮されることを期待する。</p> | ③その他 | <p>県では、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしており、沖縄本島の北・中・南部の各圏域毎に議論の場を設け、市町村と協働で公共交通の充実に向けた取組を進めております。その取組の中において、地域にふさわしい公共交通ネットワークのあり方について、検討を行っております。</p> | 企画部 土木建築部 |
| 405 | | | <p>本県の特長事情について 沖縄は、産業構造に占める第一次産業・製造業の割合低く観光業などのサービス業が中心となっている。この背景には、戦後数回にわたり通貨が代わり、物価が変動したこと、そして高度経済成長を沖縄は経験していない。これはつまり、本土では製造業を中心としてブルーカラーの人びとが生活水準を上げることができたが、沖縄はそうではなく、現在も経済構造の中に取り残されている人々がいることが指摘される。また、同時に教育・福祉政策への遅れが生じている。これらは、現在の沖縄の経済・産業構造に大きく影響しており、特長事情のひとつと言える。</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 企画部 |
| 406 | | | <p>経済的に「取り残されている」層に関するサポートのあり方について 経済的に困窮している世帯への支援に関しては骨子の中で記述のある通り、経済的な支援によって所得の再分配を促すことは必要である。同時に経済的に困窮している世帯並びに子どもが低所得という状態に止まらず、学習機会の喪失、居場所の欠如、不適切な養育といった複合的な困難を抱えていることも指摘される。(こちらデータなどあれば注釈入れたいです。)したがって、学習支援や居場所作り、相談支援やアウトリーチなど包括的で切れ目のないサービスが長期にわたって安定して提供される必要があり、制度から漏れる人が出ないためのワンストップの相談機関の設置が求められる。またそうした取り組みには多くの人的リソースが必要となるため、民間の支援団体との連携も重要であるが、経済的困窮への施策はあくまで社会保障・権利保障であることを踏まえ、民間の支援団体への財政支援も求められる。</p> | ①素案に反映 | <p>子どもの貧困の抜本的な解消に向けては、子どもの年齢に応じて適切な支援機関へつなげる総合的な支援と併せて、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策や児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策を行うことが重要と考えています。 ご意見の趣旨については、第4章 2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進において、反映しています。</p> | 子ども生活福祉部 |
| 407 | | | <p>サポートする主体とその体制について 本骨子案においては、共同体における共助の重要性が強調されているが、現在の施策はボランティアベースによる市民同士の支え合いとなっており限界がある。他方で、共同体からも排除される存在があり、彼らにも手を差し伸べられる仕組みが必要とされている。公的な支援の体制が必要不可欠であり、公的な責任についても言及していただきたい。また、既存の公的支援についても、各部門や医療機関、教育機関との連携がスムーズでないことも多いため、福祉や教育と連携したサポート体制の構築が求められる。</p> | ③その他 | <p>ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。</p> | 子ども生活福祉部 |
| 408 | | | <p>格差を埋めるためのテクノロジーの活用 格差解消のために、テクノロジーを活用することは有用であると考えます。島しょ地域における学習支援やICT環境の整備を始め、公民館や図書館などの社会資源を情報へのアクセス拠点、ITリテラシーを育てる拠点としての活動も推進していただきたい。</p> | ①素案に反映 | <p>公民館や図書館を含め、ICT等の活用による多様な学習機会の創出等については、「5-(1)-ウ 公平な教育機会の確保と学習環境の充実」に、その取組等を記載しております。</p> | 教育庁 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|--|--------|---|------------------|
| 409 | | | 学校教育の意義について 本骨子案においては、「生きる力」を伸ばし、強い個人を育てるために一元的な能力感のもとに教育があるようなニュアンスとなっているが、学校には、子どもがケアされる場所としての機能もある。競争の中に放り出され、その中で生き残るための方法を教える、という方針だけではなく、基本的な人権としての教育を受ける権利を基盤に、多様な子どもが共に生き、関わりを持てる場であることも忘れてはならない。そのためにも、個々の子どもの能力開発への投資だけではなく、子どもを見守る教員の増員などの負担軽減策も重要である。 以上の指摘は、新しい振興計画／21世紀ビジョン基本計画の上位計画である「21世紀ビジョン」の実現に不可欠な視点であり、かつ、SDGsの達成にも寄与するものであるため、早急で適切な対応を求める。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、教職員の職場環境や待遇改善に関する取組については「5-(2)-エ ③ 安心して学べる教育環境の整備」に記載しました。 | 教育庁 |
| 410 | | | ①歴史・文化を学ぶことの意義 歴史とは過去に生きていた人々の営みの記録である。それを絶えず検証しながら正確に振り返ることによって、今を生きる私たちの現状を確認し、現在直面する課題を解決する道しるべとすることができる。また、県内のそれぞれの地域の歴史や文化の多様性を学ぶことによって、私たちのアイデンティティを確立し、お互いの多様な文化を認め合うことができる。 しかし、現在の骨子案では歴史や文化を学ぶことの根源的な意義に触れることなく、歴史資源として活用することに重きが置かれていると感じる。これまでの研究蓄積に基づいた歴史や文化に対する知見を県民が共有することで、今後10年の沖縄県の課題の解決に寄与できると考える。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 411 | | | ②調査研究の重要性 歴史や文化は本来私たちの生活の営みである。本骨子案では、沖縄文化を保存・継承・普及・活用することが述べられている。しかし、価値あるものを見つけるためには調査及び研究が不可欠であるにも関わらずそれに関する言及が少ない。調査及び研究を行うことでのみ、私たちの足下にある歴史や文化の価値を知ることができる。そしてその価値を多くの県民が学び、理解すれば、物心両面の豊かさに繋がると考える。さらに県民自身が自分たちの歴史及び文化に愛着を持つことで、県内で生産されているものを積極的に利用することにも繋がるのではないだろうか。そのためには、現代で文化の担い手として活躍している工芸作家や芸能者と、歴史及び文化の研究者が協力できる仕組み作りも必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 412 | | | ③世界平和への寄与 沖縄において平和の構築を目指すとき、沖縄戦から得た学びが不可欠になる。しかし、骨子案では、沖縄戦から何を学びその教訓をどのように平和の構築に活かすのか述べられていない。今後10年は沖縄戦体験者から直接お話を伺える最後の時代になるであろう。この10年で、沖縄戦をはじめとしたアジア・太平洋戦争の実相解明のための取り組み(沖縄戦およびアジア・太平洋戦争全般における加害・被害に関する調査研究)を行うことが平和の構築に繋がる重要なアクションであると考えられる。さらに、沖縄戦で得た教訓を全世界に発信し、他地域で平和の構築に向けて活動している人々と連携していくことが、世界平和への寄与に繋がると考える。 | ①素案に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-ア アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」の中で取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 413 | | | ①県を超えた広域の災害時連携・医療連携の検討 島嶼地域である本県は、災害時に他府県からの支援を受けることに距離的なハードルがある。しかし、一方で、島全体にかかるような災害が発生すると、県内だけでは対処することができない事態になることも想定される。このため、災害時の救助や医療について、九州各県等他府県との連携の検討も必要である。他県と同じ体勢では、災害時の対応に遅れが出ることは明らかであり、沖縄に特化した対処方法を検討することは重要である。また、救助や医療に加え、電力や水道といったインフラの支援体制についても、県外からのサポート体制の構築が求められる。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、2-(3)-ウ「離島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実」や、2-(8)-ア「危機管理体制の強化」において記載しております。 なお、九州各県や全国の都道府県と連携については、災害時応援協定等を締結をはじめ、緊急事態や災害時において連携して取り組んでおります。 | 知事公室 保健医療部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|------------|--|--|
| 414 | | | ②情報から取り残されがちな人の目線にあわせた対策を 緊急時には、高齢者や外国人、観光客などを含む、情報から取り残される可能性が高い人々への配慮が必要である。その中では、いかに分かりやすく適切な情報を提供できるかが重要になる。例えば、避難所の種類もたくさんあり、行政用語に詳しくない限り、各避難所の役割分担について即時にわかる人は多くない。やさしいこほんごを使うように、普段から行政用語を改めてわかりやすくする取り組みが必要である。 また、情報は発信するだけでなく、きちんと受け取るべき主体に届き、次の行動に繋がっているかどうかの効果測定、検証が必要である。このため、普段から情報の発信と避難訓練、また民間の営業継続計画(BCP)と連動させるなど、企業におけるBCPや防災・減災への呼びかけも危機管理体制の一部であり、協働体制の構築も必要である。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、「2-(8)-ア 危機管理体制の強化」や「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で取組を記載しております。 | 知事公 室 商工労 働部 文化観 光スポ ーツ部 |
| 415 | | | ③災害時の迅速で柔軟な判断・対応ができる体制の構築 災害時には、防災計画等によって想定されていない事態が起こることも十分に考えられる。予期しない事態になった際に、県として、また市町村に柔軟な判断を呼びかけられるような体制を整えておくことは重要である。このために、迅速な決定・判断を行うことができるような組織体制や意思決定手段の構築、及び、予備費の確保や災害時の決済の簡素化・簡略化が求められる。これらは、行政内部の意思決定に限らず、住民サービスの一部として申請手続きなどの簡略化・効率化も同時に求められる。 また、災害時の柔軟にインフラを活用するため、物流の根幹になると考えられる沖縄自動車専用道路の防災道路としての位置付けや、災害被害想定を行った上での物流・人流の手段や動線の確保が求められる。 | ①素案 に反映 | 災害時の対応については、「2-(8)-ア 危機管理体制の強化」や「2-(8)-イ 大規模災害等に備えた強しなやかな県土づくりの推進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 知事公 室 土木建 築部 |
| 416 | | | ①沖縄戦学習の充実 現在公立学校にて実施されている平和教育は、沖縄戦における地上戦の学習が中心である。アジア・太平洋戦争の中における沖縄戦の位置づけ及び沖縄戦の戦後の影響まで学習する機会が少ない。尚且つ、地域によって沖縄戦の体験は多様であるが、それを子どもたちが理解できるようなカリキュラムが整備されていない。また沖縄戦から得た教訓を活かし、平和構築に向けどのように行動すべきか子どもたちが学ぶ機会が不十分である。 沖縄の子どもたちが沖縄戦の実相を理解し、その教訓を踏まえた上で主体的に平和構築に参画できる学びを目指すべきである。これを実現するために沖縄戦について系統的・体系的に学ぶことができる教科を創設することも提案する。 | ①素案 に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」の中で取組を記載しております。 | 子ども生 活福祉 部 教育庁 |
| 417 | | | ②平和教育を提供する教員への支援と様々な教育主体の参画 現在の平和教育の主な担い手は学校の教員となっている。しかし教員は、多様化する学習ニーズへの対応のため日々負担は増加し、平和教育の準備に費やす時間の確保が難しくなっている。教員が教育活動に専念できる環境を整備することは不可欠だが、平和教育を支援する体制作りも重要である。例えば、歴史研究者・市町村史編さん専門員・平和ガイドなど学校現場以外に存在する平和教育の担い手と教員をつなぐ窓口を設置し、専門的な領域においては分担し、教員の負担軽減を図る方法も考えられる。さらに、「平和教育指導のてびき」の更新などを含む、行政主導による指導案や教材の開発も求められる。また今後の平和教育には、教員以外にも多様な教育主体が参画し、県民ひとりひとりが次世代へ沖縄戦を継承する役割を担うことが重要である。そのために、生涯学習や社会教育の場で大人が学び、アウトプットする機会を提供することが求められる。 | ①素案 に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」の中で取組を記載しております。生涯学習の推進については「5-(1)-エ 生涯学習推進体制の充実」に記載しております。 | 子ども生 活福祉 部 教育庁 |
| 418 | | | ③世界に向けた沖縄戦の経験と教訓の共有を 沖縄の人々は、地上戦を体験したのみならず、中国大陸や旧南洋群島への植民など、加害者としての立場も含む様々な形で太平洋戦争に関わった。この歴史の教訓を世界中の人々へ発信し、共有することは世界平和への寄与に繋がると考える。特にアジア・太平洋地域においては歴史的な関係も深く、これまでも市民レベルで平和に向け連帯する取り組みをつくりあげてきた。この連帯を維持し、発展させることが沖縄のもつソフトパワーとなり得る。 | ①素案 に反映 | 平和学習の推進については、「4-(1)-ア アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」の中で取組を記載しております。 | 子ども生 活福祉 部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 局 |
|----------|---|---|--|-------------|---|-----------------------|
| 419 | | | <p>①物流のトレンドはシステム部分に変わりつつあり、これから10年の変化を見据えた対応及び人材育成が急務 荷物のトラックや配車のシステム、在庫管理などが人ではなくデータで管理できるようになっていたり、荷物を自動で振り分け、最適・推奨ルートをAIで計算するなどテクノロジーによる効率化が急速に進んでいると同時に、物流に関わる人の働き方も変化している。これらの変化はもう目の前にあるものであり、早急な対応が求められる。個人がギグワーカーとして配達員になるようなビジネスモデルもすでにあり、物流に関わる人材の種類や働き方の変化も見据える必要がある。</p> <p>長期スパンで考えた際に効果的なのは、人材育成である。今起きている変化に対応できるような人材が求められている。テクノロジーを活用できるだけでなく、包括的に物流に関する知識を持った人材の育成も望まれる。荷主側に全体の流れやロジスティックについて判断できる人材がいなければ、短期的なコストカットができたとしても、それを支える物流のコストや管理コストがかかることがわかりにくくなる。意思決定者のレベルでの理解が必要である。</p> <p>単純に、荷物が手元に届く直前の最後の部分の物流だけをコストダウンすることは難しい。全体コストを下げるには全体の物流をみれるような仕組みにし、サプライ面における材料調達の部分や事務作業、在庫のフローなどから見直す必要もある。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 420 | | | <p>②沖縄の優位性の再考 県内の多くの県産品を県内外・海外へ輸出する事業に関しては、補助金があるから可能になっているものがほとんどであり、価格面等において、補助金がいずれなくなることを見越して行動すべきである。</p> <p>物流のトレンドは地産地消と分散である。できるだけ近いところで生産し、運輸する距離を短くするというのがコロナ後のトレンドとなっている。豚コレラ等、県内で何かトラブルがあった際には、すぐに県外の類似品や代替品にシェアを取られる結果になるため、リスクマネジメントも必要であるが、基本的に近場で生産し、近場で消費することを推奨する。</p> <p>振り返ると、沖縄が中間貿易で栄えていた理由は、当時の日本が持っていなかった中国との関係性や情報があったからである。しかし、日本が直接中国やアジア諸国とやりとりできる現在の状況とはかなり異なる。沖縄が物流の中継地点となるには、関係性や情報といったことこそが優位性となる。その際には、中東などのニッチなマーケットへのアプローチや、世界のウチナーンチュネットワークが存在する各地との連携が想定できる。また、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の動きもあり、アジア地域における輸出入が容易になる見込みであるため、これらの仕組みをうまく使うべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 農林水産部 |
| 421 | | | <p>③市場参入時における支援とそのジレンマ 特定県産品の品目に関して補助のある不利性解消事業については継続しなければ、県内企業が県外の市場で不利となることは明らかである。一方で、補助金に頼り続けるビジネスモデルは流コストは持続可能性に疑問がある。これらの懸念も踏まえ、地域に合った物流のありかたを再考することが必要となっている。</p> | ②制度・財政措置の対応 | 農林水産物流通条件不利性解消事業については、新たな沖縄振興のための制度提言において、「農林水産物条件不利性解消制度」として、県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借上げなど、県産農林水産物の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた財政支援などについて制度の創設を要望しているところです。 | 農林水産部 |
| 422 | | | <p>・多文化共生社会の意義 「労働力」が必要だから外国人を受け入れるのではなく、沖縄の先人たちがそうであったように、多様なルーツを持つ人々が沖縄で暮らし、様々な文化が混在することで沖縄の新たな魅力が生まれ、豊かな沖縄に繋がると考える。外国人を人的資源として捉えるのではなく、ともに地域に生きる一員として考えることが肝要である。そして外国人も含めたすべての人びとが沖縄で生き生きと生活し活躍するために、人権の尊重は不可欠であると考える。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | 子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|--------|--|-------------------------------|
| 423 | | | <p>・外国人の人権の尊重について言及すること 日本政府が批准している国際人権条約には「外国人の地位・権利」について、「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている」と謳っている。現在の沖縄県ではアパートの賃貸契約や携帯電話の契約など、日常生活の何気ないところにも、言語のみならず制度の壁が存在している。制度の変更を国に働きかけていくことと同時に、今現在沖縄で暮らしている外国人の人たちの安心・安全な生活のために、困りごとに対応するワンストップ支援センターの設置など、細やかな支援が必要であると考え。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、平成31年4月から、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が主体となって相談窓口を設け、「外国人のための法律生活相談」を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部</p> |
| 424 | | | <p>・言語保障について言及すること 骨子案では「在住外国人等が住みやすい地域づくり」が入っているが、具体的な施策については一切述べられていない。現在の沖縄県では交通標識、公的文書や申請書類等、日本語でしか提供されていないことはもちろん、その内容が複雑であること、日常生活の至るところに、言語の壁が存在している。日本語教育(日本語を学ぶ機会)の提供＝言語保障事業(本来は手話なども入るべき)が住みやすい地域づくりという観点でも重要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | 文化観光スポーツ部 |
| 425 | | | <p>・外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育を 骨子案では「外国人材の受入環境の整備」があげられているが、具体的な施策については一切述べられていない。多文化共生社会の実現のためには、外国人と県民の相互理解が肝要であり、宗教、行事、食事や慣習などを含む、お互いの様々な文化や価値観などについて学ぶ機会の提供や、県民に対して多文化共生社会の意識を知る取り組みを進めることが必要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-(1)-ア-④ 外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-(2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。</p> | <p>商工労働部 文化観光スポーツ部</p> |
| 426 | | | <p>・多文化共生社会の意義 「労働力」が必要だから外国人を受け入れるのではなく、沖縄の先人たちがそうであったように、多様なルーツを持つ人々が沖縄で暮らし、様々な文化が混在することで沖縄の新たな魅力が生まれ、豊かな沖縄に繋がると考える。外国人を人的資源として捉えるのではなく、ともに地域に生きる一員として考えることが肝要である。そして外国人も含めたすべての人びとが沖縄で生き生きと生活し活躍するために、人権の尊重は不可欠であると考え。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部</p> |
| 427 | | | <p>・外国人の人権の尊重について言及すること 日本政府が批准している国際人権条約には「外国人の地位・権利」について、「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている」と謳っている。現在の沖縄県ではアパートの賃貸契約や携帯電話の契約など、日常生活の何気ないところにも、言語のみならず制度の壁が存在している。制度の変更を国に働きかけていくことと同時に、今現在沖縄で暮らしている外国人の人たちの安心・安全な生活のために、困りごとに対応するワンストップ支援センターの設置など、細やかな支援が必要であると考え。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、平成31年4月から、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が主体となって相談窓口を設け、「外国人のための法律生活相談」を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部</p> |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|---|------------------------|
| 428 | | | ・言語保障について言及すること 骨子案では「在住外国人等が住みやすい地域づくり」が入っているが、具体的な施策については一切述べられていない。現在の沖縄県では交通標識、公的文書や申請書類等、日本語でしか提供されていないことはもちろん、その内容が複雑であること、日常生活の至るところに、言語の壁が存在している。日本語教育(日本語を学ぶ機会)の提供＝言語保障事業(本来は手話なども入るべき)が住みやすい地域づくりという観点でも重要である。 | ①素案に反映 | 県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 429 | | | ・外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育を 骨子案では「外国人材の受入環境の整備」があげられているが、具体的な施策については一切述べられていない。多文化共生社会の実現のためには、外国人と県民の相互理解が肝要であり、宗教、行事、食事や慣習などを含む、お互いの様々な文化や価値観などについて学ぶ機会の提供や、県民に対して多文化共生社会の意識を知る取り組みを進めることが必要である。 | ①素案に反映 | 県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-(11)-ア-④ 外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-(2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。 | 商工労働部 文化観光スポーツ部 |
| 430 | | | ①食も文化の一部として位置付け、伝統的な食や自然と共生する食こそブランド化と保護を 本骨子案では、沖縄の食材や作物を、商業的利用価値という基準で判断し過ぎているような記述となっている。食材には、それがその地で食されるようになった背景、食される時期や場面、食される方法など様々な側面があり、それを含めて文化であるという視点が欠けている。 沖縄県は日本の中でも固有の文化を持つ地域として知られているが、その浸透や教育は十分に行われていない。沖縄の在来種や固有種は非常に多様に存在し、それぞれが持つ食文化も実に多様である。これらの品種を大切に守り育てることが重要であり、学校給食や食育の機会を通して次世代に正しく伝え、その豊かな食文化こそを沖縄の食農のブランドとすべきである。 また、沖縄は日本有数のミツバチの輸出県であることを踏まえ、ミツバチ保護特区などを設け、農業を使わず生物の多様性や生態系を守る取り組みの検討を求める。こうした、自然環境との共生を意識した食農の取り組みが県全体に浸透させ、環境に配慮した農業のあり方こそが、沖縄の農と食のブランドとしての価値を高めるものとなると思う。 | ①素案に反映 | ご意見を参考に、食文化の保存等に関する取組については、1-(4)-ア③「伝統文化の保存・継承・発展」に記載しております。 また、化学合成農薬を減らす等の環境保全型農業や総合的病害虫・雑草管理(IPM)防除技術については、3-(7)-イ⑤「環境に配慮した病害虫防除対策と鳥獣被害防止対策の推進」に記載しております。 | 文化観光スポーツ部 農林水産部 |
| 431 | | | ②商業作物だけでなく、域内消費用の作物生産を上げることにより、さらにレジリエンスある持続可能な農業を 本骨子案においては、沖縄県の農業について、地理的特性を活かした日本における産地リレーの中での優位性ある作物や、ブランド作物になりうる品目における産業化に主眼が置かれている。しかし、これらは、沖縄県を訪れる観光客や県外の消費者に販売されることが主目的となっている。 戦略品目として特定の作物のみの生産振興を行えば、その生産過程での生物多様性への影響、環境への悪影響などが懸念される。また、ブランド作物などは豊作時の価格の下落や観光業の衰退時のレジリエンスが低くなるため、環境・経済両視点から持続可能な農業とは言い難い。 島嶼地域である本県の特徴から鑑みるに、移入過多の状況は、天災や感染症などの有事の際には物流や産地の状況により、物量・価格の面で食の安定供給が難しくなることから、域内消費を支えるための環境に配慮した農業を振興していくべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 農林水産部 |
| 432 | | | ③新規農業就業者のハードルを下げること 農業従事者の育成についても記載があるが、現在新規就農者への支援の乏しさやその条件の厳しさが課題となっている。 新規就農者への間口を広げるだけでなく、この先の農業に求められる環境保全型農業の指導や実施支援についても充実させるべきである。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨については、3-(7)-エ「担い手の経営力強化」や3-(7)-キ①「環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進」、5-(5)-イ②「農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保」に記載しております。 | 農林水産部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|------------|--|--------------|
| 433 | | | ①開発を伴わずともできる、均衡ある「発展」を 特に第6章においては、何らかの開発を行うことがその地域が「発展」することであるというような計画になっているが、沖縄独自の「豊かさ」を追い求める上では、必ずしも自然環境を切り拓くような開発を続けることが地域の発展につながるものではないと考える。また、全ての地域が「発展」すべきというわけでもない。例えば、超高齢社会を迎え、限界に近い集落などは、現住している人たちの生活を守りながら、徐々に縮小していくことも検討する必要があると考える。よって、北部地域においては、「発展」よりはより良い地域のあり方を見直し、かつ利便性を高めていくという展開が望ましい。 また、すでに存在する産業関連施設等については、その内実の高度化を図るとともに、その効果についての検証が必要である。 | ①素案 に反映 | 第6章 県土のグランドデザインにおいて、「県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかなければならない。」「各地域は、その特性に応じて固有の課題や発展可能性を有しており、その価値や活力が増大するような地域ぐるみの取組とともに、各地域が相互に連携・交流し、補完しあいながら、多彩かつ多様な地域特性が調和する魅力的な県土づくりを進めることが、本県の更なる発展を図る上で重要となる。」などを記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 434 | | | ②北部圏域の多様な環境の評価及び産業創出と消費者教育を 地域の自然環境や、コミュニティなどの価値をそのまま認め、まもり育てることにより、その資源を活かしたビジネスや持続可能な経済のありかたが生まれてくるものだと考える。また、そこに本質的な価値があることにより、それぞれのビジネスの価値が上がっていくものとする。このような意識は、圏域内の高等学校などの教育機関との連携等を通し、さまざまな環境と共存して暮らす住民及び来訪者とも共有されるべきものである。 特に、自然環境については、「北部圏域」と括られる中にも、やんばるの森や本部のカルスト地形や島々の海など、様々な自然のあり方がある。これらの多様性を活かし、守ることが重要である。また、開発を行うにせよ、その部分の開発だけでなく、そこにアクセスするための道路の整備など、付随して行われる事業に対しても、自然や生活の環境に配慮した計画が必要である。 | ①素案 に反映 | 多様な環境の評価や環境行動等については、「1-(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建築部 |
| 435 | | | ③地域の選択肢についての情報提供を 都市部から離れている地域においては、情報や教育の格差が生まれやすい。また、地域のとるべき将来についても、類似した地域の情報などが入ってきにくい状況にある。これらを踏まえて、さまざまな地域の事例を紹介するとともに、その地域の人々と、地域の単位での未来を考えることが重要である。 また、教育についても、進学先の情報提供はもとより、北部圏域にある沖縄科学技術大学院大学や、沖縄工業専門学校と連携し、幅広い教育機会を北部圏域の住民に向けて発信することが望まれる。 | ③その 他 | 県では、沖縄科学技術大学院大学や沖縄工業高等学校等と連携し、北部圏域を含む中高生に向け、科学技術に対する子供達の興味・関心等を高めることを目指した科学講座を実施しております。 | 企画部 |
| 436 | | | ①ジェンダー格差があることを前提に課題解決に取り組むこと ジェンダーにもとづく雇用・賃金格差といった経済的な不平等が存在することは種々の調査で明らかになっている。加えて、男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査でも明らかになっている通り、沖縄にはトートメー(位牌)継承において、長男及び男系継承を望む文化から派生する女性差別が依然としてある。骨子案には「格差が生まれにくい共助・共創社会の実現」とあるが、まずは、ジェンダーによる格差・不平等があることを認知する必要がある。その上で格差を解消するための施策、そして格差の再生産をさせないための施策という多角的アプローチが必要と考える。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ジェンダー格差を解消する施策は2-(5)-ア-①家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進に記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 437 | | | ②女性に関する記述を増やし、「男女共同参画」を「ジェンダー平等」に言い換えること 骨子案では「女性」のキーワードは2か所しかなく、雇用に関する部分のみである。総合的な女性のエンパワーメントのためにより多角的な視点から記述を増やすべきである。例えば、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての言及を増やすべきである。「性別にとらわれず、いつ、何人子どもを産むか・産まないか」を選択・決定する自由と権利は、女性に保障された基本的人権である。また、「男女」という言葉はすべての性の当事者を言い表すことも、女性の多様性を表すこともできないことから、「男女共同参画」に代わり「ジェンダー平等」を使用することを求める。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|---|-----------------|
| 438 | | | ③複数アクターによる子育てのシェア、男女で偏りのない働き方の実現をめざすこと 「子育て支援＝母親支援」という考え方がしばしば見受けられるが、実際には母親だけではなく、父親そして複数アクターが子育てに関わり子どもに関するケア労働、家族に関わる家事労働をシェアすることこそが「誰もが安心して子育てができる環境づくり」への一歩であるといえる。したがって、父親に対する育児休業の取得支援、利用しやすいファミサポの確立・拡充など、母親・女性以外を対象に、母親に依存しない子育て環境の整備、周囲が子育てに参画できるようにするための支援施策の整備が強く望まれる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 439 | | | ④女性のライフステージに沿った学習機会、就労機会を担保する支援体制を構築すること 女性は妊娠出産などを通して学習や仕事の機会を失うことが多い。そして女性の現役世代の貧困は高齢世代の貧困につながっている。そもそも、現代の働き方が「健康で障がない、ケア労働や家事労働を免除される男性」を基準に考えられていることが問題ではないかと考える。 | ①素案に反映 | ご意見の④に関する取組については、「3-(11)-エ女性の活躍できる環境づくり」に記載しております。 | 商工労働部 |
| 440 | | | 【インクルーシブな社会の実現に向けて】 ・本骨子案において、SDGsの基本理念にも通じるダイバーシティとインクルージョンを各所に明記すべきである。 ・本骨子案にも沖縄県の共生社会条例の基本的考え方を活用すべきである。合わせてSDGs対応の観点から国際的人権法の基本的考え方も盛り込むべきである。 ・障がいを「障害」とする表記は関連法においても統一されているが、SDGsにおいては「障がい」として翻訳されるなど、当事者からの「障がい」表記への要望もあることから、改めて「障がい」表記を提起したい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 441 | | | 【子どもや若年者に関連するインクルーシブ施策について】 ・「困難を有する子ども・若者への支援」はぜひ推進するべきであるが、児童福祉法に関連した支援との連携も必要であるため、「社会的養護児童の自立支援」も付記すべきである。 ・教育は、生産性の拡大や能力の伸長だけでなく、障がいの有無、性の多様性、ルーツなど互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くための基礎となるものであるため、明確に人権教育やインクルーシブ教育の推進を謳うべきである。 ・「質の高い教育をみんなに」という観点から、学校環境における学びの保障についてもはっきりと謳うべきであり、子どもの人権を保障する学校環境づくりを明記すべきである。 | ③その他 | 取組については5-(2)-イ「豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進」5-(2)-エ「時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」に記載しました。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |
| 442 | | | 【高齢者や障がい者等の社会参画について】 ・厚生労働省が示すように、高齢者や障がい者は単なるサービスの受け手としてみならず、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を掲げるべきである。 ・「障がいのある人が活動できる地域づくり」は重要であるが、「活動」という文言ではなく、自分らしく「活躍」できる社会づくりと改めるべきである。また、福祉サービスの対象としては高齢者、障がい者に加えて難病の患者を加えるべきである。 ・共助・共創社会の実現は重要であるが、行政が主体となる計画においては格差の解消を共助に委ねることなく、格差解消の仕組みづくりにこそ注力すべきである。 ・インクルーシブな社会の実現に「地域コミュニティの活動支援」は肝要であるが、支援対象としてボランティアやNPOに加え、地域自治組織を明記すべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 局 |
|----------|---|---|---|------------|--|------------------|
| 443 | | | ①「沖縄モデルのDX」の明文化 「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」は目的ではなく手段であるため、どのような業界のどのような課題を解決するのかを明確化することが先決である。沖縄県内における様々な地域および産業の課題を解決する手段として普遍的にICTなどの技術を積極的に活用するという姿勢や、その情報交換の場の提供、また実証実験等が行いやすい環境を作ることこそが沖縄モデルとして提案できると考える。そのためには、行政がつなぎ役としての役割を果たすことが期待される。 | ①素案 に反映 | 現在、県では、産業全体のDXを推進していくこととしており、県内各業界とIT事業者との連携や共創により、個別企業等のDXの取組を強く後押ししていきたいと考えています。そのための県の役割としては、全県でDXを推進する機運の醸成や人材育成も含めた環境整備が重要になってきますので、新たな振興計画(素案)の「3-(3)-ア 産業のデジタルトランスフォーメーションを牽引する情報通信関連産業の高度化」において、ご意見の趣旨を反映した内容にしているところで | 商工労働 部 |
| 444 | | | ②人材育成とスキルアップへのサポート 現行の沖縄県のICT産業は県外企業の下請けが主な事業収入になっている。この構造のままでは長期的な技術の発展や人材の成長が見込まれないため、この構造からの脱却を図ることは非常に困難である。したがって、既存企業と新規情報技術人材の協働が求められている他、県内で展開されている人材育成事業についてより高いレベルで人材を輩出できるような仕組みが不可欠である。 しかし、公的な人材育成事業から輩出されるICT人材の技術レベルは、実務レベルに達しておらず、その先の人材育成のほとんどが民間に委ねられている現状がある。また、賃金の差により、県外企業への人材流出も起きており、賃金や業界レベル底上げに至っていない状況がある。したがって、初心者から中級レベルに至るまでの人材育成のサポートが不可欠である。 また、産業の高度化のためには、現行の「受注型」ビジネスではなく、プロダクトデザインをしながら事業を進められる、つまりビジネスデザインができる県内事業者を増やす取り組みも行い、国内のICT産業を牽引するような各種人材の育成が求められる。 | ①素案 に反映 | ご指摘のとおり、情報系人材の育成については課題があると認識しておりますので、これからは、マネジメントやプロデュース力の高いビジネスデザインができる人材育成にも力を入れていきたいと考えています。 またIT業界全体が付加価値を提供する提案型ビジネスモデルへの転換していくことも重要な課題となっていることから、民間企業と連携した人材育成やDXの取組支援などにより、生産性向上やビジネス転換を促進し、業界全体の賃金水準の底上げにもつなげてまいります。なお、ご意見の趣旨については、新たな振興計画(素案)の「3-(3) ResorTech Okinawaの推進による情報通信関連産業の高度化・高付加価値化」及び「5-(5)-ア-① 即戦力となる情報系人材及び国内外からの確保」に反映しております。 | 商工労働 部 |
| 445 | | | ③行政内部のリテラシーを高めること 県内におけるICTの活用、そしてICT関連産業の振興を図るためには、これらの業界に通じた行政職員の存在、そして行政自体がDXにおける変化を実感・体現することが不可欠である。 カウンターパートである県内企業に対して、より高い視座でICT産業、もしくは各業界におけるICT活用・DXの推進ができるよう、各種セミナーなどを通して情報共有を行うことは必須である。 DXによって生まれる可能性のある新たな市場による沖縄振興や、国内におけるDXにまつわる市場において沖縄県の事業者が有利な状況をつくるためには、沖縄県がリーダーシップを発揮することが必要である。そのためには、市町村を超えたデータの様式の整備といった具体的な施策から、行政内部へのDXの適用を行うことが先決であろう。これらの経験を経て、導入事例の少ない事業者への優遇処置、もしくは導入におけるリスクへの補助といった具体的なサポートが求められている。 | ①素案 に反映 | 本県における経済・産業分野の課題である労働生産性の向上や産業の高度化を図るためには、県内の全産業分野においてDXを推進していくことが重要な課題として認識しています。 このため、新たな沖縄振興計画において、県内産業のDX推進を施策の一つに位置づけ、企業によるDXの取組を促進するための各種セミナーやDX推進人材の育成を図るとともに、県内IT企業と他産業との連携・共創によるDXの具体的取組への補助など、DXの投資リスクを軽減していく支援を展開していく方針としております。 計画素案においては、「2-(6)-イ デジタル化・オンライン化の促進」、「3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上」、「3-(3)-ア 産業のデジタルトランスフォーメーションを牽引する情報通信関連産業の高度化」で | 企画部 商工労働 部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|------------|--|-------------------|
| 446 | | | ①地元の良さがあるから観光産業がなりたつ 観光のスタイルはすでに多様化しており、旅行代理店を介さずとも気軽に旅行ができる状況である。インバウンド、ワーケーションなど様々な形態はあるものの、それら全ての根底にあるのは「なぜ沖縄に来るのか？」という理由である。 沖縄本来の魅力を伸ばすことがその「理由」となる部分であるが、それは地元の生活に深くむすびついてこそ魅力あるものである。「需要に対応する」という表現があるが、需要に対応すべきものはサービス提供の部分であり、商品化・コンテンツ化していない根底の生活文化自体に沖縄らしさのあり方をきちんと見直す必要がある。 観光産業は県のリーディング産業であり、外から人を呼ぶエンジンかつ他産業へのシャワー効果があるが、来訪者が多ければ「稼ぐ」ことができるわけではないことは、これまでの経験から明らかであり、また「稼ぐ」ことにより、沖縄ならではの豊かさを体現できるとは限らない。沖縄独自の「豊かさ」のあり方を「振興」の定義の一部として再確認する必要がある。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 447 | | | ②観光だけでなく多角的に活躍できる人材の育成を マスツーリズムの時代は終わり、これからは観光人材にとっても個性を発揮できるセルフプロデュース力が大事になってくる。多分野・業種に関わるトレーニングの場や機会を通じ、観光+αの専門領域を持った人材を育成することが重要である。 例えば、島嶼地域においても、島の学生が地元のポテンシャルに気づいて起業家になってしまうような、希望がもてるような研修ができてこそ、地域で生きていく人材育成である。観光は食い扶持のひとつとし、他分野に渡る広い専門性を持つことは持続可能な生き方に繋がると考える。このような取り組みができると、自ずと多角的な産業にも、その効果が波及していくことができる。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 448 | | | ③適切なDXの推進とデータの取得 「DXを軸にする」という表現が見られるが、DXは目的ではなく手段である。 本来は、DXを通じて沖縄県民の生活が豊かになると同時に、来訪者にもその利益が享受されるものである。ICTを活用すること自体を目的化するのではなく、適切にDXを行うことが重要である。 また、DXに伴い、来訪者の出身地や国籍、消費行動など、確度の高いデータを取ることが可能になると期待できる。これらの確度の高いデータを取得・分析することにより、より良いマーケティングに活用することが期待される。 | ①素案 に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり記載します。 「・・・観光ブランド力の強化、DXを取り入れた観光の高度化・多様化を促進することで、・・・」 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 449 | | | ①地元の良さがあるから観光産業がなりたつ 観光のスタイルはすでに多様化しており、旅行代理店を介さずとも気軽に旅行ができる状況である。インバウンド、ワーケーションなど様々な形態はあるものの、それら全ての根底にあるのは「なぜ沖縄に来るのか？」という理由である。 沖縄本来の魅力を伸ばすことがその「理由」となる部分であるが、それは地元の生活に深くむすびついてこそ魅力あるものである。「需要に対応する」という表現があるが、需要に対応すべきものはサービス提供の部分であり、商品化・コンテンツ化していない根底の生活文化自体に沖縄らしさのあり方をきちんと見直す必要がある。 観光産業は県のリーディング産業であり、外から人を呼ぶエンジンかつ他産業へのシャワー効果があるが、来訪者が多ければ「稼ぐ」ことができるわけではないことは、これまでの経験から明らかであり、また「稼ぐ」ことにより、沖縄ならではの豊かさを体現できるとは限らない。沖縄独自の「豊かさ」のあり方を「振興」の定義の一部として再確認する必要がある。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観 光スポー ツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|--|-----------|
| 450 | | | ②観光だけでなく多角的に活躍できる人材の育成を マストリズムの時代は終わり、これからは観光人材にとっても個性を発揮できるセルフプロデュース力が大事になってくる。多分野・業種に関わるトレーニングの場や機会を通じ、観光+αの専門領域を持った人材を育成することが重要である。 例えば、島嶼地域においても、島の学生が地元のポテンシャルに気づいて起業家になってしまうような、希望がもてるような研修ができてこそ、地域で生きていく人材育成である。観光は食い扶持のひとつとし、他分野に渡る広い専門性を持つことは持続可能な生き方に繋がると考える。このような取り組みができると、自ずと多角的な産業にも、その効果が波及していくことができる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 451 | | | ③適切なDXの推進とデータの取得 「DXを軸にする」という表現が見られるが、DXは目的ではなく手段である。 本来は、DXを通じて沖縄県民の生活が豊かになると同時に、来訪者にもその利益が享受されるものである。ICTを活用すること自体を目的化するのではなく、適切にDXを行うことが重要である。 また、DXに伴い、来訪者の出身地や国籍、消費行動など、確度の高いデータを取ることが可能になると期待できる。これらの確度の高いデータを取得・分析することにより、より良いマーケティングに活用することが期待される。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり記載します。 「・・・観光ブランド力の強化、DXを取り入れた観光の高度化・多様化を促進することで、・・・」 | 文化観光スポーツ部 |
| 452 | | | ①オープンデータ化の推進 データは、社会課題解決のための基礎となる情報である。公共データは、基本的に県民のためになるものであれば、「オープンデータ基本指針」に記される「オープンデータに関する基本的ルール*」に基づいて、公開することを求める。また、自分たちのデータにアクセスできることは、県民の権利として扱うことが望ましい。データを独占することは、データを保持する主体を権威化することに繋がる。オープンに公平な社会のためには、公共データをオープンにすべきである。まずは、SDGsや本計画における達成評価に係る指標に関連する公的データからオープンにすることを提案する。 *「オープンデータ基本指針」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 https://cio.go.jp/node/2357 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/data_shishin.pdf | ①素案に反映 | オープンデータ化の推進については、「2-(6)-イ② 自治体デジタルトランスフォーメーションの推進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 |
| 453 | | | ②データ活用と行政DXの連携 公共データのオープンデータ化とともに、その活用法や市民との連携について、行政内部においても、これらについて学ぶ機会を提供・また人材の育成を同時に推進することも必要である。自治体のDXは、ただ単純に情報技術を活用・導入するだけでなく、それを使う行政職員、そして何より県民のトータルユーザー経験の向上を見据えて実施される必要がある。データ活用と平行して、行政内に分野横断型のデザインやディレクションのできる人材育成・採用も求められる。また、神戸市におけるUrban Innovation Japanの例のように、行政内の課題解決を民間の技術力や発想を活用するような取り組みも推奨される。 https://urban-innovation-japan.com/ | ③その他 | 自治体DXの推進等については、「2-(6)-イ② 自治体デジタルトランスフォーメーションの推進」の中で取組を記載しております。 神戸市の事例等につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当局 |
|------|---|---|---|--------|---|-------|
| 454 | | | <p>③情報系人材育成から活用フェーズに至るサポートも 近年では、プログラミングスクールやその他事業による情報系人材育成が盛んであるが、研修プログラム等修了直後に企業で実践的な仕事を行うまでのスキルが担保されている事例は多くなく、実際にはスキルアップのための支援も必要となっている。また、未経験で転職を目指す事例の採用はことさら厳しくなっている。このため、情報系人材の育成と定着を戦略的に行うためには、継続したスキルアップのための支援及び就職に向け、民間教育事業者を含む多様な主体によるサポートが求められる。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、付加価値提案型ビジネスモデルへの転換に向けて民間教育事業者をはじめ産学官連携のもと、データサイエンティストを含む高度ICT人材の育成や、技術とビジネスをつなぐコンサルティングやマネジメントができる人材育成に取り組むこととしています。 一方で、ご指摘の継続的なスキルアップのための支援も重要と認識しており、企業の採用人材の育成については、企業ニーズの高い人材育成カリキュラムの実施に加え、企業自らが行う人材育成投資を税制面から支援する新たな制度の検討など、県内ICT人材のキャリアアップを戦略的に支援できないか多方面から検討を進めているところです。 なお、ご意見の趣旨については「5-(5)-ア 多様なニーズに対応できる情報系人材の育成・交流・確保」に反映しております。</p> | 商工労働部 |
| 455 | | | <p>■自衛隊基地配備による軍事的負担拡大についての言及の必要性 現振興計画にも新たな振興計画(骨子案)にも、自衛隊の基地負担についての記載が一切見られない。 特に、2016年の与那国島への陸上自衛隊基地建設に始まり、2019年の宮古島への陸上自衛隊基地建設、現在も続く石垣島の陸上自衛隊基地建設など、ここ数年で宮古・八重山諸島への陸上自衛隊配備の動きが加速している。 こういった島嶼部への自衛隊基地配備は県外のそれとは違い、有事の際に敵国の標的となった場合に島内住民の避難が非常に困難で、戦闘に巻き込まれる可能性が高い。2012年頃に防衛省内で検討された自衛隊の「機動展開構想概要」において、石垣島が実際に侵攻された場合を想定して島嶼奪回のための戦い方を分析しているが、この中では「国民保護のための輸送は自衛隊が主担任ではなく、所業も見積もることができないため、評価には含めない」とし、住民への影響にはほとんど触れられていない。この事を2018年11月29日の衆議院安全保障委員会で赤嶺政賢議員が指摘しながら「軍隊と住民が混然一体となり、苛烈な地上戦が行われた沖縄戦の再来だ。軍事対軍事で脅威をおおるより、平和外交を求めると批判している。 よって、これら自衛隊基地配備に対する地元住民の不安及び負担は大きく、「克服すべき沖縄の固有課題」として、解決の意義及び解決の方向性を含めて記載すべきである。</p> | ③その他 | <p>県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧な説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 知事公室 |
| 456 | | | <p>■「第5章 克服すべき沖縄の固有課題 1 基地負担の軽減」の記述に関する各指摘 ・現振興計画のP121～122「第4章 克服すべき沖縄の固有課題」の「概況」で述べられていた基地問題の背景である沖縄戦や米軍統治下などの歴史に関する記述が、本章から削除されている。 「本県は、歴史的・地理的・自然的・社会的に他の都道府県にはない特殊事情を抱えている。」という表現のみでその詳細に触れないのでは、「沖縄の固有課題」の本質は覆い隠されると危惧する。これらの詳細も現振興計画からしっかりと引き継いで記載すべきである。 ・「(1)解決の意義」として「本県の米軍基地負担は、日本の外交・安全保障の重要事項として国民全体にかかわる課題であり、国全体で基地の負担を分かち合うという原点に立ち返り、全国的な視点から解決を図る必要がある」(P50 16行)とあるが、次項の「(2)解決の方向性」では、「本県の過重な基地負担の軽減に向けた効果的な方策等について調査・研究及び多角的検討を行い、積極的な問題提起を図る。」(P51 10行)に留まり、その具体的な解決策はなんら明記されていない。 また、「本県の米軍基地の機能や必要性、負担のあり方などについては、これまで国民的議論が十分になされてきたとはいえず」(P50 19</p> | ①素案に反映 | <p>「第5章 克服すべき沖縄の固有課題」の「概況」に関しては、ご意見を踏まえ、基地問題の背景や米軍統治下などの記述を加えた表記とします。 「(1)解決の意義」に関しては、「本県における米軍基地問題や日米地位協定の課題などについて全国知事会等と連携し、積極的な問題提起を行い、国民的理解を促すことにより、本県の過重な基地負担の軽減につなげる。」などを記載しております。また、第4章においても、国民的議論を喚起するための取組の推進について記述しております。</p> | 知事公室 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|------------|--|----------------------------------|
| 457 | | | ①宮古圏域にある文化や暮らしに主眼を置いた振興計画を 本骨子案における宮古圏域の振興計画では、観光設備の強化や観光客に向けた農産物のブランド化、イベント等に対応できる公園整備などが謳われ、次の10年についても観光産業を主軸として検討されているが、これらはつまり、宮古圏域外部の人の為の振興計画となっている。宮古圏域の固有で多様な文化の保全継承などについては、一文も触れられていないことに懸念を示す。 高齢化や集落からの人口流出が最大の課題と挙げられている今、小さな拠点作りや各地に残る固有で多様な文化の保全継承、住民の生活に紐づいた交通・住宅・スポーツ施設等の強化や整備が優先課題であり、この先重点的に取り組むべきことである。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、宮古圏域においては「若年の流出」の課題や、「伝統文化の継承及び国内外の交流促進」「生活環境基盤の整備」「まちづくりの推進」「離島を結び、支える交通体系の整備」などについて、記載しております。 | 企画部 文化観光スポーツ部 土木建築部 |
| 458 | | | ②住民主権型社会を目指し、住民へのノウハウの蓄積や教育の機会を充実させるべき 観光への関わりや医療・教育に関するICTの活用、気候変動等の地球規模の課題や島嶼地域が抱える脆弱性等の理解、これら課題に住民が主体的に関わることの重要性など、持続可能な社会づくりを牽引できる住民を育成する機会を充実させる必要がある。 例えば、観光においては、外部資本や観光客のニーズに合わせることを優先させるのではなく、住民が観光にどう主体的に関わり幸福度を高めていくかの観点で、住民の権利の明確化や、開発や観光地利用に係るルールの明確化、また多言語対応や観光産業従事者の充実など、住民に対する様々な面での人材育成が必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 企画部 保健医療部 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 459 | | | ③宮古圏域全体の持続可能性を追求すべきであって、宮古圏域の観光や発展を持続可能にすることが目的であってはならない 持続可能な発展や観光についての記述が多々見受けられるが、宮古圏域では既に観光公害が顕著になり住民の暮らしや環境に悪影響が出ていることが明らかになっている。また感染症発生時には観光産業やブランド作物のレジリエンスが低いことも露呈した今、注力すべきは宮古圏域における「持続可能な社会」である。 天候不良や台風発生時には物流も止まってしまうことに加え、身近に迫る世界的な食糧危機等のリスクを踏まえ、県外の消費者や宮古圏域に訪れる観光客に向けたブランド作物ではなく、域内の住民の暮らしを支えるための食づくりが重要で、域内の食料自給率を向上させることを重点的に捉えるべきである。また、医療体制の充実なども記載があるが、予防のための検診体制の強化や健康増進の取り組みについても取り組む必要がある。そして何より、海に囲まれる島嶼地域である特徴を捉え、環境保全が最優先課題であることを認識し、全ての施策において、「その環境への影響を正しく分析し、環境への負荷を限りなく0とする」を前提に掲げ推進していくべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 環境部 文化観光スポーツ部 農林水産部 |
| 460 | | | ①八重山圏域における多様性を意識した記述を 八重山圏域に関しての記述は、多くが石垣島を中心にしたものであるが、八重山圏域は石垣市、与那国町、竹富町といった、それぞれ固有の文化や歴史、コミュニティを持つ島々で構成されている。このため、石垣島が八重山圏域の中心と捉えられているような記述は避けることが望ましい共通。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、八重山圏域において、各地域特性等に応じた記載をしております。 | 企画部 |
| 461 | | | ②医療体制へのサポート強化を 慢性的な医師の人材不足以外にも、例えば、がん患者など、特定の治療を受ける高度医療機器が不足しているなど、人材不足以外の課題も存在する。石垣島内、八重山郡内での医療提供体制のインフラを充実させることは中長期的な目標である。 同時に喫緊の取り組みとして、沖縄島など島外(都市部)での医療が受けやすくなる制度も確立させることが望ましい。これにより、必要な時に患者が望む適切な治療が受けられる体制構築が求められる。 | ①素案 に反映 | 離島の医療提供体制については、「施策展開2(7)ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保」の中で取組を記載しております。 | 企画部 保健医療部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|------------|---|-----------------------|
| 462 | | | ③地域で生活できる多角的な人材育成・定住条件の整備を 地域で持続可能に生活するためには、複合的な産業に関わる人材の育成が重要である。それぞれの島や地域の生活や、生活に根ざした文化や産業を守りつつ、これらが盤石であるからこそ成り立つ観光産業などを育成していく必要がある。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 企画部 文化観光スポーツ部 |
| 463 | | | ①ジェンダー格差があることを前提に課題解決に取り組むこと ジェンダーにもとづく雇用・賃金格差といった経済的な不平等が存在することは種々の調査で明らかになっている。加えて、男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査でも明らかになっている通り、沖縄にはトートメー(位牌)継承において、長男及び男系継承を望む文化から派生する女性差別が依然としてある。骨子案には「格差が生まれにくい共助・共創社会の実現」とあるが、まずは、ジェンダーによる格差・不平等があることを認知する必要がある。その上で格差を解消するための施策、そして格差の再生産をさせないための施策という多角的アプローチが必要と考える。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ジェンダー格差を解消する施策は2-(5)-ア-①家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進に記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 464 | | | ②女性に関する記述を増やし、「男女共同参画」を「ジェンダー平等」に言い換えること 骨子案では「女性」のキーワードは2か所しかなく、雇用に関する部分のみである。総合的な女性のエンパワーメントのためにより多角的な視点から記述を増やすべきである。例えば、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての言及を増やすべきである。「性別にとらわれず、いつ、何人子どもを産むか・産まないか」を選択・決定する自由と権利は、女性に保障された基本的人権である。また、「男女」という言葉はすべての性の当事者を言い表すことも、女性の多様性を表すこともできないことから、「男女共同参画」に代わり「ジェンダー平等」を使用することを求める。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 465 | | | ③複数アクターによる子育てのシェア、男女で偏りのない働き方の実現をめざすこと 「子育て支援＝母親支援」という考え方がしばしば見受けられるが、実際には母親だけではなく、父親そして複数アクターが子育てに関わり子どもに関するケア労働、家族に関わる家事労働をシェアすることこそが「誰もが安心して子育てができる環境づくり」への一歩であるといえる。したがって、父親に対する育児休業の取得支援、利用しやすいファミサポの確立・拡充など、母親・女性以外を対象に、母親に依存しない子育て環境の整備、周囲が子育てに参画できるようにするための支援施策の整備が強く望まれる。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 466 | | | ④女性のライフステージに沿った学習機会、就労機会を担保する支援体制を構築すること 女性は妊娠出産などを通して学習や仕事の機会を失うことが多い。そして女性の現役世代の貧困は高齢世代の貧困につながっている。そもそも、現代の働き方が「健康で障がいのない、ケア労働や家事労働を免除される男性」を基準に考えられていることが問題ではないかと考える。厚生労働省が進める「働き方改革」の実現のためにも、働く全ての人がワークライフバランスを実現を目指すとともに、現在ケア労働や家事労働を主に担わされている女性に対して、就労、育児等、ライフステージに合わせた支援が必要とされる。また、相談業務や児童福祉士、社会福祉士など、支援の現場の働き方は非常勤(会計年度任用職員)という形態が多く、支援する側が安心して働ける体制の構築が不可欠であり、それがひいては支援される側の自立につながる。 | ①素案 に反映 | 女性の就労に関する取組については、「3-(11)-エ女性の活躍できる環境づくり」に記載しております。 | 商工労働部 子ども生活福祉部 |
| 467 | | | ⑤より弱い立場の女性、複合差別に直面する女性へのきめ細やかな支援を行うこと 経済的に困窮している女性、障害を抱える女性、トランスジェンダーの女性、移住者・外国ルーツの女性など、「女性」とは一括りにできない多様な存在であり、複合的差別を受けやすい側面を持ち合わせている。女性の中でもより弱い立場にある人々を取り残さないため、当事者に合わせたきめ細やかな支援の実施を望む。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|--|-------------------|
| 468 | | | ⑥行政・政治へのクオータ制導入の検討 経済・社会・教育の面で格差・不平等があり、ジェンダーバイアスが根強い社会においては、女性の自立的努力だけではそれらを解消することは困難である。女性差別撤廃条約にもあるように、それらの解消のためには一定期間、特別措置を講ずることが求められる。まずは政治、そして行政において女性の参画を推進するためにクオータ制の導入の検討を要請する。 | ③その他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 469 | 0 | 0 | 沖縄県のおかれている立ち位置を日本から見た場合やアジアから見た場合や世界から見た場合などの複数の視点で客観的にまず論じるべきと考えています。 また、その上で人口や総所得などの数字が似通っている国や地域を挙げ、それらとの対比も必要です。 本振興計画のビジョンを実現していくにあたって、独り善がりにならないよう最善の注意を払いたい。 さらに、沖縄県は何かの特化しなければならないが、骨子案として現状考えうるすべてが記載されており、そのすべてを行うには沖縄県のキャパシティを超えていると思われます。 本当に実現を目指すなら、絞り込むことが必要なのではないでしょうか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 470 | 1 | 2 | 本振興計画を絵に描いた餅で終わらせないためにも数字目標をしっかりと定めることが必要と考えます。 私個人の希望としては、「かわいそうと思われる沖縄県民」から脱却し、「他都道府県民から憧れられる沖縄県民」に変わって頂きたいです。 そのためには沖縄県民が一人一人きちんと目標を設定することが必要で、それを客観的に測るためにも数字目標を入れて頂きたいです。 | ①素案に反映 | 本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する「実施計画」を策定することとしております。この実施計画では施策効果等を検証するための成果指標等を設定し、成果指標の達成状況等に基づき、PDCAサイクルを用いた検証等も活用しながら毎年度の施策等の検証を行ってまいります。 | 企画部 |
| 471 | 6 | 1 | 人口減少や超高齢化社会に対する方策としてロボット技術を持つ企業を伸ばしていくことも考えるべきではないでしょうか。 | ③その他 | 人口減少や超高齢化社会に向けて、新技術の活用や導入は重要と考えます。 ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 472 | 20 | 6 | 沖縄県は島嶼国のため、島嶼国の規範となるようなビジネスモデルを広く募集し、それを沖縄モデルとして世界に広げていく事を目指すべきだと考えています。 沖縄県内での様々なビジネスモデルが世界で利用されていく事を想定し、そういったビジネスを伸ばしていく手助けをすることが県に求められています。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、3-(6)-ア「スタートアップの促進」の「②創業・成長の支援体制の構築」を記載しております。 | 商工労働部 |
| 473 | 24 | 10 | 首里城再建に向けて、改めて歴史検証を行うことを求めます。 首里城をテーマパークではなく、歴史的建築物へと昇華させるためには首里城単体だけではなくきちんとした歴史検証によるストーリーが重要だと思います。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、1-(5)-ア②の中において、「首里城に象徴される琉球の歴史や文化を体感できるよう、歴史的空間の創出に取り組む。」などを記載しております | 知事公室 文化観光スポーツ部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|--------------------------------|----|---|--------|--|----------------|
| 474 | 31 | 27 | DXなどは手段であり、個々の企業責任の範囲だと思われます。 稼ぐ力の源泉は企画力や商品力であり、それがないとたとえ県内の競争に勝った企業も県外や海外の企業に負けてしまうでしょう。 沖縄県としてはこの2つを伸ばす手助けをするべきです。 現在、沖縄県では県外企業が活躍しづらい状況を官民ともに作り上げていますが、それは健全な環境ではなく、ひいては沖縄県民への負担となつて跳ね返ってきています。 生産性を向上させるためにも、企画力と商品力に注目させる一文は追加すべきです。 内地企業や海外企業との競争に晒されても打ち勝つ企業の育成は県民生活を考えるうえでも必須です。 | ①素案に反映 | 県内企業の競争力を高めるには企画力や技術力、商品力、販売力、ブランド力など企業の経営資源を総合的に高めていくことが必要不可欠だと認識しております。ご意見については「3(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化」に反映しております。 | 商工労働部 |
| 475 | 32 | 1 | 労働生産性の向上のためにも金融機関の強化を望みます。 労働生産性を向上させるには県外もしくは海外からお金を稼いで、沖縄に巡っているお金を増やすべきだと思います。 その際に、L/Cは使えない、バンクノートが何なのか分からない、バンクボンドの取り扱いがない等の現状では、沖縄県でお金を稼ぐ際の足かせが強すぎます。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 476 | 33 | 14 | 観光人材ではマネージャークラス以上の人材育成を望みます。 そうしなければ、県外もしくは海外のマネージャーの下で誰でもできる仕事を提示級で行う沖縄県民という構図になってしまいます。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、5-(5)-イの中で、「観光地経営マネジメント能力をもった観光人材の育成と確保」について記載しております。 | 文化観光スポーツ部 |
| 477 | 35 | 3 | 一例ではありますが、物流における消毒方法を確立し、そのノウハウを世界中に利用してもらうことにより手数料をもらえるような仕組みを考えてはいかがでしょうか。 万国津梁と謳われた沖縄も今では物流の視点からは大きなハンデを負っています。 沖縄にコンテナ船を寄せる一つの方法ともなり得ます。 新型コロナで新しい枠組みを模索している今、ルールを作り出す側になるような動き方を見せてもいいと思います。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 土木建築部 |
| 478 | 35頁 24行 (37 頁12 行) | | アジア経済の動向は中国(特に香港)の金融人材がどのように流れていくかが注目されています。 日本での受け入れがなかなか進まない中、沖縄県として手を挙げ、その人材とノウハウを沖縄県に浸透させるという一文も入れていいと思います。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 479 | 36 | 6 | OISTと連携した世界的なシンクタンクを設立することも入れて頂きたいです。 シンクタンクができれば様々な付随ビジネスが沖縄で興ることが想像できます。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 480 | 47 | 3 | 人材育成だけでなく、県外へ流出した高度人材を沖縄に戻すことも入れて頂きたいです。 想像以上に沖縄に戻りたがっている沖縄県出身の高度人材はいますが、沖縄に適した仕事がないために沖縄に戻れていません。 | ①素案に反映 | ご意見のとおり、専門知識・技術等を生かし活躍できる場の創出は重要であると考えており、取組については、「3-(10)-ウ 若年者の活躍促進 ③ 若年者の県内就職の促進」を新たに追加しております。 産学官連携による産業創出・振興等を図り、高度専門人材の流出防止や県外からの人材確保に取り組んで参ります。 | 商工労働部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|------------|---|------------------|
| 481 | 41 | 25 | 先端技術等を利用する際は、ぜひ環境に配慮した整備をして欲しいです。 | ①素案 に反映 | 環境に配慮した交通環境の形成としましては、「1-(1)-ウ 人と環境にやさしいまちづくりの推進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 土木建 築部 |
| 482 | 45 | 31 | <p>近年、異なる言語・文化背景をルーツに持つ子どもたちが更なる増加傾向にある。両親とも「外国人」であったり、親のうちどちらかが「外国人」であったり、また親の仕事の関係で幼少期沖縄に移住した児童生徒、沖縄で生まれ育った児童生徒等、母語や日本語のレベルも一人ひとりすべて異なる。これからの沖縄県を創る計画において「子どもたち」を考える際、そういった複言語・複文化背景をもつ児童生徒も想定してほしい。全ての子どもたちが「生きる力」を育める環境の実現を要望したい。</p> <p>現在、学校教育において外国につながる児童生徒への支援体制は、市町村によってまちまちであり、彼らの「生きる力」を育むのに公正な環境とは言えない。個々の言語・学習・家庭状況も踏まえ、一人ひとりに適した支援体制充実のため、支援時間や人材(支援員等)の確保、それらを継続できる財源の確保、自治体・関連団体・人材のネットワークの構築が肝要であるとする。</p> <p>児童生徒を取り巻く地域、教育委員会、教員、クラスメイトが彼らや彼ら保護者の状況や想いを知り、子どもも大人も、誰もが豊かに学べる地域づくり(公民館、国際交流協会等の活用)、仲間づくり、学校づくり、クラスづくりを期待する。</p> | ③その 他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 教育庁 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|------|---|------------------|
| 483 | | | <p>異文化理解や多文化共生について、日本の方々を教育するのはいいと思うが、結局のところ興味がある人、理解力のある人しか理解してもらえないところもあるため、より多くの外国人の方々をサポートするにはもっと長く日本に住んでいる外国人の方々をサポートさせてあげられるポジションを作るべき。ボランティアだけでは本人の生活を守れないため、従事できるような仕事場や仕組みなど、役所でのそのような窓口で外国人採用するようなシステム。その方々なら色々な問題や経験も済んでおり、より良いアドバイスや手続きなどの説明が可能。また、同じ母国語を話せることは安心感や信頼性が気付ける体制になって欲しい。外国のルーツを持つ子供たちも同じく、理解のある学校であれば安心して通えるように、もっと外国人に対する理解を小さいうちから出来ると外国のルーツを持つ子供たちと日本の子供たちにより広い視野を与えられる活動を増やせる場の提供などや授業に取り入れるようにして欲しい。授業には上記記載にあるとおり、日本生活が長く、同じような境遇を体験している外国人を採用して授業を行うことでより臨場感が生まれ、興味がなかった子も少しでもよりよく外の世界を見ることが出来る機会を与えてあげられるといいよ。それ関連つて、もっと外国のことを知るために直接外国の学校とネットワークを作って、ネット電話を通じて同じ授業を受けられる機会を設ける。お互いの国に無償で交換留学させることが一番望ましいがコロナの影響もあり、せめてネットからお互いの国の紹介や授業を一緒に出来る取り組みが普通の小学校や中学校間でやれるような世の中になって欲しい。これがお互いに知ることで偏見や差別が減らせる近道であるように感じるため。また、ご自身です体験することが人に説明されるより本人の感覚にて感化され、より良い影響を受けることが出来るように思う。ことわざでまとめると「百聞は一見に如かず」ってところでしょう。また、子どもたちの中に人と違うということが怖いということも多く、みんな違ってみんないいという感覚を養う機会になれば幸いに思う。</p> <p>★参考にキリーロバ・ナージャ(Kirillova Nadya)が いいモデルである https://www.dainippon-tosho.co.jp/books/product/03130/</p> <p>また、外国人は公務員(教員)になることができず、日本国籍であることが受験資格の一つであった場合は受験は出来ないことが多く、沖縄県独自の教員制度などを制定し、教員制度を緩める方で外国人でも普通に教員資格できるとよい。若しくは、沖縄独自の研修を受けた外国人のみ教員できるなどの研修制度、小学校と中学校の外国人受け入れガイドライン的なものを作成したほうが良い。参考にこういったガイドラインは沖縄はまだ少ないのかな? 思ったりします。</p> <p>◆福岡市の事例 http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/zsonihon/download/download.html?fbclid=IwAR3HIS3w_OTovb95yQE6Mf80tlXBbB00TDqTwdToq1yWLxMI9g6sAh23Ns</p> <p>学校におけるict学校 ①【言語活動・練習】→児童生徒の言語活動の更なる充実と指導・評価の効率化・言語活動(特に「話す」、「書く」機会)の充実とパフォーマンステスト等評価への活用・言語活動で活用するための、音声・文字・語彙・文構造・文法などの定着(繰り返し練習)・一人一人の能力や特性に応じた学びの機会の確保 ②【交流・遠隔授業】←特にここですよね →遠隔地・海外とのコミュニケーションと災害など非常時への対応・遠隔地や海外等の児童生徒、英語話者との「本物のコミュニケーション」・新型コロナウイルス対応や大規模災害等に伴う休業期間における学びの保障・小規模校における対話的な学びが可能。 ③【コンテンツ・授業運営】→興味・関心、学習の質を高める・コミュニケーションのモデル提示、「聞く」「読む」ための素材の提供・板書や説明時間の短縮等により、言語活動中心の授業展開が可能・写真やイラスト等により、日本語を介さずに外国語のまま理解することを支援 外国語教育におけるICT活用の利点</p> <p>◆ICTの活用について https://youtube.com/watch?v=vzxJ0-JpgU0&feature=share</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 教育庁 |
| 484 | | | ①ジェンダー格差があることを前提に課題解決に取り組むこと ジェンダーにもとづく雇用・賃金格差といった経済的な不平等が存在することは種々の調査で明らかになっている。加えて、男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査でも明らかになっている通り、沖縄にはトートメー(位牌)継承において、長男及び男系継承を望む文化から派生する女性差別が依然としてある。骨子案には「格差が生まれにくい共助・共創社会の実現」とあるが、まずは、ジェンダーによる格差・不平等があることを認知する必要がある。その上で格差を解消するための施策、そして格差の再生産をさせないための施策という多角的アプローチが必要と考える。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ジェンダー格差を解消する施策は2-(5)-ア-①家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進に記載しております。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|----------|--|-------------------|
| 485 | | | ②女性に関する記述を増やし、「男女共同参画」を「ジェンダー平等」に言い換えること 骨子案では「女性」のキーワードは2か所しかなく、雇用に関する部分のみである。総合的な女性のエンパワーメントのためにより多角的な視点から記述を増やすべきである。例えば、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての言及を増やすべきである。「性別にとらわれず、いつ、何人子どもを産むか・産まないか」を選択・決定する自由と権利は、女性に保障された基本的人権である。また、「男女」という言葉はすべての性の当事者を言い表すことも、女性の多様性を表すこともできないことから、「男女共同参画」に代わり「ジェンダー平等」を使用することを求める。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 486 | | | ③複数アクターによる子育てのシェア、男女で偏りのない働き方の実現をめざすこと 「子育て支援＝母親支援」という考え方がしばしば見受けられるが、実際には母親だけではなく、父親そして複数アクターが子育てに関わり子どもに関するケア労働、家族に関わる家事労働をシェアすることこそが「誰もが安心して子育てができる環境づくり」への一歩であるといえる。したがって、父親に対する育児休業の取得支援、利用しやすいファミサポの確立・拡充など、母親・女性以外を対象に、母親に依存しない子育て環境の整備、周囲が子育てに参画できるようにするための支援施策の整備が強く望まれる。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 487 | | | ④女性のライフステージに沿った学習機会、就労機会を担保する支援体制を構築すること 女性は妊娠出産などを通して学習や仕事の機会を失うことが多い。そして女性の現役世代の貧困は高齢世代の貧困につながっている。そもそも、現代の働き方が「健康で障がいのない、ケア労働や家事労働を免除される男性」を基準に考えられていることが問題ではないかと考える。厚生労働省が進める「働き方改革」の実現のためにも、働く全ての人がワークライフバランスを実現を目指すとともに、現在ケア労働や家事労働を主に担わされている女性に対して、就労、育児等、ライフステージに合わせた支援が必要とされる。また、相談業務や児童福祉士、社会福祉士など、支援の現場の働き方は非常勤(会計年度任用職員)という形態が多く、支援する側が安心して働ける体制の構築が不可欠であり、それがひいては支援される側の自立につながる。 | ①素案に反映 | 女性の就労に関する取組については、「3-(11)-エ女性の活躍できる環境づくり」に記載しております。 | 商工労働部 子ども生活福祉部 |
| 488 | | | ⑤より弱い立場の女性、複合差別に直面する女性へのきめ細やかな支援を行うこと 経済的に困窮している女性、障害を抱える女性、トランスジェンダーの女性、移住者・外国ルーツの女性など、「女性」とは一括りにできない多様な存在であり、複合的差別を受けやすい側面を持ち合わせている。女性の中でもより弱い立場にある人々を取り残さないため、当事者に合わせたきめ細やかな支援の実施を望む。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 489 | | | ⑥行政・政治へのクォータ制導入の検討 経済・社会・教育の面で格差・不平等があり、ジェンダーバイアスが根強い社会においては、女性の自立的努力だけではそれらを解消することは困難である。女性差別撤廃条約にもあるように、それらの解消のためには一定期間、特別措置を講ずることが求められる。まずは政治、そして行政において女性の参画を推進するためにクォータ制の導入の検討を要請する。 | ③その他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|-------|--|--------|--|------------|
| 490 | | | <p>・まず指摘したいのは、文書全体の構成や方法論の筋が悪いということである。「新たな振興計画」は、これまでの振興計画の検証(レビュー)の上に新たな計画を立案する性質のものであるが、その部分が薄いので、これまでの振興計画の何が問題で、それをどのように克服していくのか、非常にわかりにくい。特に、SDGsをこの「新たな振興計画」に無理に組み込んでいることは、計画全体をわかりにくいものとしている。SDGsをなぜこの「新たな振興計画」に組み込まなければならないか、その必然性についても十分な記述がない(SDGsの達成にも寄与する、という記述は根拠にはならない)。沖縄特有の問題を扱っている振興計画を、SDGsという国際的な目標に位置づけて考えることは重要であるが、現在の案は、振興計画案にSDGsを組み込むことにより、方法論も混乱し、構成がちぐはぐになっている。</p> <p>方法論についても「新たな振興計画」自体、計画立案までの方法論が記述されていないが、「第3章 基本方向」(16ページ 6行目)では、SDGsの方法論(「バックキャストイング」)についていきなり説明の記述がある。「新たな振興計画」とSDGsの方法論について何も議論もなく、方向や、施策の章が展開され、沖縄特有の問題についての後半の部分と断続性もみられる。第4章の「基本施策」も単なる箇条書きの羅列、寄せ集め的な記述になっており、骨子案として出せるレベルのものではないことも問題である。</p> <p>抜本的な構成の組み直しが必要であると考えます。</p> <p>・「アジアのダイナミズム」(p2,19行目等)のような、これまで使われてきた言葉が実際にどのような状態を示しているのか不明確なことが多い。情性で使い慣れた言葉を使っていないか、自問すべきではないか。そのために、沖縄の自己分析も目標も不明確になっていることがあるため、この振興計画を見直す機会にしてもらいたい。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 491 | 3 | 28 | 「ウィズ・コロナ」政策自体が現在問題を指摘されているので、これからの話を展開する時に「ウィズ・コロナ」の文言を使用することは避けるべきであると考えます。沖縄は自身のコロナ政策を検証し、ウィズコロナを前提にした「安全・安心の島」政策も見直す必要がある。沖縄は、日本(和歌山モデル)や世界のコロナ対策の成功例について、精緻に調査し、沖縄で何ができなかったかを研究して振興計画に反映する必要がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 492 | | | 沖縄で公衆衛生関係の人材(専門家含む)が薄いことも明らかになったので、その強化についても計画に反映するべきであると考えます。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、2-(3)-エ「感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化」や、5-(4)-ウ「医療・保健など地域の安心を支える人づくり」の中で取組を記載しております。 | 保健医療部 |
| 493 | 51 | 13 | <p>【駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編】</p> <p>・筆者は跡地の問題を10年ほど追ってきたが、沖縄県のプレゼンスがどこで発揮されるのかわからない。グラウンドデザイン等を策定しても、土地の返還は日米政府の返還したい時に返還したい土地を返還するというで決まってしまう。返還時には、日本政府と当該市町村との関係で決定されることが多く、沖縄県のプレゼンスがどこにあるのか見えてこない。特に広域のビジョンの実現性についての道筋について、および実現の決定機関についても具体性がない。</p> <p>「目指す」「活用を図る」「創設を図る」という文言が並ぶが、沖縄県はそれをどの「場」で実現するのか/実現させようと考えて案を書いているのか、疑問に思う案である。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 494 | 51 | 20~25 | ・経済効果について、跡地利用特措法改正法以降10年の経済効果があったかについても検証が必要であろう(p51,20-25行については情報のアップデートが必要であると考えます) | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 495 | 51 | 31~33 | ・文化財などの復元なども(p51,31-33)、西普天間の返還地では宿道の現地での保存もできなかった。これについても上述同様、特措法改正法の問題も検証し(返還から引き渡しまでの短い限定された期間での支障除去)、「貴重な空間」づくりに何が必要か本気で考えてほしい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 教育庁 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|-----|---|----------|--|----------|
| 496 | 54 | 4~6 | ・普天間飛行場跡地の案(54ページ、4-6行目)についても唐突である。この案の議論や、どう目指していくのかについても具体性を記述してほしい(復興「計画」であっても根拠は必要である)。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 497 | p.12 33 行, p.13 1-4 行,1 0-14 行, p.27 19 行, p.47 30行 | | 令和2年度に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業について各自治体で実施の検討が始まっていると聞く。この事業は厚生労働省の所管ではあるが、自治体における実施に際しては、福祉セクションに留まらない全庁的な取組みを事実上必要とするものであると解される。これまで福祉といえば、ひとり親や高齢者、障害者等の個別のニーズをもった層への対応として縦割りの取組みがなされてきたが、いまや課題は複合化・複雑化し、福祉セクション単体ではとうてい対処しきれない事態となっている。そこで県においても福祉課題に対処する全庁的な組織体制を整え、各自治体に対し重層的支援体制整備事業の実施を支援するよう求めると同時に、自治体の規模による行政サービスの不均衡がなるべく生じないように求めたい。 | ③その他 | 各市町村の意向等を踏まえ、重層的支援体制整備事業の活用促進について図ってまいります。 | 子ども生活福祉部 |
| 498 | p.12 33 行, p.13 1-4 行,1 0-14 行, p.27 19 行, p.47 30行 | | あわせて福祉分野の人材育成・待遇改善に関して県を挙げて取り組んでいただきたい。医療・保健と比べても求められる専門性が遜色ないにもかかわらず、職員の給与が低い、短期の雇用が多い、キャリアの見通しを立てにくいといった問題がある。福祉分野は施策やサービスの対象の年齢や属性が多岐にわたり、住宅施策や男女共同参画といった他分野への目配りも欠かせず、技能と知識の長期的な蓄積と刷新が求められる。SDGsが謳う「誰一人取り残さない社会」は福祉分野で掲げられてきた理念と軌を一にし、実現を目指すうえで福祉分野の人材育成・待遇改善に注力することは当該分野に限った質の向上に留まらず県民の福祉向上に直結するものである。厚生労働省がまとめた重層的支援体制整備事業に関する質疑応答集(令和2年9月24日時点)によれば、「重層的支援体制整備事業の実施主体は市町村であり、都道府県は実施できない。なお、新たな交付金とは別に、都道府県が重層的支援体制の構築を推進する市町村に一定の支援を行うために必要な経費を補助する事業について予算要求していく予定であり、詳細は来年度予算編成過程において調整していく。」とされている。ただ、沖縄県は占領と基地残存により福祉をめぐって他県より厳しい状況にあることから、復興計画においてもその点を加味して施策を盛り込んでもらいたい。 | ③その他 | 福祉分野の人材育成や処遇、労働環境の改善に努めてまいります。具体的なご意見の内容については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 499 | | | 1ー基本的な事項について ①SDGsを理念とし、沖縄の俚諺「いちやりば ちようーでー」とリンクさせた考え方は評価賛同 ②「ひとりも取り残さない社会」を「・取り残さない取り残されない・・・」と考えたいです。 ③With After Coronaの考察は重要ですが、その将来へのインパクト(what,how,...)は不明なところもおおい。今、過剰な反応は慎むべきか・・・ | ③その他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 500 | 56 | | 2ー交通問題について ①全般的印象 多くの理念(SDGs, 国際的, 世界水準, 2030アジェンダ, シームレス交通体系...)が語られながら、交通の基本施策の表現は一那覇名護鉄軌道、モノレール機能強化、バス交通環境整備等一前計画の範囲を出していない。p.56~ | ①素案に反映 | SDGsなどの理念を踏まえた交通施策については、「1-(1)-ウ①次世代型交通環境の形成」「1-(1)-ウ②公共交通システムの戦略的再編」の中で取組を記載しております。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|---|----------|---|-----------------------|
| 501 | | | <p>②以下、反映期待意見です。</p> <p>■2030見据えた陸上公共交通システム(路線網システム、運用システム)計画策定。県域間骨格、地域骨格、面的ネットワーク位置付け)この中に現鉄軌道計画も、モノレールも、バスも明快に位置付け(フィーダ交通、都市交通)。その上でプライオリティの効果的設定。</p> <p>■鉄軌道＝鉄道＋軌道 の認識共有した計画づくり期待。</p> <p>■中南部都市域に 環状都市モノレール網を。この実現は諸計画理念実現に整合→分かり易く安全安心、カーボンニュートラル貢献、環状配置駅における結節機能で広域明快アクセス網構築可、コロナ禍で加速しそうなマイカー増加対策、高価なEV車からのニーズ転換、国際級リゾート域形成のための美観機能都市形成等。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、鉄軌道の導入と併せて、鉄軌道と地域を結ぶフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところであります。フィーダー交通については、地域の課題等を踏まえながら、市町村と協働で公共交通の充実に向けた取組を進めることとしており、その取組の中で、今後、地域に適した公共交通システムやネットワークのあり方について、路線バスの他、LRT・BRT・モノレールなどの様々なシステムを含め幅広く検討していくこととしており、その取組については「3-(12)-エ-④ 鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」の中に含まれています。</p> | 企画部 |
| 502 | 0 | | <p>・多文化共生社会の意義 「労働力」が必要だから外国人を受け入れるのではなく、沖縄の先人たちがそうであったように、多様なルーツを持つ人々が沖縄で暮らし、様々な文化が混在することで沖縄の新たな魅力が生まれ、豊かな沖縄に繋がると考える。外国人を人的資源として捉えるのではなく、ともに地域に生きる一員として考えることが肝要である。そして外国人も含めたすべての人びとが沖縄で生き生きと生活し活躍するために、人権の尊重は不可欠であると考える。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | 子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部 |
| 503 | 0 | | <p>・外国人の人権の尊重について言及すること 日本政府が批准している国際人権条約には「外国人の地位・権利」について、「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている」と謳っている。現在の沖縄県ではアパートの賃貸契約や携帯電話の契約など、日常生活の何気ないところにも、言語のみならず制度の壁が存在している。制度の変更を国に働きかけていくことと同時に、今現在沖縄で暮らしている外国人の人たちの安心・安全な生活のために、困りごとに対応するワンストップ支援センターの設置など、細やかな支援が必要であると考える。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、平成31年4月から、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が主体となって相談窓口を設け、「外国人のための法律生活相談」を実施しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | 子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部 |
| 504 | 0 | | <p>・言語保障について言及すること 骨子案では「在住外国人等が住みやすい地域づくり」が入っているが、具体的な施策については一切述べられていない。現在の沖縄県では交通標識、公的文書や申請書類等、日本語でしか提供されていないことはもちろん、その内容が複雑であること、日常生活の至るところに、言語の壁が存在している。日本語教育(日本語を学ぶ機会)の提供＝言語保障事業(本来は手話なども入るべき)が住みやすい地域づくりという観点でも重要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | 文化観光スポーツ部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|---|---|---|--------|---|------------------------------------|
| 505 | 0 | | <p>・外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育を 骨子案では「外国人材の受入環境の整備」があげられているが、具体的な施策については一切述べられていない。多文化共生社会の実現のためには、外国人と県民の相互理解が肝要であり、宗教、行事、食事や慣習などを含む、お互いの様々な文化や価値観などについて学ぶ機会の提供や、県民に対して多文化共生社会の意識を知る取り組みを進めることが必要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-(11)-ア-④ 外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-(2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。</p> | <p>商工労働部 文化観光スポーツ部</p> |
| 506 | 0 | | <p>・多文化共生社会の意義 「労働力」が必要だから外国人を受け入れるのではなく、沖縄の先人たちがそうであったように、多様なルーツを持つ人々が沖縄で暮らし、様々な文化が混在することで沖縄の新たな魅力が生まれ、豊かな沖縄に繋がると考える。外国人を人的資源として捉えるのではなく、ともに地域に生きる一員として考えることが肝要である。そして外国人も含めたすべての人びとが沖縄で生き生きと生活し活躍するために、人権の尊重は不可欠であると考えます。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部</p> |
| 507 | 0 | | <p>・外国人の人権の尊重について言及すること 日本政府が批准している国際人権条約には「外国人の地位・権利」について、「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている」と謳っている。現在の沖縄県ではアパートの賃貸契約や携帯電話の契約など、日常生活の何気ないところにも、言語のみならず制度の壁が存在している。制度の変更を国に働きかけていくことと同時に、今現在沖縄で暮らしている外国人の人たちの安心・安全な生活のために、困りごとに対応するワンストップ支援センターの設置など、細やかな支援が必要であると考えます。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、平成31年4月から、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が主体となって相談窓口を設け、「外国人のための法律生活相談」を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部</p> |
| 508 | 0 | | <p>・言語保障について言及すること 骨子案では「在住外国人等が住みやすい地域づくり」が入っているが、具体的な施策については一切述べられていない。現在の沖縄県では交通標識、公的文書や申請書類等、日本語でしか提供されていないことはもちろん、その内容が複雑であること、日常生活の至るところに、言語の壁が存在している。日本語教育(日本語を学ぶ機会)の提供＝言語保障事業(本来は手話なども入るべき)が住みやすい地域づくりという観点でも重要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>文化観光スポーツ部</p> |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 局 |
|----------|----|-------|---|------------|--|------------------------|
| 509 | 0 | | <p>・外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育を 骨子案では「外国人材の受入環境の整備」があげられているが、具体的な施策については一切述べられていない。多文化共生社会の実現のためには、外国人と県民の相互理解が肝要であり、宗教、行事、食事や慣習などを含む、お互いの様々な文化や価値観などについて学ぶ機会の提供や、県民に対して多文化共生社会の意識を知る取り組みを進めることが必要である。</p> | ①素案 に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-(1)-ア-④ 外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-(2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。</p> | 商工労働部 文化観光スポーツ部 |
| 510 | 40 | 22~24 | <p>ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興 ① 着地型観光プログラム等の定着 ② 環境に配慮した持続可能な観光の推進</p> <p>御嶽は、離島のみに関わらず沖縄の県民にとって日常の生活のなかの自然に尊厳を払い、島とつながるなくてはならない場。観光という言葉は本来、中国・古代の書物『易経』の言葉で「国の光を観る」と言う語源に発しております。本来、何かを探し求めて人は旅に出ます。そして、たどり着いた土地の営みに、自分の故郷にない素晴らしいものを発見し、その魅力に打たれる。そしてそんな旅人の感銘を見て、その土地で暮らす人々は、自分の国の良さ(光)に改めて気づき、それが故郷の誇りと郷土愛へと還元されてきました。そして、旅人もまた、旅先から生まれ故郷に帰り、旅先で見た様々な人の息吹を持ち帰りつつも、自分の土地独特の大切なものに改めて気づく、それが本来の「観光」というものであったのです。 沖縄に観光にいらっしゃる方々もそれを感じたくて来るからこそ「沖縄らしさ」「懐かしい光景」を目だけでなく、肌で感じにくるもの。その「観光」が、過去の営みや大切なものを踏みつけるものであっては、過去に申し訳が立たず、そして未来に伝えるべき魅力を減じてしまえば、それは歴史において現代の過ちというべきものかもしれません。 歴史が繋いできた魅力とは何か、それは本当にはかなく、現代は握りつぶされていくように消えていきます。その果てに、どこも同じような観光施設、同じような特徴のない、殺風景で人の息吹を感じない街や観光地が量産されます。そんな時代の弊害に今、多くの人が気づき始めていることでしょう。 これからますます、本来の「観光」の意味合いに原点回帰し、地域それぞれの魅力を大切に、未来に価値を繋いでゆくことが大切だと感じます。その場に昔から暮らす方々の意見を聞き、むやみやたらに立ち入らず、なぜ立ち入れないのかも観光資源の一部として地域ガイドや観光案内で沖縄文化、自然崇拜の大切な郷土資源として案内する。一年に一度、京都の寺院の御開帳、特別参拝のように季節や日にち、人数を特定して公募しその地区の風習も合わせて案内する。そうすれば、環境やその場の自然、拝所空間、環境も守ることが出来つつ、沖縄のことをさらに知ってもらえる機会となる。環境整備も、シルバーや普通の庭師がするのではなく、そういった寺院の専門家を招いて手入れの講習会を開催し(私は数名日本国内で行っている方々を存じています)地域にそのノウハウをしっかりと継承し、環境も維持していける=持続性可能な空間の継承もしていくことが出来る。そう思っています。 このままでは、沖縄の文化も土地もどんどん疲弊してしまいます。どうかどうか、よろしく願い致します。</p> | ③その 他 | <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 文化観光スポーツ部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|----------|------------------------------|----------|
| 511 | 17 | 18 | <p>「SDGsの推進とともに目指す社会であり、」を「SDGsの推進とともにあらゆる人権の保障や差別の解消などを旨とする社会であり、」としてください。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰一人取り残すことのない優しい社会」は沖縄県にふさわしい理念であり、全面的に賛同するとともに県民として力の限り貢献したいと思えます。 ・その上で本骨子案には随所にマイノリティへの言及が見られ素晴らしい方向性ですが、“誰一人取り残すことのない”社会を確実に実現するためには、今こそおきなわ21世紀ビジョンの基本理念である「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神」に立ち返り、支援対象を限定しない“人権の保障や差別の解消”を起点にしていくことが要諦です。 ・なお、SDGsは人権や環境の基準を守って達成していく世界共通の目標であり、その前文には「誰一人取り残さず」、「すべての人々の人権を実現」することが示されています。これは世界人権宣言および日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重の理念に通底するものです。 | ③その他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 512 | 73 | 29 | <p>文末に「なお、計画の見直しにあたっては様々な当事者を含む県民をはじめ企業、団体、NPO等の各主体の参画を促す。」を追加してください</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p3、7行目にもあるとおり、本計画の主体は県である一方で、「県民をはじめ企業、団体、NPO等」の活動の指針となるものでもあるため、策定および見直しへの参画を積極的に促していく必要があります。 ・マイノリティなど様々な当事者が策定および見直しのプロセスに参画することがまさに、p27、26行目にもある「県民一人ひとりが世代や国籍及び性別等にかかわらず、互いに支え合い、社会や地域づくりに主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む共助・共創の社会の実現を目指す」ことに通じます。 ・沖縄21世紀ビジョンの基本理念においても「県民一人ひとりが今の時代を創り、次の時代を切り拓く主人公であることを自覚し、生きがい感じ、自立の精神に則り、明日に向かって意欲的に前進していく気運に溢れる社会を創造する」とあり、策定・見直しプロセスへの県民参加は、県民一人ひとりを“主人公”たらしめることに繋がります。 | ③その他 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 513 | 0 | | <p>① 差別解消など具体的な取組を明記し、人権の保障を実現する</p> <p>本骨子案では、性の多様性をはじめ様々な多様性や個人の尊厳を、人権として明確に記載していない。また、ジェンダー平等の「推進」や、性の多様性の「尊重」という達成したか否かの判断ができない曖昧な表現が多く使用されているため、差別の解消や人権保障の実現という、具体的な行為を表す表現を使用すべきである。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 514 | 0 | | <p>② LGBTQという用語だけでなくSOGIESCの定義を明記し、理解・浸透に取り組む</p> <p>本骨子案では、沖縄におけるSDGs推進の優先課題として5つのPを掲げており、その中でもPeople(人間)を先頭に置き、性の多様性や障がいの有無、国籍など、多様性の尊重や個人の尊厳について触れている。</p> <p>LGBTQ等という用語のみでは、性の多様性の一部しか表すことができない、当事者と非当事者を分断してしまう可能性があることから、SOGIESC(ソジエスク)という用語の使用すべきである。</p> <p>SOGIESCは、性的指向、性自認、性表現、性的特徴の英語表記を略したもので、あらゆる性の在り方を表現し、全ての人を対象とした用語である。マイノリティのみならず、全ての人が性の在り方を理由に差別されない社会を形成するためには当事者と非当事者を生ない用語の使用・浸透が必須である。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|---|---------------------------------------|
| 515 | 0 | | ③ 雇用機会確保や学校づくりにも人権の視点を取り入れる 本骨子案では、働き方や教育の文脈の中で性の多様性について触れられている項目がない。概念の浸透や差別解消の実行の場として主に上げられるのが学校や職場であるため、その項目に性の多様性について明記されていないことは大きな課題である。 学校では、多様性を尊重する人権教育の充実、職場環境では、LGBTQが活躍できる環境づくりが求められるため、それぞれの項目において言及する必要がある。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |
| 516 | 21 | 1 | エ 環境と共生するまちづくりの推進 ②と③を入れ替えた方が①との連続性がある。さらに「歩いて楽しい」を入れる方が脱車社会、人間中心の幸福感が得られる生活を目指す意味で適当だと思う。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 環境部 土木建築部 |
| 517 | 21 | 17 | ア 生物多様性の保全・継承 生物多様性を保全するには、これ以上の開発をしないことが必要だと思われるため、まず、一番目に「自然環境・生物多様性の保全」を明記することが必要だと思う。 ① 自然環境・生物多様性の保全 ② 自然環境保全・生物多様性に関する研究及び拠点形成 ③ 希少野生動植物種や沖縄固有種の保護対策、外来生物対策の推進 ④ 世界自然遺産や自然公園の適正管理 | ③その他 | ご意見を踏まえ、「1-(2)-ア 自然環境・生物多様性の保全・継承」に修正します。 | 環境部 |
| 518 | 21 | 29 | ウ 多様な主体による環境活動と環境教育及び環境人材育成・確保の推進 環境活動と環境行動とは何ですか。定義を明確にした方がよいと思います。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、環境活動については、「環境保全等に向けた活動」と修正し、また、環境行動については、施策体系を見直し、当該文言を削除させていただきます。 | 環境部 |
| 519 | 22 | 15 | ④ ブルーエコノミーの普及に向けた新たな展開 ブルーエコノミーとは何ですか。定義を明確にした方がよいと思います。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、ブルーエコノミーの定義については、素案の説明文の中で記載しております。 | 商工労働部 農林水産部 企画部 環境部 土木建築部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|--|---------------------------------------|
| 520 | 22 | 21 | ④ 次世代を担う海洋人材の育成 海洋人材とは何ですか。定義を明確にした方がよいと思います。 | ③その他 | 海洋人材とは、土木、運輸、海洋エネルギー等、広く海洋産業が必要とする専門人材を指しております。 | 商工労働部 農林水産部 企画部 環境部 土木建築部 |
| 521 | 22 | 32 | 「多様な担い手が活躍できる様々な機会及び場が創出されることで、世界を魅了する沖縄文化の更なる発展を目指す。」 ⇒「多様な担い手が活躍できる様々な機会及び場が創出されることで、 <u>県民の喜び・誇り</u> となるとともに、世界を魅了する沖縄文化の更なる発展を目指す。 世界を魅了する前に県民自身が親しみ楽しみ誇りを持つことがまずは大事だと思います。 | ①素案に反映 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「多様な担い手が活躍できる様々な機会及び場が創出されることで、 <u>県民の喜びや誇り</u> となるとともに、世界を魅了する～」 | 文化観光スポーツ部 |
| 522 | 24 | 10 | ア 首里城の振興 ⑦として、「首里城周辺住民によるまちづくりと連動した首里城の復興」を追加（首里城だけを復興するという発想ではなく、観光客も住民もウィンウィンになるようなまちにならなければ、持続可能な観光地、真の豊かな観光地にはならないと思う） | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 知事公室 土木建築部 |
| 523 | 25 | 4 | ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化 ③ 子ども食堂など地域ぐるみで子どもを支える団体への支援 ④ NPOや民生委員、地域運営組織、地域住民などとの連携体制の構築 (③、④を追加。行政だけでは貧困を無くせない。協働の視点を入れるべきだと思う。) | ①素案に反映 | 子どもの貧困対策の推進にあたっては、国・県・市町村、教育・福祉等の関係団体、NPO法人、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、総合的な支援を展開することが重要と考えています。 第4章 2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進において、「協働の視点」を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 524 | 28 | 1 | ア ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重 男女共同参画を「ジェンダー平等」に言い換える(その方が伝わると思います)。 「クォーター制の導入検討」を追加する(掛け声だけでなく、本気度を示す必要があると思います)。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 525 | 28 | 7 | イ 地域コミュニティの活動支援 ① 地域ボランティア・NPO等の活動支援 ⇒ ① 地域ボランティア・NPO・ <u>地域運営組織等の活動支援</u> ② 地域の活力を高める多様な連携と協働の取組の推進 ⇒ ② <u>地域の活力を高めるため、企業や学校など多様な主体との連携と協働の取組の推進</u> (自治会・まちづくり協議会などの地域運営組織や企業、学校なども地域コミュニティを組織するものであることを明記する方がよいと思います。) | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|------------|--|---------------------------------------|
| 526 | 30 | 12 | ② 自助・共助・公助による地域防災力の向上 ⇒ 自助・共助・公助の組み合わせによる地域防災・減災のための協働体制の構築 (地域防災力の向上だと抽象的だと思うので、体制構築をしっかりと明記した方がいいと思います) | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、「2-(8)-ア② 地域防災力の向上」の中で取組を記載しております。 | 知事公 室 |
| 527 | 30 | 20 | ウ 安全・安心に暮らせる地域づくり 「NPOや地域運営組織などによる連携した地域安全活動への支援」を追加 (横の連携・協働の視点を入れた方がいいと思います) | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨については、「2-(8)-ウ① 安全・安心な生活の確保と警察活動の強化」の中で取組を記載しております。 | 子ども生 活福祉部 県警本 部 |
| 528 | 43 | 27 | イ 多文化共生社会の構築 外国人差別禁止、人権尊重の文言を入れた方がいいと思います。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生 活福祉部 文化観 光スポー ツ部 |
| 529 | 43 | 27 | イ 多文化共生社会の構築 ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり ② 県民の異文化理解・国際理解の促進 もう少し具体的に項目だてをしていく必要があると思います。 日本語を学ぶ機会の保証、地域での日本語を学ぶ機会の構築など。 | ①素案 に反映 | 県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。 ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。 | 文化観 光スポー ツ部 |
| 530 | 2 | 2 | (2) 我が国の発展への貢献 【全体】日本経済成長への貢献について強調する必要はないと思います。県の振興計画の目的は県民の幸福であり、日本への貢献ではないと考えます。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 531 | 3 | 1 | 2. 計画の性格 ITリテラシーについての部分は、デジタル化におけるヒューマン格差を追記していただきたいです。 文案⇒「急速なデジタル改革の中で、デジタルツールに不慣れで取り残される高齢者、障がい者等の方々(デジタルデバイド)もしっかりサポートし、誰もが、デジタル化の恩恵を最大限に享受できる社会をつくり上げます。」 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|---|--------|--|-----------------|
| 532 | 7 | 1 | <p>(1) 歴史的・文化的特性 「地域の～」のバラグラフは残して良いが、以降の文は、県内の多様性を否定する様な表現が散見されるので、沖縄県内の文化に詳しい専門家に聞き、多様性をしっかり記述した形で記載すべきだと考えます。 →当案においては、「多様性が重要かつ不可欠」と記述しながらも、「ニライカナイ」や「チムグル」などの沖縄島を中心とした言葉や概念を使用し、その多様性に目が向いていません。また、これらの概念もステレオタイプのであり、表現したいのであれば、しまくとぅばではなく、普遍的な概念として日本語で説明するほうが誤解が少ないのではないのでしょうか。また、歴史資源・文化資源の利活用ばかりの話が出ています。その資源を作り出す調査研究が軽んじられている印象を受けるため、「調査研究」というワードを入れる必要があると考えます。そしてそもそも話ですが、歴史や文化は観光や経済発展のために必要なのではなく、私たち自身や県内の他者を知り、私たちの心を豊かにするために必要なものだと思います。観光や経済発展に寄与せずとも、無条件に歴史や文化(伝統的なものも新しいものも)を尊重し重んじるような文を入れていただきたいです。以下に代案を示します。</p> <p>地域の発展においては、地域によって異なる個性や独自性、すなわち多様性が重要かつ不可欠であり、特に価値観や生活様式といった文化が重要な要素となる。 先史時代においては、遠方地域との交易を通して、亜熱帯気候と島嶼性という条件の下、独自の文化を育み、築いてきた。 古琉球時代には、万国津梁を掲げ、日本、中国、東南アジア諸国と交易を行い、様々な文化・文物が交差する東アジアの一国であった。 近世琉球の時代には、日本と中国という大国の二国間で独立を維持し、今私たちが考える沖縄らしさに繋がる工芸・芸能・文化が生み出され、発展し、現代の沖縄文化の礎を築いた。 近代には日本の一県として、近代化を成し遂げ、県外への出稼ぎ、海外への移民など、沖縄県人が世界に飛翔した。 日中戦争から太平洋戦争期には、旧南洋群島への移住、日本軍への従軍、徴用など様々な形、様々な地域で動員され戦争を体験し、その終局としての沖縄戦においては多くの県民の命、豊かな自然、貴重な文化財を喪失した。 戦後は27年間に及ぶアメリカの統治下に置かれ、様々な問題を内包しつつ沖縄県として日本復帰を果たした。 復帰後は、日本本土との結びつきが強まり経済が発展し、社会基盤が整備されていった。 一方、貧困、格差、環境破壊、基地問題など、今日につながる課題が解決されずに引き継がれてきている。 沖縄では、以上のような自然環境と歴史的背景からしなやかに生き抜くという県民の特性が育まれ、「命どう宝」という考えに基づく人を大事にする精神文化がSDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」とも一致する。 日本本土とは異なる歴史の中で培われてきた沖縄の文化は、本県が有する人々を惹きつける魅力、ソフトパワーの要素として現在に受け継がれている。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 533 | 11 | 22 | <p>「平和」について 本骨子案では、「沖縄戦」という明確に示される場所のみ、沖縄戦について触れていますが、本県で平和を考えると、沖縄戦の経験を含めた基礎・基本にするべきだと考えます。そして、今後10年が沖縄戦体験者から直接お話を伺うことができる最後の時代になると考えられます。以上のことから、「平和」に係る部分全てに、①沖縄戦体験の聞き取り、②沖縄戦研究、③沖縄戦の記憶の継承、④沖縄戦の影響の検証、⑤沖縄戦によって引き起こされた出来事の研究、⑥沖縄戦研究の蓄積の活用を追究するべきだと考えます。</p> | ①素案に反映 | 沖縄戦の実相・教訓の継承については、「4-(1)-イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」の中で取組を記載しております。 | 企画部 子ども生活福祉部 |
| 534 | 11 | 28 | <p>「ユイマール」について 本骨子案では「ユイマール」という言葉が多用されていますが、「ユイマール」とは、共同体を維持するために行っていた活動／機能を示す言葉であり、そこに情緒的結びつきやいわゆる「優しさ」は含まれていないようです。また、前近代においては「人権」意識も低く、個人が尊重される社会ではなかったであろうと考えられます。そのため「ユイマール」や「共同体」という言葉よりも、「地域共生社会」という言葉がふさわしいのではないかと思います。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 535 | 12 | 31 | <p>5 基本的課題（沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して） 「沖縄の持つ課題の特殊性は独自の歴史と結びついており、その課題と向き合うために私たちの歴史や文化をつねに調査研究し、学びつづけることが重要である。」を追記。 琉球王国から日本になったという歴史から入れておくべきだと考えます。そこに様々な問題や特殊性のルーツがあると思います。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|---|---------------------------|
| 536 | 13 | 3 | 5 基本的課題（心豊かで安全・安心に暮らせる島を目指して） 《ファミリーソーシャルワーク》の考え方を入れる必要があると思います。 ファミリーソーシャルワーク：個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などの協力のみでは解決困難な生活課題を抱える家庭・家族を支えるために、家族一人ひとりの福祉と人権の擁護を基に、関係機関連携のもとに、家族を構成する個々人の自己実現と生活設計を見通し、家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭がその機能を十分に発揮できるよう援助していくこと。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 教育庁 |
| 537 | 13 | 29 | 「持続可能な発展」→「持続可能な社会」 経済的な発展がなくとも、未来の世代まで今ある自然、より多くの自然を受け継ぎたいです。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 538 | 14 | 3 | 「持続可能な発展」→「持続可能な豊かさ」 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 539 | 14 | 17 | 「ウチナーンチュが移住した歴史的関係性も踏まえ」 → 過去の歴史（「大東亜共栄圏」と言ったように、アジアへの侵略戦争に加担した歴史など）、どう歴史を捉えているのか ・そもそも沖縄にとっての安全保障とは？を言語化してもいいのでは（県民の命を守ること、近隣諸国等との共存を図ることなど） 「沖縄のこころ」の定義（人間の尊厳を何よりも重く見て、戦争につながる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心であります。）（ http://www.peace-museum.pref.okinawa.jp/hajimeni/index.html ）はとても大事なので、そのまま書いたほうが良いと思います。 沖縄戦によって根本的に何が失われてしまったのかについての言及もほしいですし、平和祈念資料館の機能強化（専門家を置く、知識と志のある学芸員を増やすなど）も必要だと考えます。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 子ども生活福祉部 |
| 540 | 17 | 11 | 「…いかなる差別、環境破壊などがなく、人権が守られ、多様性が尊重される」等、人権と多様性について追加する | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 541 | 17 | 15 | 「和」についての記述を削除 → 地縁的な共同体から排除される人々への配慮も必要だと思います。「和」に入らない自由も尊重されるべきだと思います。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 542 | 17 | 21 | 「ユイマール」について：本骨子案では「ユイマール」という言葉が多用されているが、「ユイマール」とは、共同体を維持するために行っていた活動／機能を示す言葉であり、そこに情緒的結びつきやいわゆる「優しさ」は含まれていない。また、前近代においては「人権」意識も低く、個人が尊重される社会ではなかったであろうと考える。そのため、「ユイマール」や「共同体」という言葉よりも、「地域共生社会」という言葉がふさわしいのではないだろうか。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 543 | 17 | 27 | 伝統工芸への県民の理解が必要なので、伝統工芸に関する教育の充実等も入れてほしいと考えます。 | ①素案に反映 | 伝統工芸の啓発普及の取組については、1-(4)-エ①「伝統的な技術・技法の継承」の中で取組を記載しております。 | 文化観光スポーツ部 商工労働部 教育庁 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|--|----------|--|------------------|
| 544 | 23 | 5 | <p>ア 沖縄文化の継承・発展・普及 「保存」は今発見されているものだけが対象になると考えられます。資料は発掘して調査・研究するものなので、保存などの前に調査・研究を入れてほしいです。 本骨子案では、歴史や文化が観光資源の発掘的なものになっている印象を受けます。 本来は、歴史・文化の探求はアイデンティティの発掘につながるものである(我々は何者であるかをきちんと発掘すること)、それそのものだけで意義がある(たとえ経済的発展に寄与しなくても)と思うのですが、本骨子案ではそうした歴史・文化の意義が理解されていない印象を受けます。 歴史・文化がよりよく理解され、県民に幅広くアクセスされるような教材化なども重要だと考えます。 以下の追加案に賛同しています。 ⑦先史時代から戦後までの重層的な歴史文化資源の調査研究、資源化 ⑧戦後から復帰、現代までの調査・研究・資料の保存・編集・活用</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 教育庁 |
| 545 | 23 | 13 | <p>イ 沖縄文化の担い手の育成的を上げたあとにまた曖昧にしている印象 文化の担い手は多いのに、サポートされていないという現状があるようです。 博物館や資料館が抜けているため以下を加筆提案します。 ⑤行政における地域の歴史文化の調査研究の機能強化</p> <p>民具については、圧倒的にどうあるべきかの議論が足りていない。 それがどういうものなのか話し合われていないが、地域文化としての位置づけを話し合っていないと、継承・発展・普及はできない。そのような機会も必要で、また県民自身が学ばないといけない。しかし、ただの商品として扱うには問題があるが、舞踊で使う際には非常に重要だったりするなど、その価値を確認していく必要がある。人気な商品ほど安価な海外製に変わっているという課題もある。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 文化観光スポーツ部 |
| 546 | 23 | 30 | <p>想定されている沖縄文化が漠然としている。文化は保存するべきものと新たに生み出すべきものの両輪でなければいけない。(そうじゃないと世界を魅了することはできないはず)。伝統を保存(保存)する話と、伝統に根ざしながら新しいものを作り出すことがごちゃ混ぜになっている印象を受ける。古典をやってる人たちも、新しい文化を生み出している人たちも、みんなを守って欲しいと思います。</p> <p>・新しいクリエイションについて→多様な文化活動に対する言及と「行政ができる活動としてアーツカウンシルなどの取り組みによって多様な文化を創出することが望まれる」 新規の文化の創造に関する言及がない→新しい文化を育てる気持ちを表す一文位は明記してほしい。</p> | ①素案に反映 | <p>伝統文化保存の取組については「1-(4)-ア③伝統文化の保存・継承・発展」の中で取組を記載しております。 また、文化芸術振興の取組については「1-(4)-イ文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり」の中で取組を記載しております。</p> | 文化観光スポーツ部 |
| 547 | 26 | 32 | <p>(1) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実 障がいを「障害」とする表記は関連法においても統一されているが、SDGsにおいては「障がい」として翻訳されるなど、当事者からの「障がい」表記への要望もあることから、改めて「障がい」表記を提起したい。 「地域共生社会とセーフティネットの実現」としてはどうか。 説明文案:「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現。このため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進。」</p> <p>12行目:「活動」ではなく「活躍」とし、「障がいのある人が自分らしく活躍できる地域づくり」へ。 16行目:難病の方などへの配慮も入れたい。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|----------|------------------------------|----------|
| 548 | 42 | 24 | <p>(1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア/太平洋と沖縄がわかれていることへ違和感がある ・沖縄戦の調査/検証などの項目がない ・沖縄-アジアをつないできた市民によるネットワークの活動の重要性も言及してほしい ・平和形成のための「拠点」の位置づけの問題 がある。 <p>例えば、 <ア…過去の検証および従来の取り組みの再評価/発展> ア. 沖縄戦をはじめとしたアジア・太平洋戦争の実相解明のための取り組み ① 沖縄戦およびアジア太平洋戦争全般における加害・被害に関する調査研究(過去について) ② 戦後処理などの問題について、従来行われてきた国を超えた市民ネットワークの発展(今について) ③ ~~~ <イ…未来に向けた継承および平和形成のための拠点づくり> ① 沖縄戦及びアジア太平洋戦争の実態を次世代およびアジア・世界に継承する取り組み ② 戦争遺跡の保存・活用や国際機関の誘致など、戦争や平和について学び、思索する拠点の形成 ③ 平和に関する社会貢献活動とかなんとか… という構成はどうか。</p> <p>アジア・太平洋戦争と沖縄戦は、切り離さず一連のものとして捉えてほしい。 過去とこれからで分ける方がわかりやすく、その上で米軍や軍事に関係する平和的ではないことに関してなにをしていくべきかの話をするのも、「沖縄のこころ」の発信になるのでは。 どんな平和教育を推し進めていくのがいいのか？という議論がないが、沖縄戦傷について言及が必要であるとともに、平和を発信する先はアジア太平洋に限定する必要はない。 沖縄戦を学ぶと、世界と繋がっていくことができ、世界との連携。お互いに学び合うことが世界平和に繋がる。沖縄戦の教訓を世界に発信していくという姿勢が重要である。 「継承」についても、実態調査が必要。これらの事業に関しては評価・検証(点検評価)まで入れたほうが良い。体験の話者さんが鬼籍に入られていき、おそらく継承のあり方が今後10年で大きく変わるため、次世代への継承の抜本的な見直しが必要になるのではないか。前提条件に、今までの沖縄戦研究の蓄積の教材化などを入れたほうがいいのか。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 549 | 45 | 30 | <p>(1) 「生きる力」を育む学校教育の充実</p> <p>「子どもの人権を保障する学校の環境づくりを行う。また、性の多様性(LGBTQ*2 等)、障がいの有無、ルーツなど、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされる教育を充実させる。」という説明に。 学力がトップなのを変えたい イーオーウーエーアではどうか。 ここでは、「力」をつけて強い個人を作る教育が強調されているが、人間は、「力」がなくても生きていても良い権利があるはず。「力」をつける以外に、ケアする視点も入れた方がいいのでは。</p> <p>【追加・修正を求める部分(下線部)】 ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実 ⑤ 少人数学級の実現 ⑥ 教員が教育活動に専念できる環境の整備と負担の軽減 イ 心豊かで健全な青少年の育成 ① 心の教育の充実 ② 不登校児童生徒への学びの保障、支援体制の強化 ③ 保護者・学校・地域の連携によるいじめ問題への取組 ウ 健やかな心身を育む学校教育の充実 ① 自身の心のあり方や相手の心のあり方を学ぶ教育の充実 ① 学校における体力向上に向けた取組 ② 健康教育・性と生殖に関する健康と権利教育・安全教育の推進 オ 学びの環境を保障する学校づくりの推進 ⑥ 多様性を尊重する人権教育の充実</p> | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 教育庁 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|----------|---|-------------------------|
| 550 | 73 | 29 | <p>文末に「なお、計画の見直しにあたっては様々な当事者を含む県民をはじめ企業、団体、NPO 等の各主体の参画を促す。」を追加してください。</p> <p>・p3、7行目にもあるとおり、本計画の主体は県である一方で、「県民をはじめ企業、団体、NPO 等」の活動の指針となるものでもあるため、策定および見直しへの参画を積極的に促していく必要があります。</p> <p>・マイノリティなど様々な当事者が策定および見直しのプロセスに参画することがまさに、p27、26行目にもある「県民一人ひとりが世代や国籍及び性別等にかかわらず、互いに支え合い、社会や地域づくりに主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む共助・共創の社会の実現を目指す」ことに通じます。</p> <p>・沖縄21世紀ビジョンの基本理念においても「県民一人ひとりが今の時代を創り、次の時代を切り拓く主人公であることを自覚し、生きがい感じ、自立の精神に則り、明日に向かって意欲的に前進していく気運に溢れる社会を創造する」とあり、策定・見直しプロセスへの県民参加が、県民一人ひとりを“主人公”たらしめることに繋がります。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 |
| 551 | 55 | 19 | 生活環境基盤の中に、離島や僻地へ移住を希望する者がなかなか住居を探せない・得られない問題を明確にした方が良い。 | ①素案に反映 | 離島における住居の確保については、「施策展開2(7)イ ③公営住宅の確保及び空き家等の活用」の中で取組を記載しております。 | 土木建築部 企画部 |
| 552 | 55 | 24 | 『離島の多様かつ特色ある魅力を発信する。』発信する情報の質を担保するため、歴史文化の研究を奨励する旨も含んで欲しい。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 企画部 文化観光スポーツ部 教育庁 |
| 553 | 55 | 26 | 県民による離島・僻地へのマイクロツーリズムを奨励し、交流人口・関係人口の増大を図って欲しい。 | ①素案に反映 | 交流人口・関係人口の増大については、「施策展開4(4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出」の中で取組を記載しております。 | 企画部 文化観光スポーツ部 |
| 554 | 55 | 26 | 遠隔教育・遠隔診療の導入など、テクノロジーの活用と同時に専門人材の確保・育成も考えていかねばならない。例：離島には理学療法士などの専門職がいらないため、リハビリの器具があっても実際には行われていない。 | ①素案に反映 | 遠隔医療については、「施策展開2(7)ウ ③ICTを活用した遠隔医療の推進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 保健医療部 |
| 555 | 55 | 28 | 美しい自然を保護し、住民の意識を高めるためにも離島・僻地での輸送コスト高による廃棄物・粗大ゴミ放置問題に県をあげて取り組んでいくべきである。 | ①素案に反映 | 離島における廃棄物処理については、「施策展開2(7)イ ④効率的な廃棄物処理施設の整備促進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 環境部 |
| 556 | 71 | 31 | 美しい自然を保護し、住民の意識を高めるためにも離島・僻地での輸送コスト高による廃棄物・粗大ゴミ放置問題に県をあげて取り組んでいくべきである。 | ①素案に反映 | 離島における廃棄物処理については、「施策展開2(7)イ ④効率的な廃棄物処理施設の整備促進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 環境部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|----|--|--------|---|---------------------------------------|
| 557 | 72 | 4 | 美しい自然を保護し、住民の意識を高めるためにも離島・僻地での輸送コスト高による廃棄物・粗大ゴミ放置問題に県をあげて取り組んでいくべきである。 | ①素案に反映 | 離島における廃棄物処理については、「施策展開2(7)イ ④効率的な廃棄物処理施設の整備促進」の中で取組を記載しております。 | 企画部 環境部 |
| 558 | 72 | 11 | 生まれ育った島で最期を過ごしたい・看取りたいという視点も加えるべきである。 | ①素案に反映 | 離島に生を受けて、離島で育ち、生涯を過ごすためには、適切な医療と福祉サービスが提供される環境づくりが必要と考えております。2-(7)-ウ-②「福祉・介護サービスを受ける機会の確保」の中で取組を記載しております。 | 子ども生活福祉部 |
| 559 | 72 | 18 | 離島間の交通網・通信網を改善し、住民同士の交流を活発にするべきである。 | ①素案に反映 | 離島における交流活性化については、「4-(4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出」の中で取組を記載しております。 | 企画部 |
| 560 | 22 | 14 | <p>新たな振興計画(骨子案)は全体を通じて自然を保全することよりも利用することに重点が置かれていることが問題であると考えます。沖縄の周辺にはサンゴ礁が発達しており、以前から開発等による影響で劣化していましたが、近年は気候変動による影響もさらに大きくなりました。以下に問題点を記します。</p> <p>人間活動により出される海中騒音の問題が近年世界中で大きな問題となっています。船舶の航行、工事、海底掘削、海砂採取、ソナーなどの使用、風力発電、軍事活動などが問題となる行為となります。クジラやジュゴンなどの海棲哺乳類が海中でコミュニケーションを取ることはよく知られていますが(Erbe et al. 2019)、最近では魚類や無脊椎動物も音を利用していることがわかり、人為的な音がサンゴの幼生の定着や魚類にも影響するという研究結果が出ています(Mark J. A. Vermeij et al.,2005)。</p> <p>振興案には海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入推進とありますが、この方法は第一に発電機の設置自体が海の生物の住み場所を奪い、海流の変化を引き起こすことが知られています(IUCN, 2021)。また発電機が漁礁効果を発揮し魚を呼び寄せるため水産業には影響しないので影響は小さいとする文献もありますが(e.g., Lena Bergström et al)、本来その場所にいない魚類を引き付ける漁礁効果があるということは海洋生態系に変化が及んでいるということになります。漁業に影響がない場合でも海洋生態系は水産対象種だけで構成されているわけではないので、設置に伴い海洋生態系全体へ及ぶ影響への考慮が必要です。また洋上風力発電が海の環境に与える影響は大きいとする研究(A.B. Gillet al. 2005)もあります。また多くの文献が発電機が出す騒音自体は他の比べると低いものの、長期間にわたる蓄積する影響は不明であると結論づけています(e.g. IUCN 2021, R. William et al)。これは洋上風力発電が導入されてまだ日が浅いことに起因します。またさらなる懸念は洋上風力発電は欧米が主な導入先進地で研究も行われていますが、これらの海域にはサンゴ礁は発達していないため、サンゴ礁への影響はいまだ不明です。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 |
| 561 | 22 | 21 | 海洋人材という言葉の定義が書かれていませんでしたが、海洋の利用のみならず海洋の保全に貢献することができる人材の育成に力を入れるべきであると考えます。 | ③その他 | 海洋人材とは、土木、運輸、海洋エネルギー等、広く海洋産業が必要とする専門人材を指しております。 | 商工労働部 農林水産部 企画部 環境部 土木建築部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|----------|---|----------------------------------|
| 562 | 22 | 17 | <p>加えて、最近では魚類養殖が、魚類の繁殖率を低下させ、魚類にも環境へも悪影響をもたらす恐れがあるとする研究結果も出ています(AFPBB ニュース2021年2月22日、パタゴニア2019年)。従来問題がないとされてきた方法を長年に適用した結果が本当に良いかどうか、慎重に判断する必要があります。</p> <p>特にサンゴ礁生態系に関しては知見が不足しているということもあり、利用の拡大や新規技術の導入は慎重に行い、不明な場合は予防原則を適用しながら進めることが大事です。重要な海域を保護区に設置して保護を優先する場所を選定するなどのゾーニングを行い、重要なものは保護されるようにする必要があります。この際に誰一人取り残さないよう市民との合意形成を行い、市民参加のもと利用する場所と保全する場所のゾーニングを行うことが大事です。またサンゴ礁を守ることが自然災害のリスクを減らすことにもつながることも重要な点です。</p> <p>沖縄の財産であるサンゴ礁を大切にしてくださいと振興案にいただき、沖縄らしい自然を活かして希望にあふれ活力のある豊かな持続可能な島にしてくださいとを要望します。</p> | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 | 環境部 |
| 563 | | | <p>・多文化共生社会の意義 「労働力」が必要だから外国人を受け入れるのではなく、沖縄の先人たちがそうであったように、多様なルーツを持つ人々が沖縄で暮らし、様々な文化が混在することで沖縄の新たな魅力が生まれ、豊かな沖縄に繋がると考える。外国人を人的資源として捉えるのではなく、ともに地域に生きる一員として考えることが肝要である。そして外国人も含めたすべての人びとが沖縄で生き生きと生活し活躍するために、人権の尊重は不可欠であると考える。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部</p> <p>文化観光スポーツ部</p> |
| 564 | | | <p>・外国人の人権の尊重について言及すること 日本政府が批准している国際人権条約には「外国人の地位・権利」について、「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている」と謳っている。現在の沖縄県ではアパートの賃貸契約や携帯電話の契約など、日常生活の何気ないところにも、言語のみならず制度の壁が存在している。制度の変更を国に働きかけていくことと同時に、今現在沖縄で暮らしている外国人の人たちの安心・安全な生活のために、困りごとに対応するワンストップ支援センターの設置など、細やかな支援が必要であると考え。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、平成31年4月から、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が主体となって相談窓口を設け、「外国人のための法律生活相談」を実施しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>子ども生活福祉部</p> <p>文化観光スポーツ部</p> |
| 565 | | | <p>・言語保障について言及すること 骨子案では「在住外国人等が住みやすい地域づくり」が入っているが、具体的な施策については一切述べられていない。現在の沖縄県では交通標識、公的文書や申請書類等、日本語でしか提供されていないことはもちろん、その内容が複雑であること、日常生活の至るところに、言語の壁が存在している。日本語教育(日本語を学ぶ機会)の提供＝言語保障事業(本来は手話なども入るべき)が住みやすい地域づくりという観点でも重要である。</p> | ①素案に反映 | <p>県では、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、やさしい日本語を含め、多言語での情報発信や、多言語による生活相談等を実施しております。</p> <p>ご意見に係る取組については、新たな振興計画(素案)において、「4-(2)-イ 多文化共生社会の構築」の中で記載しております。</p> | <p>文化観光スポーツ部</p> |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|---|---|--|------------|---|--|
| 566 | | | ・外国人と県民双方への多文化理解を促進するような教育を 骨子案では「外国人材の受入環境の整備」があげられているが、具体的な施策については一切述べられていない。多文化共生社会の実現のためには、外国人と県民の相互理解が肝要であり、宗教、行事、食事や慣習などを含む、お互いの様々な文化や価値観などについて学ぶ機会の提供や、県民に対して多文化共生社会の意識を知る取り組みを進めることが必要である。 | ①素案 に反映 | 県では、国際交流員による小中学校訪問による異文化理解授業の実施や、県民向けのシンポジウム等の開催等を通じて、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の地域づくりを推進しております。 新たな振興計画(素案)において、外国人労働者への支援については「3-11)-ア-④ 外国人材の受入環境の整備」で、在住外国人等が住みやすい地域づくりについては「4-2)-イ① 在住外国人等が住みやすい地域づくり」の中で取組を記載しております。 | 商工労働部 文化観光スポーツ部 |
| 567 | 0 | | ①宮古圏域にある文化や暮らしに主眼を置いた振興計画を 本骨子案における宮古圏域の振興計画では、観光設備の強化や観光客に向けた農産物のブランド化、イベント等に対応できる公園整備などが謳われ、次の10年についても観光産業を主軸として検討されているが、これらはずまり、宮古圏域外部の人の為の振興計画となっている。宮古圏域の固有で多様な文化の保全継承などについては、一文も触れられていないことに懸念を示す。 高齢化や集落からの人口流出が最大の課題と挙げられている今、小さな拠点作りや各地に残る固有で多様な文化の保全継承、住民の生活に紐づいた交通・住宅・スポーツ施設等の強化や整備が優先課題であり、この先重点的に取り組むべきことである。 | ①素案 に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、宮古圏域においては「若年層の流出」の課題や、「伝統文化の継承及び国内外の交流促進」「生活環境基盤の整備」「まちづくりの推進」「離島を結び、支える交通体系の整備」などについて、記載しております。 | 企画部 文化観光スポーツ部 土木建築部 |
| 568 | 0 | | ②住民主権型社会を目指し、住民へのノウハウの蓄積や教育の機会を充実させるべき 観光への関わりや医療・教育に関するICTの活用、気候変動等の地球規模の課題や島嶼地域が抱える脆弱性等の理解、これら課題に住民が主体的に関わることの重要性など、持続可能な社会づくりを牽引できる住民を育成する機会を充実させる必要がある。 例えば、観光においては、外部資本や観光客のニーズに合わせることを優先させるのではなく、住民が観光にどう主体的に関わり幸福度を高めていくかの観点で、住民の権利の明確化や、開発や観光地利用に係るルールの明確化、また多言語対応や観光産業従事者の充実など、住民に対する様々な面での人材育成が必要である。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 保健医療部 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 569 | 0 | | ③宮古圏域全体の持続可能性を追求すべきであって、宮古圏域の観光や発展を持続可能にすることが目的であってはならない 持続可能な発展や観光についての記述が多々見受けられるが、宮古圏域では既に観光公害が顕著になり住民の暮らしや環境に悪影響が出ていることが明らかになっている。また感染症発生時には観光産業やブランド作物のレジリエンスが低いことも露呈した今、注力すべきは宮古圏域における「持続可能な社会」である。 天候不良や台風発生時には物流も止まってしまうことに加え、身近に迫る世界的な食糧危機等のリスクを踏まえ、県外の消費者や宮古圏域に訪れる観光客に向けたブランド作物ではなく、域内の住民の暮らしを支えるための食づくりが重要で、域内の食料自給率を向上させることを重点的に捉えるべきである。また、医療体制の充実なども記載があるが、予防のための検診体制の強化や健康増進の取り組みについても取り組む必要がある。そして何より、海に囲まれる島嶼地域である特徴を捉え、環境保全が最優先課題であることを認識し、全ての施策において、「その環境への影響を正しく分析し、環境への負荷を限りなく0とする」を前提に掲げ推進していくべきである。 | ③その 他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 文化観光スポーツ部 農林水産部 |

| 意見番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応区分 | 県の考え方 | 担当部局 |
|------|----|---|--|--------|---|----------------------------------|
| 570 | 0 | | ①宮古圏域にある文化や暮らしに主眼を置いた振興計画を 本骨子案における宮古圏域の振興計画では、観光設備の強化や観光客に向けた農産物のブランド化、イベント等に対応できる公園整備などが謳われ、次の10年についても観光産業を主軸として検討されているが、これらはつまり、宮古圏域外部の人の為の振興計画となっている。宮古圏域の固有で多様な文化の保全継承などについては、一文も触れられていないことに懸念を示す。 高齢化や集落からの人口流出が最大の課題と挙げられている今、小さな拠点作りや各地に残る固有で多様な文化の保全継承、住民の生活に紐づいた交通・住宅・スポーツ施設等の強化や整備が優先課題であり、この先重点的に取り組むべきことである。 | ①素案に反映 | ご意見の趣旨を踏まえ、宮古圏域においては「若年層の流出」の課題や、「伝統文化の継承及び国内外の交流促進」「生活環境基盤の整備」「まちづくりの推進」「離島を結び、支える交通体系の整備」などについて、記載しております。 | 企画部 文化観光スポーツ部 土木建築部 |
| 571 | 0 | | ②住民主権型社会を目指し、住民へのノウハウの蓄積や教育の機会を充実させるべき 観光への関わりや医療・教育に関するICTの活用、気候変動等の地球規模の課題や島嶼地域が抱える脆弱性等の理解、これら課題に住民が主体的に関わることの重要性など、持続可能な社会づくりを牽引できる住民を育成する機会を充実させる必要がある。 例えば、観光においては、外部資本や観光客のニーズに合わせることを優先させるのではなく、住民が観光にどう主体的に関わり幸福度を高めていくかの観点で、住民の権利の明確化や、開発や観光地利用に係るルールの明確化、また多言語対応や観光産業従事者の充実など、住民に対する様々な面での人材育成が必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 企画部 保健医療部 教育庁 文化観光スポーツ部 |
| 572 | 0 | | ③宮古圏域全体の持続可能性を追求すべきであって、宮古圏域の観光や発展を持続可能にすることが目的であってはならない 持続可能な発展や観光についての記述が多々見受けられるが、宮古圏域では既に観光公害が顕著になり住民の暮らしや環境に悪影響が出ていることが明らかになっている。また感染症発生時には観光産業やブランド作物のレジリエンスが低いことも露呈した今、注力すべきは宮古圏域における「持続可能な社会」である。 天候不良や台風発生時には物流も止まってしまうことに加え、身近に迫る世界的な食糧危機等のリスクを踏まえ、県外の消費者や宮古圏域に訪れる観光客に向けたブランド作物ではなく、域内の住民の暮らしを支えるための食づくりが重要で、域内の食料自給率を向上させることを重点的に捉えるべきである。また、医療体制の充実なども記載があるが、予防のための検診体制の強化や健康増進の取り組みについても取り組む必要がある。そして何より、海に囲まれる島嶼地域である特徴を捉え、環境保全が最優先課題であることを認識し、全ての施策において、「その環境への影響を正しく分析し、環境への負荷を限りなく0とする」を前提に掲げ推進していくべきである。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 | 環境部 文化観光スポーツ部 農林水産部 |
| 573 | 11 | 3 | 「性の多様性(LGBTQ等)」の部分は、現在声を挙げ始めたマイノリティについて意識した箇所であり、歓迎している。一方で、性をめぐりより包括的な概念であるSOGIESCを使用の方が適切であるように思う。例えば、同性愛嫌悪に基づくハラスメントも女性嫌悪に基づくハラスメントも同様にこの概念で問題化できるという利点があり、「互いの違いを認め合い、～」と後ろに続く文章との一貫性を考えても良いと思う。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 574 | 28 | 1 | 「ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重」という部分についてだが、性的マイノリティをはじめとする現在差別や偏見にさらされている人々がいることを意識した文言の趣旨を歓迎したい。一方で、「性の多様性の尊重」という部分を「SOGIESCに基づく差別の解消」とするとより包括的かつ具体的に思うので、ご検討願いたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |

| 意見 番号 | 頁 | 行 | ご意見 | 対応 区分 | 県の考え方 | 担当 部局 |
|----------|----|----|---|----------|---|----------|
| 575 | 28 | 4 | 「国際的な家庭問題への支援の推進」とあるが、やや抽象的であり、性的マイノリティを含む多様な家族が包括されているのかに不安のある文言である。そこで、「国際的なパートナーシップ関係及び家族が抱える困難の把握と支援の実地」としてはどうか。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 576 | 28 | 5 | 「性の多様性を尊重する共創社会の実現」の部分は、やや曖昧であるので、「SOGIESCに基づく差別の解消と人権の保障」としてはどうか。実際に、沖縄県は行政として、性的マイノリティをはじめとした多様な人々が利用しやすい行政サービスを早急を実現してほしい。様々な困りごとが生じた時の相談窓口(貧困、DV、性暴力等)に立つ職員のSOGIESCに関する研修の実施、及び、研修を受けていることの明示、パンフレット・ホームページ等の広報において様々なセクシュアリティの人々が利用可能であることの明示を行ってほしい。また、DVや困窮者のためのシェルター等の宿泊・生活施設が、性的マイノリティの観点からみてもユニバーサルなデザインになっているのか等の確認も行っていただきたい。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 577 | 41 | 4 | 「ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進」とあるが、多様な人材として挙げられているのは、マイノリティであるようなので、「ア 雇用機会の確保とマイノリティに対する障壁の除去及び活躍促進」としてはどうか。さらに、下位の項目として「性的マイノリティが活躍できる環境づくり」も入れるべきではないか。 | ③その他 | 「3-(11)-ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進」は雇用施策について記述する項目であり、労働力の確保という観点から特に重要である女性や高齢者、障害者を項目として柱立てしております。ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 商工労働部 |
| 578 | 27 | 25 | 「格差が生まれにくい共助・共創社会の実現」とあるが、意味が伝わりにくいので、「格差の解消及び共創社会の実現」とすると良いのではないだろうか。行政の計画に「共助」が入るのは違和感があるので、削除を希望する。 | ③その他 | ご意見の趣旨は今後の参考にさせていただきます。 | 子ども生活福祉部 |
| 579 | 28 | 2 | 「家庭や職場における男女共同参画の推進」の部分は、非常に重要なので、小項目で別々にした方が良いのではないか。家庭の部分を「家族生活におけるジェンダー平等の実現」とし、男性の育児休業取得の促進やペアレントトレーニングの実施などを行政に期待したい。沖縄県も目標値を設定し、育児休業等の取得率を率先して高めてほしい。また、職場の部分は「職場におけるジェンダー平等の実現」とし、男性が家庭におけるケア労働に参画できるような職場の雰囲気・環境づくり(男性の育児休業取得率の向上、子どもの風邪等への男性の対応を奨励する雰囲気、保育園の送迎の時間に間に合う等の労働環境の改善)などを促進してほしい。女性が働きやすい・活躍できる職場作りのためには、ジェンダーに関するステレオタイプやアンコンシャスバイアスの除去のための研修等も必要である。 | ③その他 | ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ジェンダー格差を解消する施策は2-(5)-ア-①家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進に記載しております。 | 子ども生活福祉部 |